

目 次

第1号（12月9日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	5
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	8
町長提出第122号議案	10
町長提出第123号議案	11
町長提出第124号議案	12
町長提出第125号議案	12
町長提出第126号議案	12
町長提出第127号議案	13
町長提出第128号議案	13
町長提出第129号議案	13
町長提出第130号議案	13
町長提出第131号議案	13
町長提出第132号議案	13
町長提出第133号議案	13
町長提出第134号議案	13
散 会	16
署 名	17

第2号（12月12日）

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	19
事務局職員出席者	19

説明のため出席した者の職氏名	20
開 議	20
会議録署名議員の指名	20
一般質問	20
8番 青木 克弥君	21
2番 村上 英喜君	41
5番 道信 俊昭君	54
15番 沖田 守君	66
6番 岡田 克也君	85
1番 京村まゆみ君	98
散 会	112
署 名	113

第3号（12月13日）

議事日程	115
本日の会議に付した事件	115
出席議員	115
欠席議員	115
事務局職員出席者	115
説明のため出席した者の職氏名	116
開 議	116
会議録署名議員の指名	116
一般質問	116
11番 川田 剛君	117
12番 小松 洋司君	137
4番 竹内志津子君	150
7番 三浦 英治君	168
13番 米澤 宥文君	184
14番 後山 幸次君	197
散 会	216
署 名	217

第4号（12月14日）

議事日程	219
本日の会議に付した事件	220
出席議員	221

欠席議員	2 2 2
事務局職員出席者	2 2 2
説明のため出席した者の職氏名	2 2 2
開 議	2 2 2
会議録署名議員の指名	2 2 3
町長提出第 1 2 3 号議案	2 2 3
町長提出第 1 2 4 号議案	2 2 9
町長提出第 1 2 5 号議案	2 3 7
町長提出第 1 2 6 号議案	2 3 9
町長提出第 1 2 7 号議案	2 7 2
町長提出第 1 2 8 号議案	2 7 3
町長提出第 1 2 9 号議案	2 7 4
町長提出第 1 3 0 号議案	2 7 4
町長提出第 1 3 1 号議案	2 7 5
町長提出第 1 3 2 号議案	2 7 6
町長提出第 1 3 3 号議案	2 7 7
町長提出第 1 3 4 号議案	2 7 9
町長提出第 1 3 5 号議案	2 8 0
発議第 6 号	2 8 2
発議第 7 号	2 8 5
発議第 8 号	2 9 2
発議第 9 号	2 9 3
経済常任委員会の請願審査報告について	2 9 6
総務常任委員会の所管事務調査中間報告について	2 9 8
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	3 0 0
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	3 0 6
閉 会	3 0 9
署 名	3 1 0

津和野町告示第 59 号

平成 23 年第 8 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 23 年 11 月 15 日

津和野町長 下森 博之

1 期 日 平成 23 年 12 月 9 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君
板垣 敬司君
道信 俊昭君
三浦 英治君
斎藤 和巳君
川田 剛君
米澤 宥文君
沖田 守君

村上 英喜君
竹内志津子君
岡田 克也君
青木 克弥君
河田 隆資君
小松 洋司君
後山 幸次君
滝元 三郎君

○12月12日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成23年第8回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

平成23年12月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成23年12月9日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出第122号議案 専決処分の承認を求めることについて

町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につい

て

日程第5 町長提出第123号議案 津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負
変更契約の締結について

日程第 6 町長提出第 124 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 125 号議案 津和野町埋蔵文化財資料室の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 8 町長提出第 126 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 9 町長提出第 127 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 町長提出第 128 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 町長提出第 129 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 12 町長提出第 130 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 13 町長提出第 131 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 町長提出第 132 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 町長提出第 133 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 町長提出第 134 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 122 号議案 専決処分の承認を求めることについて
町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 123 号議案 津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結について

日程第 6 町長提出第 124 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 125 号議案 津和野町埋蔵文化財資料室の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 8 町長提出第 126 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第9 町長提出第127号議案 平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第10 町長提出第128号議案 平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第11 町長提出第129号議案 平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第12 町長提出第130号議案 平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第13 町長提出第131号議案 平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第14 町長提出第132号議案 平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)

日程第15 町長提出第133号議案 平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第2号)

日程第16 町長提出第134号議案 平成23年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)

出席議員(16名)

1番 京村まゆみ君

2番 村上 英喜君

3番 板垣 敬司君

4番 竹内志津子君

5番 道信 俊昭君

6番 岡田 克也君

7番 三浦 英治君

8番 青木 克弥君

9番 斎藤 和巳君

10番 河田 隆資君

11番 川田 剛君

12番 小松 洋司君

13番 米澤 宥文君

14番 後山 幸次君

15番 沖田 守君

16番 滝元 三郎君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 長嶺 常盤君

教育長職務代行者	……	世良 清美君	参事	……………	右田 基司君
総務財政課長	……………	島田 賢司君	税務住民課長	……………	米原 孝男君
まちづくり政策課長	…	内藤 雅義君	営業課長	……………	大庭 郁夫君
地域振興課長	……………	久保 睦夫君	健康保険課長	……………	水津 良則君
農林課長	……………	田村津与志君	商工観光課長	……………	長嶺 清見君
建設課長	……………	伊藤 博文君	環境生活課長	……………	長嶺 雄二君
会計管理者	……………	山本 典伸君			

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めまして、おはようございます。ことしは師走に入りましても、比較的らしくない天気といたしますか、比較的暖かいお天気が続きまして、ところでございますけれども、昨日あたりから寒波が入り込んできたようでございまして、けさほどは青野の山頂、真っ白になっておりました。ことしもあと3週間というところでございます。何かと気ぜわしいこのごろではあろうかと思っておりますけれども、本日から平成23年第8回の津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。どうぞ慎重なる審議をよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第8回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、青木克弥君、9番、齋藤和巳君を指名いたします。

それでは、先日議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議をしていただいておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、齋藤和巳君。

○議会運営委員長（齋藤 和巳君） おはようございます。それでは、報告させていただきます。

議会運営委員会協議報告書。議会運営委員会を平成23年12月5日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日12月9日金曜日から14日までの6日間といたしたいと思います。

初日の9日金曜日は、議長並びに組合議員より諸般の報告を受けた後、専決案件については質疑、討論、採決を行います。その後、町長提出の議案説明を受け、散会したいと思います。

10日土曜日、11日日曜日は休会といたします。

12日月曜日、13日火曜日の2日間は、一般質問を行います。今回の一般質問は12人の38件であります。

14日水曜日は、町長並びに議員提出議案の質疑、討論、採決を行い、委員会報告をもって全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成23年12月9日、津和野町議会議長滝元三郎様、議会運営委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月14日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月14日までの6日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告

【9月定例会以降】

- | | | |
|-----------|-----------------------|------|
| 10月 6日（木） | 広報委員会 | |
| 9日（日） | 日原地域婦人会との懇談会（山村セ） | 議長他 |
| 11日（火） | 広報委員会 | |
| 13日（木） | 文教民生常任委員会（所管事務調査） | 委員5名 |
| | 広報委員会 | |
| 18日（火） | 鹿足郡事務組合議会 | 議員4名 |
| | 鹿足郡不燃物処理組合議会 | 議員3名 |
| | 鹿足郡養護老人ホーム組合議会 | 議員2名 |
| | 日原遺族会総会（丸立寺） | 副議長 |
| 19日（火） | 水曜会（町民セ） | 議長 |
| 26日（水） | 益田地区広域市町村圏事務組合議会（益田市） | 議員2名 |

- 27日(木) 臨時会
- 28日(金) 津和野戦没者追悼式(稲成神社) 議長
- 31日(月) CATV委員2町打ち合わせ 議長他
- 11月 3日(木) 津和野町功労者表彰式(山村セ) 議長他
- 7日(月) 経済常任委員会(請願審査) 議長 委員5名
- 10日(木) 文教民生常任委員会(所管事務調査) 委員5名
- 12日(土) 津和野町合同ふるさと交流会(稲成神社) 議長他
- 13日(日) 近県学校音楽大会(津体) 議長
- 15日(火) 全国町村議長大会(東京) 議長 ~17日
- 18日(金) 全員協議会
鹿足郡町村議会議員研修(町民セ) 議長他
- 21日(月) 総務常任委員会(所管事務調査) 議長 委員4名
- 22日(火) 山陰自動車道(益田~萩間)整備促進決起大会 議長他
- 23日(水) 農産物品評会(稲成神社) 議長
- 24日(木) 総務常任委員会(所管事務調査) 議長 委員4名
- 25日(金) 一期議員研修会(松江市) 議員2名
- 12月 1日(木) 歳末特別警戒出動式(津警察署) 議長
- 2日(金) 一般質問通告締め切り
- 5日(月) 議会運営委員会
- 7日(水) 水曜会(明月) 議長

【視察関係】

- 10月19日(水) 青森県六戸町議会14名 議長・町長・地域振興課(課長・副主任主事)
- 21日(金) 東京都杉並区議会5名 議長・町長・教育委員会係長(2名)
- 11月 8日(火) 岡山県奈義町議会12名 議長・農林課長・地域振興課(課長・副主任主事)
鹿児島県肝付町議会9名 議長・商工観光課長・流鏑馬保存会(3名)

9月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。11月22日及び25日の議員派遣につきましては、緊急を要しましたので、津和野町会議規則第121条の規定により、議長において決定をいたしましたので、報告をいたします。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合の各組合議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思っております。

日程第4. 議案第122号

○議長（滝元 三郎君） 日程第4、議案第122号専決処分の承認を求めることについて、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は、12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

早速でございますが、今定例会に提案をいたします案件は、専決処分案件1件、契約変更案件1件、条例案件2件、一般会計を初め各会計補正予算案件9件の合計13案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第122号専決処分の承認を求めることについてでございますが、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、専決をいたしましたので、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第122号 専決処分の承認を求めることについて
町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第122号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第122号専決処分
の承認を求めることについて、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については承
認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第123号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第123号津和野小学校屋内運動場
耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第123号津和野小学校屋内運動場耐震補強及び
改修工事請負変更契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、教育長職務代行者から御説明を申し上げますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

〔担当課長説明〕

.....
議案第123号 津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結に
ついて

.....
○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第124号

日程第7. 議案第125号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第124号津和野町非常勤の職員等
の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について及び日程第7、議案第125号津和野町
埋蔵文化財資料室の設置及び管理に関する条例の制定についての2案件につきましては、
会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第123号で——失礼いたしました。議案第12
4号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正に
ついて、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、教育長職務代行者から御説明を申し上げます。

続きまして、議案第125号でございますが、津和野町埋蔵文化財資料室の設置及び管理
に関する条例の制定について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、教育長職務代行者から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願
い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

〔担当課長説明〕

.....
議案第124号 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

議案第125号 津和野町埋蔵文化財資料室の設置及び管理に関する条例の制定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第8. 議案第126号

日程第9. 議案第127号

日程第10. 議案第128号

日程第11. 議案第129号

日程第12. 議案第130号

日程第13. 議案第131号

日程第14. 議案第132号

日程第15. 議案第133号

日程第16. 議案第134号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第126号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第5号）より日程第16、議案第134号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）まで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第126号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ3億5,739万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額77億2,913万4,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第127号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ494万円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額10億8,489万円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第128号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ36万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額12億8,272万7,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第129号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ537万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,156万3,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第130号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ178万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額3億9,310万8,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第131号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ予算総額3億5,079万4,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第132号平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ43万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額1,391万6,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、教育長職務代行者から御説明を申し上げます。

議案第133号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ522万円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額8,461万9,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第134号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)についてでございますが、収益的収入を362万9,000円追加し、予算総額7億3,796万4,000円とし、収益的支出を46万2,000円追加し、予算総額7億5,822万4,000円とし、資本的支出を52万5,000円追加し、予算総額1億5,698万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第126号 平成23年度津和野町一般会計補正予算(第5号)

○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第127号 平成23年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第128号 平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第129号 平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

.....

○議長(滝元 三郎君) 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第130号 平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第131号 平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

.....

○議長(滝元 三郎君) 教育長職務代行者。

〔担当課長説明〕

.....

議案第132号 平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)

.....

○議長(滝元 三郎君) 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第133号 平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第2号)

.....

○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第134号 平成23年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)

.....

○議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、本日までには受理をした要望書等は、既に御配付のとおりでございます。

.....

○議長(滝元 三郎君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午前9時59分散会

.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 23 年 第 8 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 2 日）

平成 23 年 12 月 12 日（月曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 23 年 12 月 12 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宕文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	………	下森 博之君	副町長	………	長嶺 常盤君
教育長職務代行者	………	世良 清美君	参事	………	右田 基司君
総務財政課長	………	島田 賢司君	税務住民課長	………	米原 孝男君
まちづくり政策課長	…	内藤 雅義君	営業課長	………	大庭 郁夫君
地域振興課長	………	久保 睦夫君	健康保険課長	………	水津 良則君
農林課長	………	田村津与志君	建設課長	………	伊藤 博文君
環境生活課長	………	長嶺 雄二君	会計管理者	………	山本 典伸君
商工観光課課長補佐	…	松本 康志君			

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番、河田隆資君、11番、川田剛君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、8番、青木克弥君。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

本日、一般質問をする要旨でございますが、再三再四、私は、町の行政が総合力を発揮するのは、いわゆる組織力だと、というぐあいだに思っていて、そのことについていろいろな場面でその関係の質問をしてまいりました。

本日は、そういった意味で、今、町が進めようとしております、第二次の行財政改革大綱を、今まさに、つくられようとしておるわけでございますが、それはいろいろな条件の中で、主には、行政評価制度等々を取り入れながら、それをもとに職員の資質を向上させるということも含めて取り組んでまいるといふことで述べられてございます。

そうした意味で、この組織改革といったものは行政の根幹の事務事業の見直しに基づいて行うものという認識については、今までも再三再四、議論し、町長もその認識でおられるということを確認しておるところでございますが、事務事業を見直しながら組織を改革するということの基本は、その中における人間が、いわゆる働く人たちがどのように生き生きとその仕事を全うするかということにかかろうかというぐあいに思います。

本日、質問しますのは、そういった意味で、その一つの事例を挙げながら質問させていただきたいというぐあいに思います。

現在、津和野町を取り巻く情勢の中で、最も大きな課題の一つとして、高齢化福祉対策といったものが挙げられようかと思えます。

この問題につきましては、再三質問をしておりますけれども、その中で、昨年9月の定例会に質問をいたしました、その事例をもとに、本日、進めてまいりたいというぐあいに思います。

その中で、いろいろな質問をしました回答の中で、今、現状と課題が述べられておるわけでございますが、現状では、介護予防事業に忙殺され、高齢者の（ ）総合相談業務包括的継続的ケアマネジメントが十分対応されてない状況にあるということ、いわゆる地域包括支援センターのことについて述べられてございます。

その中で、現在の職員体制について検討をする必要がある、いうぐあいに述べられました。

そこで、職員の現在の職員体制についてどういうぐあいに検討されたのかということが一点。

それから、2番目に、生活支援サービスの中で、医療機関への受診、買い物、預貯金の出し入れ等、いわゆる生活に直接かかわるサービス、そういったことについても検討したいということが述べられました、それを。

3番目に、高齢者が地域の中で孤立したり、閉じこもりながらそういうぐあいにならないように自由に出かけていくという、つまり、高齢者の居場所づくり、そういったものも今後検討していく必要があるというぐあいに述べられてございます。

それから、4番目には、地域包括センターの整備について述べられてございまして、高齢者福祉対策を効率的、機能的に推進するために的確な現状把握のもとで、圏域に必要なサービスを盛り上げ、盛り込んだ事業計画の見直しが必要ということが述べられ、また、高齢者ケアニーズの増大、認知症を有する人の増加、生活支援や成年後見等さまざまな支援が切れ目なく提供されるために、関係機関との連携をさらに深め、地域包括センターの整備が必要であるというぐあいに述べられました。

そこで、今、申しあげましたこの4点についてどのように検討をされたのかをお伺いをしたいと思います。

それは、まさに検討事項でございまして、当然、検討されているわけでありますから、その後の対策としてどういうぐあいに打ち出されたのかについて、2点お伺いをしたいと思います。

1点目は、先ほども申しあげましたように、さまざまな事務事業を見直すために、行政評価制度いうものを取り入れられて事務事業を見直されるわけですが、今年度もその行政評価制度を取り入れながら4分の1の事業について評価をされたいというぐあいに述べられてございますが、その関係事務事業、このことについては、どういうぐあいにその評価制度をこの、今、関連された事務事業の見直しとともに、位置づけているのかということが第1点。

それから、2番目には、先ほども若干触れましたが、効率的にこのことを進めていくためには、医療機関を含めた関係機関との連携あるいは事務事業といったものを一元化することが必要だということをおっしゃるわけですが、そのことについて、今後の対策としてどう考えているのかということが2点目でございます。

今、現状を少し述べましたが、特に、現在、ひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯というのは年々増加してまいっております。ちなみに、本町の高齢者世帯が全体の人口に占める割合というのを見てみますと、高齢者世帯が平成21年度には40.2%であったものが、23年度には40.7%に進んでおりまして、それから、特に問題なのは独居世帯、ひとり暮らしの世帯が、これも年々進んでおりまして、現在、23.7%を占めるまでに及んでございます。

そういったことを含めるとともに、それからまた、今年度から居宅介護サービスの若干の施設の変更等々もございました。

そういったことを含めると、早急にこの問題に着手しなければならない。

そしてまた、これもまた事務事業の見直しと機構改革というのは切っても切れない関係にあるわけですが、だからといって、この組織だけを変えるわけにはまいらん。ということになりますれば、全体の組織機構をどう見直していくかということの視点で議論しなければならないというぐあいに考えておるわけでございます。

そこで、今、申しあげました、この数点についてまずお答えを願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日より一般質問ということでございまして、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

高齢者福祉対策における組織機構の見直しについての御質問でございます。

まず、検討状況につきまして、1つ目の地域包括支援センターの職員体制についてでございますが、地域住民が住みなれた地域で安心して過ごすためには、一人一人のニーズに応じ

て医療や介護のみならず、さまざまな生活支援サービスが日常生活の場で用意されていると同時に、サービスがばらばらに提供されるのではなく、包括的・継続的に提供できるような地域の体制が整っていなければなりません。包括的・継続的にサービスを提供するには、地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要であります。

しかしながら、現在の地域包括支援センターにおいては、介護予防業務などの比重が過剰となり、必ずしも包括的・継続的にサービスが提供される体制づくりができていないのが現状であります。

平成22年6月以降、1名が欠員であった介護支援専門員は、平成23年5月より2名体制になり、何とか介護保険にかかわる新規の認定調査や予防給付業務が落ちついていた状況にありました。

しかし、平成24年1月より再び介護支援専門員が1名欠員となる状況にありますので、早急に介護支援専門員の補充を行う必要があります。

2つ目の生活に直接かかわるサービスについての検討状況でございますが、福祉事務所の事業として、在宅福祉で生活に直接かかわるサービスとして「食」の自立支援事業（配食サービス）を実施しております。65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯で食事づくりや栄養管理が困難な方に対して、週最大2回利用できるサービスでございます。現在は、91人の登録者がおられ、年間延べ食数は6,911食受けられておられます。自己負担金は400円であります。

また、緊急通報装置貸与事業においては、緊急通報装置を208世帯に設置し、65歳以上のひとり暮らし世帯を中心に、緊急時の対応をカバーする体制として位置づけております。

高齢者地域支援体制事業として、心配ごと相談を月2回実施するとともに、老人クラブを中心にスポーツ・レクリエーション活動を行っております。

今後においても継続をしていき、高齢者が少しでも在宅で暮らせる体制づくりについて実施をしていきたいと思っております。

地域包括支援センターとしては、配食サービスの紹介や町内業者による弁当配達等の紹介等を行っております。また、配食サービス配達時に安否確認をあわせて行ってもらっており、ひとり暮らしの高齢者に対しては、地域の民生委員による安否確認がされている状況であります。

要介護認定者については、介護支援専門員やサービス事業所等により、サービス可能な範囲の中で医療機関への受診や買い物、預貯金の出し入れ等の外出支援、安否確認等を実施しております。

3つ目の高齢者の居場所づくりに関する検討事項についてでございますが、元気な高齢者の居場所づくりとして、福祉事務所では、お達者サロンを実施しております。身近な地元

でのミニデイサービスで日中の居場所づくりを行っており、会員数は743人で、年間利用者数は6,145人になっております。

また、健康保険課の事業で、転倒予防教室、元気アップ教室、ゴムバンド教室、いきいき脳健康教室、認知症講演会などを実施しており、昨年の実績は、延べ人数として1,470人が参加しております。今後も在宅以外での居場所づくりに努めていきたいと思っております。

現在、交流の場として介護保険を利用しなくても参加できるお達者サロンの事業として実施されております。

合併当初からの課題であったお達者サロン事業は、現在も統一されないまま、開催回数や開催方法が異なっております。早急に、体制づくり等を含め、関係機関等と協議が必要でございます。

地域包括支援センターが実施している介護予防事業については、できるだけ参加しやすいように、自治会単位で開催するように心がけてはおりますが、自治会そのものが高齢化する中で、自治会行事として計画するところは少ない状況であります。

町民の声として「気軽に出かけるところがない」という声もお聞きしておりますので、公民館等気軽に立ち寄れる場所の検討が必要であると考えております。

4つ目の地域包括支援センターの整備に関する検討状況についてでございますが、職員体制については、介護支援専門員の増員を早急にする必要があります。また、地域包括支援センターは、現在津和野庁舎に設置されておりますが、気軽に相談に訪れやすい場所とも言いがたいのではないかと、設置場所としては、気軽に相談に訪れやすいところであればよいと考えております。

現在、津和野共存病院に移転をすればどうかという意見もございます。

今後においては、介護予防や医療との連携の強化のためには検討が必要であると考えております。

今後の対策に関しまして、1つ目の行政評価制度における今年度の評価項目についてでございますが、行政評価制度の実施に当たっては、平成26年度から全評価対象事業を評価することを目標として、平成23年度から平成25年度までの3カ年については、各課等の判断により、評価対象事業を選択して評価することとしております。

具体的には、平成23年度は全評価対象事業の4分の1、平成24年度は全評価対象事業の4分の2、平成25年度は全評価対象事業の4分の3を目標として行政評価を実施いたします。今年度は、評価初年度でもあり比較的評価しやすい事業から選定しており、高齢者福祉対策に係る平成23年度評価対象事務事業数は、福祉事務所が所管する事業が医療タクシー補助事業、ケア会議事業などの9事業、健康保険課が所管する事業がインフルエンザ予防事業、健康まつり事業などの27事業となっております。

なお、行政評価制度の内容につきましては、導入後も引き続き検証と見直しを行い、制度内容の精度を高める取り組みを行ってまいりたいと考えております。また、行政評価制度を段階的に実施することで、職員に対しましては、活動指標・成果指標のとらえ方、事業評価

の考え方など、制度内容の徹底を図るための研修を毎年度実施し、習熟度を上げるとともに、事務量の極端な増加につながらないように配慮していきたいと考えております。

2つ目の医療機関を含めた関係機関との事務の一元化につきましては、医療・介護サービスの提供において、医療法人橘井堂と地域医療対策室・地域包括支援センターでの業務連携により、津和野町の少ない人的資源の共有化が図られることが期待できます。

特に、医師を中心とした病院と地域包括支援センターの意見交換が定期または随時行うことが可能となり、医師や地域包括支援センター職員との意思疎通がスムーズになります。また、地域包括支援センターで実施している介護予防事業等が、これまで以上の効果をもたらすことにもつながります。

将来的には、保健・福祉・医療などにかかわる行政機関と病院との事務一元化を目的とした連携強化策を検討したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、お答えをいただきましたのですが、最初に申し上げましたように、この組織とか機構とか事務事業とかいったものにつきましては、以前から、この関係することに何回も質問しております。

その中で、本日もその、同じでございますが、その回答を見てみますと、検討を行う必要があるとか、体制づくりについて実施していきたいと思えますとか、具体的な内容がほとんど示されてございません。

特に、本日、この問題を取り上げておりますのは、22年の9月に質問した事項を中心に、今、議論を進めておるわけでございます。それは、したがって、そのことについて当然、庁内においても、あるいは関係機関との間にも、そしてまた、町長ともその話し合いが進めている、そういうことを前提に、今、質問しておるわけでございますが、残念ながらこの答えの中にそういうことが見えてございません。

もう一回お尋ねをいたしますが、職員体制については、この後、補充を行う必要がありますと、早急に介護支援専門員の補充を行う必要がありますとお答えになってございます。それは、どういうぐあいに行うのか、そのことはどういうぐあいに検討されて、具体的にはどの方向で進めようとしておるのか。

それから2番目に、生活に直接かかわるサービスについても体制づくりについて実施していきたい、高齢者が少しでも在宅で暮らせる体制づくりとは一体何なのか、それをどういうぐあいにして、どういう関係機関と結びつけようとしているのか、それが2番目。

それから、3番目の高齢者の居場所づくりにもお答えになってございますが、公民館等気軽に立ち寄れる場所の検討が必要である。必要であるならば、その公民館等気軽に立ち寄れる場所とは、一体どういうものを想定して考えているのか、それらはどういうぐあいにそれをケアしようとしているのか、運営しようとしているのか。

それから、地域包括支援センターの整備でございますけども、これにつきましても、介護予防や医療機関との連携の強化のために検討が必要だというぐあいにある。何の検討が必

要なのか、この点については、もう既に、その検討はするというぐあいに答えてございます、9月に。その後、何をどう検討したのかということが、示されてございませんし、今後も、どうしようとしているのかお答えになってございません。

行政評価制度につきましては、その次の議論で行いたいと思いますので、今の点について、まず、お答えをいただきたいと思えますし、当然、このことについては、町長と当然、その体制の問題でございますので、議論されておるといふぐあいに思えますし、町長は、そしてその担当課、福祉事務所であったり健康保険課であったり、あるいは諸関係機関があるといふぐあいに思えますけれども、そういうような検討事項についてどういふぐあいな指示を出されたのか、その点について担当課とともにお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） まず、1点目のお尋ねであります。体制についての補充を今後どのように考えておるかという御質問であります。ケアマネが突然、自身の介護の関係が発生しまして、今年度でやめたいということが急に話が出てまいりましたので、一応、ことしいっぱいは、引き継ぎ等もあるのでお願いしておりましたが、もう実際に対応が迫られて、今は介護休暇に入っておりますので、来年の1月からは1人、確実に欠員となります。

町内でいろいろ情報収集しましたが、なかなかそういうおいでになっていただける人が確保できないという状況にありますので、今はハローワークのほうにそれを、求人を出したいというふうを考えております。

それから、2番目の体制づくりのことでありますが、これは、大きな問題になるわけですが、包括支援センターにいろいろな情報が入ってまいりますが、橋井堂のほう、病院のほうにもやっぱりいろいろ包括支援センターにはない情報も入っておりますので、そこらあたりの情報の共有化を図ることが大事であろうかと、今後の体制づくりにはそういうことが考えられると思えます。

それから、3番目の公民館等気軽に立ち寄れる場所の検討ということですが、今、旧津和野のほうは、従来から公民館等は常勤でありましたが、旧日原のほうも、だんだん、今、公民館が常勤化になっておりますので、環境としては寄りやすい状況が生まれてきておるといふふうを考えておりますので、そこらあたりを気軽に利用していただきたいということもありますし、それから、仮に包括支援センターがもっとよりよい場所に、組織として移るとすれば、そこもまた立ち寄りやすい場所といふふうなことを前提に考えていきたいというふうを考えております。

それから、今の、何を包括支援センターは検討してきたかということですが、まずは、内部で内部協議をずっとしまして、それから、9月ごろからは、橋井堂との毎月1遍程度の情報交換というようなこともしてまいりました。それと、12月1日であったと思うんですが、橋井堂と包括支援センター、それから医療対策室で、そういう連携のとれておる飯南町のほうに視察に行っていました。

それから、先週であったかと思いますが、その視察も踏まえて、橘井堂と包括と医療対策室で情報交換等も行っております。ので、お互いに、その情報の共有化が、今後、大事であろうかというようなことの認識は徐々に深まってきておるといふふうに考えておりますので、今後も引き続きそういう方向で検討していきたいといふふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 2番目の、私のほうから各課等に対する指示の御質問についてでありますけれども、基本的に、きょうはこうして高齢者福祉対策ということで、御質問いただいておりますので、それぞれ課題がございますので、全体としてのこの高齢者福祉をどうスムーズに運営できるように、そういう体制づくり等をやっていくかということ、それを解決していくということが大切であるわけでありまして、当然、その総論としてとらえていかなければならないながらも、実際の活動というのは各論から一つ一つ、やはり進めていく必要があるわけがございます。

そうした中で、現在、私自身は、この地域包括支援センターでございますが、こちらの体制づくりからひとつ詰めていきたいと、そういう思いを持っております。そういう中、先ほども出ておりますように、介護支援専門員の補充等は、また、目の前のまた課題が新しく出てきたりしておるわけでありまして、それはまたそれといたしましても、現在のこの包括支援センターあるいは医療対策室等も含めて、津和野共存病院内に場所を設けて、そして、やっていくのかどうかということをも具体的な検討段階として、今、入っているというような状況でございます。これにつきましても、逐一、担当課からも報告を受けているところでございますが、実際、役場から職員が共存病院に移動するということになりましたときに、どこに場所を持っていくのか、共存病院の中でも、より町民の皆さんが気軽に訪れていただきやすいスペースを確保していく必要があるわけでありまして、それがその現実として、この共存病院内にどういうところに場所を設置していくのかという課題がありまして、それから、どういう職員の数、保健師も含めて持っていくのか、それは、また、役場の庁舎から離れることでもありますので、その辺のまた課題がどういうふうに出てくるのかということも分析をしているという状況でありまして、当然、私自身もそうした報告を受けながら話を進めているという状況でもあります。

また、先ほど担当課長がお話をいたしましたように、先進地視察ということで、飯南病院のほうにも出かけております。

こうした報告も受けておるわけでありまして、これはまた、議会が終わりましたら、ゆっくり報告文書も読みながら、私自身の判断材料にもしていきたいといふふうにも考えているところでございました。

そうしたところ、何とかこの地域包括支援センターをどういう運営をしていくのかというのは、来年の4月のところをひとつ、めどに期限を切って、結論を出していきたいといふふうにも考えているところであります。

そして、その他高齢者福祉対策等につきましては、行政評価制度を、現在、構築をしている段階でありますので、できるだけそれを早いうちに行う中で、この行政評価制度を行った結果をもとに、また、新たに検討もしていきたいと、そのように私自身は考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、担当課のほうから、いわゆる地域包括支援センターを中心とした体制づくりと関係機関との話し合いのことがお話しなされました。

このことについては、既に3月の定例会でお答えになってございます。地域包括支援センターの充実に向けてというぐあいで、その中で答弁をされてございます。

半年ぐらいかけて、今の地域包括支援センターがよいのか。

特に、医療との結びつきが重要なことなので、他事業所においても、同様の人材不足が生じていると、したがって、今の体制そのものを根本的に考え直したいというぐあいにお答えになってございますので、今、町長の答弁ではこのことが着実に進んでいるというぐあい理解してもいいのかなのか、で、関係機関あるいは他事業所においても、というぐあいにお答えなっておりますので、今の答弁の中には、いわゆる、福祉事務所でありますとか、民生委員の関係でありますとか、あるいは社会福祉協議会でありますとか、そしてまた、居宅介護サービスを具体的に行っている事業所、そういったものとの、いわゆる、話し合いがどの程度進んでいるのかということを含めて、そのことから町長は今、4月をめどに今の、いわゆる組織を若干を変更したいというぐあいにお答えなられたのかを、もう一度お伺いしたいと思います。ちなみに、今年度から居宅介護のことで重要な位置を占めるケアマネが不足したということも含めて、サービスをするところのシルバーリーフつわのの体制が変わっておりますけれども、現在も、まだ、この待機者数を調べてみますと、依然として星の里で134人、シルバーリーフつわので179人の待機者が生じてございます。

だから、そういったことも含めて、やはり、この問題については、今、述べました他事業所なり、関係機関との早急な詰めが必要であろうというぐあいに思います。

そこで、今、申し上げましたことについて、再度、そのことがきちんと進んでおるのかなのかを確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 関係機関との協議ではありますが、実際にその事業所と協議はしておりません。

ただ、橘井堂との協議の中で、やはりその在宅の介護が、今後ますます、今のように待機者が多数おられますので、やはり在宅での介護が今後ますます必要になるということから、病院に入院しとって退院されて、家で過ごされる場合、その方が再び施設に入らなければならないとか、病院にまた入院しなければならないというようなことを避けることから、その連携、情報を共有化して連携し、その人に必要なその予防活動を行うということが、それぞれの事業所のまた待ちの減にもつながるのではなかろうかというふうに考えております。

ので、今後、さらに連携を深めて、人的なその不足を補うということがますます重要になりますので、協議をそういう方向で進めていきたいと思っておりますし、一番理想的なのは、福祉と医療、介護が一カ所にあるのが理想的ではありますが、今の現状では、やはり物理的な面からなかなかそういう場所は確保が難しいということから、現在では包括と医療対策というのが一カ所で医療と連携できれば、とりあえずはそれが急ぐんじゃないだろうかというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 具体的なそうした検討等につきましては、先ほど担当課長が申し上げたとおりでございます。

そうしたところをまた踏まえて、私としても全体を見ながら判断をしていかなきゃならんわけでありまして、ただ実情として、実は人員の体制の問題がございます。

今年度をもって、1人保健師が退職をするということになっておりまして、それに基づいて来年度に向けての採用計画を立て、そして、そうした試験あるいは面接等を行ってきたわけでありまして、保健師については、1名退職であります、2名の募集をしております、そういう中では保健師の人員強化を図って、そしてこれをもって福祉事務所との連携を強化する、機能的にさしていき、あるいはこうした地域包括支援センターとの絡みというものを予定をしておいたわけでありまして、残念ながら2名のうち1名の補充にしかできないということに、これは最近の話であります、結果がなりました。

そういうこともございまして、白紙に戻るとは申しませんが、こうした当初の我々のもくろみというものが少し外れてきている状況にもなりました。

ただ、これまでの検討結果を踏まえ、また、来年の体制はこれで1名プラスマイナス増員にならないということに、もう結果が出ましたので、そうしたことを踏まえてもう一度、この辺の体制づくりというものも、我々検討していかなければならないと、そういう状況になっているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 体制づくり、あるいは機構そのものについては、今、具体的な説明が若干ございました。

人員の配置、あるいは組織の運営といったものは、そう理論的に整えただけで物事が進むわけではないというぐあいに私も認識していますが、一番大事なのはやはり町内にある、関係機関、庁内の関係課といいますか、ここで具体的に言うならば、今、町長もちょっとお触れになりましたが、福祉事務所との密接な関係といったものは非常に大事でございますので、その辺が抜かっているということを含めて、今後、十分に御検討願いたいというぐあいに思っております。

次の質問に移りますが、今、取り残しておりました行政評価制度でございますが、このことについて今もお答えになりましたように、このことが、いわゆる職員の資質向上にもつながるし、いわゆる機構の改革にもつながるといふぐあいに、私も認識しておりますが、なぜ、

ここで評価項目のことを触れたかといいますと、今、いろいろ質問しました、この事務事業が、機構を改革したり、人員を整備する中でどういうぐあいなかかわりの中でこの4分の1の事業を、ここの今年度の23年度の評価項目として入れたのかということが少し説明願いたいというぐあいに思います。お答えの中には、若干の事業名が入ってございましたが、今、お話しになって、中心になっております地域支援、いわゆる包括支援センターのことについての事務事業の一部がどのように評価されるのか、あるいは、他事業所との関係の事務事業はどういうぐあいにこの4分の1の事業の中に位置づけられているのかどうなのかということを含めてお答えを願いたいというぐあいに思います。

町長は、この行政評価制度について、今、申し上げましたように、職員そのものが自分自身の事業を費用対効果というような視点でもって評価したり、あるいはPDCAサイクルの観点の中で、自分の事業を見直していくんだというぐあいに述べられておりますし、そのことが町長がこのこと、いろいろ施策を判断する上で最終的な施策に反映していくというぐあいに述べられてございますが、そのとおりでというぐあいに思います。

しかし、今までのこの行政評価制度の事務事業の見直しの中での説明では、事業項目をここで云々する、議論するつもりはありませんけども、今までの説明の中での事務事業のやり方、私はちょっと疑問があります。事務事業全般の一つの課の中の事務事業を100%として、それをただ単に人数で割った評価では、いわゆる事務事業の本当の見直しにはつながりません。

そして、事務事業を4分の1ずつ進めていく見直しの中では、いわゆる優先順位といったものが、喫緊の課題の中に結びつけていかなければ何の意味もないというぐあいに思います。

その辺を十分考慮しておいていただきたいというぐあいに思いますとともに、もう一つ前の質問の中にも若干、この行政評価制度のことについて意見を述べておりますが、いわゆる費用対効果のあらわし方でございますが、特に、この数字であらわせない費用対効果といったものがございます。

例えば、今、質問しております医療関係では、今、現在、医療の医師あるいは看護師を探していただく専門員の方がございますけども、こういう方を、いわゆる、そのコストで計算すると全く意味のないことになろうかと思えます。何回も何回も交渉して一人もつかなかったら効果はゼロか、いうことにもなるわけです。

それは、まさに他事業、他職員の事業の中にもあるというぐあいに思いますので、その辺のことについては、この行政評価制度を評価する上で、いわゆる、事務事業を見直す上での観点をどのように考えているのか、一点お伺いしたいと思います。

それから、今の、行財政、この評価制度の中でお答えになってございますように、この職員の意識改革を常にこの評価制度で進めていくということも含めていくと、今、先ほどつくづく申し上げますように、非常にシビアな事業の見直しの項目を整えないと、いわゆる職員の意識改革といったものは進まないというぐあいに思います。

それを、町長がよく示されます、PDCAサイクルということでお示しになりますけれども、点検評価しただけでは何の意味もないというぐあいに思いますので、これがPDCAサイクルといったものはどんどん上に上がっていくというのが、このPDCAサイクルの基本的な考え方というぐあいに認識してございますので、評価・チェック・点検したそのものが、次のステップにつながらないとだめだというぐあいに思いますので、今、言いましたようなことについて、そういうことのあるんだらうというぐあいに思いますので、担当課としてその辺をどう考えているのかお答えください。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 行政評価制度につきまして、お答えをいたします。

まず、4分の1事業ということで、ことしから、23年度から、まあ、26年度を100%目標として、今から取り組むということで、先ほど議員さんのほうからいろいろ御指摘のあった健康保険課等の事業につきましては、そういった26年までの間のところで評価をしていくということになります。その評価の選択については、担当課のほうで選択するということで、今回、23年度事業についてはこういった事業ということで、答弁書のほうには担当課のほうから答弁があったかと思えます。

まず、4分1事業、それから、来年が4分2ということで、段階的に評価をしていくということについてでございますが、ここにつきましては、職員に対する事務量の、まあ、ここ書いてあるように、極端な増加につながらないようにという部分と、先ほどからお話のある目標設定のやり方、それから、今回、その目標に対して実績はどうだったかということで、まあ、検証するということにはなりますが、そういった自己評価のとらえ方、それに対して次年度、自己評価の結果をもとに、統合とか組織の見直しとかというような段階を追っていくというようなことにはなりますが、そういった部分で、最初の初年度からなかなかそういった意識が、職員の中に、なかなかまだないというようなところもありまして、段階的にやっていくという部分と、それから、毎年、そういった部分に対する職員研修を行っていくという意味合いで4分の1、それから4分の2というような段階的な事業評価ということにもってっているということです。

行政評価制度の一つのちょっと課題的なところですが、この行政評価制度は、ことし、一つの事業を評価するというところで実績が出るのが来年の5月、出納閉鎖が終わって、この評価結果というのが出ます。

先般の全協のときに御説明しましたが、このマニュアルで一応第三者評価、9月ごろに行うことにしてるんですが、予算の反映自体は次々年度の反映になるということで、基本的にはすごい、ことしやった事業が再来年のところで結果の反映をするというようなところが、今、課題として担当課としてはとらえているところです。

したがって、こういった組織機構の見直し、喫緊の課題であるというようなとらえ方の中から、担当課では、今回、そういった組織機構の見直しに係る事業については評価がされてないのではないかとこのように思っております。

費用対効果の点でございますが、今回、コスト的なところで職員の事務事業の割合というのをこの事業評価の中に求めるようになっております。その金額が、自分が2割なら2割この事業に携わっているということで、その平均給与から、その2割分を掛けたものがこの投入人員に対する人件費ということで、あくまでも目安的な算定になりますが、そういった部分と直接事業費をプラスしてコストの部分で、職員のほうにもしっかりとさせていただきたいというところで、数値を挙げているわけですが、ここにつきましては、まだ、課題等もある中で毎年の見直しを進めていきたいと思っています。組織の見直しにつながるような、見直しの部分につきましては、やはり、この投入人員の考え方というのを全体の100にするか、時間外を含めて120%、130%にするかということも含めて、これについては検討課題として、次年度以降、組織の見直し等もこれの中から図れるような形で内容の精査を行っていききたいと考えております。

最後ですが、点検評価のところ、次のステップにつなげるという意味では、これ、事業評価の結果を、今後の方向性と改善への提案ということでそういうところへ検討するということになっております。その部分も含めて第三者評価も行っていきたいというふうに考えてますので、プラン・ドゥー・チェック・アクションという、そういうPDCAサイクルの中で有効的に機能するように制度構築についても図ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、いわゆる4分の1事業の位置づけ等に説明がございました。

今までの説明では、この件については、行政評価制度については22年度から説明されてございます。22年度に説明されたものでは、いわゆる職務関係の事業数が1,580件というぐあいに述べられてございまして、その中で事務事業数を999件というぐあいに位置づけられております。

その中で、行政評価制度の対象を495件に絞ったというような説明がございました。この495件に絞ったそのことが、今、申し上げました、いわゆるその近々の課題にどう結びつけていっているのかということをお尋ねしたわけでございます。

最初、冒頭のところで申し上げましたように、第二次の行財政改革大綱をつくろうとしているときに、そのこととリンクしない評価制度といったものは何の意味もないというぐあいに私は思います。そういった意味で、今、言ったようなことを質問しておるわけでございます。

それと同時に、今、事務事業の見直しの中で数字のお話をいたしました、出てくるのは数字が出てまいります。そうしますと、出てきた数字に意味がないと全くだめだというぐあいに思います。

ただ単に、今、言いました、全体を除いて出たパーセントといったものは何の意味も持ちません。だから、評価制をする、そのときのことをどういうぐあいに技術的にその後の数字

がどういう意味を持つのかということを含めて、しっかりと議論していただきたいというぐあいに思います。

そして、やはり、組織、事務事業を見直すためには、何のためにするかということが最も大事だというぐあいに思いますが、町長も再三再四述べられておりますように、組織を動かすのは人でございます。

もちろん、組織、機構を幾らいじくっても、それが動かないと何の意味もないわけでありまして、それを動かすのは皆さん、その中に働く職員の方々でございます。それらがどういうぐあいに息づいて職務を全うしていくかということだろうというぐあいに思いますので、そのことに結びつかないと何の意味もないというぐあいに思います。

今、いろいろこのことについて再三再四、定例会の中で質問いたしております。

こういうような、いわゆる職員のモチベーションを上げるためにどういうことをやったらいいかというようないろんな記事が出てございましたが、ある日経ビジネスの中に、いわゆるモチベーションを感じる重要な項目として挙げられてございました。その中に興味深い項目が出ておりまして、会社のことが論ぜられておりましたが、その中に6つの項目が示されてございます。一つは、「社会的意義と会社全体の一体感が必要」だと、2番目に「会社の将来と顧客志向の徹底が必要」だと、3番目に「個人の目標が正しく評価されている」、4番目に「休日や終業時間の実態に納得できる」、5番目に「個人の成果により役職が上下する」、そして最後に「尊敬できるすぐれたトップがいる」ということが載ってございました。

非常に、このことについては興味深く感じたわけでございます。

この行政評価制度も、今、そういうようなことでの観点で評価が進んでまいりますならば、非常にいい組織になるんじゃないかというぐあいに思っております。

現在、本町が置かれている今の組織の中でも、現在も、いろいろな重複した事務事業がたくさんございます。

そして、変えなければならない事務事業もたくさんあるというぐあいに思っております。

そういった現在の中でも、組織的に、現在、教育長が不在な時期であるということも含めて、このことは身につまされる思いがあるわけです。

町長は、西郷隆盛を非常に尊敬されるというぐあいに聞いておりますけども、西郷隆盛もこの組織論の中でいろんな明言を残してございます。その中に、「おのれを尽くして人を咎めず、わが誠の足らざるを尋ぬべし」といったことを述べております。

まさに、トップとしての気概であろうというぐあいに思いますが、そういったことも含めて、もう少し、足元を見詰める行政に少し目を向けていただきたいというぐあいに思います。いろいろ町長が表に出て、いろいろなことをトップとして行動されるところについては、非常に評価をするところでございますけども、しかし、足元を見るということも非常に大事だというぐあいに思います。今、遠くを照らす灯台も必要ですけれども、現在、私は、ちょうちんを持って足元を照らす、その役割も大事だというぐあいに思いますが、その点について町長の見解を求めます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、行政評価制度の関係から少し回答さしていただきたいと思っておるわけでありまして、要は、この評価制度導入に当たりまして、やはり、いま一度職員、携わっている職員一人一人が、今、行っている事業、これについて本当に深いところから考え直して、見詰め直してほしいというところに大きな目的があるかというふうに思っております。

例えば、具体的にわかりやすく一つ例を挙げますと、観光関係で山口県との自治体と連携してきた事業、ながと路観光ですとか、そうしたこともやってきております。

それは、じゃあ、今までやってきたから続けるという観点でこれからもやっていくというんでは、困るわけでありまして、その事業が観光客をふやすことを目的とした事業であるのか、あるいは、津和野町の課題である滞在時間をふやすための事業であるのか、宿泊者数をふやしていくための事業であるのか、あるいは町のもう一つの課題である若い人の認知度を観光からの観点から上げていく、それはすべてがいろいろかかわってくるとは思いますが、しかし、どこに重きを置いてやってきている事業であるのかと、そういう、まず、一人一人の職員が目的をまず明確にしていかなきゃいかん。

そして、その目的を達成するためにどういう事業をしていくのか、ながと路観光であれば、どう、ながと路観光に携わっていくのかと、それがやっぱり一回、PDCAではありませんが、職員がまず一回足元を見て、そして考えていく、そこにやっていかないと、事業の発展性がないんじゃないだろうか。

そういう思いからこの行政評価制度というものも取り入れていこうとしているわけでありまして。

広島フェアというのも毎年1月にやっております。すごい人が来ております。

だけど、じゃあ、それで津和野町のその事業に参画をする意味は達成できているのかというと、私はまだ疑問に感じております。

あの広島フェアに出かけていくことによって、津和野町が何をしたいのか、ただ、あそこで物産が売れるということだけが目的であるのか、いや、あるいはその広島フェアを通して津和野にどれだけの人数が来てくれたのかと、それが、今は結果というものがあいまいになっているんじゃないだろうか。

職員一人一人が、あるいは、例えば今回は、今、商工観光課を例に挙げておるわけですが、商工観光課が、さらにはどういう評価をして、そして、来年以降も続けていくためには、広島フェアに参画したことでどれだけの人を呼んでくるのかということ、目標をまた見詰め直す。

そういうこの行政評価制度にしていきたいというふうに私自身は考えているところであります。こうした中、ただ単にそれが点検評価のだけに終わってはいけないわけでありまして、それを通して職員一人一人がレベルアップをしていく、意識的にもまた資質的に

もどんどんとまた上がっていくということが大事であるわけでありまして、その行政評価制度とともに対として行ってきておるのがこの人事評価制度でございます。

ですから、行政評価制度のまた一つ一つの成果をもとに人事評価を取り入れる中で、それは人事評価制度をしていく過程の中で職員と、またその上司である管理職がしっかり話し合う。そしてまた、我々最終的には町長、副町長のところが管理職とも、またしっかり話をしていく、そういう、対話をする、コミュニケーションをとるというのも、この人事評価制度の一つの重要な役割であるというふうに思っております。

そういうところから職員の人材育成というものにもつなげていきたいと、そういう人事評価と評価制度を組み合わせた中で、先ほどから議員が御指摘をいただいております。それをしっかり整えていきたいというふうに考えているところであります。

最後に、今、私自身のその資質というか、私の身の振り方としての御提言もいただいております。

先ほどの「わが誠の足らざるを尋ねべし」これは私も大変大好きな言葉でありまして、常に自分自身にも言い聞かせているつもりでありますし、決して、私自身が責任を放置して職員ばかりそうしたことへ指示を出し、あるいは、結果の責任まで求めているということはないつもりでありまして、常に、最終的な責任は私にあるんだということを言い聞かせながら、そのために、時には職員にも厳しい対応もとらしていただいていると、そういう思いでございます。

今回も、現在組合のほうにも大変職員にとっては、厳しい提案をさせていただいております。これは、大変なことだろうと思っておりますが、しかし、私自身は津和野町の将来のことを思って、現在、提案をさせていただいているということでもありますし、また、今回この提案を通してしっかり組合の職員とも話をし、そして、私の思う、その理想の津和野町にするために何をすべきかということ、私の意識を職員にもわかってもらえるような、そういう、単なる交渉ではなくて、機会にしていきたい、そういう思いもあって、現在、この組合交渉も進めているという状況であります。

決して、御指摘のように、外だけを、私自身、見ているわけではありまして、私自身も大変これまで、民間から上がってきて、そして、いろいろな行政とのこれまでのやってきたこととの闘いながらもいい方向に、共通理解のもとで進めていく、そういう努力もしているつもりでございますので、この点につきましては、何とぞ御理解をいただきますように、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時15分まで休憩といたします。

午前10時05分休憩

.....
午前 10 時 15 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序 2、2 番、村上英喜君。

○議員（2 番 村上 英喜君） それでは、通告の件につきましてお聞きいたします。

先日、高田自治会の懇談会に行きまして、そのとき町長も来られておりましたが、そのときに地区民のいろいろな意見を聞く中で、やはり地元ということで、キーレックスが撤退するという中で地区民が県外へ引っ越しすると。また、家族があるが、単身赴任で行くというような話を聞きまして、キーレックスの撤退がいよいよ迫ったんだなということを強く感じました。そこで、このたびの一般質問は、雇用対策問題について重点的に質問をしたいと思えます。

最初に、平成 24 年度予算についてということであります。

平成 22 年度の決算の中で財政数値等の報告では、合併時より、はるかに改善されてきているというように感じました。そこで、来年度予算も枠配分方式で考えておられるようなことを聞きましたが、こういった状況の中で、やはり集中的予算も必要ではないかと私は考えておりますが、そういった枠配分を改める気はあるのかどうかお聞きいたします。

2 点目に、今、町政で緊急な課題ということと考えますと、やはり雇用対策と定住対策ではないかと考えるわけですが、町長は何か施策があるのか、あれば、お考えをお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2 番、村上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、平成 24 年度予算に関する御質問でございます。

予算編成における枠配分方式については、合併当時の財政的ピークが平成 23 年度であり、財政状況が悪化されることが見込まれましたので、平成 18 年度より導入をしております。特に、財政健全化比率の中で実質公債費に対する比率が重要視され、その対処として枠配分方式を取り入れ、繰り上げ償還を計画的に行ってきたところでございます。この結果、財政上のピークが平成 20 年度となり、実質公債費比率も着実に改善傾向にあり、今年度決算においては基準の 18% が切れる状況にまできていると判断をしております。

現在、合併による財政支援措置として地方交付税の合併算定がえの適用を受けておりますが、今年度の地方交付税の多くの項目について、測定単位として用いる人口が国勢調査により県下一減少していることや、平成 28 年度より緩和措置があるものの、平成 33 年から通常の算定方法となることに加え、景気低迷により税収の伸びも期待ができない状況であるなど、一段と厳しい財政状況が見込まれます。

現段階での国や主要財源である地方交付税の動向が不透明でもあり、将来に向けた健全な財政運営の構築が最重要課題であると認識をしておりますので、平成 24 年度において

は枠配分方式を継続することとし、枠配分方式の見きわめにつきましては、今後の財政上の数値や地方債の発行状況等をもとに判断をしていきたいと考えております。

続いて、雇用と定住対策に関する御質問でございます。

近年、少子化や転出数の増加などにより、本町の人口は著しい減少傾向にあります。昨年の国勢調査の結果を見ましても、2005年の9,515人から1,088人が減少し8,427人となっており、人口減少率はマイナス11.4%で、県内で最も高い人口減少率となっております。さらに、将来人口の推計によりますと、2020年には6,700人余りとなることが予想され、定住対策は本町にとって極めて大きな問題であると認識しております。

本町といたしましては空き家バンク事業や無料職業紹介事業、若者定住奨励金制度、就農研修などの各種定住施策に引き続き取り組むとともに、本年は5月に婚活イベント「津和野こいの交流会」、9月に「つわの暮らし・農業体感バスツアー」の開催、シルクの里交流館を「お試し暮らし体験施設」として活用すべく条例改正を行うなど施策の拡大に取り組んでまいりました。

また、ふるさと島根定住財団や島根県などと連携をし、各種定住・雇用支援制度の活用や定住フェアへの参加、田舎暮らし体験ツアーの開催など、U I ターン者を中心に定住相談に対応するとともに、本町の魅力をPRする事業に取り組んでいるところであります。

特に、U I ターン者を対象とした空き家バンク事業におきましては、今年度、新たに5件の空き家を登録し、現在、さらに1件の登録手続を進めているところであります。前年度から引き続き登録をいただいている空き家と合わせ16件の情報提供を行っており、そのうち6件15人の方々が本町に定住されることとなりました。

現在、登録物件の拡大を図るため、町内のおよそ120件の物件を対象に空き家調査を進めており、今後はこれらの物件を登録いただけるよう所有者に働きかけるとともに、空き家改修補助金制度やCATV加入負担金免除制度などを活用し、移住者の拡大を図っていきたいと考えております。

また、来年度からは雇用・能力開発機構から譲渡を受けた雇用促進住宅につきましても、町有の住宅施設として入居者募集を行う予定となっておりますので、これを積極的に活用することで定住の促進につなげていきたいと考えております。

雇用対策につきましては、新規創業などによる雇用創出と、経営規模の縮小や廃業による雇用喪失を最小限にとどめるという2つの柱であることは御承知のとおりであります。国の経済対策などによるマクロ的な指標は示されますが、地方においては受け皿となる企業等の環境は大変厳しく、経済対策による雇用情勢の改善の実感がないのが現実であります。企業誘致の推進も町単独では困難な状況であり、益田市を中心とした広域的な対応にゆだねていかざるを得ないと考えております。

また、雇用の維持に関しましては、ハローワークと広域的な組織である益田鹿足雇用推進協議会が中心となり、雇用調整助成金の活用推進、新規高等学校卒業者の採用などへ向けた企業への働きかけを進めているところでございます。

本町といたしましては、空き店舗を活用した新規創業を初め、新たな産業支援施策を検討しており、小規模ではありますが地域経済活動のスケールを確保しつつ、農商工連携やふるさと雇用再生事業で取り組んだ新たな可能性を新規雇用の創出につなげていきたいと考えております。

また、本町の定住対策の一環であります無料職業紹介事業におきましても、引き続き、ふるさと島根定住財団やハローワークと連携し、町内の企業、事業所にとどまらず、通勤圏内である益田市、吉賀町、山口市の企業、事業所に幅広く働きかけを行い、求人情報の充実に努め、雇用の確保につなげていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 来年度も枠配分方式で予算を設定するということであります。

2番目の雇用対策と定住対策についてのお考えを示していただきましたが、定住対策についてはいろいろ努力等認めますが、住む家があっても、やはり働く場所がないと定住にはつながらないと私は考えます。雇用対策、企業誘致等があれば一番いいのですが、今の時代では企業の誘致は望めません。答弁の中でいろんな事業を挙げておりましたが、やはり近隣の市町村の関係で職場を求めていくという従来のやり方ではないかと、私は今、答弁聞いて考えますが、やはり、こういった危機的な状況の中で津和野町が一番人口が減ってる、その中で人口の流出をなくすための町内で働ける場所というのは、やっぱり、これから町の責任として力を入れていくべきだというように考えます。その中で、やはり町単独で何か対策を考えたらどうだろうかというように私は強く感じましたが、その点について町長に伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 雇用対策ということで、企業誘致の問題から、当然現在の町内で御商売をされている方々、あるいは起業されている方々、そうした方々の、またさらに発展をしていただくような施策、そうしたこと、いろいろと考えられるかというふうに思っておりますけれども、先ほどからの流れの中で、このたびの御質問は、その企業誘致について町内で何かという御質問というふうに理解をいたしましたので、そちらに絞って、少し私自身の考えをお話をさせていただきたいというふうに思うわけでありましてけれども。

まず、最初の御質問の中でキーレックスさんのお話が出てきたわけでありまして。そのとき、1回目の回答のときに申し上げようか少し迷ったんではあるわけでありまして、そのとき撤退という表現を使われておったわけでありまして。そのことを、別に表現に使われることが悪いというふうに申し上げるわけではないわけでありまして、我々としては撤退というよりも、今回は工場閉鎖の方針を現段階では打ち出されているというふうに理解をしている

わけであります。そういう中で、撤退というのは、すべて土地も引き払って退かれることが撤退だというふうに我々は理解をしておりますが、現在は工場閉鎖という段階だというふうにも思っております。

そして、我々といたしましても、工場閉鎖の方針を打ち出されてからキーレックスさんとも、社長さん等も交えながら何回かお話をしてきたわけでありましてけれども、やはり親会社である自動車メーカーが、非常に国際競争力に、波にさらされていると。そういう状況の中で、その影響が国内の部品メーカーにも、非常に競争を迫られていると。そういう状況でやむなく、津和野という立地の条件が非常に流通コストがかかる場所であるということから、やむなく工場閉鎖を打ち出されたということでもあります。

当時、為替がまだ80円台でありましたけれども、それが現在では77円ぐらい——きょうで77円ぐらいでございましょうか——そうしたところまで、さらに環境悪化をしているという状況でありまして。なかなかそういう意味では、企業も存続の生き残りをかけた御判断でありますから、これを努力はしてまいりましたが、なかなか方針撤回ということまでにはなっていないという状況であります。

そうしたことを踏まえて、今後、我々の対応といたしましては、まだまだもう少し検討を加えていかなきゃなりませんけれども、これまでは方針の撤回の願いをしてきたわけでありましてけれども、今後については工場の建物を含めたもの、跡地も含め、そうしたものを、どう今後活用させていただくのかということ、少し議論のテーマを変えていく必要があるんじゃないだろうかというふうにも思っております。

島根県のほうからも、第2ステップというのは、残る建物等を、どううまく使っていくのかということ、町も考えていかなきゃならんという御指示というか、案をいただいてもおります。

県は現在、東北の被災者のほうへ、被災企業のほうへ、そうした工場、また、より安全安心なこの島根県のほうへというような誘致活動もやっております、そういう一環として一緒にやることもできないだろうかというようなお話しをしているような状況であります。

これらはあくまでも我々の考えでありますので、また今後、もう少し県とも話をしながら、今後またキーレックスさんともどういう話し合いをしていくのかというのは、次のステップではあるかというふうにも思っているところであります。

そのほか遊休土地、町内にもたくさんございますので、この企業誘致の関連というのはやっていかなきゃならない、そういう面も含めて、営業課に、この企業誘致をことしから役割を与えておまして、今後それを進めていきたいというふうにも思っております。

ただ、この企業誘致活動というのは、もう長年の人と人との営業努力でありまして、その積み重ねの中から具体的な対象の企業が絞られてきて、そして誘致に結びついていくというものでございます。これは紛れもない事実であります。そう簡単に、ひょうたんからこまのように企業誘致が生まれてくるというものではございません。しかし、ようやく津和野もこうして、非常事態を踏まえて、今年度からは企業誘致にも、より積極的に取り組んでいく

ということをしておりますので、時間がかかることであっても、この企業誘致対策については県とも連携をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

そのほか、企業誘致の一環といたしまして、このたびも議会に御承認をいただいて、9月議会だったですかね、水資源の掘り起こしを今回させていただいているという状況でもあります。これはまだまだ調査の段階ではありますけれども、これも大切な、高津川もあまして日本一になりまして、今後、非常にこの圏域の水というものは有効的な資源になってくるかと思っておりますので、これから調査を始め、そしてそうしたものを生かしながら、また企業誘致のようなものへもつなげていけたらというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、次の質問で2点目ではありますが、廃校の校舎の後利用について。この問題につきましても6月議会で質問をしました。再度、この質問をさせていただきます。

木部中学校と畑迫小学校の統廃合が決まったということではありますが、廃校の校舎の後利用について、その後、6月以降、地区からの要望はあったのか、ないのか、お聞きします。

2点目に、町としての校舎の後利用について対策や方針はあるのか、お聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、廃校後の廃校舎の後利用についての御質問について、お答えをさせていただきます。

まず、木部中学校と畑迫小学校の統合により、校舎の後利用について地区からの要望はあるのかという御質問でございますが、木部中学校と畑迫小学校の統合後の校舎利用については、各地域でそれぞれ、施設利用についての協議組織を立ち上げて協議をされているところでございますが、現在のところ、両地域とも具体的な御提案はなされておられません。

町としての今後の方針でございますけれども、教育委員会といたしましては、当初の地域説明会で、まずは地域での御意見、御要望があれば、それをできるだけ優先的に検討するとの説明を行っております。その席でもお伝えをしておりますが、地域から具体的な提案がない場合には、その時点で町としての方針を出したいとの考えであります。先に町の意見をお示しいたしますと、どうしてもその内容についての賛否のみにとられることになりがちであり、できるだけ地域振興につながるような地域の柔軟な発想に期待をしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 1点目の質問の中で、具体的な要望等は出てないということでもあります。6月の一般質問でも、そのような話がありました。あれから6カ月経過していると、その6カ月の間に何も進展がなかったのか、ちょっと疑問に持たますが。私が聞いたところでは、木部地区では協議会等も1回は開催したが、人数がそろわないので協議ができなかったと。また、畑迫地区では協議会でいろいろ話がある中で、1点目の要望としては、畑迫公民館がシフトであるので校舎のほうへ利用したいと。また、ある方面では、やはり畑

迫の小学校はもう耐震性がないので解体してほしいというような、私はそういった御意見を耳にしたのですが、そういった話は全然、今のところ聞いてないのか、改めてお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） それでは、今の御質問に対してお答えをいたしたいと思いますが、教育委員会のほうには、具体的にそれぞれの地域の組織から、こういうふうになりたいがどうだろうかという御相談は、その後もいただいております。確かに、うわさでは畑迫小学校の校舎を公民館にできないだろうかと、そういったお話もあるように伝え聞いてはおりますけれども、実際にまとまった話として最終的に地域はこう考えておるというようなお話を、うちのほうにはいただけていないというのが現実でございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 正式ではいただけてないということではありますが、やはり畑迫等では審議会等も行っているというような情報も聞いております。どうしてその6カ月の間、要望が出ないままで何も処置しなかったのかということでもあります。積極的に地域の声を聞くように努力をされていたのかどうか、もう一度。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 教育委員会といたしましては、やはり後利用については非常に気になるところでございますので、公民館を通じまして月に一、二回、その後どうなったでしょうかというお問い合わせはかけておりますが、実際の話として、地域のほうで、その協議についてはお任せをしておりますので、教育委員会のほうで指示をしてどうしてほしいということに、なかなか立ち入ることにならないというのが現実でございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 答弁の中で、最後に、地域振興につながるような地域の柔軟な発想を期待しているというところでありますので、それでは次の質問に関連してありますので進めていきたいと思っております。

最後になりますが、雇用対策についてということで質問させていただきますが。

鳥取県の湯梨浜町で、廃校の校舎の後利用で植物工場としてキノコ、黄金タモギタケと青ネギの栽培をしているそうであります。この話を聞いたのが障害者の方からであります。ぜひ、こういった事業を校舎の後利用で考えてほしいという要望を聞きまして、それから私もそれなりに調査と勉強をしました。

特に関心を持ったのがタモギタケであります。簡単に説明しますと、この廃校の後で経営している内容であります。パートとして障害者や高齢者の雇用をして、福祉事業として取り組んでいるというのに大変関心を持ちました。

2点目としまして、健康食材として大変注目されていると。これはテレビ等でも放送がありました。特に、糖尿病やがん患者等に効薬があるそうであります。

3点目に、栽培コストが低くて収益性が高いということでもあります。これについてちょっと説明したいと思いますが、皆様に資料をお配りしておりますので見ていただいたらと思います。収益性の高い栽培ということで例1から例3までありますが、例1の場合を簡単に説明しますと、これは、例1では個人で経営するぐらいの規模だと思っていただいたらと思います。それで、パート2名で、総事業費が800万円以内ぐらいかかるということです。設備投資が800万ぐらいかかるということでもあります。それで、年間の総収入、売り上げであります1,400万ぐらいあるそうです。それに対して経費が940万円ぐらいの経費がかかるということで、それを差し引きますと、個人の経営規模で540万程度の純利益が出るということで、いかに収益性が高いかということでもあります。

また、廃校舎利用ぐらいの規模になりますと例3ぐらいが対象になるんじゃないかということで、例3のほうを見ていただきますと、パートが5名、総事業費が3,900万、年間の売上が7,400万、それに対して経費が4,200万ぐらいかかるということで、これぐらいの規模でいきますと3,180万ぐらいの利益が出るということで御理解いただいたと思います。

それで4点目として、この栽培は年間を通して栽培ができると。農業生産では冬には生産できないものがたくさんありますが、こういったものは、やはり年間を通して栽培ができるというメリットがあると。

5点目として、参考資料の裏を見ていただいたら写真が記載していると思いますが、こういった個人でやる場合には、こういった簡単なパイプハウスで栽培もできると、経営できるということでもあります。

6点目として、収穫が早い。シイタケの菌床等も、当津和野町では過去にやった経験がありますが、それで例えますと、シイタケでは140日間ぐらい、生産するのにかかると。しかし、このタモギタケでは22日以内で収穫ができると。その一つの菌床から4回収穫ができるということでもありますので、いかに回転が速いかということでもあります。

まだまだ利点はありますが、すべて説明するわけにはいきませんので、以上のことから町の新しい特産とし、また植物工場とし、校舎の後利用を今後検討すべきではないかと思いますが、町長の所見を伺います。

2点目に、民間企業が、最近、農業経営に取り組んでいる事例をよく聞くことがあります。先日もテレビを見ていましたら、JR北九州、昔の国鉄であります、JRの仕事以外にもいろんな経営に取り組んでいるという事例の中で、驚いたのが、やはりそういった会社でも植物工場として、ハウス団地だったと思いますが、そこでニラだけを生産すると。それを1年通して、年間の売り上げを1億円ぐらいを目標に、今取り組んでいるんだというような話も聞きました。

そこで、こういったことも雇用対策として検討すべきであるというように考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、雇用対策に関しまして、校舎の後利用についての御質問からお答えをしていきたいと思えます。

御指摘の黄金タモギダケについては、これまで十分な知識を有しておりませんでした、このたびの御質問を受け、情報を収集したところ、主に北海道から東北地方に自生しているヒラタケ科の食用キノコで、5月から8月の夏場にしか見ることができないため、長い間、幻のキノコとされてきたようでございます。人工栽培が難しく幻と言われておりましたが、北海道林産試験場などで人工栽培化の技術が確立をされ、空調栽培が行われるようになり、独自の人工栽培システムを導入する生産者もふえ、近年、市場に出回るようになりました。

また、抗がん作用があるといわれるベータグルカンを初め、今、注目されつつある抗酸化物質のエルゴチオネイン等の数多くの成分が含まれており、健康食品としての注目が高まっていると聞いております。

先ほどの御質問の中で収益性等についても事例を挙げ御説明をいただいたわけでありませぬけれども、現時点では、栽培方法、栽培コスト、労働力等の詳細が把握できていないため、新たな特産品として導入できるか判断ができませんが、情報を収集しながら、興味を持っておられる生産者の方々と連携を図り、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、校舎の後利用については、関係する地域の皆様方において、それぞれ利用方法を検討されると思えますので、その中で地域住民総意の上、工場としての利用要望があれば、その時点で検討をさせていただきたいと考えております。

続いて、民間企業の農業参入に関する御質問についてでございますが、農業参入企業が地域農業の担い手として持続的かつ発展的な経営を展開することが、農業の活性化を図る点で有効であることから、島根県では、全国に先駆けて企業の農業参入を進めており、平成13年度から平成22年度までに県内で86社の参入がありました。当町においては、企業2社から農業参入の相談を受け、県の担当者、農業普及部等の関係機関と連携を図りながら参入を進めたところでございますが、参入までには至りませんでした。

企業活動で蓄積されたノウハウを持ち、経営力や資本力にすぐれた企業の農業参入は、新たな農業の担い手、雇用の創出の場として期待をしており、今後も島根県の企業参入・連携支援事業を活用するなど、関係機関と連携を図りながら支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 校舎後利用だけで言いますと、やはり地域住民の声を聞いた上で進めなくてはならないというお気持ちはわかりますが、やはりこういった、今後は農業の植物工場ということで、最近では島根県でもたくさん入ってるというような報道も聞いております。やはり、町としてもこういった事業を、校舎の後利用ではなく、個人でも栽培できるということでありませぬし、先ほど説明したように収益性が非常に高い、これは雇用

で十分、対策で活用できるのではないかということで、私も提言の意味を込めまして、このタモギタケについて説明させていただきました。

この件については、先日、農業法人の研修に長野のほうへ行くバスの中で説明をさせていただいた中で、同じような説明をさせていただきました。農業法人の役員の方が主でしたが、その人たちの話を聞かせてほしいということで、簡単な説明して御意見を聞いた中で、やはり、一番のいいところは利益性が高いと、収益性が高いということに、大変、皆さん驚いておられて、これが本当にこれだけ収益が上がるんなら、ぜひ、個人的にもやってみようというような御意見等もありました。

その中で、危惧された中で、新しいキノコでありますので、まだ私も食べたことはありませんが、この近辺では、まだ販売されていません。販売ルート等はどうなのかとかいうような疑問の点をいろいろ聞かせていただきまして、なるほどだなというように私も感じたわけですが。私も、これはある一例で示したわけではありますが、これが本当新しい品種だと。やはり取り組むんなら早いうちが、僕はいいんじゃないかというような思いがすごくありまして、まだ地域にも相談なく、この一般質問に取り上げたわけであります。こういった産業を一つでも多くふやして、やはり雇用対策につなげていかななくてはならないという思いからであります。

その中で、個人の何を待って対応するというのでは、個人の力ちゅうのはなかなか限られております。こういったことの利便性がある産業については、やはり営業課なり農林課が積極的に調査して、私が説明したような数字に近い数字であれば、私は、ぜひ——下森町長としての任期も、もう2年になるのではないかと思います——雇用対策としての、来年度、しっかり力を入れて取り組んでいただきたいなという思いから質問しておりますので、そういったことに対しまして町長の御見解を伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当然、町としても、この雇用対策というのは真剣に取り組んでいくということ。そして、その緊急性も認めているところでございますので、ひとつ、この検討材料としても、きょう御提言のこの黄金タモギタケについても研究をしていきたいという考えは持っているところであります。

ただ、先ほども少し申しましたけれども、収益性が高いということは、現時点では御紹介のとおり把握をしておるわけでありましてけれども、他の農産物、林産物がそうであるかと思っておりますが、こうして珍しいという、そういう段階で市場が伸びているときには、まだまだこうして収益性というのはしっかり確保ができていくというのはわかるわけでありまして。シイタケしかりでありますけれども、やはり市場が拡大をしてきますと、そこに今度は価格が下がってきて、そして競争がかなりまた激しくなってくると、そういうリスクも、ある程度想定もしていかなければならないとそのように考えているところであります。現時点では、栽培方法、栽培コスト、労働力、あるいは将来的なそうした収益、市場の規模、そうしたことがまだまだ不明でございますので、そうしたことを総合的に研究をしていき

ながら事業化ということも進めていかなければならないだろうというふうに考えているところでもあります。

そして、もう一つ、やはりこの産業振興という面では、行政だけで、行政が主体になっただけで進めていけるものではございません。やはり、あくまでも、この産業というのは民間が主体であるわけでありまして、そして、時に雇用対策という観点からも、民間と行政とが役割分担をしながら応援をさせていただいて一緒に進めていくということが大切であるわけでございますので、まだまだ民間の皆さん方の取り組み状況というのもこれからであろうかというふうにも思っておるわけでありまして、そうしたことも様子を見ながら進めていかなければならない問題であると受けとめているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 町長の所見の中で、やはり民間の力も入れなくてはできないということでもあります。

私も先ほど言いました農事組合法人というのは、津和野にはたくさんあります。これも民間団体であります。こういった団体に大いに呼びかけて、こういった事業を展開していくのがいいんじゃないかというように私は個人的に考えております。

これも、果たして本当、この数字が、示された数字が確かなのかどうかという、何をもう一度確認しながら、やはりこの数字に近いデータがあるのなら、私は町を挙げて取り組んでいただきたいという思いがあります。調査するという中でありますので、緊急に調査していただきたい。この近辺で生産されておるのが、今、鳥取の湯梨浜町、また広島では個人でやられている農家があるそうであります。それぐらいの、近くでは、余りこの事業に取り組んでいるというのはありませんが、早急に町としても調査をお願いしたいというように考えておりまして。

いろいろ質問の中で、雇用対策ということで私も質問させていただきましたが、今、津和野町が一番苦しい時期だと。雇用対策、定住対策見てみますと、今後大いに進めていただきたいと。こういうような逆境の中で、やはり逆転の発想で、そういった校舎等、また工場等、空き地等を利用した産業ということを今後進めていくべきだと思います。

それでは、24年度の予算を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、2番、村上英喜君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時15分まで休憩といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序3、5番、道信俊昭君。

○議員（５番 道信 俊昭君） ５番、道信でございます。それでは、通告をまずは大体読み上げるとい形ではありますが、本来でしたら教育長がそこに座られて、私は頭の中では教育長に対して質問するという形を想定しておりましたが、今回のようにまだ決まっておらないと。新聞なんかもそれを取り上げておまして、ちょっといい状態ではないというような論調で書いております。事務的なことは、それは平生どおり職員がやればそれで済むんですけども、いざ何か判断をしなければならぬというときに教育長がいないということは、非常に問題が生じるんじゃないかというふうに懸念はしております。現実、今このようになっておりますので、今回の一般質問というのは新しい教育長に対する物の考え方ということではなくて、現状をもう一度見てみようという形でとどまりますので、そういうことを前提に今回を組み立てをいたしました。

私は、前回のときも非常に石見っていうことにこだわっておりまして、石見ということにこだわるということは島根県であるということに非常にこだわっておりまして、前は観光を中心に考えまして、津和野、益田、萩という三角形の観光圏を構築したらどうかという形でお話をさせていただいたんですけども、今回は美術と――芸術ですね。芸術というコンセプトの中で石見を考えたときに、津和野から益田、それから浜田へ入っていくというくりでございます。このルートには、さまざまな芸術に関する、あるいは美術に関するようなそういう館がありまして、ただ館だけがあるという意味だけじゃなくて、そういうことに非常に熱心な人がいるということが、私の今回の一般質問の内容を組み立てる大きな考え方になりました。

それで浜田の美術館、こども美術館ですね、その館長や、それから三隅の石正美術館の館長とは、もう何十年来、２０年以上ものつき合いがありまして、その方々ともいろいろ話を事あるごとにしておりまして、彼らが同じように言うのは、やっぱり津和野が中心なんだと。確かにグラントワにしても、それからこども美術館にしても規模は大きいと。形としたら非常に大きいし、予算規模も大きいんですけども、津和野がやっぱり中心なんだよということ、しきりにやっぱり言われるんですよ。ということは、ただ単なるネームバリューだけというよりも、やっぱりそれだけの情報発信力を持ってるという位置づけが、この津和野町にはあるということ、この２人の館長も口をそろえて言っておると。

したがって、この津和野町のリーダーシップということが、今もう一度問われてきているし、もう一度ここで組み立て直さなければならぬんじゃないかなというふうに思いまして。具体的には、ただ、これは抽象的に言いましても、ああ、そうかということで終わってしまいますので、現実問題として、いわみ美術回廊というのが現実問題あると。それは２００１年ですか、シンポジウムが、この美術回廊をめぐるシンポジウムが行われたところから端を発して、これができ上がったわけですけども、これが今どういうふうになっているのかということは大体はわかってるにしても、津和野町のほうから一度このことを、この一般質問の中で発表していただいて、町民の皆さんにも理解していただいて、そして、もう一度この新しい美術の流れをつくっていくということをしてみたいということで、最初の

質問として、いつ設立したのか。いつですから時期ですね。それから、目的はどうだったのか、会員はどうだったのか、それから、今現在、役員がどのようになっているのか、どのような活動をしてるのかという状況を、まずお答え願いたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いわみ美術回廊は、2001年3月に島根県西部と山口県北部の美術館などの施設が、島根県三隅町（現浜田市）でシンポジウムを開催した際、連携を模索したのが発端であります。その後、世界こども美術館（浜田市）と石正美術館（旧三隅町、現浜田市）の呼びかけで、本町の安野光雅美術館、葛飾北斎美術館、杜塾美術館及び益田市の雪舟の郷記念館、江津市の今井美術館（旧桜江町）の各館が賛同し、全7館で「7つのギャラリーを備えた石見部にまたがる美術館」というイメージで、お互いに連携して石見部への誘客を図ろうと2002年4月に設立されました。その後、さらに島根県芸術文化センターグラントワが加わり、現在は8館で構成されております。

いわみ美術回廊は世界こども美術館の館長を代表とし、事務局を石正美術館内に置きスタートして現在に至っております。現在も役員構成は同じであります。活動は、シンポジウムの開催や、また美術回廊を紹介するポスターやチラシ、パンフレットを制作し、また全館をめぐる特製のミュージアムグッズがもらえるスタンプラリー等も実施し、相互の施設のPRに努めております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の最初の答弁ですと、何となく動いとるなという感じがせんでもないんですね。活動はシンポジウムの開催や云々と書いて、ポスターやチラシ、パンフレットを制作しということを書いてあるんですけども、現実には私が見てる感じと、それから今私が申しましたような館長等の話を聞くと、余り活動してないと。

2点ですけども、まず、このいわみ美術回廊というものを進展させていくようなお考えがあるかということ、本当でしたら教育長にお尋ねするんでしょうけど、いらっしやらないんで、ちょっととりあえず質問とします。

それと人ですよ。町長はしきりにフェース・ツー・フェースの人のつながりというものを重要視されておりますけども、この組織の中で現実には、例えば顔を合わせていろんな議論をしたとか、しているとか、こういうようなことをなされてるのかなという、そこからいろんな盛り上がりなんかが出てくるわけなんですけども。ただチラシやらパンフレットを共同してつくって、はい、終わりみたいな、こういう感じがすごくしてるんですけども。こういう人間の関係、かかわりというものを、現実問題としてされてるかどうかという現状をちょっとお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） まずは、美術回廊を進めるつもりがあるかどうかということではありますが、私の今の立場からすると明言をするということは難しいかなとは思っています。

ただ、せっかく平成15年の4月にこうした会ができて、県西部地域の館が一堂にそろう機会をつくったわけでありますので、せっかくある会をわざわざつぶすという理由にもならないかなというふうにも思いますので、また今後、新しい教育長が決まりました段階にそういうことについては御相談をかけて、今後の方針等も練っていきたいというふうに思っております。

それから、顔を合わせての議論がなされておるかということでもありますけれども、現実には昨年度は1回も、多分開かれてないだろうと思います。本年度についても、集まって議論をした会というのではないと思っております。この回答書のほうに記載してありますように、現在でもスタンプラリー等の事業については共同で取り組んでおりまして、年間わずかではありますけれども、やはり回られてこられる方もおられます。ですが、会議としての実績はないというのが現実であります。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 美術館だけという感じでとらまえますと、美術の好きな人だけが館を回ってというふうに認識はなってしまうんですけどもね。ですけども、やっぱりこういう具体的なことを起爆剤にして芸術文化とは何ぞやというところに発展をさせていくためには、せっかくこの仕組みというものはあるわけですから。人材的にもいますので。特に芸術関係の人ってのは、ある意味ちょっと人間関係つちゅうのは難しいとこないわけじゃないんですよ。ですけども、こういう人たちがやっぱり、今の津和野町の一つの、結果としては観光にも結びつきます。だから、こういう仕組みを、組織を、もう一度見直していただいと。それで、見直していただいと云ったときに、私が先ほど言いましたような、人間関係です。もう、一言でいいましたら。人間関係をもう一度ちゃんと束ねてというのが、束ねてというところが、私最初に、冒頭に言いましたように、津和野がリーダーシップをとるべきと。事務局は確かに石正美術館というようになっていますが、彼らからしたら、津和野ということにやっぱり一目置いてますので。だから、このあたりの事務局体制等々も含めて、もう一度集まって話し合っ、津和野がリーダーシップをとる体制をぜひつくっていただきたい。このように思っております。職務代行者に、このことをどうですかって言ってもちょっと難しいとこありますので、今回はこういう要望ということで、一応、この件に関したら終わらせていただきたいというふうに思っております。

次が、行政区を越えた取り組みということですが、これも石見ということにかかわってきております。だから、今回のテーマというのは、この地域、石見地域で、お互いに手を携えて頑張っていかなといかなというふうなことが基本になっておりますので、それで、これをひとつ取り上げてみたんですけども。先ほどの同僚議員の中の、灯台で遠くを照らすことも大事だが、この地域のことをちょうちんで照らしてみるということも言われましたこと

を私は先ほど聞きながら、なるほどと、私もそのように思ってるというふうなことを前提に具体的なことの話を進めていくんですけども。お配りした資料が手書きですんで、ちょっと皆さん苦笑されたような感じがするんですけども。

私、非常に木部のところにこだわるんですが。というのは、津和野町で青原と木部が益田に隣接しておりまして、今まででしたら木部っていうのは何か、裏みたいな感じがしてたんですけども、今回の新昭和トンネルを含めて、それから話が山陰自動車道に入ってくるんですけども、もう一つの玄関口ということになる可能性が非常に強いということを政治をやってる人間として肌で感じておりまして、まだ具体的なことになる前に、この問題を進めていくべきだろうというふうを考えまして、まず最初の質問に入っていきます。

木部地区の白杭トンネルと言っても、普通の人にとってはちょっとよくわからないんですけども。お配りしたやつの拡大版ですから、ちょっと見てください。こっち側が津和野町ですね。ここが津和野町ですね。これへ点々が入ってるのが、これが境界線ですけども。ここからこう入って行って、ここへトンネルがあると、ちょうど益田との境のトンネルがありまして——これは真ん中が、ちょっと違います、済みません——これを抜けましたところに、ここは3差路になっておりまして、右側の広い道路を入れていくと、これが益田市の農道になります。左側の狭いところを入れていくと県道17号線といいまして、県道ですよ、狭い。普通、こっちを皆、通りますね、こっちを。全部、ほとんどの方がこっちの農道のほうを通っていくと。ことしの冬ですか、そこで、この蛍橋というところの手前のところが、ここで4台の玉突き事故が発生しました。すぐに私のところに情報が入ってきて、益田市の市役所に何とかしてくれと。今4台の玉突きが起こったらしいが何とかしてくれんかということをして市役所に言いましたら、市役所がすぐこのあたりの雪をかいたりとか、それから、ここここに立て看を、このあたりに立て看を置いて危険ということをして、益田の市役所がすぐ動いてくれました。

戻りますけども、この4台の玉突き事故を起こしたのが、全員が津和野町民です。全員が津和野町民ですね。木部の方が3人で、津和野町の方が、町内の方が1人。この道路は益田市の人はほとんど通りません。このあたりに集落があるんですけど、この人たちはこっちを歩いていきませんので、ほとんどがですよ。通る人もあるんですけど。だから、ある意味、津和野町の道路みたいなもんですよ、ここは。ここは津和野町のための道路というふうに、ここは思われます。

そのとき、ことしの場合は、どこがどういうふうに役割分担するかということをして、あんまり明確に決めてなかったのと、時間的に非常にこっちが早かったりとか、あっちが早かったりとか、こっちはやっとなのに、まだこっちはやってないとかそういうような状態があったんで、それぞれの津和野土木と益田土木とにまた話をしまして、何とか近いうちに、このあたりにカメラをつけたいなということをして県のほうは言うてくれましたんで。そうすると、この状況が、雪の状況がわかりますんで。まだ確定はしてませんが、何か、25年度ぐらいには何とかしたいというふうなことを答えてくれましたんで。ことしは益田の土木が

一ダークシップとって、そうして益田市の、今回は桐田組というところに発注をして、ここが除雪の、こっち側のほうですね、こっち側の責任を持つと。こっちは津和野土木がやるという——こっちはというんじゃなくて、津和野側は津和野土木がするということが大体決まっております、時間的なことの落差をなくしていきたいということを言ってくれました。

それで、ここの市道のほうの、このところの油代とか人件費とかはどうするんかというて聞いたら、益田市と益田土木と津和野土木——津和野は入ってないんですか——とで協議したいと。ということは、ここでそういう費用を出していきたいというふうに話をされました。そういうことがあって、今の現場をやっていきたいということです。

質問の関係で次のところまで入っていくんですけども、それからもう一つは、表面のところは山陰自動車道。先日、三隅と益田の間に山陰自動車道の予算がつきまして、大体このあたりを通るだろうというのが地図上で示されまして、県道14号線ですんで、ここに高津人麻呂神社がありまして、津和野の人はちょっとなじみがないんですけども、そこを前を通ってずうっと行って田万川のところへ抜けて、どんと3差路のところへ突き当たっていくと、これが県道14号線ですけれども。この県道14号線と、それから海の横を走ってる国道191号線ですね、これとの間のところに山陰自動車道が走る予定というふうになっております。それがいつかっていうのは別なんですけれども、そのときに、またここの問題が、非常にクローズアップされた原因の一つがあるんですけども。

先ほど言いましたように、白杭トンネルを出て左側に曲がった県道17号線をずうっとおりていって、県道14号線と突き当たって、ちょっと右に入っていって、17号線がまた191とつながっていくんですけども。ここへ山陰自動車道が走りますと、ここの場所が、ここに交差する部分ができるんですけども、これがばっと高架で走ってしまうと、ここの意味がなくなってしまうんですよ。ここに、これがおられるような形になったときには、ここからの利便性っていうのが非常に増してくるというふうに私は思っております。これを、今のうちからアピールすると。今のうちからアピールする。だから、まだ確定してないのに何じゃというふうになるかもわからんのですけれども、そのあたりがやっぱり政治的な動きということになるとは思うんですが、今のうちからアピールしていって、ここへジョイントするという運動を今のうちから起こしていくべきじゃないだろうかというふうに思っております。

それで、今の市道の、ここの対処の仕方を——昨年起こったわけですけども——これに対して津和野町としてはどのような。これ、ちょっと具体的になりますので、行く行くのこのことに対し、ここだけ要求しとつても、現実に起こっているこの蛍橋での事故、これはまた今回も予想されるわけですけども、この事故に、どのように津和野町が対処したかということの実績は、必ずここへはね返ってくるというふうに私は思ってるんですよ。

まず、質問としては、ここの事故に対して、津和野町としてどのような対策をなされたか。ここのことに関しては、どのように、今私が言いましたようなジョイントする部分に対して

は、津和野町としてどのように考えておられるかということ、まず一番最初の質問といたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、行政区を越えた取り組みについて、お答えをさせていただきます。

県道津和野田万川線町境付近の除雪につきましては益田県土整備事務所、または津和野土木事業所と益田市において相互乗り入れをして除雪に当たると聞いており、安全安心な交通の環境整備に向け、円滑な除雪が進められていることと期待をしているところでございます。これまでも益田市や県土木とは共同歩調のもとに事業を進めてきたつもりであります。今後もしっかりと話し合いを持ち、連携をしてまいりたいと思っております。具体的な話し合い等の内容等につきましては、担当課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

また、行政区を越えた取り組みについても、政治的との表現を用いられた意味合いをはかりかねておりますけれども、広域事務組合や高津川を活用した各種連携事業、総合特区、定住自立圏構想など、これまで進めてきた益田市、吉賀町との連携事業に今後も積極的にかかわり取り組んでまいりたいと考えております。

なお、同じく御質問でありました山陰自動車道からのジョイントのことでございますけれども、基本的にまだ、この益田―萩間、こちらの路線がどういう経路をたどるかというのは、先ほど議員も表現されておりましたが、大体というところでありまして、まだこちらが正式に決定をしたものでもないわけでございます。やはり、我々行政の立場としては、ある程度の決定、確実なものに基づいて活動していくということになろうかと思っております。当然、それが前の段階の活動というものもあるわけではあります。やはりいろんな場面で情報公開をしたり言葉として発していく、それはある程度、行政として確実な事実のもとに発していく必要があるというふうにも思っておりますから、慎重に対応していかなければならない問題だというふうに思っております。

そして、その前に、やはり町民の皆様がそうしたことをどう考えておらっしゃるのかということも、ある程度合意形成も経た上で、こうした面については考えていく必要があろうかというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） この益田の農道で起きた事故に対して、町として具体的な何らかの対策をしたかという御質問でございますが、基本的には益田市管轄内で起きた事故でございます。町として、特にこの部分だけに対策をしたということはございません。基本的には、それぞれの管理区域内におきまして、それぞれの管理者が除雪なりを鋭意を持ってやっていくことが一番大事かと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（５番 道信 俊昭君） 蛭橋のところの今の事故ですけどね、行政の区域が違うので何にもしてないということでしたが——それを、私ここで責めるという意味じゃないんですけども——現実問題として、あそこはほとんど津和野の人が、ほとんどの人が使っておられると。

そうしたら、次の質問ですけども、ことしもあります。当然、来年とか何とかあるんですけども。これも同じようになされ、そういう人、物、金、どこも提供する気はないというふうな考えでおられるのかを、ちょっとお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 議員がどのような人、物、金というイメージでおられるか、ちょっと私もわかりませんが。前回申しましたように、それぞれの管理区域内で、それぞれが鋭意を持って対策をしていくということが第一基本でありますので、県土木、益田市から協議も特にありませんし、それぞれがそれぞれの道について、事故の多いところは、その管理者がそれぞれ対応していくということが大基本であろうかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ５番、道信君。

○議員（５番 道信 俊昭君） 益田市の益田土木から話がないというふうに、今答えられたんですが、話があったら応じられますか。ちょっと、そのあたりをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） これが町道で、逆に起こった場合、町として益田市のほうに相談というか対策をお願いしますというようなことは、まずあり得ないということと考えておりますので、益田市からも、まずそういう話は来ることはないかと今のところ思っております。

○議長（滝元 三郎君） ５番、道信君。

○議員（５番 道信 俊昭君） 私が今お尋ねしたのは、もし、あったら、県土木のほうから。市からは、多分ないと思うんですよ。これ、取りまとめしてるのが益田土木のほうですんで、土木のほうからあったら、どうです。それをちょっと、ぜひ、課長、お答えください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） どういう話があるかと、仮定の話ですので、なかなかお答えできかねます。

○議長（滝元 三郎君） ５番、道信君。

○議員（５番 道信 俊昭君） わかりました。出す、出さんということを詰問していくわけではございませんので。

私が言いたいのは、今のような状況が今後も考えられるというのはあるんですよ。そのときに、津和野町としては行政的な区域があるからできんと。それもわかりますから、先ほども言いましたようにそれを詰問していくわけじゃないんですけど。やっぱり津和野町民の生命と財産を守るというそのことを考えたときに、これをそのまま、よそのことでほったらかすということは、私はちょっと何とかせんといかんなど。あそこの道路の状況ちゅうのは、

非常にやっぱり厳しいんですよ。で、益田市民も使いませんから、ほとんどが使いませんから、そうするとどうしたらいいかなということを——ちょっと今、町としては関与しないということを聞きましたんで、それが答えとして受け取っておきますので、それでどういうふうにしたらいいかってことは、また考えていきたいというふうなのが、今私の頭の中をめぐっているところではあります。

それで、もう一つの山陰自動車道とのジョイント部分ということは、確かに正式な決定ではない。だけど、これは予見すれば益田から萩へ抜けていくわけですよ。これができるときには、もう遅いんですね。私が政治的っていう言葉を使ったっていうのは、そういう将来展望を見通したときに、早いうちから活動を起こしておくことっていうのが重要じゃないですかという問いかけをしてるわけで、実際に線が引かれて云々と、これじゃ間に合わんじゃないかなっていう。

先日、総決起集会というのがあって経済委員長が出たようではありますが、町側から課長と副町長が出られたんですかね。これを出られたわけですけども、このときの感想と言うたらおかしいんですけども、頑張ろうで終わったんかもわからんですけども、それに出席したときの副町長の感触っていうか感想とかいうようなもの、こりゃあ、もう10年かかるでとか、この状態だったら、まあできんでとか、あるいはひょっとしたらつく可能性もあるなというような、そのあたりをちょっと教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 先日になりますけども、私と建設課長、あるいは議長さんも同行して経済委員長とともに、萩市のほうに総決起大会ということで行ってまいりました。

率直に申し上げて、先ほど出ましたように三隅—益田間というのは予算がついたということでありまして、それを見てと言っちゃおかしいんですけども、益田—萩間に非常に弾みがついてきたというのは実感としてありますけども。さあ、それじゃ具体的にということになりますと、私の個人的な見解ではありますけども、これから今までの部分よりは熱が上がってくるとは思いますけども、具体的に、じゃあ、このラインがどうなのか。実際に我々も見た中で、ここに御提示いただいた点線のとおりでございますので、そのルート——点線ですと直線ですので、なかなかそういった表現というのは難しいんですが——どのような迂回し、またそれがどのように萩に入っていくかというふうなことの具体性っていうのは、私自身は具体的には感じませんでした。ということではありますが、ちょっとわかりにくいような表現で申しわけないんですが、ああ、ここまでできるんだなという感じは、正直申し上げて、なかったと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 三隅—益田間が予算がついたのも、これも——これは新聞紙上ですけども——最初はつくとは思ってなかったが、政治的な駆け引きで2区間ですか。最初はお雲部の向こうのほうですかね、どこからどこまでか、ちょっと覚えてないんですけど。これだけだったものが、政治的な交渉というか駆け引きというか何かで、突然についた

というような印象を受けたんですが。今回の萩までの道も、いつ、ぱっと予算がつくかわからないと。遅いかもわからないけども、ある日突然かもわからんと。こういうようなのが、やっぱり、あると思うんですね。

だから、そういう先見性というか、ある程度こういうふうなパンフレットになって、あるいは総決起集会ができたということは、全く何のあれもないのにこういうものちゅうのは多分できんと思うんですよ。ですから、こういうときにこそ我先にと手を挙げて、いわゆる先見性というか、運動を起こしていくことが政治的な動きというものじゃないかと私は思っております。

それで、蛍橋のところとの兼ね合わせなんですけども、今の話では、全く予算、人、物、金をつっ込めないということですが、こういうところで津和野の意気込みみたいなものを——どういふような形で人、物、金をつっ込めとかいうことを言うつもりも、私はその立場じゃないからできませんので言いはしませんけども。こういうところで津和野の意気込みを、具体的なものを出しておく、やっぱり津和野はこういう広域的なことに関しても非常に関心があるし、具体的にそういうことも動いてるじゃないかというような印象が出てくるんじゃないかなと。場所も非常に近い場所ですから、この意気込みが、結局、次のジョイントにつながっていくというふうに私は思ってるんですよ。

ですから、ぜひこのあたりを、これは「私は」という言葉をつけてしか物は言えませんけども、ぜひ、ここを津和野町のもう一つの表玄関と。木部地区のこの地域ってのが、こういう道路が整備されていくと、いわゆる定住対策にして益田のベッドタウンに、ベッドタウンと言うほど大きなものじゃないにしても、そういうふうなことになっていく可能性というのが非常に強い地域でもあると。

先ほど言いましたように、もう一つは青原。青原は一つの動きがもう出てますんで、それに私も一緒になって今活動してるんですけども。ですから、ここを突破口にして、決して裏ではないよ、表だよということに、ぜひ、頭のほうを持って行っていただきたいということでございます。

今の段階ではここまでしか申し上げることはできませんので、ここで話はとめておきますが、次に総決起集会等とかできるときに、あんまり萩ばかりが目立つようじゃいけませんので、手をしっかり挙げられて、議会からも出ておられますし、議会も議会でそれで動きますが、行政のほうも、ぜひ手をしっかり挙げてもらって頑張っていただきたいというふうに思ひまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序 4、15 番、沖田守君。15 番、沖田君。

○議員（15 番 沖田 守君） 議席番号 15 番、沖田守であります。

今 12 月定例会に 3 項目にわたって通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まず最初であります。平成 17 年の 9 月の 25 日に旧日原、旧津和野両町が合併をして、そうして新しい町が発足をしました。初代町長は中島さんでありましたが、町長におかれては 2 代目の津和野町長に就任をされて、そうして、就任 2 カ年が経過をいたしました。したがって、新しい町をつくりたいという今日までの町長の所信表明や施策や等々を通じて、今、下森町長が目指すまちづくりの就任 2 年でありますから、まだはっきりした道筋がついたとは言いがたいとは存じますが、今日まで歩いてこられてその目指すまちづくりが、道筋が見えてきたかどうか、こういうことを最初にお伺いをして、そして、1 期 4 年の後半に向けての決意が一体、どのような決意をお持ちなのかというふうなことを最初の質問にいたします。

申し上げましたように、平成 21 年 11 月に町長は就任をされました。今 2 カ年が経過をいたしました。そうして、平成 17 年あの合併の年の 10 月 1 日あるいは昨年 22 年の 10 月 1 日、2 回にわたって国勢調査が実施をされて、あの 17 年の 10 月 1 日の国勢調査結果も残念ながら津和野町は、島根県減少人口率ワーストワン、そうして、昨年の 22 年 10 月 1 日時点の国勢調査の、これまた県下ナンバーワン減少率。このような極めて国勢調査の結果に顕著にあらわれた本町の現実の中で、ますます少子高齢化あるいは過疎化が歯どめがかからない。こういう深刻の状況の中で、町長におかれては、日夜にわたる激務であり、また、精いっぱい努力をされておることに対しては、深甚なる敬意を表するものであります。

町民に公約をされた政治姿勢を基本に、前段の議員の質問の中にもありましたが、西郷隆盛をこよなく愛される下森町長のあの政治姿勢を基本に、所信表明や公約実現のために、みずから 22 年度あるいは当年度の 23 年度の施策予算編成を実施をされて、そうして、町長が目指す住民参画による官民協働のまちづくりというものに着手をされてまいりました。住民の意識調査やあるいは各集落、自治会等々の役員さん方に職員みずから職員を派遣されて、そして、さまざまな意見や問題点等を把握されて今日に至っておいでになります。その 2 年の手ごたえは一体どうなのか。そして、課題や問題点等が浮上してきたと思いますが、そのような中で現在、町長として率直な御意見をちょうだいしたい。

さらには、申し上げたように 4 年 1 期の後半に入ります。この残り 2 カ年に、どのような決意をお持ちなのかをまずはお伺いするものであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、15 番、沖田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

早いもので、町長就任以来2年が過ぎ、折り返し地点を過ぎました。少し抽象的なお話で恐縮ではありますが、これまでは土地を耕し種をまくことが主となる2年間であったと思います。町民の皆様から私に与えていただいた貴重な4年間でありますから、残りの2年については、まいた種をしっかりと育て幾つかは花を咲かせ、結果を町民の皆様にご実感していただくことも意識した期間としなければならないとも、みずからに言い聞かせております。

町長就任以来、最も気を使ってまいりましたのが、町財政についてであります。合併後、前町長のもとで財政再建に御尽力されてこられました。その道筋を引き継ぎ財政健全化を進めることが町の最重要課題であることは、疑いの余地がありません。過去、起債の繰り上げ償還を行ってきた効果もあらわれ、財政の安全性をも示す最も代表的な指標である実質公債費比率は昨年度19%にまで改善をしてきており、今年度では安全圏であります18%以下へとさらに改善を図る見込みであり、この2年間、着実に健全化は進んでいる状況にあります。

しかしながら、昨年の国勢調査の結果、津和野町の人口が5年前より11.4%減少し、島根県下ワーストワンの減少率になったという事実は、重く受けとめなければなりません。財政健全化のための歳出の削減が、公共投資を初めとした町経済への影響や定住に影響を及ぼす新しいまちづくり事業に対する意欲の低減へとつながったと因果関係を認めたならば、人口減少は、町経済の低迷による税収の減少、地方交付税の減少へとつながり、結果、歳入の大幅減により財政指標にも悪影響を与えることから、今後はこれまで以上に財政再建の取り組みと、人口減少を食いとめる施策への積極的な投資とのバランスを図りながら、慎重に町政運営をしていく必要性を認めております。

こうした観点から、限りある資源を有効的に配分し、費用対効果を最大限に上げる事業展開の重要性を改めて痛感するとともに、その解決策として官民協働のまちづくりの仕組みづくりにこの2年間取り組んでまいりましたことは、決して間違いではなかったと再認識をしております。

昨年4月よりまちづくり政策課の設置をお認めいただき、行政評価制度と人事評価制度の構築、官民協働のまちづくり推進会議の設置と各集落支援策の検討、職員の地域担当制の検討など準備を進めてまいりました。この2年間はまさに種まきの段階でありましたが、残りの2年間において形にし、実践、改善を加えながら結果につなげてまいりたいと思います。

特に、衰退が進む町内各集落の維持活性化策については、以前より議員から御指摘をいただいているとおり、早急に対策を打つ必要性を認めております。来年度よりまちづくり委員会の設置とともに、地域おこし協力体制度と職員の地域担当制度の導入、さらには地域提案型助成事業の導入などを計画しておりますが、同時に各集落の事業資金等の財源を捻出していくことも解決課題であると認めております。

同じく、昨年4月よりお認めをいただいた営業課ではふるさと納税の推進を行ってきておりますが、今年度は現時点で70件を超え、昨年の3倍に実績が上がっており、それだけ津和野町を思う皆様が町外に多くおられること、さらには、具体的な案内等の行動を起こす

ことの大切さを物語る結果が裏づけられたとも認識をしております。来年度からは、ふるさと納税制度を活用し、各集落の皆様にも一緒になって営業マンになっていただき、集落の財源を一緒に捻出していただくような仕組みづくりを行い、財源問題の解決の一助ともしてまいりたいと考えております。

一方で、営業課に指示をしておりました国、県、企業等の補助制度の情報収集と提供はまだ不十分であり、住民参画によるまちづくりをさらに推進する観点からも、今後早急に取り組んでいかなければならない重要な課題であると反省をしております。

以上、住民参画と官民協働のまちづくりにテーマを絞り、回答させていただきました。今後は、述べてまいりましたことを形にする上で、町民の皆様とこれまで以上に対話を深め、御理解をいただく努力をしていかなければなりません。この2年間、町政座談会や地域行事、各種団体の総会等に積極的に出かけてまいりましたが、残りの2年間は、さらにペースを上げるとともに、与えられた任期を悔いのないよう邁進してまいりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 今、2年経過の町長が取り組んでこられたその報告、確かに、就任2カ年ですべてが十分町民の意向に沿うような施策が講じられる、いうわけにはいかないと私も存じます。おっしゃるように、確かに耕して種をまいた時期が今の2年だと、このようにおっしゃる。ごもつともだと思えます。したがって、後半にかけての意欲、それを大いに期待をするものでありますが、特に、先ほど申された数々の来年度からの具体的施策の中で、こういう組織をつくったり、こういう施策を講じていきたいと、こういうものが伝わってまいりました。

そうして、その中には、これは私の前々からの主張ではありましたが、特に国勢調査で顕著にあらわれる、あるいは意識調査等々、住民の自治会の意向調査等々、聞き取り調査等で顕著にあらわれた各集落の実態、自治会の実態、これが非常に危機的状況であるっていうのを前々から申し上げて、町長もその認識をもう十分お持ちであります。これから施策を講じられる来年度以降の中に、ぜひともそういうものも取り入れて、そうして具体的施策を講じてもらいたいと、このようにも思うわけであります。

私は、確かに前段の議員の質問のなんかに、定住対策やらにやあならんと、新しい産業も興さにやならんと、もろもろの意見が何人かから出てまいっておりますが、非常に難しい時期に来ている。それはなぜかという、日本の国の今の社会構造、政治の状況あるいは経済の状況というのが、極めて地方の農山村にも大きな影響を与えておるといのは、紛れもない事実でありますので、確かに一生懸命、定住対策等の施策を講じて努力をせにやなりません。それは、精いっぱいやっていただくと同時に、私は、この平成17年10月1日の国勢調査結果あるいは平成22年10月1日の国勢調査の結果、こういうものをずっと見てきたときに、今これから、もう10年も先の本町の実態というの、2,000人これから

また人口が減っていくのではないかという予測がされる中で、ならば、この町の生きざまというのはい体どうあるべきかというのをもう一度、問い直していただきたい。

それは、少子高齢化あるいは過疎化現象の進むこういう農山村ともに生きるという、これは前回の一般質問でも申し上げておりますが、こういう社会構造になったら、現実がこうであつたら、それを事実としてとらえるならば、そのような農村社会の構築というものが、ある意味では問われておるのではないかとこのように思います。その具体的な策は、町長、今お考えのようなことで結構なんですから、そういう農村社会を構築していく、高齢化社会とともに生きる農村社会、そういう理想郷、桃源郷——こういうものをこの町が目指すべきであるということ、強く私は訴えたいのであります。

そうして、少しこれまた苦言になりますが、前段の議員も町長にはいささか耳ざわりであったと思いますが、確かに今この町は、外へ町長がいろんな情報発信をせにゃならんという、そういう町でもあると思います。それも大事だろうと思います。しかし、本当は、現実は今うちよつと内政に重点的に取り組んでもらいたい。さまざまな今取り組みをしよるのは内政であります、ただ東京を中心とした、そういうところにお出かけになる機会というのは比較的多い。それは、新しい町長になったらそういうものかも知れませんが、もう少し足元を見る、そういう内政に重点を置く、そういうことでしばらくはやっていただかないと。

仕事をするのは、町長さんは最高リーダーとしての役割でありますから当然であります、ほんとに業務をこなし、この町の住民とともに、この町の発展のために働くのは、ここにおける幹部職員を中心とした職員でありますから、この職員が十二分に発揮されると、おのずと町長の目指す新しい津和野のまちづくりというのはできるのでありますから、そういうところに若干、老婆心ながら御提言を申し上げておきたいと、このように思うのであります。

そのようなことをお聞きいただいて、最後のもう残りの2年の決意はいかがとお尋ねしたときに、確かにお答えはちょうだいいたしました、いささか力強さに欠けますので、その点をもう一度、お答えをちょうだいしたいと、このように思っております。存分にリーダーシップを発揮されるということ、これを特に念願しとるということをつけ添えて、この質問の最後に再度の決意をちょうだいしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど、前段の部分で農村社会における理想の社会、それから桃源郷、そうしたまちづくりをしていくことが非常に重要ではないだろうかというお話でありまして、私も当然その考えで立っているということは、間違いのないことでございます。

いわば、そうした理想的な農村社会をつくるということが、実は今、定住問題においても担当課とも話をしておりますが、農業を中心に兼業をしながら、そしてそれが年収で300万という一つの数値をつくって、そしてそれを示してそれとともに津和野でのライフスタイル、都会にはない楽しみ方、そうしたものもあわせて提案をすることによって、東京のような大きな年収は得られないかもしれないが、田舎のいろんな自然や人の豊かさ、そうし

たものを活用したライフスタイルが提案できる、津和野ライフでの人生を楽しむやり方があるんだということを提案ができれば、それはまたすばらしい定住対策につながっていくんだと、そういうことも話をしているところでありまして、そういう面からもこの集落の維持活性化策というのは、非常に重要だというふうにも思っております。

そして、当然ながらそれをやるために、これまで先ほどの回答でも申し上げてきたような取り組みを現在、一生懸命やってきたということでもあります。

そして、外にばかり目を向けずというお話でもあったわけですが、私の思いから言いますと、8割から9割は内政に目が向けておるわけでありまして、その中で1割程度が今、外に向けて取り組みをしていると、それぐらいの割合の中でやっているということは、申し上げておきたいというふうに思います。

11月というのは特に国の予算編成の時期にもなりますので、その関連で東京等に出ることが非常に多い時期でございます。具体例を挙げますと、例えば、過疎地域自立促進連盟の過疎大会というものも、これは11月に東京でありました。これなどは、5年後に迫ってきております過疎債の期限延長、こうしたまさに内政にとっても、非常に重要なテーマでありまして、それを国に訴えるために、今からも大会が始まっているということでもあります。溝口島根県知事が全国の会長になっていらっしゃるしまして、そして島根県内の町村長もこぞって出かけて行って、後押しをしていく。そして、過疎債の期限延長等、またあるいは過疎自立促進のための活動をしていくということもやっております。

あるいは、国民健康保険の制度強化大会というものも11月にはありました。これらも、国保会計が非常に厳しい津和野町の状況であります。これを改善していくためには、一元あるいは広域的にこれを運営をしていくということが大事であります。そしてこれらも、県内の町村ほとんどが同じ悩みでありまして、島根県内の町村長がまた全国へ出かけ、東京へ出かけ、そしてこの国保制度の強化に向けた活動をしている。そういう大会でもありまして、これなどもまさに東京で行う内政のための活動でございます。

そのほかにも、簡易水道の同じようなやはり趣旨の大会あるいは全日空に向けての石見空港・東京便、大阪便こうしたものの複便化等のお願いにも11月は出かけて行っておるわけでありまして、大半がそうした東京、非常に多い出張であったのは間違いのない事実でありますけれども、決して外に向けただけのこれらの活動ではないということは、何とぞ御理解をいただきたいというふうに思っております。

そして今後、私自身がやはり政治的なリーダーシップ、しっかりとりながらこの津和野の内政も頑張っていかなければならないわけでありまして。前段、他の議員さんの御質問にも特に大事な事として幾つか挙げられておりましたけれども、町長が、組織のトップが、その組織の部下からやはり尊敬をされる人間でなければならぬと、そういうお話もあったわけでありまして。そうした御質問が出るのは、まだまだ私自身が尊敬を得られてない裏返しからの御質問でもあるんだらうなということで、大変厳しく受けとめながら、先ほどもその御質問も聞いておったところでもあります。

その辺は、我々も、私も改めなければならないところは改めなければならないというふう
に思っておるわけでありまして、一方で私も町長として民間から行政組織に入ってまいり
まして、いいところもありますが、必ず絶対に変えなければならない、いわゆる今までの行政
の悪いところというのを感じているところでもあります。そのためにはやはり、これまでの行
政の古い習慣の悪いところを変えるためには、やはり行政職員とも戦わなければならない。
そういうこともあるわけでありまして、そういう厳しさも時には持ちながら進めていくと
いうことにもなります。その戦う過程——戦うという表現がいいかどうかわかりませんが、
その過程の中で少し不協和音というものも時に生じてしまって、それが議員の皆さんのお
耳に行くこともあるのかもしれませんが、しかし先ほども申し上げたように、私に与えられ
た任期は4年であります。

ですから、その中に私自身が悔いのないように、民間の意識も行政の中に入れていく。そ
れはまさに、町民の皆さんに期待をされたことだというふうにも思っておりますので、その
ことは自覚をし、決して流れに流されないように、時には厳しく戦うということになるかと
思いますが、そして時にはまた、その最終的な結果として、地域、行政の職員の皆さんから
も認めていただけるように、しっかり話し合いもしながら進めていきたい。その上の最終的
な結果として、集落の維持の活性化を初め、津和野町のまちづくりに最終的につながって
いくということが大事だ。そういう決意で臨んでまいりたいというふうにも思っております。

多少言葉足らずでありましたが、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 力強い決意をちょうだいしました。満足をいたしました。
精いっぱい御努力を願いたいとこのように思います。

次の質問に入ります。これは、今年度平成23年度の当初予算が、6月の定例会で土木費
の中の社会資本整備交付金を初め地方債等々で、1億円強が減額補正になったという、こ
ういうことで議会に提案されて議決をされた経過があるわけで、このことを申し上げるん
であります、非常に率から言うと大きいんです。

道路改良費の中の新設道路改良費の中で占める割合というのが、減額補正が1億円強で
ありますから41.4%、要するに23年度予定をしておった道路新設改良費2億6,550
万円の中の約1億強と。こういうことになりますと、41.4%の減額とこういうことにな
ってまいりますので、これ、町内6路線だというふうに説明、お伺いしておりますが、整
備計画に非常に大きな影響を与えると、これは国の事情によるということでもありますから
やむを得ないと、町単独でどうこうできるというような財源ではございませんから、やむを
得ないと存じますが、今年度復活の見込みはないのかということがお伺いしたいのと、も
し、復活の見込みがないということになれば、次年度計画の中でこれはきちっと補ってら
われないと、整備計画に非常に支障を起こすのではないかとというようなことでこの点をお伺
いするわけでありまして。

そしてあわせて、できれば、きょう回答できないかもわかりませんが、建設課長には予定したこの今日までの入札の状況や、予算の執行状況等々もかいつまんで、もし説明ができれば説明願いたい。

こういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、23年度町当初予算の減額に関する御質問に対するお答えをさしていただきたいと思います。

社会資本整備交付金につきましては、島根県が県内市町村の要望額を取りまとめ、県として国へ要望し、例年町へほぼ要望どおり交付がなされていきましたが、今年度につきましては、県の要望額に対し国から約6割強の交付となり、それにより県内市町村への県からの交付が減額され、6月議会におきまして減額補正予算を議決いただいたところでございます。減額部分の再交付は、今年度中にされることはない聞いております。また、次年度予算要望につきましては、総務財政課と補助裏の過疎債の制限枠等の打ち合わせをしながら、今年度当初予算ベースでの要望を考えております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 予算の執行状況であります、一級町道笹ヶ谷線につきましては、もう発注いたしましてほぼ完了に近いところでございます。それから、日原添谷線につきましては、これはなんといいですか、中学校側の路線になります。これは一応、測量等のほうで執行させていただいてやっております。木毛線につきましても同じく工事発注いたしまして、工事が順調に進んでおるところでございます。栴井谷線、これは、昨年度の災害で地すべりの災害になるじゃないかということで、経過観測の測量をしております、その対策工事に大きくこの補助交付金を充てておりましたが、まだ経過観測をもう少し続けなくてはいけないという状況もありまして、大方はこの栴井谷線に8,000万の予定しとったんですが、栴井谷線の大きく事業を縮小しまして、ほかの路線になるべく影響がないようにと予算組みを6月にさせていただいたところでございます。それから、平台線につきましても、災害防除ということで大方の工事が進んでます。あと円ノ谷線でございますが、円ノ谷線まだ工事発注とはなっておりませんが、これももう少ししたら若干の工事ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） ありがとうございます。大体、町内6路線、大きな減額補正にはなりましたが、減額後の執行状況も今担当課長のお話のとおりでありますから、順調に進んでおるといふことでもあります。くどいようではあります、新年度の予算の中には、こうした減額分が必ず復活の形で予算に乗るように、町長にはぜひとも御配慮をちょうだいしたいと、このように思います。

次に参ります。実は、このことは非常に私はきょう質問するのに気が重たかったわけでありますが、あえて申し上げるっていうのは、これまた先般9月の定例議会で、町長の23年度の産業振興の方針の中に、本町は六次産業を取り入れていかないとというくだりの中で、時あたかも国が六次産業法の制定をしたと、そうしてその認可受付開始されたと、こういう質問を私はしました。そのときに、補助事業の採択基準に本当、あの最初の御答弁なされた採択基準というのは、極めてハードルが高いお答えであったわけでありまして。5年後の売上高3,000万、ここまでは大したことはないと思ったんです。ところが、新規従業員1日240名とこう説明されたから、これはとてもじゃないけど採択に合うようなことになるわけがない。町内企業でも240人も抱える企業は1社もおらない。こう思って、こんなとんでもない採択基準なら無理だなあとこういうふうにとめました。

ところが、私の一般質問が終わって、そうして次の質問者の前に町長が、実は採択基準の訂正をさせていただきますと、回答の。あの240名というのは年間240人、延べ人数でありますと、こういうこと。これを聞いたときに、ああそうだろうなあ、なぜ私の一般質問の時間内に、少なくとも訂正版がいただけなかったのか。こういうのが1点あるんです。そこはどうでもいいんです、私は。ところが、このような採択基準が、いいですか、極めて厳しいハードルになるという認識に私は問題があるということが申し上げたい。国の支援策は充実はしておるけれども、採択要件のハードルは高く厳しい。本町で要望がある加工機械の導入や、販売施設の整備が支援できる農家主導型六次産業化整備事業に期待をしておりますが、今申し上げた採択基準、5年後の目標年度において売上高3,000万円、新規の地域雇用者を年間延べ240人という訂正なんですから、240人以上増加させることになる。採択のためのハードルはさらに高いと、こういう答弁である。

答弁であるということは、町長を初め担当課長方のお考えは、この採択基準というのが非常に高いというふうに認識をされたということですから、このようなことで新しい産業を興すということには決してならないと思って、私は、ここを問題視したんです。この採択基準がほんとに厳しいのかどうなのか、そういう判断を今もしておいでになるのか。

たかが3,000万です、5年間先は。そうして、年間延べ240人です。1日1人おれば、365日1年間、あるんです。新規就農者240名がどこが一体厳しいのか、ハードル。この程度の認識で——一担当部署を私は申し上げておるのではない。少なくともこの六次産業には、営業課、農林課、商工観光課3課がかかわって、この事業展開は進められておると答弁があった。

庁舎内で、この採択基準が厳しいか厳しくないかぐらいの論議がなされなければならないと思いますが、町長の所見をお伺いし、さらには担当課長方のこれに対する認識というか、見識というか、そういうところをきょうはお尋ねをしたいと、このように思うわけでありませう。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、次の各種補助事業の取り組み姿勢について御回答をさせていただきますと思います。

本年9月定例議会での一般質問における答弁が極めて遺憾との念を抱かれ、本日の質問につながりましたことは、私といたしましても残念であり、おわびをいたします。

私ども行政は、まちづくりを行うプロフェッショナルとして、お客様である町民の皆様と常に真摯に向き合い、さわやかなおつき合いを心がけておりますが、時に対応が不十分でおしかりを受けることがございます。また特に、一般質問のようにテレビ放映され、町民の皆様に注視される中、議員の皆様と議論をする場においてはさらに慎重な答弁を心がけなければならず、私を初め一層の精進をしてみたいと思います。

各種補助事業の取り組みについては、私ども行政は、町民の皆様の立場に思いを置き、必要とされる事業や将来的に必要となる事業の情報提供をし、事業実施者に最大の効果が得られるよう支援させていただくことを基本姿勢としております。本日は農業に対する御質問でもありますので、農業関係補助事業について申しますと、町内の認定農業者や農業組合法人、生産組織等の御意向を事前に確認し、国、県補助事業の採択要件にあてはまる事業について、情報の提供を行い、希望者について農業担い手支援センターが事業実施のための支援を行っております。新規事業の場合、対象を絞り込めないこともありますので、広く情報を提供し、対応する場合もございます。

次に、事業採択申請等を行う場合、採択要件をクリアすることが重要でございますが、課題で実施困難な目標数値とした場合、事業採択を受けたとしても目標を達成することができず、最終的には補助金の返還となる事態も想定されますので、実現可能な目標数値とするようお願いをしております。なお、申請者が事業採択基準等に沿って対応していただけない場合や、他事業により実施することとなった場合などにより、最終的に事業を取り下げる場合もございます。

以上のような基本姿勢において、今年度も国、県の補助事業に取り組んでおりますが、農家の御意向を尊重しながら、少しでも農家のお役にたてるよう努力をしてみたいと思います。

ということで、基本的に3,000万という売上高、そして240人という年間の延べの人数ということ、これがハードルが高いか低いかわ。それはまさに行政から先に判断をして、そして農家あるいは町民の皆様に対応していく。そういう問題ではないかというふうにも思っております、やはりまずは、主体である民間の方あるいは農家の方が、ハードルが高いか低いかわというのは判断をされる。そのための情報提供やお手伝いをさせていただくというのが、町の姿勢でなければならないと改めて思っているところであります。

特に、こういう厳しい時代でありますので3,000万という売り上げを5年という約束であっても、非常にこれについては、クリアをするべきまさにハードルというのは高いという事実もあろうかと思いますが、しかし、そのハードルをクリアをしていくために、どういうふうの方法をとっていくのか。そのことについて、我々行政も、その希望者の方と一緒に

考えていくべき問題ではないかなというふうにも考えているところでありまして、今後もそうしたことは、失ってはいけない行政側の姿勢として取り組んでまいりたいと、私自身はそう考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員の御質問にお答えをいたします。

基本的に農林課としては、農業者の方、要項上では3名以上の農家を含んだ団体について採択条件になります。法人等もなるわけではございますが、そういう方から要望がありましたら最大限の努力をしたいというふうにも考えております。

現実の町内の状況を見ますときに、この事業が対象になる事業体もあるというふうにも考えております。特に、お茶などというのは既に六次産業化をなされた業界でございます。そういうふうなものの中で対応できるのか、それから農産物直売所の関係についても、対象になるのかというふうなことで考えておるところではございますが、実際のところの売り上げというのが、ここ数年減少傾向でございまして、その中で取り組むというふうなことになりますと厳しいものがございます。

新規に事業を興しました場合に3,000万以上の売り上げ、そして1人採用して年間延べ240日以上雇用というふうなことでございまして、既存の組織でいきますと、売上額の30%以上の増加が目標になります。その中で今、町としては地産地消の推進というふうな形で努力をしております、当面5%、10%の売り上げを伸ばしたいというふうにも努力をしております。申請をされる方が「やる」というふうな意気込みがあって、それに対して協力ができるものについては当然、町として最大限の努力はすると。ただ現状としては、なかなか厳しいものがあるというふうにも考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 御質問の中で私どもも関連した業務でございますので、少しお答えをさせていただきたいと思っております。

私どもの課で企画調整という業務を持っております、そういった中でこういった補助事業等の情報の把握といいますか、そういったこともしていくということでおるわけなんですけども、先ほど最初の質問で町長が答弁いたしましたように、正直なところそういったところはまだ十分に機能されておりません。本件ということではございませんけども、そういった内部でのいろんな補助事業等の稟議といいますか、そういった協議も進めて行くべきだなというのを痛感しております。今後ともできる限りそういったことに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 町長の答弁も担当所管の課長さんの答弁も、私の意図とちょっと違うというような——この当初9月の定例議会での採択基準は、特に人数の、新規雇用の人数の問題に私は問題があると思って、非常に厳しいと。1日当たり240人なんていう、聞いただけでも気が遠くなるような話ですから、これはだめだと思ったんです。とこ

ろが、訂正版は延べ年間240人と、こういうことです。ということは、大したことじゃないんです。たった1人従事しても年間365日あるんだから、確実にクリアする。

それから、5年先の3,000万というのが、非常に本町農業者にとっては厳しい。確かに、一農業者として六次産業化法にのっとるこの事業を入れて、これから事業を展開しようとしたら、それはそんなに生易しいものではない。しかし、対象者は農事組合法人あり、農業協同組合あり、漁協あり、商工会あり——商工会が対象になるかどうかは存じませんが、各種さまざまな諸団体がある。例えば、農業協同組合なんかがこの六次産業化法の認可を受けて取り組めば、5年先に3,000万程度の売り上げを目標とするような事業なんていうんであれば、さまにならない。少なくとも、5年先1億程度の売り上げを目指すあるいは5億程度の売り上げを目指すいうのでないと。個人としてやるんならまた別であります、個人も対象ですから。そうではない。広くこの事業の受益対象というのはあるんだと、おるんだ。

そういうことになると、きちっと採択基準の把握をして、庁舎内で十分な連携をとって話し合いをして、この事業はこういう団体に情報提供をしようではないかという、こういう姿勢が見えないと、本町の産業の振興には絶対つながらないと私は思います。したがって、私が申し上げたいのは、残念ながらこれがハードルが高いから外に情報発信ができないというふうな庁舎内会合で終わってもらっては困るということを言いたい。

そこに重きを置いて、こういう事業採択でこれだけ十分な国の施策、その補助内容ならば、何とか本町でこれができる団体はないか、法人はないか、個人はないか、そうして、その人たちと十分な話し合いをして、そこに行政的な支援ができるものはできるだけして、そうして産業振興というものをやらないと、いつまでたっても本町の産業振興につながるということにはならないということが申し上げたいから、あえて些細なことのようにあなた方はお思いかわからんけど、この問題は非常に大きいと思ったから今回の質問に取り上げたんでありますから、心して取り組んでもらいたいとこのように思います。

もう少し時間がありますから、この問題については申し上げておきたいと思うんであります。9月の質問のときに今、地産地消、確かにそのことが大事です。六次産業というものの町のとらえ方というのが、どうも私の六次産業化というこの認識といささか乖離があると、このように思うんであります。もう一度、町長でなくてもいい、担当の農林課長でいいから、本町がとらえとる六次産業化というのはこうだという定義を、あの定義は要りません（笑声）理屈っぽいあんな定義は要らない、1掛ける2掛ける3だという、そんなものは要らなくて。要らんから、こういうふうな、農業ではこういうなものを六次産業化にのせて進めたいとか、その他、水産業というかアユ漁というふうなものもあります。その他もあります。林産物だってあるんだ。こういうようなことでとらえとるんだという、これをぜひとも、もう一回、9月のときには、非常に私は認識の違いが余りにも大きいからがっかりしたので、もう一回、明快に一つ定義を申し述べてもらいたい。こう思いますが、議長、通告以外であります、関連しとるけえ、よろしゅうございますわな。どうぞお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） ただいま、沖田議員のほうから農協なり、商工会、漁協もあるではないかというふうな御発言がございました。実際のところ、今、六次産業化のこの国の事業については、農協は対象になりません。それから商工会、高津川漁協も対象になりません。今対象となる団体というものが農業経営を行う法人、中小企業規模の株式会社、有限会社、農事組合法人というふうなものと、二つ目はその他農業者の組織する団体というふうなことでございまして、生産から販売に関して経理の一元化が図られている団体ではございますが、農業協同組合等については対象にならないというふうな内容になっておるものでございます。

町としての六次産業化の基本的な考えは何かというふうに御質問がございましたが、基本的には、先ほども少しお話ししましたが、お茶——これについては、六次産業化というふうにとらえておるところでございます。農家の方がお茶を栽培し、そして加工しそして、販売をするというふうなこの流れというのは、昔からある六次産業化というふうなものでございまして、基本的に農家が中心となって、そして加工、流通を手がけるというふうな流れが、基本的には六次産業化というふうにとらえております。

ただし、長野県の野沢菜とかそういうものについては、岐阜県から既に入ってきておりますが、それはそのブランドが、名前がブランド化されるというふうなことになるので、まず最初の段階については、やはり地元の農産物を使って、それを加工、流通する。これが六次産業化の定義だというふうに私は、考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 採択基準の中身が農業団体等が対象外であるというふうに改めて今、担当課長から聞いて、この六次産業化というのは、ただ農業者個人であったり、農業者が組織する法人であったり等々だけだと、このようなことになるわけです。非常にちょっと疑問に思うんでありますが、私は私なりにもう少し調べてみたいと思っておりますが、どうも六次産業化を取り入れたというのが、全国でだーっとインターネットで調べてみますと出てまいります、農業協同組合が外れておったというような記憶はどうもないんでありますが、例えば、島根県では川本町で桑の葉を利用して、そうして桑茶を中心として発売されて、今回の六次産業化の認可ではありませんが、六次産業化というとらえ方をしておる。その他、いろいろ出てまいりました。農業協同組合もありました。

担当課長との認識が若干違うけども、これはその論をやってもどうしようもありませんから、今、担当課長としては各種団体、農業協同組合や漁協や商工会等々は対象外だと言うんですから、それはそれで信じてますが、もう少し勉強なされる必要あるのではないかなと思ったりもしますが、私の知識がないのかもわかりませんので、これ以上申し上げません。

確かに一生懸命に取り組む姿勢は見えます。見えますが、採択要件やなんかというのには十分に吟味をして、内部でだめだという判断をする前に、町長も答弁の中で申されたけども、それはやってみようかという諸団体が——諸団体というのは対象にならない、農協なんど

は対象にならないというんですから、それは別として、農事組合法人、町内にたくさんでき上がりました。ただ、水田の水稲を耕作したり、栽培をしたりとそういう組織だけで終わっただけではこれからの農事組合法人というのは非常に問題があると、このようにも思ったりもします。

つつみだのファームは、パン屋さんまで始められた。これは、完璧な六次産業なんです。それから、道の駅に入ったあしたば、これらも典型かもわかりませんが、完全な六次産業化なんです。そこに新たな雇用ができた、そしてそこで新しい地域の特産らしきものが生産販売されるという、こういうものをつくっていかないと。

前段の質問の中に、町内に誘致企業を何とかせにゃあならんとかいうお話も出てまいりましたが、そうたやすい社会経済の状況下ではない。ならば町内で、農林産物を中心としたそういう六次産業化を目指す動きというものを起こしていかないと、この町の将来はないというようなことを申し上げて、まだ少々時間がありますが、町長の、最後にこの3つの質問を通じて、あなたがお受けになった感想をお聞きをして終わりたいと存じます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私が、先ほど少し東京ということが多いんではないかという御趣旨の御質問があって、それを正当化をするために言うわけではないんですけども、11月に東京で行った津和野町のための内政の仕事で、もう一つありましたのが——ほかにもいろいろあるわけですが、土地改良の関係で農水省に町のいろんな要望をしに行っていました。これは、町のいろんな補助事業等の圃場整備等やあるいは用排水路の整備、そうしたものの課題をしっかりと国に認識をしていただかにはあいかんということ、全体として農林水産省の予算を平成24年度、国からしっかりと取ってもらわにはいかんという要望で行ったわけでありまして。そうした中の一つの要望の中に、我々から出したことではあります、国の用排水路等のストックマネジメント事業というのがございまして、整備のための。それが、国が示しております、それこそ採択基準というのがあります、それが我々から言いますと、対象面積がその場合は100ヘクタール以上という基準が示されているということ。それから、事業費も最低ラインの基準が設けられておりまして、とても津和野町の実情には合わないということ、そのときに申し上げてきたわけでありまして。そうすると、農水省の回答として、実はそういう基準は設けておられるけれども、時に地域の実情に合わせてその採択基準等も少し応用できるんだという話を伺って帰ってきたということもあるわけで、そういう実は側面もあるということでありまして、我々が国から示されるものをただ文面どおり受け取って、ただあきらめてしまってもいけない。そこに粘り強く国ともしっかり対話をする。そういうことが大事なんだということ、このたび痛感をして帰ってまいりました。

だからこそ、国とのいろんなパイプを太く持つとくということが、この地域にとってまた差が出てくるということもあるわけでありまして、そうした面でこれからこのたびの御指摘をいただいている補助事業等も、それが応用基準があるかどうかわかりませんが、そういう常に意欲を持って国といろんなところ、引き出してくる。

そういうスタンスの、まさに営業のようなこともしていかなきゃいかんというのが、私自身、最近感じているところでありまして、当然、町長としてのそうした国との折衝役というものも大きいと思いますが、それが営業課等あるいはそれぞれの担当部署等でもできるような体制づくり、そういうものもしていきたいというふうにも思っております。ここ数カ月も、官公庁からも実は数回お越しいただいたり、あるいは中国運輸局からも津和野に数回お上がりをお願いして、現在観光政策の面でもいろんな情報をいただく、そういう取り組みもしているわけでありまして、今後もそうしたことをしっかり取り組んでいながら、そして、得た情報を町民の皆さんあるいは関係する企業の皆様に提供をして、そして、主体的に取り組んでいただく民間の皆さんとは、真剣に向き合って御協力をさせていただく。そういうことを続けてまいりたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 済みません。ちょっと訂正をというか、補足をさせていただきます。

まず、私が申しました、先ほどの農協は対象にならないというのが、六次産業化推進整備事業のうちの農業主導タイプというのがございます。この関係が、農協が対象となりません。大変申しわけなかったんですが、国の六次化産業推進支援事業の地産地消タイプというのがございまして、これについては農協、商工会等について対象になるということで訂正と補足をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） ところどころ訂正版が入りますが、よく中身を吟味をして、少なくとも一般質問のせいぜい時間中に、今はただいま時間中でありましたからいいんですが、終わった後、訂正版が入るようではまことに遺憾でありますので、その点を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、15番、沖田守君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で2時15分まで休憩といたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序5、6番、岡田克也君。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、6番、岡田克也でございます。通告に従いまして御質問いたします。

まず、1点目でございます。地域医療支援体制についてお尋ねいたします。

住民にとりまして、命は何よりも大事なものであり、すべては命あってのものであります。住民の命を守る地域医療・介護を守ることは、町にとっても大きな大きな課題だと思っております。

高齢者が多い津和野町にとっては、医療・介護の連携強化を進めなければならない。そして、医療・介護サービスは、提供者側だけで成り立つものではありません。受け手側である地域住民とともに守り育てるものでなければならないと考えます。地域医療・介護の現状を把握し、住民に対して見える形で伝えなければならない。

その一つとして、6月議会において、医療対策室並びに地域包括支援センターの津和野共存病院内への移転を検討しているとお聞きいたしました。医師、看護師等の医療従事者の確保や、就職していただいた医療従事者の方に長く勤めていただくために、勤務上で生じるさまざまな問題に速やかに対応するために、医療対策室の津和野共存病院への移転が必要であることは、明確であると思います。地域医療は、医療だけで完結するものではありません。地域包括医療・包括ケアが必要であることから、地域包括支援センターも病院内に設置し、細かい連携をとることが望ましいと考えます。町として、地域医療対策室と地域包括支援センターの移転のメリット、病院との協議内容、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域医療支援事業についての御質問でございます。

地域医療・介護の連携強化には、医療・介護といった職種の境界などを越えて、切れ目のない医療・介護情報連携を実現することにより、地域の医療・介護サービスの質の向上につながると考えております。今後の津和野町における医療・介護のあり方を考えていく上で、地域医療・介護の連携を進めていくことが必要不可欠であります。

これまでに医療法人橘井堂との協議及び視察研修を行いました。視察では、飯南病院と病院に隣接している保健福祉センターを研修させていただきました。保健福祉センター内には、保健、福祉、医療などにかかわる行政手続きができる体制となっており、健康保険課、福祉事務所、地域包括支援センター、地域医療部在宅支援室が同建物内にありました。また、病院に隣接している保健福祉センターには、病院を受診された町民がすぐに立ち寄れる場所となっております。町内はJRバスも走っておりますが、町としての循環バスもあわせて走っております。飯南町の体制は、住民にとって非常にメリットがあり、当町においてもぜひ検討しなければならないと考えております。しかし、現時点において健康保険課、福祉事務所、地域包括支援センターがおさまるだけのスペースがないことから、病院と連携してできることは何なのか、早急に検討が必要であると考えております。

地域医療対策室の移転のメリットについてでございますが、医師、看護師等コメディカルとのコミュニケーションを図ることにより、病院と行政が一体となった取り組みが強化でき、町民・患者サービスの向上につながります。病院の状況が把握でき、課題・問題点を即時に抽出できます。日報の授受、事業収支状況、調査等事務的な業務がスムーズになり、医療法人内の検討、協議事項の相談が的確に行え、意思疎通を図ることができると考えております。

地域包括支援センターとのメリットについては、在宅医療においては、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハ、デイサービスなどを組み合わせて実施する必要がありますが、医療提供施設、介護施設事業所、地域包括支援センターとの連携により在宅医療を円滑に行うことができます。予防医療についても、行政と津和野共存病院等が連携し、町全体の予防システム及び住民健康支援の構築が可能となります。地域包括支援センターは、訪問診療を行う医療機関や訪問看護ステーション等、医療情報を収集し活用することにより、事業の充実が図られます。認知症高齢者の相談対応や退院促進における医療との連携に対する相談支援の強化につながります。また、現在どのような連携の取り組みが行われているかを把握することにより、病院、地域包括支援センター間での共有化が図られると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいまの答弁で、医療対策室並びに地域包括支援センターの移転のメリットが、御説明をいただいたことであります。その中でまた、スペース的な問題もあるということではございますけれども、まずこの医療対策室並びに地域包括支援センターが移転をいたしまして、また移転のメリットとしましては、医療対策室の業務として、指定管理者としての指導強化や、県や保健所等の各種調査についても、一体となってスムーズに行えると思います。また、先ほども申し上げましたけども、医師対策専門官がそれこそわずかな情報でも聞きつけて東奔西走し、医師や看護師の確保に日々甚大な尽力をされております。しかしながら、就任いただいても離職をされるということになれば、その努力というものも水の泡と消えていくように思うわけであります。病院内に医療対策室があれば、その中で医師や看護師の方々といろんな形で密に接し、そしていろんな勤務上の悩みやそして不安、そういうものを解消していくことにもなると思うわけであります。

6月議会から検討されておるといことでございますので、私は、もし移転をするならば、来年度当初から行うべきだと思います。町長の明確なお考えをお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 前段議員の御質問にも、他の議員さんの御質問にもお答えをしてきたわけでありまして、基本的に移転のメリットというのは非常に大きいというふうには受けとめているところでありますけれども、しかしそのメリットを最大限に出すためのスペースの確保、さらには町民の皆さんとかかわりやすい、そういうところ、そうした面でいろいろまだまだ協議をしていかなきゃなりませんし、そのほかにもまだまだ病院の皆様との共通理解のもとで、どういうメリットがあるのか、さらにはデメリットの部分ももう少し検討を加えていかなければならないというふうにも思っております。

これも先ほどお話をした中に、一つに挙げたわけでありまして、実際、来年の採用計画が少し予定より、予定どおり進んでおりませんで、そうした中で人的な体制も、もう少し今度は現実を見ながら考慮をしていく必要もあるということで、もう少し検討を加えないと、ただ早急に4月1日から移りますということにも、今の時点ではお話ができないとい

う状況でありますけれども、また今後しっかり検討して詰めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今から検討したいということではありますが、地域医療の現場というのは、先般、益田赤十字病院に産婦人科の医師が着任されるという大変うれしいニュースがありまして、しかしながら、これも大変な、医療関係者の御努力によるものだと聞いております。そのような観点からも、ぜひとも早急に検討されまして、早い段階ですます密な連携がとれる体制をとられますことを念じまして、そして、もし移転された場合の話でありますので、仮定の話ではございますけれども、健康保険課の医療対策室として、これからの対応していくのか、また県の医療機関や県のいろいろな部署とも連携する上で、いろんな形がまた考えられ、またそれによって移転をするとなると、健康保険課の半分程度が移転することにもなるかとも思います。そうした場合は課の再編等も検討されるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 地域医療対策室等につきましても、これからのそれは検討段階でありますので、あわせて検討していくことであろうというふうにも思っておりますが、しかし、現在この津和野町っていうのは島根県内でも一番最初にこの地域医療対策室というのを設置をいたしました。そのことで、県におかれましても津和野町というのは非常に医療について前向きに、そして努力をしようとしている町村なんだ、自治体なんだということを認めていただいております。そうしたことから、これまでも非常勤含め、いろんな医師を派遣をしていただくことにつながっているというふうにも考えておりまして、そうしたことの反面、効果が薄れないような、そういうことも念頭に置いていかなければならないというふうにも思っているところでありますが、いずれにいたしましても、今後の検討課題であろうかというふうにも思っております。

それとあわせて、どういう、地域包括支援センターと地域医療対策室が共存病院にどういう規模のもとでいくかということがまず第一でありますので、それを踏まえた上で、場合によっては課の再編ということも視野に入れるということも十分あり得るというお話ではないかとそのように思っておりますが、現時点では、仮定の話にもなりますので、具体的なことはお話ができませんことを、何とぞ御理解をいただきましてお許しをいただきたいと、そう思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま答弁がありました。このことは、私は地域医療を守っていくために、そして医師や看護師の方々に本当に長くこの地でこの津和野町の医療を守り、住民の命を守っていただくためにも大切なことだと思っております。どうか早急な検討をいたしまして、先ほど、前段の議員でもありました年度末ということもおっしゃって

おられましたので、なるべく早い検討をされまして、地域医療がますます支援をできる体制を築かれますことを念じまして、1番目の質問は終わらさせていただきます。

それでは引き続きまして、2つ目の質問に移らさせていただきます。教育行政についてであります。

津和野町教育委員会は、文化財から美術館等の文化施設や将来の存続が危ぶまれている津和野高校を初めとした教育行政に至るまでの、幅広い範囲の業務を担う部署であります。教育委員会は、9月議会において500万円を超える時間外手当の補正予算が行われるなど、人員も不足し、勤務時間内に業務がこなせないような状況であると思います。現在のところ、後任の教育長人事が提案されておりませんが、これから教員人事や小・中学校の統合、森鷗外150周年記念行事や、鷲原八幡宮の国の重要文化財に選ばれたことなどに関する重要な業務が、次々と待っていると思います。これからの諸課題に対して、どのような体制で臨まれていこうとされるのかお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、教育行政に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、教育委員会部署については、大きく分けて学校教育、社会教育、文化振興と多岐にわたる業務を担当しており、9月定例議会では時間外勤務手当の増額補正をお認めをいただいておりますが、本年5月に中途退職者が生じ、定員管理計画等により全体的に職員数が不足する中で、他課から補うことができず、6月から事務局の職員定数より1名減となっていることなどが原因でございます。

また、12月5日をもって教育長が教育委員の任期満了をもって退任されており、翌6日より「津和野町教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則」の規定に基づき、教育次長を教育長職務代行者に指定し、教育長業務を代行しているところでございます。

現在、新しい教育委員について議会へ御提案をさせていただくべく人選に入っているところでありますが、歴史と伝統ある津和野町の教育委員として、公民館体制の統一化や教育ビジョンの策定など、合併後、前教育長が培われた津和野教育の土台をさらに進め、実りのあるものにするために、慎重に選考を行っているところでございます。

12月6日よりの着任が本来であることは承知をしておりますが、選考が暗礁に乗り上げ、混乱を生じている状況では決してございませんので、何とぞ御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御指摘のとおり、今後は木部中学校及び畑迫小学校の閉校行事や森鷗外生誕150周年記念式典等の重要な行事が予定されております。そうしたスケジュールは十分に自覚しながら、できるだけ早い時期に教育委員の選任について、議会に対し御提案できるように努力をしているところでもありますので、重ねて御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、再質問させていただきます。

教育委員会は、先ほど、1名減という体制とそして教育長不在という状況で、今、次長が教育長の職務代行とされている、そういう状況の中で、現在の業務が滞りなく教育行政が推進できているかということについて、現実には、2名減というような形で、特に教育長の業務を教育次長が代行され、また教育次長の事務、今まで担ってきた事務もあると思いますが、その点はどのように、これから教育長不在の間していかれようとしておるのかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 議員さんおっしゃられるとおりでありまして、今、現実には、教育長を含めると2名の減という状態で運営をしておる状態でありまして。当面、いつ新しい教育長が選任されるかということがまだわかりませんので、当面という形でありまして、今おる現行の人数で、とりあえずこなせるだけこなしていくしかないというふうに覚悟を決めて、それぞれ職員にも御協力を要請をして、業務に当たっておるところであります。ただ、まだ現実には教育長が御退任されてまだ1週間とちょっとという状況でありまして、それでもいろいろ会議等に重ねて私のほうで出かけておりますが、私がやりよった、行っておりました業務を、できるだけ、カバーができる分についてはカバーをしていただきながら、その場その場に応じて対応しているのが現状であります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 子供たちにかかわる教員人事もこれから、15日がヒアリングでしたか、あるかと思えます。これからの教員人事も重要な業務だと思います。これにつきましても、次長がその職務代行者として、そして人事、一連の業務をされていくのかと思えますが、その点についてもお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 教員の人事につきましては、今おっしゃられましたとおり15日が、一番近いところではヒアリングがある予定になっております。これに対する資料につきましては、12月の6日付で教育事務所のほうに既にご送っておりまして、それに基づきまして、各学校の校長と私が同席をいたしまして、それぞれの学校の状況についてヒアリングを受けるということになっております。その後のいろいろな人事に関する業務につきましては、そのときに新しい教育長がおればそのように対応いたしますし、もし不在の場合には、引き続いて私のほうで対応するしかないと考えておりますので、当面はそういう形で対応を進めております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 次長さんにおかれましては、大変、業務も多忙になろうかと思えますが、何とぞ津和野町の教育を守るためにも粉骨砕身していただき、また体にも気をつけていただいて、推進されますことを念じております。教育長不在ということが新聞報道などでされまして、他の市町村でもないということで町民の方々からもたくさんのお声

を聞いております。この津和野藩の藩校養老館からつながるこの教育行政、そして養老館が近代日本をつくりました数々の偉人を輩出した伝統あるこの教育行政で、教育長不在という空白期間をつくり上げたということにつきましても、私どものところに大変遺憾であるという、そういう言葉もお聞きしております。そしてまた、教育委員会という独立した組織の教育長不在ということに対しても、議員として深く考えてほしいという、そういう声も拝聴しております。また、町外の行政関係者や有識者の方々から、前任の斎藤教育長は非常に行政能力が高く、その後任が不在ということで津和野町の教育行政が行われることに、大きなデメリットがあるのではないかという大きな懸念も聞かしていただいております。

町長も、大変業務多忙であると思えますし、また、ささつな自治体など、津和野町のネームバリューが若い世代のところで全国で落ちておることは、私も肌身をもって感じております。そのことも大変重要だと思えます。しかし、それと同時に、この津和野町の将来を担う子供たちの教育の充実のためにも、早急に新しい教育委員の人事提案に向けたスケジュールを明示していただきたいと思うことであります。以上について、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 12月5日で任期を終えまして、現在、教育長不在ということで、町民の皆さんにも御心配をおかけをしておるということについては、本当に大変申しわけないことだというふうにも思っているところでございます。前任の教育長についても、大変しっかり勤めていただいたということでも、私自身もそういうふうには理解をしているところもありますけれども、私も町長になりまして、そのときにいろいろと、教育長と今後のことにもついて話し合いをいたしまして、そして、基づいてこの2年間一緒にやってきたわけでありまして、そうしたことを踏まえた中で、私自身の判断として、さらに津和野の教育をよくしていくために新しい教育長を迎えていきたい、そういう思いから今回こうした人事に至っているということでもあります。

当然、教育行政、政治が余りかかわってはいけないというのは承知をしておりますけれども、やはり、教育も津和野町の将来へのまちづくりに対する大きな重要な問題であるということから、やはり私に与えていただいた権限、そうしたものもしっかり認識をしながら、私の任命責任の中でこの教育長人事というものを提案をさせていただきたいというふうにも思っておりますし、そのことは、何とぞその折には議員の皆さんにも御理解をいただけないだろうか、そのように改めてお願いを申し上げる次第でございます。今後、できるだけこうした不在の事態というものが長く続かないように、実際、昨年、先々月、10月の段階からずっと人選にも当たっているところでございまして、少し人選の先の御意向もあるということで、上提ができずにおるということでもあります。その辺の結果もどうなるか、ちょっと、現時点ではわからないということでもあります。先ほども申しましたように、3月には大変重要な行事等も控えておりますので、そこに不在というようなことは決してあつ

てはいけないということは、重々承知をしております。何月何日までにというタイムスケジュールは明示ができませんけれども、速やかに提案をさせていただきたいと、そのように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、町長におかれましては、できるだけ早い御提案をいただけるように、御尽力をいただきますことを願ひまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

それでは続きまして、3番目の質問としまして——行わさしていただきたいと思ひます。3つ目の質問は、地区公民館体制等についてであります。

現在の地区公民館体制については、津和野地域は、木部・畑迫・小川の3公民館が館長が150日以上勤務、主事が常勤勤務体制であります。日原地域は、地区ごとの希望により青原・枕瀬・左鐙の3公民館が津和野地域と同様の体制となり、また須川は、主事が常勤そして館長が旧日原方式の日数制限がない勤務体制となりました。また、池河・瀧元・商人溪村が、旧日原方式の館長・主事とともに日数制限のない非常勤体制となっております。日原地域は、希望すれば7公民館が館長が150日以上勤務、主事が常勤となります。そうすれば、地区公民館の件費だけでも膨大なものとなると思ひます。

教育費の中でも学校教育費は、小学校の学習指導要領で「新聞の活用」が明記されているにもかかわらず、学校教育のために教材に使う新聞代も出せないような逼迫した状況であるともお聞きしております。厳しい財政状況からも、これから現在の館長・主事の任期満了となる再来年の3月までに、地区民の人数や業務量等を考慮し、館長・主事の複数館の兼務や体制の変更、また構築等、さまざまな角度から体制の整備を研究、検討していくべきだと考えます。教育委員会としての考えをお尋ねします。

また、日原地域は長年にわたり非常勤体制で公民館を運営してきたことから、まだまだ常勤体制に戸惑いもあるのが現状であります。教育委員会として、館長・主事に対して業務に対するどのような指導などを行っておられるのか、またどのような考えを持っているのかお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地区公民館体制等に関する御質問についてお答えをさせていただきますと思ひます。

公民館は、昭和21年に文部次官通牒により、戦後の祖国再建の拠点となる地域の社会教育施設としてその設置が提唱され、その後、教育基本法（昭和22年）、社会教育法（昭和24年）によって法的整備が図られました。

本町においても、旧町時代から公民館は住民の身近な学習・交流活動の場として親しまれるとともに、学習活動を援助し、生活の改善・向上に大きな役割を果たしてきました。このように、公民館は地域住民の課題を解決する上で非常に重要な役割を果たしております。

公民館体制については、合併協議の結果に基づき、新町において公民館体制の統一化を模索し、一応の結果として平成21年度より中央公民館2館、公民館8館、分館4館の組織体制でスタートし、職員については、常勤主事の中央公民館は2館、公民館は4館で、旧津和野町の公民館長は町正職員を引き上げ、年間150日以上、週3日程度出勤する非常勤館長に変更になりました。

平成22年12月に各公民館の次期体制について、教育委員会より地域に御協議し、館長・主事の推薦をしていただきましたが、その際、地域の御希望によって平成23年4月から現在の職員体制となりました。

公民館は、地域の課題を解決する上で非常に重要な役割を果たすと考えており、特に高齢化の著しい当町では、今後の公民館体制については、現状のままで公民館の課題がすべて解決したとは考えておりません。そのため、現公民館職員の任期をかんがみ、改めて津和野町社会教育委員の会へ、今後の公民館のあり方等についての答申をいただくよう諮問をしているところでございます。

公民館の役割は、さきにも述べておりますように、地域における拠点として重要な役割があり、特に、本年度より常勤体制となった各館については、今まで非常勤体制であったことになっている地域の方々に対し、いきなり毎日、多くの人が入り出すようになるとは考えておりません。余り焦らずに、まずは常勤化となったメリットを生かし、行政と地域をつなぐパイプ役となつていただくようお願いをしているところでございます。

また、館長・主事の資質の向上を図るため、町教育委員会独自の研修会や、益田・鹿足公民館協議会、西部社会教育センターでの研修会等へも積極的に参加を呼びかけておりますし、事業としては、人権・同和教育の講座を必ず設定するよう指導をしております。

なお、学校での新聞活用のために教材で使用する新聞代も出せない状況の学校があるとの御指摘ですが、平成23年6月3日付で山陰中央新報社と教育長との間で「児童・生徒の言語活動の充実と新聞活用に関する協定書」を締結し、1部30円で御提供いただけるようになっており、その旨を各小・中学校長に対し通知しておりますが、その段階では議員御指摘のような意見は学校からは出されておりません。御指摘のような状況の学校があれば、教育委員会として十分な把握ができなかったことを申しわけなく思っておりますので、後日、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 公民館体制につきましては、津和野町社会教育委員会へ諮問を行われたということですので、その答申を待ちたいと、お待ちしておる次第であります。その答申期限はいつに設定されておるのかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 一応、来年の10月をめどにお願いをしております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 公民館体制につきましては、来年10月ということであり
ますので、より深い議論がされるものと期待しております。

新聞の件でありますけれども、私も実際に調べましたところ、まず1つ目、本年6月3日
付の山陰中央社と教育長との間に締結された協定書につきましては、各学校に文書等で連
絡をされておるのかお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 内容については、各学校のほうへ送っております。
その説明につきましては、教育長が校長会のほうで申し伝えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ある一つの学校を取り上げてみれば、今、教材として全国
紙と地方紙を使った授業を行っておられるそうであります。それは、教員の方々がみずから
自分の家の新聞を持ってきて、その教材とされておるとも聞きます。1部30円としても、
年間1万円余りの予算が必要となります。ただ、こういう新聞のみならず、津和野町の将来
を担う子供のための学校教育費については、必要なものは予算計上されるべきだと考えま
す。その点について、例えば、この新聞をとるためにもその1万円余りの予算がなかなか今
の学校教育費の中では捻出できないのではないかと考えておりますが、予算計上等も考え
ておられるのかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 学校の予算についてであります。ここ数年は教育
委員会全体が枠予算ということといただいた予算を、さらに部署ごとに枠設定をして、学校
についても振興費と管理費、二通りあるわけですが、その総体として、枠予算として
予算配当ということで、各学校で中身を検討して上げていただいております。で、学校の実
情に応じて、その枠の中でことしはここを重点的にやろうというような形で、予算を組ん
でいただいておりますが、特別といたしましては、学校の枠につきましては全体の枠が削
減される中で、本年度の枠についても前年と同等で減額なしというような形で、ここ2年間
はきておるはずですので、ある意味、その部分をほかの社会教育であるとか文化財である
とか、そういったところで吸収をするような形で、できるだけ学校のほうへ枠を配分しよう
という方針で配分はしております。

ただ、その新聞の内訳等につきましては、学校であくまでも予算の中を組み立てていかれ
るようになっておりますので、学校によって新聞が必要だと、どうしても必要であれば予算
を組み立てると思われますし、それよりも、まだほかのところが大事なもんがあるというこ
とであれば、そちらのほうに予算を回されるというふうな形で、配分になるのではないかと
いうふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今、挙げました新聞につきましては、一例であります。将
来を担う、この津和野町の将来を担うこの子供たちが、本当に健やかな育ちとなれるように、

教育委員会としても予算計上も十分に考えて、予算を立てていただきたいと念じまして、これをもちまして、私の質問を終わらしていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で3時10分まで休憩といたします。

午後2時54分休憩

午後3時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序6、1番、京村まゆみ君。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして私の一般質問をいたします。今回、3つの事項について質問いたします。

まず初めに、保育所の民営化についてということで質問させていただきます。

昨年度から、保育所のあり方検討委員会を立ち上げられて、保育の質、サービス、また大きな問題として今後の運営形態について審議してこられたと思います。この「あり方検討委員会」として1年間かけて出したあり方の方向性と、またそれを受けてコンサルタントに委託されたその目的、町として今後保育所をどういうふうに運営していくつもりであるかを伺います。

また2つ目に、保育の現状を見ると、入所児童の低年齢化、ゼロ歳児とかがかなりふえているということを聞いておりますが、ゼロ歳児は3人に1人の保育士が要るというようなこともあったりすると思うんですが、ともかく職員が不足して、それを正職員雇用ではなく、次々に臨時やパートの方を募集したりして賄っているという、綱渡り的な運営に不安を感じています。財政的な面からも、保育の質を高めるとか、サービスを向上させるという面からも、私は民営化というのは町にとってプラスになる方向ではないかと思っております。この民営化の是非について考え熟議することは、保護者の意識改革にも大変有益ではないかとも感じております。

その点、2点についてお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

保育所の民営化に関する御質問でございます。

あり方検討委員会では、少子化による今後の就学前人口の検証、アンケート調査による保護者の要望調査、町の財政状況を踏まえ、保護者のニーズや子供の視点に立って考えることを主眼に、将来を見据えて検討することを念頭に、「これからの町立保育所のあり方について」検討を行っていただいたところでございます。

具体的には、1番目に、子供の数の減少に伴う就学前保育施設のあり方について、町立保育所の園児数について、子供の成長を支える望ましい保育環境について、施設について、津和野幼稚園の受け入れ体制について、2番目として、保育ニーズの増大と多様化については、土曜日保育について、学童保育について、津和野幼稚園でのニーズの対応についてをそれぞれ協議をされ、次のような一定の方向性を「提言」としてまとめられ、提出を受けたところでもあります。

その内容は、「保護者の中には、保育所のさまざまな改善を求める一方で、現状の保育に満足し、現施設で、今と同等の運営を継続してもらいたいという声も強く聞かれる。しかしながら、前述の事柄を総合すると、今後、既存の施設を今までどおりすべて継続することは困難であり、サービス向上のための統廃合はやむを得ないとする。今後、統廃合を実施するのであれば、延長保育の充実を初め、現状以上の保育サービスと送迎体制を確立する必要がある。今後、園児が減少していくことが予想されるだけに、後年にわたり、さらなる統合計画の検討は避けられないとする」といったものでございます。

次に、それを受けてコンサルタントに委託をした目的であります。1、危機対応要領のブラッシュアップ、2、職員研修プログラムの検討、3、保育園のあり方の検討についてであります。

1については、現在当町で策定した危機対応要領を専門家の視点からさらに深め、あらゆる危険と備えをピックアップするなど、さらに充実させていくことを目的としております。

2については、外部での講習に頼るばかりでなく、みずからの啓発、研修をみずからの手で行っていくためのプログラムを構築することを目的としております。

3については、保育士が十分に確保できない実情も視点の一つに入れながら、限られたスタッフを活用して安全・安心な保育を行っていくための保育園のあり方について、統廃合も含め、導き出すことを目的としております。

今後、それらの検討結果を踏まえ、町としての最適な保育体制に関する方針を出したいと考えております。

保育所の民営化については、その前にまず、前段で申し上げた「町の保育園のあり方」について方針を出した上で、必要に応じて熟議も考慮に入れながら検討してまいりたいと考えております。その際には、現在、議会文教民生常任委員会による所管事務調査が行われており、その調査の中で保育園体制についても議論されているとお聞きをしておりますので、委員会の調査結果等も参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 一定の方向性を提言としてまとめて提出を受けたということですが、本来ならば、その委員会の協議なされた方向性や提言について報告があるべきではなかったかなと考えております。そして、その提言を受けてコンサルタントに委託したということですが、またコンサルタントに出して、コンサルタントの検討結果を踏まえて最適な保育体制を整えるってことですが、あり方検討委員会を設置して、22年度

に設置されて本年度で2年目です。で、いつごろ、一体、この方針が出るのかっていうことをまずお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 提言を受けた上で、議会報告すべきだったということではありますが、確かにそうであったというふうに反省をしております。ただ、今、申し上げておりますように、その後はコンサルタントを導入しての考え方もあるということでありましたので、少しおくれたことにつきまして、大変おわびを申し上げたいというふうに思います。

このコンサルタントに依頼しております業務につきましては、実は12月末で完了するという形で進めておりましたが、少し延びておまして、今、予定では1月末ぐらいまでかかるのではなかろうかというふうに思っております。ちょうど一番主眼であった現場での聞き取り等の時間に、少し時間がかかっておまして、ちょうど運動会等の行事もあったということもあって、そうしたことも踏まえて、現場の意見をまずは取り入れなければいけないということを主体しておりましたので、少しおくれておりますが、今後のスケジュールについては、そうした形で進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） できるだけ早くということ、また言わないといけないようなのが残念なんですけれども、コンサルタントに委託した目的として、危機対応要領のブラッシュアップとか、職員研修プログラムの検討とか言われましたけれども、危機対応要領については、本当に悲しい事故がありました。二度と起こさないためについていうことを、本当に皆さん本気で考えておられるとは思いますが、やはり、職員を継続的雇用をして育成していくことができこそ、危機対応能力も上げていくことができると思います。

また、保育は、何回も私は言うておりますけども、チームワークがとても重要だと思っております。で、職員研修のプログラムの検討と言われますけれども、臨時やパートの職員が非常に多い、こういう中で、どういう形でその職員研修のプログラムをつくっていくのかな、どこまでおろせるのかなというものがすごく疑問です。

保育や介護の事業の運営費は、大半の80%以上が人件費だと言われております。それを行政が直接運営しなければいけないかどうか、そこをどう考えるのかということで、昔、保育所ができた時代とか、本当に民間ではなく行政が請け負わないとならないときもあったと思います。けれども、時代の流れの中で、子供の人数が減ったということで運営は難しいかもしれないけれども、益田市、柿木村、吉賀町なんかのほうでも、民営化をして確かに職員の数を減らしたり、給料が下がったり、大変な部分もあるかもしれませんが、けれども、何とかいい保育をして、今度は企業としてというか、一生懸命いい保育をしないと来てもらえない、そういう中で職員も頑張る、保育の質も上がるという状況を聞いております。私としては、この統廃合とかそういう話し合いの同じ土俵の上に、民営化ということと一緒に上げて考えるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 職員の数等については、限られた正職員の中で行っておりますが、それと相反して、保育サービス等については年々ふえているというふうな形がございます。特に、早朝あるいは6時以降の延長保育等については、そうした希望も非常に多くあるわけですし、そうした勤務に当たりましては、最低でも、少ないところでも2名の職員が必要であると。それをいろんな形で組み合わせながら進めておるわけですが、どうしても職員の人数が、安全・安心な保育をするためには必要になってくるというようなことで、こうした正職員の数だけでは足りないということで、どうしても臨時職員の雇用が必要になってくるということはずっと続けておるわけでございます。

ただ、そうしたことをすることによって、保育サービスに当たっていけるということもありますので、その辺については重要視しながら、今、進めておるわけですが、それができなくなると、非常に、保護者で、やはり勤務についておられる保護者も多くおられるわけでございますし、そうしたで困られるということもあるんで、その辺は踏まえながら、職員の補充をしながら努めておるというふうな状況であります。

それと、職員の研修等についてなんです、これまでも外等でいろんな研修に行かしておるわけですが、そうした研修も非常に大事ではありますが、特に、職場内でやはり研修するスタイルを築いていくということが大事ではないかと、今回のコンサル等の御指摘等もいただきながら進めておるわけですが、特にこういう例も一つあるわけですが、今回の東北震災のときに、例えばなんです、高台にいた園児を家に早く連れて行ってあげたいということで、車に乗せてそれを指示した、これも保育士が指示したということで、そのときに判断するそういう能力等も必要なるわけですが、それはやはり日ごろからそうした研修等が積んでおれば、そうしたことができたのではないかとというふうなことも、園長会議等でも話が出ておるわけですが、そういうところも含めて、やはり職員がそうした力を持っていくためには、独自でやれるような研修、そういうことも必要であるということで、今回の中ではそういうことも非常に重要視して考えておるところでございます。

それと民営化については、今回のあり方検討委員会の中でも、今、津和野地区にあります、民間の保育所があるわけですが、それに対して受け入れ体制をどういうふうにしていたか、例えばなんです、延長保育であるとか、障害者保育であるとか、そうした形も受け入れてもらえるだろうかというふうな意見はございました。

ただ、このあり方検討委員会の中では、既存のその他の町営保育所を民営化するというふうな意見はなかったというふうに思います。私も、そうしたことも含めて進めておるわけですが、今後、今コンサル等を終えて今検討しておりますので、そうした形がどういうふうになるかわかりませんが、今のところはそうした形で進んでおるということを申し上げたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） コンサルタントの結果が出ないと、何とも言えないというようなことだと思うんですけれども、サービスを向上するために統廃合はやむを得ないというようなことを言われました。で、後年にわたって、さらなる総合的な計画の検討が避けられないということも言っておられますが、その中で、町長として民営化ということを目視野に入れるべきかどうか、どうお考えでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 保育園の、保育所の民営化の、私に考えということになりますけれども、現時点では、私自身は基本的に公的な立場で支えていくべきではないかという考えを持っております。といいますのも、こうしてあり方検討委員会、かなり関係者のもとで話をされてきたわけでありまして。そして、時間を費やしたその結果の中で、こうして、先ほど参事が申しましたように、民営化の問題については触れられておらず、まずは統廃合、そしてその中で、限られた人的資源を生かして公的に保育をつくって続けていくという考え方がありますので、そうした答申は尊重していくべきであろうというふうに考えているところでございます。

こうした中、議員御指摘のように、職員の臨時の問題、嘱託の問題、それは私自身も目の前の現実的な重要な課題として、定員管理計画もある中で、大変に重たく考えているところでありますけれども、しかし、そうした答申も踏まえ、そうした中、またさらにコンサルタント委託をいたしまして、現在の体制の中で最も安全・安心なサービスを提供できる、そのあり方について現在検討いただいているということでもありますので、そうした結果を踏まえて、まずは統廃合がどういう形に、またなるかわかりませんが、現段階ではそうしたところで進めていくべきだろうというふうに思っております。

ただ、その延長線上としてどうしてもやはり危機管理上、現在のこの臨時あるいは嘱託、そうしたものでさらにそれをふやしていかないと、安全・安心な体制が整えられないということになるとしたならば、またその先に民営化という話はあるということも考えてはいるところであります。ただ、その際には組合、職員組合とも現在はその辺のところは安易な民営化は図らないというようなことでも話をしているところでもあります。いろんな方面、理解も得ていかなければなりませんので、慎重に検討していかなきゃ、当然受け皿の問題もあろうかと思いますが、検討していかなければならない問題だと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 危機対応に限らず、私は質の問題として、もちろん今、一生懸命働いていらっしゃる先生方、職員の方々も一生懸命働いてはいらっしゃいますけれども、実際に同じ保育に当たりながら、片方は臨時、6カ月で、1年以上は本当ならば勤められない、そういう不安定な立場にあって、片方はきちんと保障されて、ボーナスも出る、高い給料をいただいて、そういう人と同じように、同じように臨時の先生方、する中で、一時いろんな不満などがあつたりして、私も現場にいました。臨時として働いたこともありま

す。パートとして働いたこともあります。本当に優秀で、町のためにも子供たちのためにも必要だと思えるような臨時の職員の方々が、皆、益田のような保育園に出たりされました。

優秀な人材を確保するために本当に公務員でなければいけないのか、公立の保育園でいけないのかということももう一度考えていただきながら、保育園のあり方を考えていただきたいと思います。それをまた時間を延ばすのではなく、例えば統廃合にしても民営化にしても、すぐにできることではないので、本当に時間を区切りながら考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。高津川総合特区について質問いたします。

益田市、吉賀町と1市2町の広域事務組合で、国に申請中の高津川総合特区の提案が、3次審査を通過した段階であると聞きました。まだ決定していないことですので、質問を迷ったのですが、採択された場合には、早速、今年度の事業から予算化されるということを知りましたので、質問したいと考えております。

まず1つ目ですが、構想の概要の中で、特に流域の農業、林業について、特区制度で具体的に何について規制緩和をする考えでしょうか。また、どの程度の予算規模でどんな事業展開を考えていらっしゃるかを伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高津川総合特区に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

総合特区申請の現在の状況について、説明をさせていただきます。

益田地区広域市町村圏事務組合が9月下旬に申請しておりました総合特区（正式には「地域活性化総合特別区域」）の第1次指定申請に係る第3次評価（ヒアリング）が、11月22日火曜日に開催をされました。

3次評価のために全国から41団体が呼ばれ、その内訳は地域活性化34団体、国際戦略7団体でありました。

最終的に、指定が何団体に、予算規模がどの程度になるのか、今のところわかっておりません。国が示したスケジュールによりますと、12月下旬に指定され、予算規模が判明すると聞いております。

林業に関する規制緩和につきましては、規制の特例措置等の提案として、林業に関しては、「森林利用、経営・管理のための長期契約制度（50年を想定）の創設」、「保安林に関する許可規制の緩和」、「木質バイオマスに関する規制緩和」、有害鳥獣被害防止対策に関しては、「自作農地における有害鳥獣捕獲に関する規制緩和」、「猿の有害捕獲に関する規制緩和」、「猿被害の防止に関する規制緩和」、「銃の所持、更新に関する規制緩和」について提案しております。

なお、このほか農地法、河川法に関する規制緩和も提案しております。

続いて、予算規模及び事業内容についてでございますが、国の財政支援を希望する事業として、新規事業では、「体験宿泊型ラインガルテン施設整備事業10億円」、拡充事業で

は、「山林境界保全事業1億3,500万円」、「壊れない作業路網整備事業4億6,800万円」、「魚道改修事業4,200万円」、「アユ産卵場造成事業1,000万円」、「アユ産卵場再生事業800万円」、「深井戸設置事業400万円」、合計16億6,700万円を提案しております。

内閣府のスケジュールでは、計画の認定申請、決定が2月末、交付申請、決定が3月の予定となっております。

指定後は、早々に内閣府から職員が派遣され、再度、事業計画の詰め作業が行われますので、これらの事業が100%実施できるのかは不透明な状況であり、3月に各町村で補正予算計上し、事業実施できるのかも未定の状態です。なお、現在、内閣府に提出している仮の今年度事業としては、森林の境界確認事業と高津川の魚道整備事業を掲げておりますが、具体的な事業費と事業主体については決定されておらず、今後、広域市町村圏事務組合等において協議されることとなります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） もしもってという話で質問するようになりますので、ちょっとあれかもしれませんけども、これは、農業、林業、また地域振興など、いろんな課にわたっての事業になると思います。とって大きな事業なのですが、これに対する役場の取り組み体制というのは、どういうふうを考えていらっしゃるか。役場内の課を越えた連携、また3つの市と町の連携、これは広域事務組合って言うことを言っておられますけども、仮に、この総合特区が認可された場合に、イニシアチブを一体どこがとるのか、ついていってという形では、なかなか心もとないと思うんですが、覚悟をして先手を打たないといけないんじゃないかと思いますが、どういうふうを考えていらっしゃるかをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） この総合特区につきましては、山の再生、それから川の保全、農地の保全等々、大きなくくりでやっておりますので、これは単町単市ではできない、ですから高津川流域全体をエリアとした特区申請になっております。で、今、広域市町村事務組合のほうで、この辺の申請事項はやっておりますが、これが採択された暁には、今の人員体制だけではとても対応できないと。もし採択された折には、各町村から——2つの町から広域事務組合のほうに職員を派遣してほしいという要請が上がっております。この辺は、採択のあった後でないと対応できないと思うんですが、採択された暁には、そういった体制をもって各町村からも代表が出向くことになると思われま。が、まだ、これは決定ではありません。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 例え、特区として認定されなかったとしても、やはり農林業の行政を推進していく上で、また高津川が日本一の清流であり、これを生かし、地域資源として生かして活用していくってことで、本当に、来年度にこれが予算化されるかされ

ないかにかかわらず、補助金——農林業に対する予算の充実を図ってほしいと思えますけれども、一つ、今の自作農地における有害鳥獣捕獲に関する規制緩和ということが出てきましたけれども、これについて、以前、商人地区かなんかに県知事がいらっしやったときに、こういう話が出たということを知っております。これについて、これも、だったら、もしもって話になるんですけども、具体的にどういう話であるのかってということと、農地法や河川法に関する規制緩和についても、どのような法の緩和を、規制緩和を考えていらっしゃるかをちょっと伺います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） ただいまの質問でございますが、今、出しております自作農地における有害鳥獣捕獲に関する規制緩和というふうなものでございますが、農家の方が耕作をしている土地について、これまで狩猟免許を持っておられる方のみが駆除活動ができるというふうなことになっております。そこを規制緩和をして、自分で耕作する農地については、農家の人が狩猟ができないであろうかというふうな提案をしているところでございます。（「議長、農地法」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 農地に係る権利取得後、面積の下限の緩和等々を出しておりますが、現行では、10アール以上でないと農業委員会が定める農地法に抵触してしまうんですが、その辺を10アール以下であっても農地を保有できるような規制緩和を出しております。それから、もう1点は農地転用の緩和等々で、農園つき住宅、クラインガルテンを整備する上で必要な農地の転用に関する規制の緩和等も出しております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 実際に、この高津川総合特区が通った場合には、本当にそういう法律の網をくぐるというか、特別に規制緩和されて、そういう狩猟免許がなくても、小さな農家の人が自分の農地を荒らすものを退治できるというのはすごく魅力的な形だなと思えますので、この高津川総合特区が、あとはもう結果を待つのみ、向こうの採択されるかどうかを待つのみですけれども、採択されることを願っております。そして、農地や林業に関しても、農業委員会からも町長のほうへ建議書を提出していると思えますし、農政会議からも、農林行政の提案書を提出されるはずであります。そういうことを踏まえながら、来年度の予算に対して、農林業に対して十分な配慮をいただけたらなと思っております。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。各種行事の見直しについてということで質問いたします。

合併して丸6年が経過しました。しかし、いまだに旧町単位で重複して行う行事が幾つもあります。例えば、夏祭りの中にて開催される花火大会、また、日原地区、津和野地区別々のというか、2つ行われる駅伝大会、そして名称や目的には少しずつ違いはありますが、昨

日行われました津和野町余芸大会と、2月の末に行われる「あい・こい」交流文化祭など、町主催でないものも含めて、町としての今後の方針を伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、各種行事の見直しに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野町では、これまで津和野町駅伝競走大会や日原駅伝競走大会など町が直接実施する事業や、夏祭り実行委員会補助金など、町から支出された補助金を運営費として地域や関係団体が主体となって実施している事業など、主に2つの方法により各種行事を実施してまいりました。これら各種行事につきましては、平成23年度に構築をした津和野町行政評価制度により、今後、事務事業評価、補助金評価を行い、事業の目的やコスト、成果などを客観的に明らかにしてまいりたいと考えております。その上で、それぞれの事業の関係者とも十分に協議を行いながら、今後の方向性として、継続、拡充、縮小、廃止、統合などを選択肢として、結論を導いてまいりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 私は、各地域や各地区の小さな行事、地域住民が主催となってやるさまざまな行事は、どんどんやるべきだと思います。個性を出してやれば良いと思うし、それぞれに補助が必要な場合には補助をすれば良いと思いますけれども、この大きな行事については、事業の目的やコストや成果を事務事業評価とか、見直すってことですけれども、その見直す中の一番大事なことは、一つのまちづくりにこれがプラスになっているかということをお尋ねしたいと思います。

そして、もう一つ、この行事を、以前からあったものを2つやるってということが、職員が、結局、時間外が多い多いと私たちは言いますけれども、行事が重なるたびに、職員が出ているのを見ます。全部、時間外対応ではなくって、代休対応が主だっていうことも聞きました。けれども、代休をしたら、その1日分はまた仕事が残るわけで、やっぱり時間外につながっていくんじゃないかなと思います。職員が職員として町の行事に出ることよりも、私は、一つの地区の住民として、職員がいろんな行事に参加することのほうが大事なんじゃないかなっていうことも思っています。そういうことを含めて、この2つの古いままの形でやるのが、一つの町をつくるという町民の意識を高めるために役立っているとお考えかどうかをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） これまで行ってきた事業、町が直接やっているもの、さらには、あるいは民間の皆さんが、こうして自発的にされておられる、それを町として支援をしている事業、さまざまであるわけであります。それなりに歴史があって、また役割があって、また町のために頑張ってきた、そしてすばらしい、また効果もあるものだというふうに受けとめているというのが大原則であります。そうした中、合併もし、今後も町財政も逼迫をする中で、より効率的にお金を使っていかなければならない、そういう時代でありますか

ら、それを今後どういうふうにつなげていくかというお話であるわけでありますが、当然のことながら、口ではどれかをやめるといことは簡単に言えても、実際にやめるとなると、相当のやはり町民の皆さん、理解を得ていただかなきゃならん問題であるわけであります。どちらかをやめる、またそこにいろんな思いがお持ちになる方がたくさんあるわけで、そうした方々が納得のいく形で、仮にもしやめるとしましても、そういう進め方をしていかなきゃならんということであります。

そういう中の一つの方法論として、この行政評価制度を取り入れていこうということでございます。より効果を客観的に明らかにしていこう、そして今後、効率的なお金を使い方としてどういうやり方がいいのか、そういうのも一つの判断材料としてこの行政評価制度の結果に基づいて、皆さんといろいろ議論していく。そういう過程の中から、より町民の皆さんの理解をいただいて、一つの方向性を導き出していくということが大切じゃないだろうかと、そのように考えている次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 新しい町ができた。それから6年たって、小さな町で同じ夏に2つの場所で花火を上げるということに対して、町外の方から「すごいね」って言われます。その「すごいね」の中には、よく、それだけの、お金もですけれども、いろいろな人の努力があるねっていうことで、それはすばらしいことなのかもしれませんけれども、結局、その一つ一つに旧町単位の住民が主になってやるっていうことでは、いつまでたっても一つのまちづくりにはなっていないんじゃないかなと私は感じています。

新しい町ができたんだから、できたということは、古いものを壊して新しいものをつくるぐらいの意識を持つべきじゃないかなと思います。「あい・こい」交流文化祭という、名前は「あい」と「こい」という形にしましたが、結局これも日原地区の方がほとんど中心になってやる、余芸大会にしても、きのう見た限りでは、かなり日原地区からも参加者がありました。けれども、どうしてもそういう感じを否めない、そんな中で、何か一つ全町挙げて新しい文化祭のようなものができればいいんじゃないかなというふうに思っています。

それをすることによって、今までのものを見直すというか、場所的なことも、神楽大会とかは隔年で日原地区でやったり津和野地区でやったりしてます。ロードレースは、日原だけですけれども、駅伝についてなどもコースが違うとか、いろいろ対象者が違うとかいうこともあると言われました、そういうことも聞きましたが、それでも隔年でどちらかをするという方法もあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） いろいろな事業、そしていろんなやり方があるかというふうにも思っております。当然、何回も繰り返しになりますけれども、それは、また主催をされている皆様方のお考えもしっかり聞きながら、町としてもいろいろと話し合いをしていくということになっていこうかというふうに思っております。町が、また主導でそうしたことをやる、そうした中で、前段にもお話がありましたように、町がかかわることが、また町がそ

ここに職員も先導的に傾けていかなければならない、そうすると、また地域での行事に人が割り振れるのかと、その行事に積極的に参加をしていただけるような、御指摘のような環境が
つくれるのかと、そういう問題にも行き着くのではないだろうかというふうにも思っております。

まず、主体的にされておられる町民の皆様のお考えというものも聞いていくところから
始めていかなければならないというふうに思っているわけでありまして、そのための、また
より前に進むための材料として、この行政評価制度というものも取り入れてやっていき
たいということが趣旨であります。

合併をして、もう6年もたとうとしているというお考え、当然であろうかと思いますが、
これまでも、なかなか、やはり合併前の旧町で統一化できなかったこと、たくさんあるわけ
であります、公民館体制もしかりでありますけれども、あるいは水道料金の統一化という
ものも今年度から図っております。そういうふうに、一つ一つできるだけ統一化に向けた動
きも行っているわけでありまして、それを一遍にやろうとしてしまうと、また逆に、町民の
皆さんの感情として、せっかく一つにまとまれた意識——まとまりかけようとした意識
が、遠のいてしまうことにもつながりかねないというふうにも思っております、私は、こ
ういう問題というのは、焦らず一つ一つ慎重に取り組んでいくべきだというふうに考
えているところであります。決して、将来的な効率化あるいは一つへ、交互へということ
を否定しているわけではございませんけれども、慎重に進めていかなければならない問
題だというふうに感じているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 合併してもう6年、また、まだ6年っていう、その感
覚的な違いもあると思いますし、私は、実際に一つになりつつあるという、今、町長お
っしゃいましたが、そこにどうなのかなという疑問をいつも感じています。いろん
な町民の方からの意見を聞くたびに、本当に一つのまちづくりに、一つの町になっ
ていくのには、どういうことをしていったらいいのかなっていうのをよく考
えます。その中で、やはりその行事行事は確かに主催者がやっていることに
しても、町は補助金として、補助金を出し、職員を出す。そして、何よりも
町としてこういう方向でやりたいんだよっていう提案というか、そういう
ものは少し強引に見えるかもしれないけれども、出していくべきじゃないか
なというふうに、私は思います。答弁は結構ですので、これで、私の一般
質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、本日の会議はこれまでにしたいというふう
に思います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後3時57分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 23 年 第 8 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

平成 23 年 12 月 13 日（火曜日）

議事日程（第 3 号）

平成 23 年 12 月 13 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宕文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長職務代行者	世良 清美君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長	...	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	長嶺 清見君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、12番、小松洋司君、13番、米澤宥文君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序7、11番、川田剛君。

○議員（１１番 川田 剛君） おはようございます。議席番号１１番、川田剛でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、１点目の質問でございます。住宅行政の一元的管理でございますが、今年度中に計画策定されるという住宅行政の一元的管理はどのように行うのか、雇用促進住宅の購入、医療従事者向け住宅の建設など、今年度は住宅施策に対し、多大な予算を議会で可決しております。各町営住宅等は担当課が異なっており、効率的ではないという趣旨で、住宅の管理を一元化すべきとの声が議会から上がり、住宅行政の一元的管理を今年度中に計画策定すると、町長の回答があったと記憶しております。このような経緯から、計画策定では住宅行政の所管事務担当課が決まり、段階的に担当課に事務が移譲される計画であろうと推測しております。今年度末まで残り３カ月の時点で、この進捗状況についてまず伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問、２日目となります。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、１１番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住宅行政の一元的管理に関しての御質問でございます。

公的に供給される住宅は、最近では中堅勤労者を対象とした特定有料住宅、若者向け賃貸住宅、復興者住宅、PFIといった民間が公共事業の肩がわりをするなど、多様な公的賃貸住宅が供給されております。加えて、議員御指摘の雇用促進住宅、医療従事者住宅、またシルクの里交流館等、公営住宅法適用外の住宅供給も含めさまざまな供給体制となっております。こうした公的賃貸住宅の管理・運営計画につきまして、一元管理等を含め全般的な検討を行っているところでございます。

御指摘の雇用促進住宅につきましては、現在内装・外装等リニューアル工事を行っており、３月末には完了し町に引き渡しとなっております。現在のところ、８０戸のうち２５戸が入居の状況であります。この住宅につきましては、本年８月より現在まで、商工観光課、建設課、地域振興課の３課により現在まで３回の内部協議を重ね、浜田などの雇用促進住宅方式の利用はせずに、また公営住宅法等に絡めない一般住宅として利用すること、一部の定住促進目的のほか多目的で利用できるようにすることとして検討を行いました。またその他として、町内の事業者の社員寮としての利用や児童、生徒を持つ方や二世帯住居のための２戸貸しなども考えていきたいと思っております。また、医療従事者住宅につきましては、来年度早期完成を目指しておりますが、従来のおり指定管理方式を検討しているところでございます。

残る公営住宅の管理・運営計画ですが、津和野地区の住宅につきましては、平成１６年に、町営住宅の現状や特性を踏まえ、町における町営住宅ストック活用の基本方針と目標を定めるとともに、建てかえ、改善、維持保全等の手法の選択を適切に行い、国の定める住宅建設５カ年計画の計画期間と整合させるため、平成１６年度から２７年度までの１２年間の町営住宅ストックを総合的に活用するための計画を策定しております。この計画を基本と

し、本町の全町営住宅の現況を把握した中で、町営住宅管理計画の改善の方向性等を検討する中で、町営住宅ストック活用の基本計画と目標を定め、適正な町営住宅の整備と円滑な管理・運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この住宅行政の一元的管理について、質問させていただいたわけなんです、私がちょっと理解できなかったのかどうかなんですけれども、住宅行政を一元的に管理するのに、残り3カ月の時点でどのようにまとめていくのかという質問なんです、この答弁の大半が、雇用促進住宅の進捗状況、それと医療従事者向け住宅の進捗状況、私はこれは通告には書いておりません。私は、住宅行政の一元的管理がどのようになっているのかという質問をしているのに対して、津和野地区の住宅行政においてはというのではなく、津和野町全体についての住宅行政の一元的管理がどのようになっているのかという質問であります。また、回答も平成16年度から27年度までの12年間の町営住宅ストックをと、平成16年は合併以前の話でありまして、新町になりましてから6年、新しく町長も就任され、そして住宅行政をどうするのかといった話の中で過去の話をぶり返して、また私にとっては答えになっていないと思うんですが、簡潔に住宅行政の一元的管理がどのようになっていくのか、このあたりをしっかりと答えいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 御質問の内容につきましては、今年度末まで残り3カ月の時点で、進捗状況を問うということがメインであろうというふうに考えておりますが、お答え申し上げましたのは、住宅状況、御指摘のとおり、それぞれの課がそれぞれに担当している部分もありますし、公営住宅につきましては、ただいまのところ建設課が担当をいたしております。そうした状況の中で、新たに加わってきた雇用促進住宅とか、またまた医療従事者住宅というふうなことが加わってまいりましたので、その辺のところを町長が答弁をさせていただいたところであります。

端的に申し上げまして、ただいまの後半で申しましたように、旧町の住宅計画そのものが目的から始まりまして、项目的に報告のスタイルがありますので、そうしたスタイルに乗っかって計画を立てなければなりませんので、今まで、16年度といった古いお話を出してしまいましたが、その中で、計画、現況、将来のものというふうな形で項目がございますので、現在ある既成のものに新たに、旧町でいえば日原地域を含めて、全町の計画を網羅していくということを今考えているところでございます。これも、非常に細かく網羅してありますので、概要といいますか、そういったところを中心に、町全体の中で大まかな方向性ということになろうかと思っております。実際、旧町で津和野がやっている分について、非常に、数十ページに及ぶような細かいものでございますけれども、一元管理も含めてどうしていくかということ、概要的なものになろうかと思っておりますけれども、現在、津和野が出したものを基本に、全町のものをつくっていかうということでございます。あと残り3カ月という、

非常にタイトなスケジュールではございますけども、これは必ずやりまして御報告をさせていただきますというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 確認をさせていただきますが、ではこの今、進捗状況ということ、現在進行中ということで、計画策定というのは年度内には行われると、住宅の一元的管理の計画策定は行われるということでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 先ほど町長から答弁させていただきましたけども、ものによっては今担当課が分かれるケースもありますけども、基本的な住宅の構想自体は建設課のほうでやりたいと思います。しかしながら、現実には医療従事者住宅でありますとか、雇用促進住宅の一部でありますとか、そういうものについては基本的というか、ちょっと細かくなりまして、現場対応のほうの方がより効率的に管理等ができる部分もありますので、その辺のところについては現場対応的なものはやりますけども、総合的な分についてはその計画の中で網羅をしていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいのと、間に合わすようにしていきたいとは思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） もとをたどればこの住宅行政というのが、結局いろんな医療従事者向け住宅があったり、医師の住宅があったり、さまざまな住宅がある中で、各課に尋ねなければどれだけの借上げ状況があるかわからなかった状況、これがいけないんじゃないかと。効率的にどちらかの課が一元的に管理することによって、把握に努めるのがベストなんじゃないかという話から、一元的管理という話が出てきたと思います。そういった意味においては、各戸の住宅の特性というのがあるのは十分わかっております。それをわかっている上での一元的管理を行うという意味で我々は聞いていたと把握しておりますので、ぜひ年度末には我々を納得できるような計画策定になることをお願いしたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。ベルリンとの文化交流について質問をさせていただきます。

ベルリン・ドイツ交響楽団によるコンサートが本年、永明寺において開催され、多くの人々にぎわったことと思います。この事業は、「アンペルマン」、「鷗外生誕150周年」、そして姉妹都市である「ベルリン市ミッテ区」という3つのキーワードが生んだものと感じております。

20年前に、ドイツ森鷗外記念館閉館の危機を機に、ベルリン訪問団が結成され、実際にベルリンを訪問、閉鎖の危機にあったベルリンの鷗外記念館を存続させるという業績を達成されております。そして、今回のコンサートは、ベルリン訪問団が接した通訳であるフーアマン・ノブコ氏が御縁で実現したものだと思っております。この20年間、旧両町が合併

し、新たな津和野町になった今もベルリンとの絆を絶やすことなく、このような事業が達成できたことは評価に値するのではないかと考えております。

町内には、ベルリンが生んだアンペルマンをあしらったバスが走り、鷗外生誕を祝う機運は、わずかではありますが高まっているようにも思います。しかしながら、依然財政状況の厳しい現在、鷗外生誕150周年記念事業の機運を今以上に高めるための努力は関係各所連携し行っているのか、またこの鷗外生誕150周年事業が終えた後は、ベルリンとの交流はどのようにするのかというのが懸念するところであります。下森町政における姉妹都市ベルリンとの絆を今後どのように扱っていくのか、具体的に尋ねます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ベルリンとの文化交流に関する御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

永明寺でのコンサートにつきましては、心配した天候に悩まされることもなく、町民の皆様を初め県内外から多くの方々に御来場いただき、盛会のうちに終了することができました。また、すばらしい演奏を御披露いただいたドイツの奏者の方々も4泊5日の津和野での滞在に満足され、無事に帰国をされました。この場をおかりしまして、町民の皆様の御協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年から取り組んでまいりました森鷗外生誕150周年記念事業も、今後の大きな事業といたしましては来年3月の記念式典となりますが、そのほかにも、森鷗外記念館での生誕記念講演会や特別展、常設展の様子がえ、新種桜、「舞姫」の記念植樹なども計画されているところでございます。また、観光協会や新たに設立された、農商工連携ネットワーク会議メンバーが中心となって進めてきた、鷗外にちなんだ津和野オリジナルメニュー、シュニッツェル丼の創作や三國シェフを招いての食フェスタなど、食に関連した取り組みや商工会及び観光協会が進める関連商品や特産の開発などにも取り組んできておりますので、これを機会に、さらにおもてなしの心を持って、行政内部はもとより関係諸団体が連携し継続していかなければならないと考えております。

次に、ベルリンとの交流ですが、1月26日の全員協議会で御報告をいたしましたように、区長との直接対談によりフンボルト大学との大学生交流、スカイプを使った高校同士のインターネット交流、作品展示等、相互の文化交流、民間における経済交流等、従来の交流を一步前進させた今後の交流の確認をしたところでありますので、可能な分野から取り組みを進めてきているところでございます。

1点目のフンボルト大学との大学生交流につきましては、現在のところ取り組みには至っておりません。

2点目の高校同士によるスカイプ交流につきましては、魅力ある高校づくりを目指している津和野高校としての期待も大きいところがありますので、働きかけを続けているところではありますが、ミッテ区長選挙が今年度実施され、その関係もあり残念ながら相手校の決定までに至っておりません。

3点目の文化交流につきましては、鷗外にちなんだ津和野の写真展示をフンボルト大学や森鷗外記念館、ミッテ区内施設での展示を来年2月より予定しているところでありまして、既に写真41点はベルリンに送り届けてあり、展示の準備が進められているところでございます。

また、経済交流におきましては、議員の御質問の中にもありましたように、ドイツのキャラクターであるアンペルマンを活用した取り組みが、民間レベルにおいて進むとともに、全日空や旅行大手代理店であるHIS社との連携による津和野、ベルリン、アンペルマンの情報発信が、津和野観光の課題の一つである若い世代を中心とした津和野の認知度の向上に向けた取り組みにつながっております。さらには、わずかではありますが、まめ茶やわさび漬等のドイツ飲食店での取り扱いも含まれてきております。

そのような中で、ドイツのフンボルト大学では、来年2月17日の誕生日に合わせ、生誕150周年の公式記念式典を計画されておりますので、これの日程に合わせまして訪問団を派遣したいと考えております。構成は高校生5名を含む7名を予定しております。11月に再選されましたハンケ区長への表敬訪問と高校生交流実現に向けた働きかけ、フンボルト大学での式典参加、森鷗外記念館や可能ならば高校・大学の訪問等を計画したいと考えております。現在、大学記念式典への参加は歓迎の意向をいただいておりますが、ミッテ区長訪問等は打診中の状況でございます。いずれにいたしましても、今後も1月に確認された事項を一步步ずつ進めることによりまして、相互の絆を継続してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、ベルリンとの交流について再質問させていただきます。

この永明寺でのコンサート、私も参加させていただきました。実際、クラシック音楽といいますが、ああいった音楽は聞くほうではないんですけども、行く前にどういうふうに参加すればいいのか、服装からどんなものを着て行ってよいのかわからない状況のまま参加させてもらったんですが、終わったときには、非常にすばらしい演奏で感動を覚えて帰ったというふうに思っております。実際に、私が行ったときには非常に多くの方でにぎわってございまして、また夜ということもあって、永明寺がライトアップされたその景色のすばらしさにも感動したわけでありまして。実際ただこれは、民間が行っている事業ではなく、津和野町もかかわっている事業でありますので、これは一つの文化の醸成、町民に対してどれだけ町民理解が得られているかということも評価の対象になってくると思います。

まずそこで一つ目に、このコンサートに参加された人数、2日間あったと思うんですが、総計何名の方が来られていたのかお聞きします。

次に、アンペルマンでございます。私もこのアンペルマン、大好きなアンペルマン、何度も質問させていただいておりますけれども、このアンペルマンが若者の、若い世代を中心とした、津和野の認知度の向上に向けた取り組みにつながっておりますという答弁でございます。

ました。つながる努力をされていると言うのであればわかりますが、つながっておりますと言いつけられた、その背景にはどのような若者の世代を認知させたという評価があったのか、そのあたりについてまずこちらもお伺いいたします。

三つ目でございますが、来年2月17日の誕生日に合わせて、フンボルト大学で公式記念式典が行われると、これは大変ありがたいことではございます。ただ、ことしの1月の全員協議会では、フンボルト大学との大学生との交流、スカイプを使った高校同士のインターネット交流、作品展示等相互の文化交流、民間における経済交流等は伺っておりますけれども、津和野高校生をベルリンに派遣するというのは最近出てきた話ではあります。このフンボルト大学の記念式典に、津和野町から訪問団を結成して参加させるという意味は、私にはわかるんですが、津和野高校生を連れて行くことに何の意味があるのか。過去、ベルリン訪問団のメンバーは小学生・中学生を対象としていたものだと思っております。私もその当時小学5年生で応募した経緯がありまして、私は行けなかったんですけども、高校生は対象ではなかったような気がします。対象だったら申しわけないんですが。

なぜ高校生を連れて行くのか、私は事前に津和野高校の校長先生に確認しました。校長先生はどう感じていらっしゃるのかと、そうしましたら、やはり高校生の中でもすぐに就職する子もいらっしゃる、そういった子にも光を当てるべきだと。そこで、そういった就職するような子たちもベルリンに行くことで、何か思い出が残ればいいのではないかというお話をお伺いしました。これはもちろん校長先生の思いですから当然だと思います。自分の学校の生徒に光を当てたいという気持ちはわかりますが、じゃあ果たしてその選任方法はどうか、津和野町出身でない方が行くこともあるのか。益田から通われている子、山口から通われている子もあるのか、選任方法についてお尋ねします。

で、提案であります、高校生ではなく、津和野の中学生を連れて行くべきではないかと私は思います。そしてまた中学生ではなくても、津和野町の職員であったり、この事業に関連する団体であったり、また過去20年前にベルリンを訪れた方々にもう一度訪問していただき、改めて絆を深めていただくというのも一つの手ではないかと思っております。津和野高校の生徒5名を連れて行くという、町の思いもわかりますが、津和野高校の校長先生との感じ方というのは、ベルリンの交流とは全く別のところにあるのではないかと思っております。

そして、津和野町の町民意識調査、町民の意識はどうなっているか、ちょっと見させていただけますと、国際交流に対しては満足度は0.1です。比べてみますと、保険医療、全く別の事業です。保険医療に対しては、満足度はマイナス0.22、重要度、国際交流に対しては0.07、保険医療に対しては1.47、力を入れるべき、国際交流は0.2、保険医療は28.1なんです。町民は国際交流を今望んでおりません。そういった中で、県立高校である高校生に対して、町の予算でベルリンに行かせるというのは町民理解を得られないのではないかと。津和野中学生・小学生であれば町立学校でありますので、その辺は理解していただける気がしないでもないですが、県立の高校生を町の予算で賄うというのはいかなるものかと思っております。

そして、このアンペルマンでございますけれども、アンペルマンが今津和野の町を走っております。もう一つが、森鷗外生誕150周年の赤茶褐色のステッカーが張られた公用車も走っております。これは、20年前の訪問された方々に聞きました。アンペルマンについてどう思われているのかと。当時のベルリン交流と今のベルリン交流では少し違いがあると。アンペルマンを使うということは新しいことかもしれないけれども、150周年としてやるのであれば、鷗外のステッカーほうがまだいいんじゃないかと意外な答えが返ってきました。このことについてどうお感じになるかお聞かせください。

それともう一つ、音楽。素晴らしい音楽であったと、行った私は感じました。ただこれは、たまたま私が行っただけで、町民の皆さんが行きたいと思えるかどうかというのは、これはまた別問題だと思います。聞いたこともないような音楽を聞かないといけないのかと。今までそういった曲を聞いたことない人が、お金を出してまで聞いてみようと思うかどうか。これは、まだ個人個人によって違うと思うんですが、文化の高い鷗外記念事業も大事だとは思いますが、現在ゆるキャラというのが全国的にはやっております。島根県でもゆるキャラのイベントが行われておりますが、鷗外を模したゆるキャラなんかをつくって、子供たちにも愛される鷗外150周年事業に取り組まれてはいかがかという質問、以上、大体7点くらいあったと思いますが、よろしく願います。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） たくさんの御質問をいただきましたので、十分な回答ができるかちょっと不安でございますけれども、まず回答できるものからでございますけれども、まず、来場者の関係でございます。今回コンサートにつきましては、来場者は534人ということで数字が出ております。チケット販売については、もう少し数字が40ばかりふえて、来場者が574のチケット販売というふうに報告は受けておるところでございます。

それから、アンペルマンの若い人につながっているというところの評価の関係でございますけれども、アンペルマンという新しいキャラクターで、なかなかなじみが日本ではない、日本ではというか、ないという評価もいろいろあろうかと思っておりますけれども、結構よそからドイツ等に行った方からすると、よく御存じの商品でございます、津和野の新しい形でのイメージアップということで、特に若い世代には、そういったものがある程度つながっているのではないかという評価のもとに、そういう答弁をさせていただいたというふうに考えております。

それから、高校生の派遣の関係でございますけれども、これの目的といいますか、先ほど言った答弁にもあったようなことなんですけれども、やはり国際感覚の醸成というようなことは当然、そういうものをつけていくということもございまして、この高校ということで、従来からの中学生の交流よりは一歩進めてもう少し年代の高い層に、もう少し成長した子供たちをとということが区長との協議の中にもございましたので、そういったことで津和野高校のイメージアップといいますか、存続のことも頭にある中で、少しそういったものにもつながっていくのではないかとということでございます。選任方法等につきましても、当然津

和野の高校生でございますので、町内の子供たちだけに限ったことにはならないかと思えます。選任方法については、今学校のほうにはある程度お任せはしておりますけども、作文と申しますか、目的と申しますか、そういったものを訪問に当たっての、自分なりにドイツというのを勉強してもらう中で、作文形式での選考によって5人を絞ってもらうという方向で進んでおるようと思えます。これについては、教育委員会の窓口がございますので、そのほうにお任せをしているということもございまして、確認したところそういった選任ではないかというふうなところでございます。

それから、町民の方々の意識ということでございます。アンケート等では当然そういう結果が出ているということも確かでございます。即、これが経済活動につながるものでもございませぬし、こういう時代でございますので、もう少しほかの方面にということも多分かなり強いものがそういう中にあるのではないかなという気はしております。ただ、こういったことは、全体、津和野経済を考えた場合には、やはりそういった交流というのは非常に大事な要素ではなからうかと思えます。そういったことで、今の津和野を少し変えていかないと、今のままの津和野では、今の定住問題もございまして、なかなか交流人口の拡大ということは望めません。これが一つのきっかけになって、元気なまちづくりにつながっていくという意味では、少し長い目で見ていただく中では、政策とすれば一つの方法ではないかなという気がしております。

それから、ゆるキャラですが、それは一つの方法として、鷗外にちなんだということでは、当然考える一つの手段だと思えます。過疎計画の中にも一つはあった項目でもございます。ゆるキャラをどうかというのもありましたけれども、その中で、ちょっと鷗外というのが、鷗外に関してのゆるキャラという方向までにはなっていないとか、発想的には至らなかったというところで、現在そういったところまでは検討も、多分商工関連だろうかと思えますけども、そういったところまでは出ておりませぬ。議員さんが言われるのも一つのイメージアップにはなろうかと思えます。

それから、20年前とのギャップということですか。その当時、本来のベルリンの訪問というのが、最初に議員さんも質問の中に書かれていたように、本来の目的からすれば、ベルリンの鷗外記念館というものの存続ということが端を発したものでございまして、当然、それをもって最大のドイツとのつながりということもございましたけれども、従来からの交流のあり方を続けている形の中よりは、やはり民間の方も含めた経済交流への発展ということがなければ、やはりお互いが行政経費ばかりを使って行動していてもなかなか伸びないというふうにも考えます。そういった意味では、次の経済交流につなげるための一つのきっかけということでございます。そういった意味では、今回の高校生のみの派遣というのは、議員さんの申される御意見も一つではあろうかと思えますけども、それはまた次の段階として、先ほど申し上げましたような、今いろんな向こうとの食に関するつながりなり、それから農産物の関係も若干、今、取引も始まったということもございまして。そういったのがもう少し進むことによって、また町内の経済団体なり、そういった方々なり民間レベルでの交

流ができれば、お互いにいい結果が出てくるのではないかなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうから少し何点か補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず町民意識調査の結果であります。当然、町民の皆さんのお考えというのは、それにできるだけ沿った形の行政側の投資というものもしていく必要がある、大変重要なことであるかというふうに思っております。先ほども例で、保険医療が20数%、そして国際交流は0.数%と事例を挙げていただいたわけではありますが、当然保険医療が非常に大切であるということは町も認識をしております。だからこそ、例えば、医療であれば政策的医療交付金には毎年数千万円というお金も投じておりますし、このたびも議会にお認めをいただいて、医療の従事者のための住宅を1億超える投資金額でありましたが、そうした事業費も重点的に投資をしているということでもあります。そのほかにも福祉事務所の関連の事業費、健康保険課の関連する事業費、そういうものを含めると福祉あるいは医療、そうしたものに現在町が投じているお金というのは、相当大きなものがあるというわけでありまして、それは当然、町民の皆さんの意識も高いからこそ、そうした事業費を出しているという状況でもあるわけでありまして。

こうした中、じゃあ国際交流を何もやらないのかということに、お話にもなるわけでありまして、これについては、数年前までは中学生の相互交流をやっておったわけではありますが、残念ながら、もう全くそれが途絶えてしまっておりまして現在では何の交流もない。私が町長に就任した当時は、全く交流がないというような状況でもあったわけでありまして。全くというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうような状況でありました。

で、じゃあこの国際交流をどうするのかと考えたときに、このままやめてしまうのかということも検討いたしました。やはり長年津和野が、こうして森鷗外を御縁にやってきたわけでありまして。それに、何らかのやはり交流というのは今後も続けていくべきではないだろうか。そういう視点の中で、ベルリンのほうに行って相手方の区長とも話をしてきたということでもあります。そして、相手方の御意向として、なぜこの中学生の相互交流がとまってしまったのかということになるわけでありまして、やはりもう中学生の派遣というのは、ミッテ区側の考えとしてないということでもありました。ミッテ区として、やはりこれから交流を続けるとしたら、もう少し世代の上、いわゆる高校生であります。その辺のところの交流なら続けていくことができるがというお話が生まれてまいりまして、じゃあ町はそれにすべて乗っかるのかというお話がまた出てくるのかもしれませんが、津和野町にとりましても、現在津和野高校の支援というのは大変重要な問題であったわけでありまして。

県立高校になぜお金をというお話もありますが、しかし今はもうその自治体が津和野だけではありません。離島、中山間地の県内の自治体が、県立高校を救うためにいろんなお金を投じている時代でありまして、町もこのたびの派遣以外にも、定期代の補助ですとか、そ

うしたものを投じておるわけでありまして、そういう観点からも、今後津和野高校をさらに支援をしていくために、そして来年は津和野高校ももう地元からは40数名ぐらいの入学者しかないんじゃないのかという話も出ておりまして、より一層町外・県外からの入学者数をふやしていかなくちゃならん。今年度は11人入学していただいております。そうした実績をもとに来年さらにふやしていったら、この40名台を50名台、60名台へとふやしていかなくちゃならんわけでありまして。そういう高校の魅力化のためにも、町としても、ドイツがそういう御要望を持っていらっしゃるんなら、我々も乗っかって津和野のためにもできるんじゃないだろうか。そういう観点から、今回この高校生の交流というのものにもつなげていきたい、そういうふうを考えてきたという状況であります。

たまたまことしは、森鷗外150周年ということがありましたので、事業費も、これも年度の当初予算でお金をつけて議会のほうでも認めていただきまして、森鷗外記念館の運営の部分、かなりお金も使わせていただいております。でもこれは、来年からは、また同じ金額を使うということではありません。たまたま、そうして少し事業費が膨らんでいる、そういう状況でもあるわけでありまして。それにしても、保険、福祉に比べるお金と比べましたら、まだまだ割合としては少ないということにもなりますし、ある意味では、町民の皆様の御意向にも沿った形になっているというふうに、私どもとしては受けとめている次第でございます。そうした点も御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） これは認識の違いがあるかもしれないんですけども、国際感覚を養うと、そう言われればまあそうなんでしょう。国際感覚を養うことは必要だと思います。そして、高校の存続の危機だと、それもわかります。じゃあ、ベルリンに5名派遣したら存続の危機じゃなくなるのかと、それはまた違うんじゃないでしょうか。確かに魅力ある学校で、生徒数はもしかしたらふえるかもしれませんが、中でも5名しか行けないわけでありまして。

じゃあ、これを毎年毎年続けていくのか。それとも150周年を機にこの1回だけで終わらせるのか。そして、町外もいいということになれば、やはりこれ、津和野町民の方にとっては反感を買うんじゃないかなというふうに感じます。何で、町外の子供たちが津和野町の予算でベルリンに行くんだと。津和野高校の魅力を上げるのであれば、修学旅行を復活させてあげるとか、そういった支援に回られたほうがまだ魅力が上がると思ひます。

わざわざ、この150周年とベルリンと津和野高校と、何だか無理やりくっつけているんじゃないかと。150周年記念事業があつて、たまたま途絶えていたから学生の相互交流をすると。向こうからの要請もあつたかもしれませんが、高校生が行って、じゃあ、高校生が津和野町に残るんですか。これから先、津和野を出ていく方々かもしれない。津和野のために何か残してもらえるのかと。

これは、私の姉に当たるんですが、姉もベルリンに行っております。どうだったかと聞きますと、やっぱり楽しかったとは言いますけれども、じゃあ何が残ったかという、今だに交流は続いているという、1、2年やれば交流というのは途絶えてしまって、その後ベルリンに対して何かあるかという、何も残っていないよというのが実情であります。

今後、経済交流とかあるかもしれません。交流人口の増加とか言いますけれども、ドイツからお客さんと呼んでくるよりも、アジア圏に向けたほうが交流人口がまだふえると思います。この施策をするがために正当化するように、いろんな、高校の存続がどうの、人口交流がどうのと言われても私にはその感覚は違うんじゃないかと思うんですが。今後この先、来年、再来年度、町長の任期が終わった後も、津和野町としてベルリンとの交流はこのような形でずっと続けていくのかどうか、これも確認させてください。ただスカイプだけでいいのか、その辺をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） これまで中学生の相互交流をやってまいりました。それが全く効果がなかったというお話でもあるわけでありまして、そういう御意見もあるのかなというふうにも思いますが。しかし、その当時の皆様方の思いから続けてこられた御苦労、そうしたことを考えたときに、私としては、効果がなかったというようなことはとても言えないというふうにも思っておりますし、やはり、中学生がわずかな期間ではあってもこうして異文化へ触れて、そして貴重な体験をして帰って来たということは、大変すばらしい意義のある、私は事業が続けてこられたと、大変これまで御苦労されてきた皆様にしっかり敬意を表しなきゃならないと、そのように思っているところであります。

ただ、そういう時代の流れの中で、相手方の御意向もあってなかなか継続が難しくなってきたと、そういう状況であります。しかし、やはり当時の方々の想いを酌めばこそ何らかの、中学生か高校生かはわかりませんが、やはりそうしたものはできるだけ続けていくように、今まで津和野が育んできた、やはり歴史というものも大切に考えていきたいなど、そのように思っているところであります。来年以降具体的にどうするかというのは、また高校の関係者とも話をしていかなければならないというふうにも思っておりますが、過去の頑張ってこられた、そういう御努力だけは無にしないというところでは、私自身はしっかり根底として持ってやっていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 町長、認識の違いといいますか、考え方が違うというふうになってしまいますが、どうか効果があったかなかったか、これは行かれた方々が判断すべきだと思いますが。効果があるようにしていただきたい、そういう思いから私も質問させてもらっています。効果があるような形で実施されるべきだとつけ加えさせていただきます。

ちょっと時間がありませんので、次の質問に入らせていただきますが、通告では人であふれる町にと言わせていただいておりますが、時間が少々たっておりますので、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した事業展開について質問をさせていただきます。

来年度より、都市部の学生を「町長付」として、まちの活性化を目指し活動をしていただく、「Innovation For Japan」事業を展開されようとしております。大いに結構なことだと思っておりますが、この事業の斬新さはソーシャル・ネットワーキング・サービスである、FacebookやTwitterで広く情報提供しているところにあると思っております。11月の全員協議会では、このソーシャル・ネットワーキング・サービスについて、いいことばかりではなく悪いことも瞬時に広まるという、情報通信技術の怖さをも町長は示されております。つまり、この事業は多くの人々が注視しており、絶対に先進事例にならない事業の一つであります。

そこで、この事業の進捗状況、そして現在検討されている事業内容についてまず伺います。また、このSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した自治体や行政機関があります。例えば、佐賀県武雄市では自治体のホームページをFacebookに移行し、年間数百万円単位のコスト削減につなげております。画面デザインは旧来の独自性を持たせることは難しいですが、内容としては旧来と変わらず、ホームページを更新させた際、見た人の反応がわかり、実名で登録されている方が多いため、信憑性が高く意見が聞きやすいというメリットもあります。当町においても検討されるべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した事業展開に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

本件につきましては、11月19日の全員協議会において一部御説明をさせていただいたところでありますが、町の活性化に向けた新たな取り組みの一つでありまして、議員御指摘のように、全国の多くの人たちから高い関心を寄せられている取り組みであると私も認識しており、そういった意味からもぜひとも成功させたいと思っておりますのでございます。

その後の進捗状況であります。私からのメッセージに興味を持っていただいた学生との懇談会を先般3日間に分けて開催いたしました。参加者は24日が12名、25日が12名、28日が16名の計40名の参加をいただき、過疎化対策、コミュニティー支援、ビジネスモデルの創出、土地利用に関する問題、インフラ整備、教育、観光施策等、おのおのが興味ある分野をテーブルごとに意見交換を行ってまいりました。

今後は、当日あわせて行いましたアンケート結果に基づき、このプログラムへの参加を希望する学生に2泊3日の日程で本町へおいでいただき、現状を知っていただくとともに、地元の方々との交流も行っていただきたいと思いますと考えております。その後、正式に希望届けを出さ

れた学生の中から2名程度を選任し、本町の活性化に、町民の皆様と連携しながら取り組んでいただきたいと考えております。

なお、財源につきましても国の制度である地域おこし協力隊等を活用し、町財政に負担のかからない方法にて進めてまいりたいと検討しているところでございます。なお、参加希望結果について事務局に問い合わせたところ、参加したい8名、迷っている17名で、全体の61%を占めたとの報告を受けているところでございます。また、具体的に取り組んでいただくテーマについては、人選とあわせ今後絞っていきたいと考えております。

次に、町のホームページのFacebookへの移行についてでの御提案でございますが、Facebookなどに代表されるSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの導入については、現在のところ慎重に対応すべきだと考えております。御意見のとおり、SNSのインターネットを通じた利用者とのコミュニケーションについては、従来からあったメールマガジンやウェブログ、いわゆる、ブログと比較しても、議員御指摘のとよりのメリットはあり、インターネットを通じたコミュニケーションの方法としては有効であると考えております。

しかし、Facebookとは異なりますが、あるSNS、Twitterでは大手企業になりすまし、誤った情報を発信するなどの事例が発生をしており、そういった懸念もございます。より手軽に情報発信ができる反面、行政機関は発信する情報については正確性も非常に重要だと考えております。

また、公式ホームページの全面移行については、Facebookという一企業が提供するサービスに、インターネットを通じて提供する町の行政情報の提供にかかわる基盤をすべてゆだねることにもなり、移行に伴う公式ホームページの運用については、企業の動向に左右されることにもなりますので、慎重に対応すべきではないかと考えております。

インターネットを通じた情報発信については、平成22年度に行った津和野町、町民意識調査においてのホームページの閲覧状況について、見たことはないと回答の方が57.5%の半数以上ありました。調査対象が町民の方のみということもありますが、決して芳しい結果ではないと考えております。町民の皆様はもとより、津和野の顔として全世界の皆様閲覧いただき、津和野に行ってみたい、住んでみたいと思っていただけるようなホームページのリニューアルをまずは進めていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、再質問させていただきます。

ソーシャル・ネットワーキング・サービスでございますが、このサービス、先ほど申しましたように信憑性が非常に高いと、実名で登録されております。御答弁では、Twitterでは大手企業になりすまし、誤った情報を発信するなどの事例が発生しており、そういった懸念もありますという御答弁になります。これはTwitterでございます。TwitterとFacebookは違う企業なんです。それで、ごらんになっていただいたと思うんですが、佐賀県武雄市のホームページ、まさにふつうのホームページと何ら変わらない感

じでございます。それで数百万円単位のコストが削減につながっていると。それでまた、Facebookと一企業が提供するサービスは、企業の動向に左右されることになる。どこのホームページでもどこかの企業に絶対当たるわけですから、一企業の動向にどうのこうのというのはいかがかなと思うんですが、この点についてどうなのかと。それでまた、ホームページのリニューアルを進めていきたいということなんですが、これ、どのようにリニューアルをされるのかをお尋ねします。

それと、最初のほうでございますけれども、Innovation For Japanでございます。2名選任すると書かれているんですが、これは、一番最初に私が担当課長に聞いたときは、5名から6名ぐらいじゃないかというお話を聞きました。その後、全員協議会で町長は2名程度とおっしゃっておられましたが、先日Innovation For Japanのホームページを確認しましたら、第1期の学生は5名から10名が選任されて、それで10万円程度のと、もう人数がちぐはぐになっています。10万円支給されるというような情報も出ていますが、この財源はどこから持ってくるのか。きっとこれは、地域おこし協力隊というのを絡めてきて来るのだと思うんですが、そのあたりをお伺いしたいと思います。で、この人数が2名、5名、10名、何人かわかりませんが、この選任方法はどのように行うのか、これもあわせてお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） まず、Facebookの関係と申しますか、SNSの関係でございますけれども、確かに議員さんが言われるように、一企業どうこうということは、どの部分においても同じだというのは私も思いますけれども、このFacebookという私の私も余り詳しいわけではございませんけれども、身分を確かに明らかにするという点ではすぐれているとは思いますが。ただ、最後に申しましたように一般化していないとか、Twitter自体が、そういう中で果たして、今そこまでの取り組みを行政ですべきかということがございます。

それよりは、今のインターネットのホームページに対して、皆さんはまだまだなじみがあるということもございまして、いろんな環境が、今、町の場合もそういった環境ができていくわけでございますので、このほうを優先的に進めるべきだということでございます。そういったことで、このインターネットのリニューアルにつきましては、町長も申しましたように、町長の一つの公約事項と申しますか、そういったものをもう少し利用した行政の情報発信ということでございます。まだ十分に、確かに私のほうでは進めておらないとか、進められなかったというのが実態でございまして、これについては早急ということで、今、体制も整えながら少し内部ではコンサルと申しますか、いろんなところを検討しながら見積もり等もとった経緯はございますけれども、余りにも金額がかかるということで、もう少し違った形をということで今検討中でございます。できれば来年度にはというか、来年の早い時期にはそういったものを、全面と申しますか、細かいとこまでまだ決めておりませんが、もう少し使いやすい、皆さんが見やすい、なかなか町のホームページが見にくいという

ふうな御批判もございますので、もう少し年配の方といたしますか、普段なじみのない方でも見られやすいようなホームページ、そしていろんな修正といたしますか、新しい情報を入れていくために職員が入れやすいような、みずからが管理がしやすい方向にということで、リニューアルをしたいということで今考えているところでございます。

それから、今回のソーシャル・ネットワーキング・サービスの関係ではございますけども、人数のちぐはぐというようなことがございました。今の10名というのは、向こうから希望をされる方が来ていただく人数でございまして、それは選考する前の人数という御理解をしていただきたいと思います。それで、その中で希望された中で何人に絞るかというところが、いろんな財政等の状況もございまして、財源の問題もございまして。

財源については、一つは今の過疎のソフト事業、そういったものを通す必要は考えておったところでございますけども、今の地域おこし協力隊という国の事業も内容的には当てはまるのではないかなということで、そういった事業の有利なほうを考えながら、町の一般財源を余り使わない中で何とかやっていきたいということでございます。

最終的には、どうしても、こちらへ来られてそのまま担当課なりが全く面倒を見ないというわけにもまいりませんので、人数については、今後どういった事業に従事してもらうかによって、課題を、テーマによつての人数にもよりますけども、そういった意味で、2人とか3人とか5人とかといった話が出ておりますけども、その点は、その都度の私たちの発言で大変申しわけないんですけども、最終的に、現実的には2名から3名程度ではないかなということで、町長の答弁になったのではないかと考えております。選任方法につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、それぞれの学生の思いといたしますか、そういったものが伝わってくるのもって判断をされて、伝わってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 以上で質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で10時15分まで休憩といたします。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序8、12番、小松洋司君。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） それでは、通告に従いまして質問をいたしたいと思いません。

まず、1点目でございますけども、下森町長は町長就任以来、この10月30日ですか、3年目を迎えられておられます。町長就任後2年間をみずから顧みられまして、どのように

評価され、3年目の町政にどのように臨まれようとしておられるのか、お伺いをしたいと思いますけれども、その前に、なぜこの時期にこのようなことをお話するかというようなことを若干申し上げてみたいと思います。

自動車の運転に例えますと、まずは、ロー、セコ、トップというふうにギアチェンジをいたしまして、徐々に回転を上げてまいります。1年目はロー、2年目はセコ、いわば、ならし運転の状態だったかと思いますが、3年目ははいよいよトップということでございます。

町長就任以来、常々町長は発しておられるキーワードには、選挙公約でもありました「住民参画による官民協働のまちづくり」であります。そして、官民協働のまちづくりに基づいて、行政情報の積極的な公開、行政評価制度の導入、職員の地域担当制の導入など行うと言われておられます。

行政評価制度の導入につきましては、先般の全員協議会で説明がございましたが、今年度からスタートというわけになりましたが、あとの2点、行政情報の積極的な公開と職員の地域担当制の導入につきましては、果たしてどうなのかなと首をかしげざるを得ないような状況でございます。

行政情報の積極的な公開につきましては、今回の教育長の後任問題等もそうですが、いまいち私どもにはっきりといたしておりません。さらには、職員の地域担当制の導入につきましても、この話が出るたびに、すぐにでもスタートするというような説明がなされておりますが、これまたいまだにスタートしていないというような状況でございます。

確かに、前任者から引き継いだ解決すべきもろもろの課題等がありました。初年度から下森町政の目指すまちづくりに100%全力投球をできなかったという事情もありましょうが、これらのことを踏まえられ、みずから2年間の評価をどのようにされ、3年目に臨まれようとしてるのかお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、12番、小松議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

早いもので、町長就任以来2年が経過いたしました。この2年間の評価をとのことでありますが、まず、行財政改革の推進につきましては、財政健全化の取り組みにおいて、実質公債費比率が今年度安全圏に達する見込みであることを初め、財政の健全度合いを示す財政指標は改善を見ており、一定の成果を認めております。これは、合併後、中島前町長時代よりの健全化の取り組み効果も相まってなすことができたものでもあることを申し添えさせていただくとともに、この2年間に合併後の懸案事項であった水道料金の統一化や国民健康保険税の改定等困難な問題にも取り組み、町民の皆様には深い御理解をいただいた結果でもあると、この場をおかりして感謝を申し上げます。

一方で、現時点において、財政健全化の道は着実に進んでいるものの、人口減による地方交付税や税収の減少、現在合併により恩恵を得ている地方交付税の合併算定替の適用が平成32年をもって終了することなど、将来的な歳入減を予測するとき、とても楽観できる状

況にはありません。さらなる歳出削減とともに、地方交付税の確保や過疎債の期限延長など、町長としての職責を果たしてまいりたいと思っております。歳出削減については、15番議員の御質問においても述べさせていただいたとおり、公共投資や各種まちづくり事業費の削減が人口減少につながる因果関係を考慮するならば、これまで以上に慎重に対処していかなければならないと考えております。そうした観点からは、事務的な経費の削減を重点的に行う必要性を認めておりますが、特に、手続や税務などの各種事務について、情報技術を活用し、島根県下での共同処理を行う体制づくりを通して、近年増加する一方の情報系経費の削減を実現するなど、今後の2年間、さらなる歳出削減に努力をしてまいりたいと考えております。

また、「1円でも多く稼ぐ」をモットーに、自主財源の確保にも引き続き取り組んでまいります。今年度、ふるさと納税を行っていただいた町外在住者の方が70件を超え、昨年より3倍増となったことは心強い実績と受けとめております。来年度からは、町内各集落の維持活性化支援施策とあわせ、ふるさと納税のPRを町民の皆様にも応援をいただき、集落の財源づくりとなるような仕組みを構築しながら、さらなる推進を行ってまいりたいと思っております。

次に、この2年間は当然のことながら、町長選挙にて町民の皆様にお示しをした公約を実行することを念頭に町政を進めてまいりました。主なものでは、医療費の中学生までの無料化、津和野高校支援系の設置、教育ビジョンの策定、手話講座の開催など、できるものは直ちに実行してまいりました。

また、公約の柱である「住民参画と官民協働のまちづくり」の仕組みづくりにおいても、町内各集落支援施策とともに就任以来取り組んでおりますが、これらは時間を要するものでもあり、これまでの2年間は準備段階と言えるものでありました。行政評価制度や人事評価制度については、現在、試行的な取り組みを始めておりますが、試行錯誤を繰り返しながら本格的な実施を今後の2年間に実現させる計画であります。年を追うごとに衰退が進む各集落の維持支援施策についてもこれまで準備を進めてまいりましたが、先般、協働のまちづくり推進会議より答申をいただき、これに基づいて平成24年度より具体的な取り組みを開始する予定であります。それにあわせて、同じく公約であります職員の地域担当制の導入、1%条例に類する制度の創設などを実現したいと考えております。

一方で、公約の中でも重視をしております情報技術の活用については、まだまだ手つかずの状況にあり、反省をしなければなりません。観光や定住のための世界に向けた顔として、さらには医療問題の解決など、諸課題の解決ツールとしても町ホームページのさらなる充実が重要でありますし、住民参画と官民協働のまちづくりを進める上でも、メールやSNSをも視野に入れた取り組みを行う必要性を変わらず認めております。来年1月より、人的な体制の充実も図る予定でありますので、早急に取り組んでまいりたいと思っております。

御質問の中で、行政情報の積極的な展開ということもございました。そういう中では、先ほど申し上げた、このホームページの関係ということのは反省をするというところがあるかと

いうふうにも思っております。ただ、そのほかには、毎年度の予算書の解説書、こうしたものを発行いたしました、この2年間、全戸へ配布をしてきたところであります。町民意識調査では、主に7割の方が目を通していただいているという結果も出ておるわけではありますが、一方で、まだまだ、この予算書の解説書、これにつきましては改善も加えていかなければならないというふうにも思っております。今後、この行政評価制度ができ上がります、そしてまたそれを進めていく段階で、そうした評価結果というものも、この解説書に盛り込んでいながら、よりわかりやすく、また見ていただきやすい、この解説書の配布ということにつなげていきたいというふうに考えているところであります。

また、今後はこうした解説書を私が町政座談会、いろいろな各地区お邪魔をしておりますので、検討課題ではありますが、そうした解説書も交えながらこの町政報告をさせていただくような、そういう活用方法にもつなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

その中、教育長人事のほうで少し情報の公開というものがしっかりできていないのではないかというお話もありましたが、これについては、いかにせん人事の問題でありますので、具体的なことが決まらないうちになかなか申し上げられないという、そういう側面もありまして、こういうことについては、何とぞ御理解をいただきたいというふうに考えているところであります。

最後に、昨年度実施された国勢調査の結果による、5年前からの津和野町の人口減少率が県下ワースト1であったことは、重く受けとめなければなりません。「津和野町に住んでみたい、そして住みやすい町だ」と町内外の皆様にも思ってもらえるよう、定住対策が本当に重要であることを身にしみえて認めております。

定住対策といっても、働くところである産業、住むところ、子育て等の福祉、教育、生活環境などなど、その要因は多岐にわたっており、それらを解決していくためには全職員が知恵を出し合い、特色ある津和野らしい事業を実践することにほかならないと信じております。活発に企画提案がなされ、数多くの事業案から取捨選択をしていくような、能動的で創造的な職場になるよう、職員の人材育成は最も重要であり、今後も人材育成基本方針にのっとり、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 懇切丁寧な御答弁ありがとうございました。財政健全化への取り組み、さらには実績等については敬意を表するところでございます。また、行政情報等々の公開等についても、突っ込んだ御答弁ありがとうございました。

ではあります、選挙公約でございます官民協働まちづくりという観点から、さらに質問をさせていただきたいと思っております。と申しますのも、最近気になることを町民の方から時々聞くことがございます。といいますのは、審議会や委員会の委員の任命と、どうもその人選に偏りが出ているのではないかと。具体的に申しますと、どうも似たような、同じような人ばかりが任命されているという声でございます。事実でなければいいのでござい

すが、せんだっても、固定資産税評価審査委員ですか、この任命で役場の退職者の方が3名任命されました。理由は税に精通しているということでございましたが、確かに今は役場を退職されておりますので町民ということでございますが、やはり1人ぐらいは退職者以外の方を選出したほうがよかったのではないかと、私は今でも思っております。

そこでお伺いいたしますが、こうした審議会や委員会の委員の人選については、町長みずからが選考されているのか、それとも担当課からの稟議によるものか、またあわせて、先ほどの御答弁にもございましたが、全職員が知恵を出し合い、数多くの事業案から取捨選択をしていくような、能動的で創造的な職場になるよう、人材育成基本方針にのっとり取り組んでまいりたいと、こう言って、全町を挙げてのまちづくりの推進という方式をとられておりますが、その対極ともなるべき、例えば悪いんですが、大阪の橋下市長のような政治手法について、今どのように思われているのかお伺いしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） まず最初に、審議会等の人選でございますけども、ああして、男女平等参画というふうなことが叫ばれております。そして、なるべくなら、何%が、少数かもしれませんが、少しずつでも女性の導入を図りたいというふうな基本的な選考の基準としております。

基準方法ですけども、基本的には担当課から上がってくるものを我々見させていただいて検討するというところでございます。御指摘の、同じ人がなってるということも、一面御指摘のとおりかと思えます。我々もその辺のところは非常に気にしているところでございますので、今後につきましては、それはもちろん人のことですので、適材によると思えますけども、そうした観点で選ばせていただきたいと思えます。先ほどの固定資産税の評価委員につきましては、経験者ということもございまして、選定をさせていただいたという経緯がございます。

今後は、そういった御指摘のことも含めてしっかり検討してまいりたいと思えますので、御理解をお願いしたいというふうに思えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大阪の新市長であります橋下市長に対する私の印象ということで、どういう切り口からお話をしているのかちょっと迷うところもあるわけですが、これまでのいろんなそうした御活動、メディア等通して見てきた中で、一部、教育委員会とのかかわり方あるいは議会とのかかわり方、そうしたところは少し、私自身疑問に思うところもあるわけがあります。私自身は、教育委員会にはやはり政事の立場で余りそれを突っ込み過ぎるのはよくないというふうにも思う立場でありますし、また、議会についても、これは議会の自主的な御判断の中で運営されていくものだというふうな思いがございますので、例えばほかの市長でもたまにいらっしゃいますが、定数削減問題とか、そういうことに我々側からお話をしていくということは慎まなければならないのではないだろうか、という思いの中で、少し、行動されていることが疑問に思うということはあるわけがあります。

ただ、基本的には、強いリーダーシップを持っていらっしゃるし、そしてどんな批判にもぶれない、そして信念を曲げられない、その強い力というのは尊敬に値するものだというふうにも思っております。そして、強い、また情報発信力を持っていらっしゃるわけで、それが町民の皆さんの理解を得られて、それがさらなる御自身のリーダーシップにつながっている、そういう政治のあり方というのは、一つの確かにあり方であろうと。

そして、国を変えていくというような大変な作業の中では、あの方の場合は、大阪市だけの問題ではとらえておられませんので、そういう意味で、本当にすばらしい政治家ということも言えるのではないだろうか。というような印象を持っているというところであります。十分、お答えになったかわかりませんが、ということで御理解をいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） ただいまの橋下市長に対するいろいろな分析等、私も安心をいたしました。

古今東西、とかく華やかさに目をとられて、内政よりも外交に重きを置く指導者が多く見られております。今日でも、消費税増税やTPP参加を国民にではなく、それよりも先に海外の指導者に実施を約束するような、どこかの国の指導者もそれに相当近いものと私は思っておりますが、下森町長がそうだと決して申しませんが、ささつな自治体協議会などの事業展開につきましては、昨日も同僚議員からの指摘もありましたように、私もそのことについては若干の懸念を持っております。

平成24年度の予算編成方針も既に決められたか、あるいはそろそろ提示をされるかわかりません。予算編成に着手される時期になろうかと思いますが、みずからの信じるまちづくりに邁進されるよう望みまして、この問題は置いて、次の質問にまいりたいと思います。

2点目につきましては、役場庁舎内のコンピュータネットワークのセキュリティー対策でございます。

既に御承知のとおり、ことし、国会や大手企業などに対しまして、サイバー攻撃や不正アクセスが繰り返されました。その結果、衆議院では議員や職員などのパソコンがウイルスに感染し、データなどが盗み取られたおそれが発生し、また、参議院ではやはり議員や公設秘書のIDやパスワードが盗まれた可能性がある公表されました。

本町においては、過去にこのような不正アクセスなどの攻撃を受けたことがあるのでしょうか。万が一、受けたことがあれば、そのときとった対応策や、受けたことがなければ、もしそのような事態に陥ったときの対応策とも言うべき、庁舎内コンピュータネットワークのセキュリティー対策についてお伺いをいたします。ただし、対応策そのものが、公表することによってこのセキュリティーを保たれなくなるということであれば、やむを得ませんので、公表できる範囲内での答えをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、庁内コンピュータネットワークのセキュリティー対策に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

サイバー攻撃や不正アクセスなどに見舞われたことがあるかとの御質問ですが、現在までのところでそういった事例は確認されておりません。

津和野町の庁舎内ネットワークセキュリティー対策は、総務省が示している指針に基づき、津和野町セキュリティーポリシーを策定し、セキュリティー対策を実施しております。詳しい内容につきましては、セキュリティー対策上非公開となっておりますので控えさせていただきますと考えますが、ログの管理、ウイルスチェック、サーバー室への入退室管理や、防火設備などもセキュリティーポリシーを満たす形で実施しております。

また、個人情報が出たという事例をよく耳にしますが、ほとんどのケースが、職員が自宅で使ったパソコンやUSBを職場に持ち込んで接続し、ウイルス感染を起こしたというものでございます。津和野町においては、こういった接続を一切禁止しており、USBなどを外部から持ち込んで接続する場合などにはウイルスチェックなどの対策を行っております。

以上のような対策を行っておりますが、ネットワークに対する脅威は日々形を変えており、いつ不正アクセスなどの脅威に見舞われるかはわかりませんので、事例が起こった場合の対策手順などもセキュリティーポリシーに基づき策定をしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） ただいまの答弁でございますと、現在考え得る対応策については、最高レベルの対応を行っているということでしょうか。総務財政課長。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 現在の対応としましては、総務省の指針にのっとりやっておりますので万全だと思います。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 万全ということで安心をいたしました。とにかく役場内のサーバーには町民のあらゆる情報が蓄積されております。一たんそのサーバーに侵入されましたら、どのような被害が出るのか想像もつきませんので、今後ともセキュリティーには十分過ぎるほどの対応をされるようお願いいたしまして、次の質問に続きます。

3項目めの質問につきましては、コンビニエンスストアにおける町税など公共料金の納付についてでございます。

いきなり私ごとで申しわけございませんが、実は、我が家の原動機付自転車、いわゆる原付でございますが、そのナンバーはある関西圏のある市のものがついております。仮にその市をA市といたしますと、そのA市からは毎年税金の納付書が我が家まで送られてまいっております。私はその納付書を持って近くのコンビニエンスストアに行きまして、税金を納めておるわけでございますが、このおかげで、A市まで出かけて納付することもなく、またA市の指定金融機関に出向くこともなく、税金を納めることができます。そして、原

付に乗ることができておるわけですが、私にとっては、このコンビニエンスストアというのが非常に便利な金融機関ということでございます。

ところで、現在、町内には2店舗のコンビニエンスストアがございます。御承知のとおり、コンビニエンスストアは365日24時間営業しております。ということは、役場や金融機関の休業日でも営業しているということでございます。

また、コンビニエンスストアで公共料金が納付可能となれば、町外でも納付が可能ということでございますので、町民はもとより町外者の皆さんにも喜ばれることと思っております。

こういう質問をいたしますと、多分といいますか、間違いなく答えは口座振替を御利用くださいと、納付忘れもございませんという回答が来ると思いますが、町民の中には口座振替したくないという人が少なからずおられます。私もその一人ではございますが。

来年度は3月、4月、6月、9月、12月、そして13年の3月と、6回月末が土日祝祭日に重なります。納付期限内に納付できなかった場合、その納付書は利用できなくなりまして、今度は中旬以降に100円の督促手数料がついた納付書が来ることとなります。実は私もことし2度ばかり期限が過ぎたために、この100円つきの督促手数料をもって納付した経験がございますが、もし、このコンビニエンスストアで納付が可能であれば、こうしたことも、月末が例えば土日でも、午後5時を過ぎていても、納めることができるということでございます。ぜひとも、このコンビニエンスストアでの公共料金納付をお考えいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、コンビニエンスストアでの町税などの公共料金の納付に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

コンビニエンスストアでの収納につきましては、利便性の面から大変よいことと認識しております。しかしながら、導入するに当たり、問題となりますのがコスト面でございます。収納代行業者との契約が必要となり、毎月の基本手数料、1件ごとの取扱手数料、現収納システムの改修費など、費用対効果の観点、さらに個人情報保護の面からも現状では導入は難しいと考えております。

なお、近隣市町においても導入をされておられません。当町におきましても引き続き、御指摘のとおり口座振替の利用を促進してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） それでは、ちょっと一、二点確認をさせていただきたいと思うんですが、税務住民課長さん、町外にも町税の納付書を発送されていると思いますが、大体どの程度の数を送られているのか、そして、そのものがどういう金融機関を通じてなのか、口座振替なのかもわかりませんが、どういう方法で納められているのか、わかればその数を教えていただきたいと思っております。

また会計管理者にお伺いたしますが、納付期限が1日でも過ぎた納付書については、役場でも金融機関でも決してその納付書で納めることができないのか、ある程度は余裕があるのか、そのところ、もし答えていただけるならばお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） それでは、お答えをいたしたいと思いますが、まず、1点目の町外発送の件数、あるいはそれに対しての納入方法はどうかというお尋ねでございます。

残念ながら、今手持ちに資料がございません。したがって、今ここでお答えをすることができませんので、また後ほどデスクワークの中でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

それと督促料、いわゆる100円でございますが、これに係る経費について、いわゆる1日、2日の余裕はあるのかなのかというお尋ねでございます。

法的に督促料というのは決まっております、その観点から言うと、1文たりともまけることはできないという制度になっておりますので、これはいたし方ないというふうに考えております。

なお、その質問の中で、例えば関西圏のA市に登録されておる原付、これを所有されておりまして、その納付についてコンビニ納付が非常に便利であるという質問の中の内容でございましたが、担当課長とすれば、ぜひとも津和野町に登録がえをお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 最後に何かやぶ蛇をみたいなことになっておるんですが（笑声）ただ、そうしますと、A市まで出かけて行って、廃車手続等ともやって、さらにこちらでということになりますので、今のところ毎年1,000円で済むのならそれで乗りたいと思っております。（笑声）

それと、100円云々ということはありませんでしたが、確かに納付期限までにしなきゃいかんと思いますが、できれば何かあればと。いずれにいたしましても、町当局も利便性は高いと認められておりますので、また近隣町村においても導入されておられませんという回答でございます。逆に、近隣町村で導入をやるとなれば、入ってもいいのかなと思っておりますので、引き続き、御検討のほどをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

それでは最後の質問でございますが、去る12月1日の山陰中央新報に「鷗外とドイツの縁 井に」という記事が掲載されました。内容は、先般の全員協議会で説明のあったシュニツェル井のことでしたが、その文中に「津和野産わさび漬」とあり、私はものすごく違和感を感じたものでございます。と申しますのも、もともとわさび漬は、日原のわさび漬としてブランド化された物でございます。合併したからといって、今なぜ津和野産わさび漬なのでしょう。日原産わさび漬ならどうしていけないのでしょうか、どっか

のだれかが言ったようなことを申しますが、この際ですから、私が何ゆえこの日原産わさび漬けというブランドにこだわるのか、若干申し上げてみようと思います。

広報日原、昭和55年12月号に、日原農協の農産加工場の完成の記事が載っております。その記事を読んでみますと、現在のJA日原山菜加工場、当時の日原農協農産加工場でございますが、町内で栽培されていたわさびのほとんどが、いわゆる野市と言われる民間業者による朝市によって、加工用は静岡県に、生食用は他県の銘柄で出荷され、しかも価格も不安定な状況に置かれておりました。そこで、当時の農協では加工場建設を契機に野市流通から全量農協共販へ切りかえて、加工用わさびは、完成した加工場でしょうゆ漬けやかす漬けに加工しまして付加価値を高めて、生食用わさびも日原わさびとして、ひいては島根わさびとしての名声を高めるため、農家の生産意欲の向上と所得の向上を図ったものでございます。

当時の日原農協斎藤組合長は、今まですそ物、いわゆる加工用でございますが、これについては業者の手を通じて県外へ販売されてきました。しかし、日本一のわさび加工県でもある静岡県でも県内自給体制の確立のために、県を挙げて生産振興に努めていると聞いており、近い将来、遠距離輸送の品傷みをするものは排除される可能性もある。これからは、農協の手で、生産者の理解を得て全量出荷し、農協の手で加工し、付加価値を高め、生産振興を図っていききたいと、こうして加工場建設を計画され、実施されたわけです。

また、初代工場長中岡誠工場長は、県外市場への販路の開拓はもちろんですが、まずは地元から島根わさびの名声を高めることが大事であり、盆、正月などに帰省される方に、ぜひ土産の一つに加えてもらい、口コミで宣伝をお願いすると、こう言われて、生産者はもとより当時の町民巻き込んで、それこそ必死な思いでこの日原わさびのブランド化に取り組んでこられました。

このような先人の努力によって日原わさびはブランド化され、わさびといえば日原と言われるようになってきたわけでございますが、先日の記事でございます。私にはどうしても納得ができませんので、なぜ、津和野産わさび漬けなのかをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、わさび漬けに関しましての御質問にお答えをさせていただきますと思います。

議員御質問の件につきましては、町と町観光協会が鷗外生誕150周年に当たり、町内の飲食店の皆様に、ドイツに留学した郷土の文豪、森鷗外にちなんだ津和野オリジナルメニューの創作を依頼していたところでしたが、このたび、ドイツの肉料理であるシュニツェルをアレンジしたものに、特産のわさび漬けを加えた「シュニツェル丼」が完成し、マスコミからの町観光協会への取材を通じて記事発表となったものでございます。

町民の皆様を初め、観光客の皆様、鷗外とドイツ、そして生誕地津和野として、再認識していただく取り組みでありまして、そうした事業の目的を達成するために、わかりやすく「津和野産わさび漬」と表現したものと理解をしております。

議員御指摘のとおり、わさび漬けの表現としてはふさわしくないとの御意見も一部にはあろうかと思いますが、わさび漬けそのものは、従来どおり日原わさびとした表示で広告販売されており、町としても今後も振興を図ってまいりますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 確かに、津和野エリアでもわさびは栽培されておりますが、いわゆるブランドとしての津和野わさびは、私はいまだかつて聞いたことがございません。わさび生産者の中には、何で津和野産わさびなのかと言われる方もおられます。もっとこの方たちの思いも大切にしていきたいと思います。

合併によっても、ことしも全国一になった仁多米は仁多米でございます。奥出雲米ではございません。お隣の徳佐のリンゴも、あくまで徳佐リンゴでございます。ブランドとはそんなに簡単に切りかえるものではないと思いますので、日原産わさびはあくまでも日原産わさび漬けとしてお願いしていただいてということで、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、12番、小松洋司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序9、4番、竹内志津子君。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 議席番号4番、竹内志津子でございます。通告に従って4項目質問いたします。

最初は、地域主権改革についてです。

自民・公明政権のときに地方分権改革が行われ、全国の市町村合併が進み、三位一体の改革で地方税をふやすかわりに国庫補助や負担金、地方交付税が削られ、地方分権改革法で国から地方への権限移譲や国の機関を廃止したりなど、地方にとっては結果的には厳しい改革でした。民主党政権に交代してからは、地域主権戦略大綱が出されました。町長は、地方分権改革をどのように評価され、地域主権に関してはどのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

次に、国は財政力の低い自治体と高い自治体との間で住民生活に格差が生じないようにするために、ほかのことには使えない、いわゆるひも付き補助金や負担金を出していましたが、これらを段階的になくして交付金として出す方針を打ち出しています。一括交付金と言われます。6月に行われた地方ヒアリングでの全国町村会からの提出意見として「一括交付金化する補助金等の範囲や配分の基準となる客観的指標の検討に当たっては、町村の意見

を十分に踏まえるとともに、地域の特別の事情等により講じられている補助金については、一括交付金の対象外とすること」というようなことが出されていますが、これに対して国はどのような方針を出しているのでしょうか。

三つ目ですが、地域の実情に合った適切なサービスの提供ということが言われておりますが、全国自治体の中で住民サービスが不十分な自治体が全国並みのサービスができるようにすることであると考えますが、財政力の弱い地方の自治体ではそれができないから、国の補助が必要になってくるわけです。これが一括交付金化で、地域住民の福祉サービスの後退を招くと考えられます。現状を維持し、さらにサービス向上に向けて、町はどのように対処していくのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域主権改革に関する御質問でございます。政府は、地域主権改革の羅針盤となるべき「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の改革、ひも付き補助金の一括交付金化など、地域主権改革を強力に推進していく姿勢を示し、地域主権戦略会議を中心に議論を進めておられます。

地域主権は、自民党政権時代の地方分権改革からの流れを受け継いだものと理解しており、我が国の財政赤字と債務残高に対して、後世にツケを残さないとの責任のもと、中央と地方が一緒になって解決をしていくという背景において、地方がみずからの責任のもとに個性あるまちづくりを行い、多様な自治体が生き生きと存在し、活力ある国家を形成する源泉となるとの考え方に立ったならば、総論として受け入れていかなければならないと、私は考えております。

地域主権改革は、その定義において「日本国憲法の理念のもとに、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民みずからの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と位置づけられており、「地域主権」は日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すとされております。言いかえれば、地域主権は、国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにする改革と理解しております。

地域が、地域の実情に合わせ、特色あるまちづくりを行う権限と財源を与えられるとの意味においては、地方にとってバラ色の恩恵が享受できるもののように錯覚をしていますが、一方で、それは地域の自主・自立に対する責任が強く問われ、地域間競争の波にさらされる厳しい時代の到来とも受けとめております。

そうした厳しい時代に対応するため、町長就任以来「住民参画による官民協働のまちづくり」と「創造性に富んだ新機軸を打ち出すことのできる体制づくり」に取り組んでおり、時間のかかることながら、一刻も早く構築していかなければならないと考えております。

二つ目の一括交付金化に関する御質問について、全国町村会では、平成24年度以降の市町村分への導入は極めて慎重に検討すること、經常に係る補助金・交付金等の一括交付金化について、全国画一的な「保険」、「現金給付」に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は対象外とすること、制度設計については、「国と地方の協議の場」において十分協議することなどを国に対して申し入れをしておりますが、これらに対して、現在のところ、平成24年度より政令指定都市について拡充すること以外は、新しい方針が示されておられません。

三つ目の「地域の実情に合った適切なサービスの提供」に関する御質問であります。私は御指摘のような「地域の財政力に見合った適切なサービス」と同等の意味合いには理解をしております。前段において地域主権と憲法との関係を述べさせていただきましたが、地域主権は憲法に基づく国家の存在が大前提で、目的は国と地方の役割分担の最適化と行政の効率化にあるととらえており、ナショナルミニマムについてもそうした観点から保障されるべきであると考えております。財政力の問題がサービスの格差につながるようなことがないように、そして地方の自由度を拡大する観点を踏まえた上で、制度設計に当たっては、地方の安定的な財政運営に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱く社会基盤整備が欠けている地方、財政力の弱い町村に手厚く配分するといった趣旨の要望についても、同じく国に対して行っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 御答弁の中には、「地方分権改革をどのように評価されるか」ということについてはありませんでしたので、これについてぜひとも町長のお考えを伺いたいと思います。

それから、市町村会の意見に関する国の方針がまだ出されていないということですが、この一括交付金等に対して、やはり町村会のほうで懸念があるからこういう意見が出されたんだと思います。というのは、財政力の弱い地方、特に町村等に対して、本当に国のほうから今までと同じような補助金、負担金等にかわるものが交付金としてきちっと出されるのかどうか、そこの辺がやはり地方にとっては非常に重大なことであるということから出されているというふうに思います。

ですので、町長も国が今から出してくることに對して注視しなければいけないというような意味のことは答弁しておられますけども、本当に地方にとって重大な事柄ではないかなというふうに思いますので、これは、ほんと、私たちは今後注視すると同時に、やはり国に対してほんとに強力な声を上げていかなければいけないと思います。

御答弁の中に、日本国憲法の理念のもとに、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにという、そういう意味合いをもって地域主権改革というものが

出されているということと言われましたけども、国が地方に優先する上下の関係からというふうにありましたが、このこと自体が、やはりこれは憲法に違反しているのではないかなというふうに思います。現実、やはり国がほんとに力を持っており、地方からいろいろなことを要求する場合はお願いするというような感じで、国のほうが上位、そして地方は下というような感じがありますが、政治の世界で、特に日本国憲法に保障されたこの政治の世界で、そういうことがあること自体がおかしいことだと思います。

地域主権というそのものはもともと憲法で保障されていることであり、これに対して改革をするということ、そういうふうに至っていること自体がおかしいのではないかな。地域主権というのとはもともとあるべきものであり、それを十分地方が実行していけるように国がいろいろな面で補完していく。これがやはり憲法にうたわれている地方自治ではないかなというふうに考えますので、憲法がどうのこうのというのは、もうこれは前提の問題だと思います。その点、町長はどのように、私が今申し上げたことに対してどのように考えておられるでしょうか。

それから、一括交付金は補助金をなくして交付金として地方におろすということで、受けた自治体は、例えば今までひも付き補助金で出ていた、例えば教育でいいますと、義務教育費として教材費とかそれから教職員の出張旅費とか、そういうものがあつたのがだんだん今までも補助金ではなくて交付金化されてきております。ですから、学校のほうの財政運営も大変になってきているわけなんですけど、そういうものがひも付きではなくなってくるということになれば、町の財政運営の中で必ずしも教育方面に使わなければいけないお金を、必ずしもそこに使わなくてもほかに使うこともできるというような、そういう方法も出てくるのではないかな。多分にそういうことを考えます。

一括交付金としてそういうふうにしていくということは、今まで補助金、負担金そして交付金として国からおろしてきたお金を少しずつ少しずつ減らしていくという、一番のこの地域主権改革の大きな目的というのはその国の財政、責任を持って行わなければならない、国が負担しなければならないその辺の財政的なものを地方に責任を負わせるというようなことで、私は、この地域主権改革というのはやはり財政的に地方に大きなしわ寄せがかかるというふうに思うんですけども、その点は町長も警戒を要するというようなことを言っておられますので、同じようなことは考えておられるんだろうと思いますけど、もう一度この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） いろいろ御質問いただきましたので、すべてしっかりお答えできるかわかりませんが、まず地方分権に関する私の評価ということがございました。基本的に私は地方分権と地域主権、大きな流れは一緒であるというふうに思っております、自由民主党時代に取り込まれた地方分権の流れがそのまま今度民主党の政権になり、そして地域主権という言葉で受け継がれているというふうに思っております。ただ厳密に違いを求めらるならば、地方分権には、それはその最低の地方の団体に対する権限を強化をするという考

え方の中で話が進められてきました。そして、地域主権に移っては、個人のある意味主権、そうしたところにも重きを置いて現在、議論が出されているというふうに、私自身は地方分権と地域主権の違いをとらえているということでもあります。

ただ、最初の回答でも申し上げましたように、このたびの地方分権から地域主権への流れというものでありますけれども、我が国が大変有しております財政赤字と債務残高、これをやはり後世にツケを残さないというその責任のもとで、中央と地方が一緒になって解決をしていこうと、こういうことが背景にあるというふうに受けとめているところであります。

そういう流れの中で、自民党時代、三位一体改革が行われ、そうして政権が変わりましたので、現在民主党の方で地域主権という流れになっているというふうに感じておるわけありますから、そうした背景、後世にツケを残さないという背景については、私自身も今を生きる者の責任として、やはり協力をしていくということを経論として受け入れていく必要があるということをお願いいたします。

そして、この一括交付金化の関係でありますけれども、当然こうした補助金、負担金そうしたものが十分確保できるようなことは、これからもしっかりお話をしていきたいというふうに思っているところであります。特に義務的な負担金、補助金ということ、そして教育の問題等のお話があったわけありますけれども、基本的にそうした教育の分野、そうした面においては、やはりもうこれは義務的なものとしてしっかり確保されていく。それ以外のやはり自由度の裁量がきく、地方自治体の裁量がきくものについて行政としての効率化を図っていく、そのための一括交付金化が必要ではないかというふうに私自身も思っております。教育のような最低限の、まさに必要な経費というものは義務的経費としてとらえて、しっかり枠として配分をいただくということは、議員と同じ考えであるかというふうにも受けとめているところでございます。

そしてもう一つ、国が地方に優越する上下関係とのお話があったわけあります。当然すべてが正しいというふうに私自身も理解をしておりますが、ただやはり戦後、日本のこの国の国づくりとして、国のほうでは国土の均衡ある発展というものをテーマにいたしまして、そして国土全体を生活環境をよくしていこうという国のづくり方があったわけあります。それによって地方も、津和野町もそうありますが、道路は改良が大半のところになされておりますし、上水道、下水道、そうした整備も全国ある意味では公平にそうしたものが進んできた。そういう面で生活の最低限の基盤というのは、これまでの国土の均衡ある発展の中でなし遂げられてきたというふうにも思っておりますし、それは推進力になったのは、中央集権体制のもとでそうしたことができたんであろうと、私自身は理解をしているところであります。

ただ、そうした中央集権体制の流れの中で、先ほども申し上げましたように財政赤字が膨らみ、また債務残高が非常に高くなってきている。そういう状況の中で、今度は財政面を考えていかなきゃならんとそういう状況において、もう中央集権体制が崩壊をして、そして地方がみずからの責任で地方の特色に合うまちづくりをしていく時代になった。ある程度の

生活基盤が整った上で新たな次の社会のつくり方というものが問われているのが、今であるというふうに受けとめているという次第であります。

そういう中で、これまでの国との関係を見直しをして、地方と国が対等な立場でパートナーシップをやる。それがまさに地域主権改革なんだということを問われているんだということで、私は理解をしているつもりでございます。一応、こういうことでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 後世に財政のツケを残さないということで、一括交付金化、地域主権改革というようなことも出されてきたというようなことも今言われましたけども、後世に財政赤字のツケを残さない、それは当然のことなんですけど、このような財政赤字を生んできたのは国の政治のあり方がおかしかったからじゃないかなというふうに思います。それは本当に地方を重視したような政治じゃなくて、中心部、大都市を中心としたような、そうしてしかもその大都市に集中している大企業を優遇するようなそういう政治、そしてまたアメリカの多くの軍事基地、これを日本にあるわけですが、それに対する財政負担も相当大きなものがあります。そういうな中で、公平な税の徴収とかそういうことがなされないままに、ほんとに私に言わせれば、浪費というようなことが行われてきて大きな財政赤字になってきたと、これは大きな原因であると思うんですが、その政治によるひずみを地方に押しつけてきているという、これがその地方分権改革であり地域主権改革であるというふうに考えております。

ですので、やはり地方はほんとにどこにいても同じような生活ができ、そして福祉が守られ、教育が守られ、子育てが守られ、そういうことをちゃんと国に要求して、国の偏った中央集権的な手法に対して、やはり意見をしっかりと上げていかなければならないというふうに思います。地方がほんとに地方の権利を主張していかないと、今からますます私たちの地方の自治体は苦しくなっていくと考えますので、町長は国の方針を受け入れざるを得ないだろうというふうに言っておられますけども、やはり全面的に受け入れではなくて、その時々においては、重要なやっぱり意見を上げていくというようなことを考えていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、次の質問に移ります。2項目めは、町内教職員の時間外勤務についてです。

県教育委員会が市町村教育委員会に対して、小・中学校の教職員の勤務時間外勤務の状況調査、これはことし4月から8月までのものなんですけど、それを依頼しており、その結果が公表されています。町の教育委員会は、この調査を校長に指示したのはいつなんでしょうか。そしてまた、どのような方法で調査をするように指示をされたのでしょうか。

2番目ですが、町内の小・中学校の教職員の調査結果を見ますと、対象者数76人中5カ月間の時間外勤務が45時間以上の方が46人、80時間以上の方が1人となっています。

この結果を教育委員会はどのように受けとめておられるのでしょうか。長時間の残業の解消に向けて、具体的にどのような手だてを講じられるおつもりでしょうか。

三つ目ですが、この調査は教職員が心身ともに健康な体を保持しながら、学校現場で働くことができるような勤務実態であるかを調査したものです。島根県教育委員会義務教育課が労働安全衛生法等の一部改正及び労働安全衛生体制の徹底についてという通知を、平成18年9月25日付で各市町村教委に出しています。この中に各学校における勤務時間の適正な把握に努めることという項目があります。町教育委員会は、労働安全衛生に対する学校における指導を行っているのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、先ほどの地域主権の問題でありますけれども、すべてを私自身も受け入れるというつもりではありませんので、町も行政評価制度を取り入れながらしっかり改革をしていく。その上で国にもしっかり町のまた立場を申していくということは、お約束をさせていただきたいと思っております。

それでは、町内小・中学校教職員の時間外勤務に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

本調査については、県からの依頼文書「教職員の勤務時間の適正化について」により「教職員の長時間労働状況調査及び定時退庁日実施状況調査」が示され、毎学期終了後に教育事務所長あてに報告するよう示されたところでございます。

そのため平成23年8月29日付で、各小・中学校長に対し、調査票の提出を9月2日締め切りで指示しております。調査票の内容については、「調査対象者」、「勤務時間外労働状況及び面接指導等実施者数」、「定時退庁日の実施状況」、「勤務時間の適正化について工夫していることがあれば記入してください」の4項目について調査をしております。

この調査では、津和野町内の学校では、1カ月の長時間労働が、45時間以上80時間未満の教職員の割合が12%と、80時間以上の教職員の割合はゼロ%でありました。結果は、県全体と比較して下回っておりますが、さらに注意を促していきたいと考えております。

長時間労働者に対しては、学校安全衛生委員会で各学校の状況を把握するとともに、あわせて注意を促しているところでございます。

また、学校現場においてもICTの活用による校務の合理化、管理職が各教職員の勤務状況を把握し、過度な負担とならないように声かけの実施、定時退庁日の周知・促しなど、管理職を通じて指導を行っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 長時間、例えば1カ月の長時間労働が15時間以上80時間未満の教職員の割合が12%と、県全体の他の市町村に比べて割合、低いというようなことを評価しておられるようですけども、この調査の方法を私お聞きしたんですけども、どういふ方法で調査したかということは非常に重要な問題なんです。これがいつ指示されたか

ということですが、その調査の指示によって、日々の時間、出勤時間、退庁時間、きちっと記録されているかどうか、そういうことがあいまいに多分なっていると思います。それで、8月終わりごろに出さなければいけないのでっていうことで、慌てて全教職員に長時間時間外勤務の調査の結果を出させるというような方法ではなかったのかなど。そうすると、日々の記録が残っている人はできるんですけども、記録が残っていない人はあいまいな記憶の中での集計となってしまいます。

この労働時間外の把握についてですが、各市町村、各学校でまちまちであるということ、まずはその始業、出勤した時間からほんとに学校で示された勤務時間開始までの間の時間とか、それから土日に出勤した時間とか、それから部活で残ってた時間とか、そういうようなことが学校によってその残業の時間に入ってないと、入れてないというようなこともあると思うんです。それから教職員の多くが大きな荷物を抱えて車からおりる場面、見られたんではないかと思うんですけども、持ち帰り仕事が随分たくさんあります。家に帰って、ほんとはそういうことはふさわしくないんですが、テストをつけたりとか、それから次の日の授業の準備をしたりとか、それは学校の勤務時間内でなかなかできないので、そういうことをせざるを得ない状況になっています。では、その持ち帰り時間も実際に仕事は家庭でしましたけども、これは明らかに残業だと、時間外勤務だと思います。

そういうようなものも含めて見ると、ずいぶん教職員の時間外労働というのは多くなっており、慢性的な疲労がたまっておりますけども、それで調査の方法とか、それから指示した日とかをお尋ねしたんですけども、その辺について詳しくお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 今回お示しいたしました調査結果の内容は、先ほどの町長答弁のとおりでありますけれども、その事前の段階で23年の2月15日付で当方では受け付けておるんですが、県の教育委員長から平成23年2月14日付でこの調査の事前の段階の依頼文書が来ております。その文書につきましては、様式も含めまして、各学校のほうへ23年度はこういう調査をするという事前の調査を送っておりますので、それに基づいて各学校とも前学期の調査報告のデータというものを集めておるというふうに認識をしております。それもついて出しておりますので、基本的には各学校ともある程度の学校内での把握はできておるのではないかというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） その様式の中には、日々の始業というか、出勤時間、退庁時間、そういうものを記録するようになっているんでしょうか。それから、例えば部活とかそれから土日の出勤とか、そういうことも記録するようになっているんでしょうか。お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 示した内容の中には、そこまで細かい具体的な示しはしておりません。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） その細かいところが必要なんだと思います。こういう細かいものを指示しますと、実際学校現場では教職員からこんなのは大変でできないという苦情が多分出ると思うんです。ですけれども、自分たちのほんとに心と体の健康を維持していくために、必要な勤務時間というものが示されているわけなので、それを超えて仕事をしているということは、実際は日々の実践の中にそれが影響してくるということですので、やはりこういう時間ていうのは守らなければならない。それができない、そういうことをするゆとりがないほど、追いつめられているということだと思います、苦情が出るということは。そういう職場であるということ自体がほんとに問題なんだということをやっぱり認識しなければいけないと思います。ですので、教育委員会のほうでは、そういうことを校長にやはり指摘してきちっとした調査をするようにという指示をされるべきではないかと思います。この調査は今後も続くのではないかなと思いますが、そういう指示ができるのでしょうか。ぜひしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 教育委員会といたしましては、毎年、学校安全衛生委員会を実施をして、特にこの時間外勤務の状況については注意を促しておりますし、校長、管理職を通じて各先生方にできるだけ持ち帰りの残業にならないように促しをお願いしております。調査の内容につきまして、そこまで細かい調査をすることがほんとにいいかどうかというのは、今ちょっとこの時点で判断はできかねます。

というのは、やはり今、議員さんおっしゃいましたとおり学校の先生方大変日々忙しい毎日を過ごしておられます。それは現実、私たちも十分把握して理解もしておるところなんですけれども、この調査をするということは、きょうはこれだけの時間を持ち帰ってやりましたよということを、毎日管理職等に記述等をやらなくてはいけないというような状況が発生することも予想されます。そのことが即、そういった業務の簡素化につながるかどうかということはちょっと疑問を感じます。

今回だけでなく、学校にはいろいろな調査ものが国あるいは県からおりてきて、毎週のようにその調査ものを学校の先生のほうへお願いをしております。学校からはこの調査ものが何とかならないかというような意見もいただいております。時間外の調査一つにしても、毎日そういうことを日々つけることがどれだけ業務の負担になるかということを考えますと、あえてそこまで突っ込んだことをやる必要があるのかなという疑問点もありますので、また慎重に教育委員会の中で検討さしていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 本来ならそういう細かい調査をする必要はないんです。というのは、勤務時間がきちっと適正に守られており、教職員が日々ほんとに心も体も健康で子供たちの前に立つことができているならば、そういうことは必要ないわけなんですけれども、それができてない。さっき多くの調査が来るということを言われましたけど、私が現職のときもあ

りましたけども、今現在ではさらにそういう報告ものがたくさん来ているようでして、それも大きな負担になっております。ですから、この調査をすることによって、そういうそのさまざまな教職員の負担になっているものを取り除くと、そういう意味も込めていると思います。

県教委からこの調査の依頼が来たということ自体は、それはほんとに現場の教職員が疲れ切っている、そして長期の休暇をとらなければいけない教職員もふえているということから、これは教職員組合のほうから県教委に対してぜひ調査をなさいというようなことを要求して初めて実現したことなんです。この調査が実現したこと自体は、大きな前進であると思います。

今まで県教委によるこういう調査というのはほんとになかったのではないかなと思いますので、これ自体は評価したいと思いますが、これがやはりきちっとした調査によって実態が浮かび上がってくることが大事であり、それによって教職員の勤務がもっともっと緩やかなものになっていく、ゆとりを持って子供たちの前に立つことができる、そういうことが実現することが目的ですので、ぜひこの調査、これから続けられる場合は、その調査の意義を学校のほうにも伝えていただき、できるだけ正確な調査ができるようにということを伝えていただきたいというふうに思います。以上で、この問題終わります。

次は、三つ目はワクチン助成についてです。

小児用肺炎球菌ワクチン、それから乳幼児の細菌性髄膜炎の原因となるインフルエンザ菌bを予防するヒブワクチン、それから子宮頸がんワクチンの接種事業に対しては、国の平成22年度補正予算で都道府県に基金が設置されました。23年度も予算が計上されました。市町村が負担する2分の1の部分については、厚生労働省は交付税措置を要求しているという情報を得ておりますが、交付税措置は行われたのでしょうか。

2番目ですが、これら3種のワクチン接種事業に対する国の補助は、当面、平成23年度までとなっているようですが、国に対して24年度以降の継続をするように要求しておられるのでしょうか。

三つ目ですが、これらの接種には費用もかなりかかるために、自己負担があると接種を受けにくくなります。予防ワクチン接種の効果を上げるためにも、国の交付税措置がない場合でも町単独の負担をして、該当者全員が自己負担なしで接種を受けられるよう事業化するお考えはないのでしょうか。

御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ワクチン助成に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

ワクチン接種緊急促進事業については、平成22年度補正予算において、子宮頸がん予防ワクチン、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型、いわゆるヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの接種を促進するための基金を都道府県に設置するために、必要な経費が措置された

ところでありますが、今年度においては、市町村が負担する2分の1については地方交付税の単位費用において措置されております。

これら3種の予防接種の補助事業は、引き続き継続するよう県を通じ要望していきたいと考えております。

予防接種の自己負担の軽減については、財政状況を勘案しながら検討したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） これら3種のワクチン接種については、市町村が負担する2分の1についても交付税措置がなされたということですので、無料で行われたという、今実施中なのかもしれませんけども、そういうことであるというふうに理解してよろしいでしょうか。それだったらほんとに助かってるなっていうふうに思います。それから、ぜひとも今後も国の措置で自己負担なしで受けられるようにということを要望していただきたいというふうに思います。それから、その要望にあわせて、ワクチンはいろいろありますが、この3種だけでなくてちょっとこの項目にはない、私の質問の中には入れておりませんが、インフルエンザワクチンも今必要度というのが高まっておるんですけども、それについては、高齢者については助成がされておりますけども、子供さんについての助成がなされていないということで、子供さん数人おられる場合は随分負担がかかるというので、接種を控えるということもあります。これについては御答弁が、私通告の中に入れておりませんので難しいと言われれば、御答弁は必要ないですが、やっぱりそういう町民の要望があるということはお聞きとめいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 補助事業の引き続き継続していただきたいという要望につきましては、現在も県を通じまして要望をしております。それで県のほうの国の厚労省のほうに対しまして、確認をしていただいております。現時点のところではまだ検討中でありまして、結論が示されてはおりません。が、県のほうの情報によりますと、継続の可能性は高いという情報を得ておりますので、町としては事業が継続される前提で、準備を進めるように今指示をしておるところであります。ほかの幼老インフルエンザ等ほかにもたくさん予防接種あるわけですが、それについての個人負担の軽減についてのお尋ねありますが、近隣の県内の状況も見ながら、また町の財政状況等も勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今、少子化傾向が進んでいる中で、ほんとに子供たちが健康に育っていくためには、やはりこういうワクチンの助成ということが大いに必要だと考えますので、今後もしっかり国のほうへ要望出していきたいというふうに思います。

それでは、次、最後の項目に入ります。キーレックス津和野工場撤退についてです。

前段の議員の質問について、町長は撤退ではなく閉鎖だということをたしか言われたと思うんですが、閉鎖という言葉が正しければ、それで私も質問させていただきたいというふうに思います。昨年11月19日の全員協議会で、町長よりキーレックス津和野工場は2013年3月末をもって閉鎖したい旨のお話があったと報告を受けました。生産拠点を防府や宇品へ移す方針であると聞きました。その後1年がたちましたが、撤退に向けての動きはどのように進んでいるのでしょうか。

2番目ですが、従業員の解雇はないということでしたが、多くの従業員が防府工場や宇品工場へ異動していると聞きました。大方が単身赴任でしょうか。家族挙げて転出する家庭もあるのでしょうか。また、家庭の事情で津和野の地を離れることができず、会社をやめた人はいないのでしょうか。従業員の処遇について現時点でわかっていることをお聞きしたいと思います。

3番目ですが、単身赴任するか、家族挙げて移り住むか、いまだに迷ってる従業員もいると聞きました。子供がまだ小さく、決断が難しい人もあると思います。どうするのがその家族にとって一番影響が少なくなるのか、町は相談に応じるような配慮をしているのでしょうか。既に単身赴任してる従業員に対して、手当や勤務時間等の優遇措置が必要だと考えますが、そのようなことを会社側と交渉することが必要ではないでしょうか。(発言する者あり) また、町にとっても固定資産税や法人税が入らなくなること、転出者があればその分町税が減っていきます。関係する家族や町の財政への影響を最小限に食いとめるための対応策はあるのでしょうか。

○議長(滝元 三郎君) ちょっとチャイムが鳴りますのでしばらくちょっと。発言の途中ではありますけれども、チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩といたします。

午前11時59分休憩

午後0時01分再開

○議長(滝元 三郎君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

町長。

○町長(下森 博之君) それでは、キーレックス津和野工場に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

本件につきましては、昨年11月以降、島根県の担当者も交え2回の協議をキーレックス社と行っております。県の支援策とあわせ、町としても緊急支援の案も示しながら方針撤回への道を、話し合いも持ったところではありますが、結果として、本社の意向は既に固まっており、前向きな発言はいただけませんでした。方針決定当時、理由の一つとして挙げられた為替についても、その後さらに円高が進行するなど環境は悪化しており、町にとりましては厳しい状況であると受けとめております。津和野工場においては、本社の方針に従い、計画的に従業員の異動が行われているとのことでございます。

また、このたびの閉鎖に当たっては、従業員の方々の雇用を維持することは従来からのキーレックス社の方針であり、計画的に、順次本社と防府市への異動が行われているとのことであります。ことしの4月時点では津和野工場において59名でありましたが、11月末までに定年退職で1名、本社工場へ7名、防府市にある関連会社へ12名が移られ、現在39名となっているとのことでございます。今後も、年内を中心に10名が異動予定で、以降、計画に沿って異動が行われ、来年12月時点では10名となり、ほぼ異動が完了するとのことでございます。残る10名のうち8名が、定年等の理由により退職予定と伺っております。

また、御家族での転出は、4月以降で本社へ2家族、防府市へ4家族が移られ、今後3月までに2家族が移られる予定とのことではありますが、宿舎等における処遇については、特別な御配慮もあってスムーズな移動となっていると伺っております。

関係します御家族や町財政への影響については、少なからずあると認めておりますが、影響を最小限に食いとめるためには、早急に新しい雇用の場を確保することにほかならないと考えております。しかし、経済がグローバル化する中で、為替の影響を受ける国内製造業は厳しい競争にさらされ、生き残りをかけてコスト削減に取り組む状況において、本町のように地理的条件の悪い地域では流通面から弱点を露呈しており、これまでの視点とは違う雇用の確保策が必要ともなると考えております。

今後は、関係します島根県や石見臨空ファクトリーパーク企業誘致促進協議会などとの連携を図りながら、さまざまな業種の情報収集に努め、雇用の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 会社側は、損失を出さないために、できるだけ少なくするための策として閉鎖するわけですが、従業員は大きな犠牲を払うこととなります。その分、手当を上げるなど何らかの措置がとられるべきだと思いますけども、町はその点について、そういうことについての交渉を本人にかわってすべきではないでしょうか。本来ならば、組合があれば組合でやるべきことだとは思いますが、町民の暮らしを守ることから考えれば、町が行ってもいいことではないかなというふうに思います。

それから、人口の流出というのがあるわけですが、これは、現在決まっているだけで8家族ですか、それが向こうへ家族挙げて移り住まれるということですので、これも町にとっては大きな痛手ではありますが、そういうことについて会社との交渉はどうなっているのでしょうか。私がお聞きしたいのは、このキーレックスは町の誘致企業であるのか、それにキーレックスに対する町の優遇措置というようなものはあったのかどうか、それから、閉鎖した場合の町に対する賠償とか、そういうようなことについては一切考えてはおられないのか、そのようなことをお聞きしたいと思っております。

それからもう一つ、来年度末で8名が定年等の理由により退職予定と伺いましたが、定年等ということは、定年ではない、まだ定年に至っていない方が退職ということもあるのかどうか、そういう人もおられるのかどうか、そのこともお聞きしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 5点ばかりの御質問であったかと思いますが、まず、手当を上げるべきというか、町長、町として交渉すべきではないかという御意見でございます。先ほどの回答申し上げましたように、会社のほうも、首は切らないという形で、今、行っている状況で、非常に紳士的に対応されていることもございます。それで、実質的に住宅関係は会社のほうが、その辺は特別な形で皆様に世話をするというか、負担を会社のほうが持ちながらすべてやっているということで、従業員の方々からすれば、スムーズな移行というふうにお伺いもしました。町がということになりますと、確かに誘致企業ではございますけれども、町内にはいろんな、誘致ではなくても企業がそれぞれございます。そういった一つの企業に対してどうこうということは、なかなか難しいことではないかなと思っております。そういった面で、私たちが出かけていろんなお話を聞く中で、そういう不利益をこうむるということになれば、何らかの口添えはしていかなければならない部分もあろうかと思っておりますけれども、特定した交渉ということはできないというふうに考えております。

それから、税の面においての会社との交渉というか、そういった御質問でございましたけれども、確かに税金のほう、今、中の機材等は徐々に移転をしているようでございますので、税の影響というのはございます。ただ、建物自体は残りますし土地も当然残ります。そういったことで、閉鎖ということでございますので、跡地利用については、まだ、今後検討ということのようでもございますので、そういったところでは、まだ交渉の余地はあると思っております。

それから、優遇措置でございますけれども、これについては町が示したもののというのは、やはり税金の、固定資産税の免除的なもの、そういったものを示したところでございます。

それから、町への賠償というもの、町が向こうに賠償責任をとというようなことは、ちょっと考えられないことではないかなと思っております。

それから、8名の内訳でございますけれども、これにつきましては5名が定年退職でございます。それから、3名の方が、家庭の都合等で向こうに移動できないということで、退職をされるというふうにお伺っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 時間が来ましたのでこれで終わりたいと思っておりますけれども、要望としては、残られる3名の、定年を待たずにやめられるという人に対して、町が今後の生活のことについて十分に配慮して差し上げるということが、してあげていただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、4番、竹内志津子君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時10分休憩

午後 1 時 10 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序 10、7 番、三浦英治君。7 番、三浦君。

○議員（7 番 三浦 英治君） それでは、議席番号 7 番、三浦英治です。通告に従い質問させていただきます。

まず 1 番目ですけれども、公共建築物における木材の利用促進について 2 点ほど質問します。

まず初めに、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が昨年 5 月に公布され、10 月には施行されました。これを受けて、県は「しまね県産材の利用促進に関する基本方針」そして「島根県木材利用率先計画」を立てて、県が整備する公共建築物等の具体的な目標等を定めています。

その中で、木材の使用割合条件として「木材使用量のおおむね 70%以上を国産材とし、うち 50%以上を県産材を使用すること」としています。津和野町では、公共工事における木造化可能施設に対しての木材の利用促進計画があるのか、取り組みについてお尋ねします。

2 点目は、津和野町高津川流域産木材住宅等助成制度には、「高津川流域産木材を生かした木造づくり支援事業」と「高津川流域産木材を生かした修繕・模様替え支援事業」がありますが、この制度の現在までの利用状況をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7 番、三浦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、1 つ目の津和野町公共建築物に対する木材の利用計画に関する御質問でございますが、津和野町の公共工事における木材の利用促進計画については、現在のところ策定をしておりません。

議員御指摘のとおり、国において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」が平成 22 年 10 月に施行、制定され、また島根県においては「しまね県産材の利用促進に関する基本方針」と「島根県木材利用率先計画」を平成 22 年 12 月に制定されました。法律第 9 条第 1 項において、「市町村は都道府県方針に沿って——即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（いわゆる「市町村方針」）を定めることができる」とされており、県基本方針においては、県及び市町村の取り組みとして、県と市町村は相互に連携し、市町村は木材の利用の促進のための方針及び計画の策定をすることが掲げられています。また、木材の利用を促進するためにはいかにして森林を伐採、製材して製品化するかということも重要であることから、県と市町村が連携して木材の供給体制の整備についても行うことが掲げられています。このほか、木造化施設では、柱・はり・けたなどの構造上重要な部分に 50%以上木材を使用し、その木材の使用割合条件は木材使用量のおおむね 70%以上を国産材とし、うち 50%以上を県産材で使用することが掲げられています。

9割が森林である本町におきましても、戦後に植林を開始した人工林が利用可能な時期を迎えつつあることから、木材をいかにして活用するかということは、重要な課題の一つであると考えています。本町としては、県の基本方針と計画に即して基本方針または計画を策定する必要があると考えておりますが、解決すべき課題もございます。基本方針等を策定する場合、木材を利用できるあらゆる分野において利用を促進し、県産木材の中でも高津川流域産木材をどのように特化すべきか、その利用割合はどの程度が適切であるか、そのための供給体制をいかにして整備するのか等について検討が必要となります。特に、「高津川流域産木材」の使用のためには、流域市町である益田市、吉賀町、関係団体との連携、計画や方針のすり合わせ等の具体的な協議を行う必要があり、今後、流域市町の意向を確認しながら、連携可能な状況となれば前向きに対応したいと考えております。

続いて、津和野町高津川流域産木材住宅等助成制度に関する御質問でございますが、平成21年度に島根県が国の経済対策交付金を財源として基金を造成し、「県産木材を生かした木造住宅づくり支援事業」と「県産木材を生かした修繕・模様替え支援事業」を創設しました。内容としては、平成21年度から3カ年間、島根県が戦後に造林した人工造林地の木材利用による林業振興と、長引く経済不況により厳しい経営状況が続く建築業界への支援のために、社団法人島根県木材協会が助成事業を実施するものでございます。

津和野町では、県の助成事業の創設に合わせ、平成21年度より上乘せ支援制度を設けました。昨年度までは、県制度に準じて「県産木材」の使用に対する助成でありましたが、今年度から益田市、吉賀町の要綱に合わせ、「高津川流域産木材」の利用といたしました。

これまでの利用実績は、「修繕・模様替え支援事業」への申請はなく、すべて新築住宅・購入住宅に対する「木造住宅づくり支援事業」への申請でございます。平成21年度が2件、59万6,000円、22年度が2件、58万4,000円、23年度は11月末時点で4件、110万3,000円となっております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 解決すべき課題をそのままにしていたら、そのままではないです。流域市町の――隣の市と町ですが、この意向を確認してみてください。連携は可能だと私は思っております。工事の内容にもよりますが、隣の町では町発注工事に地元の製材所を活用し、足りない材料は隣の市から賄っていると聞いております。島根県産木材の利用促進に関する基本方針では、公共建築物等における県産材の利用の目標として、公共建築物の新築、増築または改築を行う場合、高さ13メートル以下かつ軒高9メートル以下で延べ面積3,000平方メートル以下の施設は、原則、県産材を使った木造化を図る、また、すべての施設において内装等に積極的に県産木材を使った木質化を図るとしてあります。町の工事における設計図書に明記するべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、高津川流域産木材住宅助成制度についてですけれども、今年度から益田市、吉賀町の要綱に合わせて高津川流域産木材の利用としたということですが、なぜそこに合わせた

のか、津和野町が何もしていないから隣の町に合わせたのかというふうに思ってしまうんですけども、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員の御質問の設計書への明記ということでございますが、計画自身は今持ち合わせておりませんが、公共建築物について、設計等においては高津川流域産材の木材を使っていたいただきたいという願いは、これまでもしてきておるところでございます。可能な限り、使っていたいただきたいというふうなことは言っておりますが、計画については、今、立てておらないということでございます。

それから、県産材を高津川流域材というふうなことに変えたというふうなところがございますが、もともと山というものは、それぞれの流域で森林整備計画等もつくっておるところでございます。高津川流域の中で山をどう使っていくのかという考えのもとで計画もつくっておるわけでございます。県というふうなことになりますと、出雲地区から持ってきて可能だというふうなことになりますので、計画の、もともとの森林整備計画のあり方というか考え方を重視をするというふうなことで、高津川流域産ということで、ほかがそういうふうにしたからというふうなことよりも、やはり流域の中でのものを考えなきゃいけないであろうというふうなことで、変更させていただいたというふうなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 山林の立ち木価格は、最近、この約30年間で、ピーク時に比べ杉の立ち木価格は4分の1以下、ヒノキの立ち木価格は3分の1近くまで落ち込んでいます。そうした中で、県の土木事業の仕様書に間伐材利用製品の使用が明記されております。業者からすれば、これは、工事用看板が約7,500円、工事用フェンス、2メートルが1万5,000円、大変高額です。また、どうしても、木ですので、形もちょっと違ったり重かったりして不評ではあるんですけども、そうした縛りをつくらないと、なかなか木を使ってくれないのではないかなという気がしています。また、業者とすれば利益を生まなければ存在そのものが消滅するわけですけども、当然のこととして、安価な木材を求めて、すべての業者ではないですが、先ほど課長言われたように出雲方面から仕入れたり、中には山口のほうに行って仕入れてきて、少しでも安い材料を使おうとしております。差益がどのくらいかは、県産材や高津川流域材を使用するかを調査する必要はありますけども、助成金を出して流域内で仕入れれば流域内にお金が回るのでないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 補助金を出して流域産材の利用というふうなお考えの御提案だというふうに思いますけども、住宅については、今、制度は持っております。ただ、土木工事の木ぐいとかそういうものについて、できればそういうふうに使っていただきたいというふうな思いもあるんですけど、農林課として起案をして、町と、町の計画としてつくったといたしましても、実際に、それが本当に使っていただけるのかどうか、拘束力があるの

かどうかと、いうふうなこともございますのと、そのくいを実際につくられる業者が、申しわけないんですがまだ調査をしておりますが、一時期、高津川森林組合のほうでつくるというふうな話も聞いたことがあります、現実にその業者が益田管内にいるかというふうなことを、今、把握しております。その辺で持っておられれば使っていただきたいというふうなことがあります、どうしても、設計の関係で金額が指定されると、議員御指摘のように一番安いところから入ってくるというふうなことになりますので、本当は使っていたきたいんですが、なかなか難しい問題だというふうに思っておるところでございまして、回答になっておりませんがそういう状態でございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） そうなると、先ほどの、また質問に戻るわけですけども、設計図書、仕様書に明記するしかないのではないかなという気がするんですけども、また再度ですけども、お答え願えますか。建設課長、農林課長、あわせてお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 議員御指摘のように、公共土木のほうでも工事用看板、それから、そういうところに県産材を使うようにという、県のほうも指導をしてるところでございしますが、その工事用看板等の歩掛かりはあるんですが、ブロックを積むように直接工事費のほうに反映されません。一般管理費という大きな枠でくくられておりますので、その中で単価的には高く、看板がなるんですが、そういうものに単価が反映されてないというような、まだそういうところがしっかり整備されてないので、なかなか業者のほうとしても、なかなか使う機会をちょっと思案しているようでございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長、ありますか。

○農林課長（田村津与志君） ありません。

○議長（滝元 三郎君） ないですか。はい。

7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 初めに質問したときに、連携可能な状況になれば前向きに対応したいと考えているようですけども、あくまでこちらから計画を立てるぐらいの気構えがないと、なかなかこういう問題は進まないと思います。解決すべき課題があるのであれば、1つずつ精査して、前向きにやっていってください。

次の質問に行きます。2番目の、青少年の育成についてです。これは2点質問を出しておりますが、1点ずつ質問させていただきます。

まず初めに、昨年の12月議会で質問しました青少年育成協議会のことですが、現状に合わせるということで、3月議会で日原青少年育成協議会の設置に関する条例が、指摘したように廃止されました。この1年で、津和野町としての青少年育成協議会の整備はどのように推進されているのかをお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 一応、次まで一緒にやってください。

○議員（7番 三浦 英治君） やったほうがいいですかね。

○議長（滝元 三郎君） はい。

○議員（7番 三浦 英治君） 後の、また、質問が混乱するかもしれませんが。

それでは続いて、2番目に、津和野町子ども会連絡協議会の事業である「ジュニアリーダー養成研修会」が、例年夏に開催されていましたが、今年度は春休みに延期されました。津和野町における青少年問題にかかわる大きな転換期だと、私はとらえています。研修予定はどのように計画されているのか、あわせて子供会の現状をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、青少年の育成に関する御質問にお答えをさせていただきます。

これまでも述べておりますが、現在、津和野町内においては津和野、旧日原両地域内において、公民館単位であいさつ運動、一日自然体験、ふれあいソフトボール大会、夏休み夕涼み会、注連縄作り、見守り隊等、任意の組織で地域の特徴を生かした活動として、それぞれ地域で取り組んでおりますので、しばらくは継続をしてみたいと思います。

続いて、2番目でございますけれども、津和野町子ども会連絡協議会の事業である「ジュニアリーダー養成研修会」につきましては、昨年までは、夏休みに町内の施設を利用して2泊3日のキャンプを行っておりました。近年は、夏休みにおいてもスポーツ少年団等の行事が重なったり、PTA等他の団体でも同時期にキャンプを行う機会があったりとの原因から、年々参加者が減少傾向にありましたので、今年度の当協議会総会において内容を変えることを提案され、協議の結果、春休みに少年自然の家施設を利用した冒険プログラム体験を行うことに決定いたしました。これを受け、1月より対象児童生徒に参加募集を行う予定でございますので、多数の参加をお願いしたいと考えております。また、来年度以降の活動につきましても、当協議会と連携をとりながら子供の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

なお、今年度の津和野町子ども会連絡協議会の加入状況は、単位子供会は14団体、会員数は267人、このうち、内訳、子供129人、保護者138人でございます。対前年比で申しますと1団体減、会員数で37人減、内訳は子供24人減、保護者13人減となっております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 非常に残念というか、初めの質問に対する答えは、とても悲しい気持ちになる回答です。しばらくは継続するとの回答ですが、継続するのは当然としか言いようがありません。継続しなくてはならない事業ばかりです。昨年12月議会で質問して、この答えは丁寧に返答いただいております。公民館単位で行われている活動は理解しておりますし、見守り隊にしても日原エリアに関しては、どういう経緯をたどって結成したか、どういった苦労があったか、私自身も結成当時からかかわってきましたので私のほうが詳しく答えられると思います。現状を聞いているのではなくて、青少協の整備はどのよう

に推進されているのかを聞いているわけです。「しばらく」という時間的なもの、事象としてどういう状態をいうのか、どういう状態に持っていこうとしているのかをお聞きします。

次に、2点目ですけども、御指摘のとおりとしか言いようがありませんけども、夏休みはPTAの行事、PTC活動、単位子供会行事、スポーツ少年団等の行事が集中しています。過去には、このジュニアリーダー養成研修会が開催され、その後にPTA行事、単位子供会の行事という流れがありました。それが時代とともに逆転して、8月の初めに開催しておりました。この研修会にも、古くからお手伝いさせていただいております。2泊3日の研修ですが、子供たちの意外な面や、たった3日間でも子供の成長を感じることもあります。今回春休みに開催ということで、大きな転換期を迎えたと思います。新たに中学1年生になる前に交流を深めることによって、中1ギャップ、中1ショックの見地から見ても大いに期待するものです。

再質問の1つは、1月より参加募集を行う予定とのことですが、計画されている少年自然の家はどこですか。そして、加入されている14団体の子供会は旧日原町エリアのみになっていますが、津和野エリアの状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 1番目の青少協の整備、今後、どういうふうな状態にしていくのかという問題でございますが、述べておりますように、これまでも任意で青少年育成協議会という組織がございます。地域ごとに特徴を生かした活動をされておられるということでもあります。そうしたことでありますので、そうした組織は大切にしていきたいということで、そうしたところの継続ということを申し上げたところでございます。今後につきまして、町を一本化したそうした協議会をつくるかどうかという問題もあろうかと思いますが、今のところは、こうした任意の組織を大事にしていきたいということで、こういうふうな答弁をしたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） ジュニアリーダー研修の研修先であります。今、予定をしておりますのは、山口県の徳地の少年自然の家のほうを予定をしております。

それから、津和野エリアの加入状況ということですが、今現在、ちょっと、手持ちで資料を持っておりません。また後日、直接お話をしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 津和野、小川、木部、畑迫、それぞれ4つの公民館の関係団体として地区青少年育成協議会が置かれております。22年度の事務報告書によりますと、木部で行われているふれあいソフトボール大会だけが、括弧して青少協の活動であるとわかるように書いております。23年度当初予算において、青少年育成連絡協議会補助金として10万円が計上されておりますが、どう配分されるのかをお尋ねします。

そして、子供会のことですけども、子供会は子供たちで形成されていまして、一部中学生も入っている団体もありますけども、あと、保護者が育成会、子供育成会という形をつくっ

ております。この14団体は、皆、日原のエリアです。当初、連絡協議会を立ち上げるときに、二、三の、津和野からの子供会の保護者の方が来ましたが、それも1年限りで、余りにも活動の違いに驚いたような形でした。

ただ、リーダー研修に関しましては子ども連合会でしているわけですし、多分、学校を通じてこれは募集をかけているので、子供たちには網羅していると思います。ただ、ここに育成会として、まあ、保護者ですけども、かかわる場合もあるわけです。そのところがちょっと、余りにも、体制の違いがそのままできております。

今回、1団体減になっておりますが、この1団体減もこの日原エリアの団体になっております。

教育委員会には、そうした、子供の——公民館で言う関係団体ということで、日原の場合だったら入ってるんじゃないけども、津和野では入っていないのか、いるのか、津和野エリアで公民館活動をする上で、関係団体という形で協力団体というが入っておりますけども、津和野の子供会がそういった形で4地区、地域公民館がありますが、協力団体として入っているかどうかをお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。ごめんなさい、失礼しました。

教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 青少協の補助金のほうであります。これについては、一応まとまった形で、それぞれに、一括を補助金申請に基づいて出しておりますが、現実にはそれを4等分するような形で各青少協のほうへ補助金が分配されておると思います。

それから、公民館の協力団体として子供会がそれぞれあるかということですが、公民館の協力団体としての位置づけは、子供会はされてないと思います。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 済みません、初め、青少協の補助金としての10万円の配分についてちょっと聞き取りにくかったんで、ちょっと、もう一回お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 一括して、補助金の交付は連合会という形で交付をしておりますが、その中で各4団体に分ける形になっておると思います。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） できていないから、その4つに配分しているということですね。どうして一本化できないのか、私は不思議でならんのですけども、まず、地区青少年育成協議会ができていないのは、津和野の4つの地域公民館です。子供会の一部連合してはいますが、日原の各自治会、地区単位です。子供が少なくなると、保護者の負担は大変大きくなっております。昨年質問の中で、公民館体制の統一化が図られる中で、青少年育成協議会の見直し、立て直しをすることで、民生児童委員の負担軽減、関係団体が効率的に関与することで、子供を取り巻く環境の助けになると私は言いました。公民館の青少年育成に対する共通課題として、青少協と子ども会連絡協議会を絡ませて、津和野町青少年育成協議会の主

たる行事にしたらどうかと思います、このリーダー研修会を。当然、関係団体のコンセンサスは必要ですけれども、明らかに、津和野エリアに4つの地区、青少協があり、子供会は日原エリアのみでこの連絡協議会を形成しております。まだ、公民館体制は途上であるとはいえ、4月から日原エリアにも常勤主事が置かれました。現在、学びの共同事業が展開されていますが、学校、家庭、地域の融合の核は、公民館の体制といいですか、対応に大きく関係してくると思います。津和野町全体の融合のためにも、公民館のあり方を社会教育委員の会に審議していただく中で、公民館を取り巻く青少協と子供会を含めた関係団体との連携状態の精査も、あわせて協議していただきたいと思います。検討の余地はあると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 議員のおっしゃいますとおり、子供の取り巻く環境についての旧町間の取り組みの違いというのは、なかなか、新町になっても解消されないのが現実であります。先ほどおっしゃいましたとおり、社会教育委員の会へ公民館のあり方の諮問を、今しておりますので、その機会の一つの検討項目の中に、子供を取り巻く環境について公民館のかかわりがどうあったらいいかということ、また、検討内容として要望しておきたいというふうに思っております。

津和野町の旧津和野エリアの子供会についても、学校単位でそれぞれ班を持って、活動はしております。ただ、そのまとめが、合併前の旧町村ではそれぞれの旧町ごとにまとまりを持ってやっておったわけですが、合併後、先ほど議員さん言われたような状況の中で、いわゆる日原方式のような形で子供会の内容が進んできた中で、ギャップに戸惑うというような形で外れていった形は現実でもありますので、また、合併後ここ6年はたったわけでありますので、もう一回仕切り直しでやるいい機会かもしれませんので、ぜひ、社会教育委員の会のほうにもその辺の検討をしていただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 合併して数年たったわけですが、自治会活動等、余りにも体質の違いというか、そういった部分がこの青少協並びに子供会に関しても縮小版として残っているような気がしております。ぜひ、融合するという部分で、ちょうど教育委員会も学びの共同事業ということで公民館のかかわりが大変大きくなっておりまして、この機会に、ぜひ、融合を一步でも二歩でも進めるために努力してください。

次の質問にまいります。保育園・小学校における遊具の設置状況と安全確保について。

まず1点目は、子供にとっての「遊びの価値」を尊重しつつ、遊びに伴うリスクを適切に管理し遊具の事故防止対策を講じなければなりません。事故を未然に防止するための安全対策はどうなっていますか。

2点目は、遊具の老朽化に伴い除去されたままで新たな設置がないように思えますが、子供たちの基礎体力の増進には遊具は不可欠なものです。遊具設置計画はあるのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、保育園・小学校における遊具の設置状況と安全確保に関する御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

保育園における遊具の安全点検については、それぞれ定期的に行い、不備な遊具については修理を行っております。今議会においても、左鐙保育園で、点検の結果、不備が見つかりました「のぼりジム」の修繕について、補正予算を提案させていただいております。

学校に設置している遊具の安全確保につきましては、文部科学省からの「学校に設置している遊具の安全確保について」の通知により、各学校に対しまして、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いをしているところでございます。

今後におきましても、事故が発生しないよう適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理について徹底を図り、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

遊具につきましては、子供が、冒険や挑戦のできる機能を持つ施設として必要不可欠なものでございます。

現在、遊具設置計画につきましては策定しておりませんが、遊具の設置につきましては、各保育園、学校からの要望に基づき、財政面を考慮しながら、適宜、対応してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 文部科学省からの、学校に設置している遊具の安全確保については、おおよそ、いつごろ、通知が教育委員会に届いたのでしょうか。

左鐙保育園は現在休園しています。必要に応じ、安全点検をするということですが、いつごろ点検して、不備が見つかったのかをお尋ねします。

また、厚生労働省からの遊具の安全確保についての通知はあったのか、あったらいつごろあったのかを教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 学校に設置しております遊具の安全確保についての県からの通知であります。11月2日付で参っております。

当町で受け付けをしておるのは11月7日付であります。

それをもちまして、各学校のほうへは11月9日付で、安全についての確認をするような依頼を送っております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 左鐙保育園につきましては今、休園中ではございますが、今、保育園の遊具を使う、生徒と言ったほうがいいかもしれませんが、小学生。それと、日原のほうからも、どうも、あそこへ行って、そうした形で使っておられるということを公民館等でお聞きしておりまして、もし遊んでおるときにこうした不備があってけがをされるという

ことはあってはいけないということもありましたので、9月補正で、この点検の予算を組ませていただきました。

その後、すぐ、そうした形で点検をお願いをして、最終的には、10月の終わりごろだったかと思うんですが、点検をいただき、1つの遊具、ここに書いております「登りジム」が、基礎の部分が少し腐っておったということもあって、撤去しようかということも、撤去されるかどうかということであったんですが、部分修繕もできるということもありましたんで、このせっかく、こうした遊具があるのに、そうした形ができるならばということで、再見積もりをとりまして、そうしたことで、今回、修繕をしていきたいということで補正予算に計上しておるところでございます。

厚生省の状況、いつ、というのは、ちょっと日にちまでわかりませんが、その都度ありまして、毎年、そうした点検をするようにということもございます。特に、津和野町の場合は、ああして、一昨年ああした事故もあったわけでございますんで、特に、危機対応要領の中の安全委員会の中で、毎月、園長からそうした保育、特に遊具の関係等については、もし不備があったら、どういうものがあるかという点は、いつも報告がありますんで、その都度、修繕をしてきて、あるいは撤去してきておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 町で策定した危機対応要領についても気になっておりましたので、聞く前に答えていただきましてありがとうございます。

ほかにも、23年度内に補修または使用停止措置、または撤去処分の予定が、ほかにあるのかないのか。11月に来たそうで、点検を、学校を見て回ったと思うんですけども、その状況、教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 現在、把握しておる中では、今年度中に処分をする予定はございません。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 先ほども申し上げましたように、園長会議等でそうした形で、その都度予算要求しておりますし、撤去もしておりますんで、この登りジムが完成しますと、今、聞いておる範囲では全部修繕をしております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 各保育園、学校からの要望に基づいて、財政面を考慮しながら対応されるとのことですが、老朽化して撤去したものに対して、設置当時の状況が時代とともに必要のないものは、もう撤去すべきだと思います。

ただ、遊具を必要不可欠なものと言いつつ、要望に基づき考慮しているとは思えないような、私は気もするんです。というのも、多分、たしか平成13年だったと思います、舟形のブランコというかシーソーで、ちょっと、よそで事故があって、あれをきっかけとしてこの遊具に関しての危機対応が出てきたような気がしておりますけども、私、青原出身ですので、

青原小学校のPTAの保護者でもあるわけですが、遊具を2つ、PTAで処分しました。

学校は、当然、教育委員会に伝えて、当時、伝えたと思いますし、もう危ないということと、使われないということしております。したことがあります。そうした中で、新たなものが設置されてないんですよね。

学校の先生らとか話しますと、特に、小学校の低学年、どうしても遊びを通じて基礎体力の増進には欠かせないものがあります。

昔は、ブランコと鉄棒、これは、どこにもあると思いますが、雲梯とか、そういうジャングルジム系のもの、青原小学校寂しいものです。

そうした中で、保護者の中からも、その遊具についてどうなってるのかという声も聞きます。

学校によって、結構差があるのはどうかなと思います。最低限、これは必要だなと思えるものがあると思います。ぜひ校長会とかを通じた中で、逆に問うてみてほしいなという気がします。

また、学校によっては、財政的なもので無理だからということで、全国いろんなところで基金、補助を出している団体、このところに応募したりして、これがまた、競争率が激しいので、なかなかもらうことができないという声も聞きます。

ぜひ検討してみてほしいと思いますし、各学校の遊具に関する状況は把握されてると思います。差があると思うでしょう。お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 三浦議員さんが言われております、青原小学校についてであります、これのものについては、特にジャングルジムについて、学校のほうとしては設置の希望があるように聞いております。

実際、金額もジャングルジム、結構高いものになりますので、予算のタイミングというのもあります、実は、あそこの学校については、今、体育館の建てかえと、それから校舎の耐震の工事というのを、近々で予定をしております。

で、ジャングルジムを一応設置をいたしますと、またそれを移動せにやいけん可能性が十分考えられるということで、その数年の間待ってもらおうというのは、子供たちにとってはかわいそうだとは思いますが、設置をして、また移動をして設置し変えるというようなことになりかねないおそれがあるので、ちょっとその辺を、せめて、ある程度の図面が引かれることがわかるまでは、ちょっと待つてほしいということで、学校長のほうには言っております。それはちょっと細かい話ではありますが、あと学校関係では、それぞれ、設置しとる遊具は、確かに、格差があると思います。

全体的に、学校、津和野町の場合は決して遊具が、格差がある中でも、豊富なほうではないだろうというふうに思っております。

面積的なものもあるとは思いますが、先ほど言われた、平成13年の事故から平成14年に文科省のほうから通達が、それぞれ安全点検をなささいという通達があつて以降、設置者としてはやはり、その遊具の設置に若干の恐れもあるという部分も否めない事実ではあると思っておりますが、また安全点検も含めて、今後、適正な配置を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 先ほど、私、少し言ったように、今、地域コーディネーター、私もやっているわけですけども、財政的な部分でどうかという部分もありますが、子供にかかわる部分でしたら、PTAに言えば、PTAの中には、それぞれ職業やっている人もおります。

一度、撤去するとき、ユンボまでただで借りてきてやったりもしました。いろんなルートを使えば、財政的にも、人的にも、工夫さえすれば、どうとでもなると思います。

また、地域コーディネーターの役割も、そういうところがあるのではないかと考えております。

学びの協働事業の中に含めて、考えてみてください。

枠、配分予算の関係で、与えられたパイをどのように切っても財政は変わらないわけですけども、教育は未来への投資とよく言われます。

財政事情の悪化により、教育費が冷遇されている傾向にあるのは、当町に限らず全国的なものでもあります。

財政面を理由にしているうちは、教育の町と言われたらしい津和野には未来がないと思っております。

津和野町教育ビジョンの草案が、先月、やっとケーブルテレビで提示され、現在、パブリックコメントを集約・検討されているとは思いますが、この12月議会では教育ビジョンが提示され、質問することを逆に楽しみにしておりましたが、とても残念です。

24年度の予算編成に、どう反映されるのか、つまり、施策にどう反映されるかを楽しみにしております。

これで、質問終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、7番、三浦英治君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で2時15分まで休憩といたします。

午後2時04分休憩

午後2時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序11、13番、米澤宥文君。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番、米澤宥文でございます。

通告に従い、質問をいたします。

まず、投票所の再編とポスター掲示板の削減についてであります。この再編案は、まことに極端な提案ではありますが、もしもこのことが実現すれば、町税が1,000万円近く節減できると思います。

この節減した1,000万円を、住民サービスや安全・安心対策などの事業に有効に活用できればとの思いで質問をいたします。

1つ目としまして、平成23年9月現在の津和野町有権者数7,486人に対して29投票区は多過ぎるのではないのでしょうか。次回の津和野町選挙から青原、日原、左鎧、小川、津和野、畑迫、木部の7投票区に再編して、厳しい町財政の折り、経費削減の必要があるのではないのでしょうか。

ただし、投票率向上と交通弱者対策としまして、選挙当日を「津和野町営バスの日」として、終日、無料で運行し、また、町営バスのあき時間を臨時無料バスとして最大限運用、活用してはいかがでありますでしょうか。

次に、2つ目として、ポスター掲示板160カ所、340万円も多過ぎると思います。投票区と同じ主要なところ4分の1の40カ所に削減してはいかがでしょうか。

この削減の対案として、CATVを活用し、立候補者のテロップを流してはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

投票所の再編とポスター掲示板の削減でございますけれども、投票所数については、平成17年の合併時に38カ所であったものを、平成18年4月執行の町議会議員一般選挙時に、選挙人名簿登録者数が10人以下となった投票区を近隣の投票区へ統合し、37カ所としております。

その後、選挙管理委員会において、平成19年に約1年をかけて投票区のあり方等について検討し、人口が減少している本町の地域の現状と高齢化してきている住民の利便性の両者を考慮し、地域住民の理解と協力を得たうえで投票区の統合、再編を行い、現在の29投票区となっているところです。

投票所の設置数等の基準については、公職選挙法、国及び県の指針等によっても何ら規定があるものではなく、当該地方自治体の選挙管理委員会の規定によるものとされております。

ただし、国の指針としてではありませんが、旧自治省選挙部長より「遠距離地区を含む投票区にあつては、当該投票区の分割、再編等の措置により遠距離地区の解消に努めること。」という通知があり、統合や再編を行う場合に参考としているところでございます。

投票区を再編し、投票所数を減少する上において、最優先に考慮しなければならないことは選挙人の利便性であり、投票率の低下を招かないような方法であります。

選挙権という国民の権利を居住地に関係なく公平に行使できるようにするためには、財政的な視点だけで投票所を減少させることはできないと考えております。仮に、無料バス等によって措置を講じても投票率の低下は免れないものと考えております。

ポスターの掲示場については、公職選挙法の規定により条例を定めて対応しており、その設置数については、同法の規定により「当該掲示場の総数は、1投票区につき5カ所以上10カ所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。」とされております。

この政令によると、本町の場合、本来212カ所のポスター掲示場が必要数となるところでございますが、有権者数の少ないところや、周知徹底が図られることを理由に52カ所を減じて、現状では160カ所としているところでございます。

選挙管理委員会としては、これ以上、ポスター掲示場を減じることは有権者への選挙日及び候補者の周知や広報等が不足すると思われるので、現在の総数をさらに減少させることは現段階では考えておりません。また、製作、設置、撤去及び管理の経費についてもできるだけ経費の削減を図って対応をしているところでございます。

なお、CATVを利用した候補者のテロップ放送等は、公職選挙法によりできないこととなっておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宕文君） 極端な削減の案でありまして、すぐには無理とは思っております。

投票区の区域設定などは独立した行政委員会であります選挙管理委員会の独自の権限であることと、強制力はありませんが、昭和44年旧自治省通知の道程3キロメートル以下、3,000人以下ということも承知しております。

3つほど質問をいたします。

現段階で、1投票区の有権者が100人以下の投票所が8カ所あります。これから2年後の町長選挙まで、まだまだ減ることが予測されます。この8投票区について地区の方の御理解をいただき、町税節減のため、再編を視野に入れられたらいかがでしょうか。また、この地区の方が投票に行きやすい環境整備としては、やはりきめ細かい臨時無料バスの対応が必要となります。幸い、当町は4月1日から町営バスの運行を開始しております。

2つ目としまして、バリアフリー対策として、移動式または固定式スロープを取りつけ可能な投票所に設置してはいかがでしょうか。このことは、現在、ふえております車いすの方また電動カー、これからますますふえてこられますお年寄りの方の投票率向上にもつながるのではないかと考えております。

3つ目に、中学校や小学校の屋内体育館の投票所では、冬場は有権者も立ち会い者も寒くて震えておられます。投票に行きやすい環境整備のため、そして、冷暖房完備の投票所との格差解消のため、冷暖房設備の整った教室等の利用はできないものでしょうか。

3点、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まず、1点目の再編でございますけど、現在のところ選挙管理委員会としては考えておりません。

投票所が遠くなるということは、有権者の方に大変な御迷惑をおかけすることになります。選挙というものは、民意を政治に反映させる大切な機会ですので、先ほど町長が申しましたように、財政難だけで統合を考えるべきではないと考えております。

それよりも、投票所を整備して、投票率の向上を図ることが選挙管理委員会としての重要な役割だと考えています。

2点目のバリアフリーの対応でございますが、経験者の投票管理者あるいは立会者の方の御意見をいただきまして、そういう身体的な不自由な方がおられるかどうかというのを設置する前に確認しております。そういう場合において、スロープ等設置することにしております。

で、3番目の教室等の利用でございますが、なるべく公共施設を利用するというので、今までやっていたものを小、中学校へ移動しておりますので、御理解願いたいと思います。教室におきましては、先生方の意向も多少ありまして、やはり屋体でないということで御返事をいただいておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宕文君） 投票区の人口減につきましては、他町村でもかなり、何名以下は統合するとか、のことも聞いております。また、中学校、小学校の教室利用についても、やはり検討されている市町村もありますので、できればそのように、なるように御検討をお願いしたらと思っております。

次の、重要迂回路、町道高田線の改良についてでありますけれども、この迂回路の改良は高田地区だけの問題ではないと思っております。県道津和野田万川線を通行する多くの方の安全に寄与するものだと思っております。

11月26日、高田自治会での町政座談会にも行きましたけれども、その前からずっと考えていたことであります。

町道高田線は、津和野田万川線の重要な迂回路であります。

近年、幾度も梅雨や秋雨の長雨時に、県道津和野田万川線のJA鷺原農協倉庫と喜時雨の間300メートルの急傾斜の山が崩壊しております。

ことしも7月に崩壊、去年もしております。大きな崩壊が発生すると、町道高田線に車両が集中します。幅員は4メートルでありますけれども、普通車同士の離合が困難であります。

交通安全のためには、ぜひ1キロメートルにわたる側溝、かなり側溝にふたをしとるところもありますけれども、設置をしていただき、また、大型車との離合場所も数カ所設けられてはいかがでしょうか。

この町道で特に危険箇所は、冬季の凍結時、降雨時に鷺原入り口より100メートルのところ、上からありますと、幅員が急に狭くなっている下り坂で、カーブのところ、大きな

溝穴があります。深さ1.3メートル、横1.2メートル、縦が80センチあり、今まで5台の車がこの中に突っ込んでいたとのことでありました。

12月1日に、溝半分に鉄板でふたがしてあるのを確認しましたが、今度はスリップした車両が溝ふたの上を通過して家屋に飛び込むと思います。

今までは、車だけがその穴に落ちたら済んでおいたものが、今度は、家屋の破損も懸念がされます。重要迂回路、高田線の交通安全のため、道路拡張と側溝ふた並びに大型車との離合場所の設置及び危険箇所の改良をしてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、重要迂回路、町道高田線の改良に関する御質問についてお答えをさしていただきたいと思っております。

議員、御指摘の件でございますが、先般開催された高田自治会主催の町政座談会におきましても、同様の御意見を伺っているところでございます。

こうした要望につきましては、町内各所からいただいております、財政再建途上においては優先度の高い箇所より実施していく必要がございますので、議員御指摘の状況をかんがみながら、現地を精査し検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 長い雨が降ったとき、JA鷲原倉庫と喜時雨間の土砂崩れを何回も見ていますので、急傾斜地の山側の走行、つまり木部・畑迫側から出るときには、非常に恐怖を感じます。

急傾斜地崩壊危険区域警戒態勢の基準雨量であります連続雨量は100ミリを超えたときには、防災・減災のためにも迂回路、町道高田線の通行を町民の方に、通行人の方にお勧めしてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 県道津和野田万川線につきましては、議員おっしゃるように2年連続してのり面の崩壊をしておるところでございます。

幸い、完全な通行どめというような大きい崩壊にはならなかったわけですが、いずれにしても、崩壊の事実はあったわけで、そうしたときに、高田線につきましては、迂回路に十分なり得る路線と考えております。

しかし、現在では、その前に、寺田山入線の道路が開通しております。緊急の迂回路といましては、町としてはそちらを利用させていただくということで考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 県道津和野田万川線につきましては、島根県の管轄ではありますけれども、かなり急傾斜のために、対策は難しいとは思いますが、県のほうにしっかり働きかけていただきたいと思っております。

次に、防災・減災ということで、2点質問をいたします。

寺田岩瀬戸の、町道猪の谷線入り口付近の住宅裏山が、平成21年7月に崩壊し、家の壁まで押し寄せてきております。家の方が土砂の撤去をし、崩落防止のブルーシートで覆い、また、くいを斜面に打ち込み、電柱等も横に並べて自衛されておられますが、個人の対策には限界があります。

昨年9月の定例会で、同僚議員が急傾斜地崩壊対策事業で、この1件を一般質問されておられます。そのときの答弁が、「現在、県は区域指定が可能かどうか、検討を進めている」とのことでありましたが、その後の進展はどうなったのでありましょうか。

2点目としまして、直地野広地内の津和野川沿い50メートルの小道が、狭いところで20センチから30センチが5メートルあります。また、堤防から河原までの落差も3メートルあり、非常に危険であります。ただし、ここは護岸ブロックが40センチありますので、実際には60センチの小道でありますけれども、これが住宅に続いている道であります。

私が津和野町内を歩いた中で、この小道が多分、町内で一番危険な道だと思っております。災いを防ぐ、災いを減らすためにも、拡幅とガードパイプの設置ができないものでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災・減災に関する御質問についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、寺田岩瀬戸の件でございますが、一時期、急傾斜地崩壊対策事業の事業採択要項のうち、家と家の距離について、若干の条件緩和があるということございまして、津和野土木事業所において、本庁と協議をしていただいたところでございますが、結果的には、事業採択要項には該当しないと伺っているところでございます。

急傾斜地崩壊対策については、他地区からも条件緩和を求める声を聞いており、引き続き県に対して緩和のお願いをしまいたいと思っております。

続いて、直地野広地内の件でございますが、周りには公的な進入路は存在せず、里道が切れた先について、護岸の天端を利用して通行されている状況でございます。

現在のところ、公的な施策を実施することは困難と考えており、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） まず、寺田岩瀬戸のがけ崩れの件でありますけれども、ことし9月のケーブルテレビの土砂災害に注意のテロップで、がけ地や形状の異常を発見した場合は、役場や津和野土木事務所へ御相談くださいとありました。

この件につきましては、かなり前でありますけれども、役場、そして津和野土木事務所にもちょっと相談に行ったことがあります。的確な御返答はいただけなかったと考えております。

津和野町は、もちろん山間地であります。このような危ないところは、町内多数あると思っておりますが、ここは、異常を発見ではなく、既に土砂崩れが何回も起きております。

県の、ここは事業採決をするが、それ以下のところはどうすればいいのでしょうか。割り切れないものを感じます。

そして、津和野町だけで県と相談されるのではなく、このようなところは多数あると思いますので、県の町村会長会で、急傾斜地崩壊対策事業の条件緩和等の要請を強く提案されてはいかがでしょうか。

ただし、それまで待つことはできませんので、それまでの間は町で優先順位をつけられ、厳しい財政状況ではありますけれども、先ほど言いましたような投票所の再編等でも、7カ所ぐらいされても大分の財源が浮くと思います。

そういうものを利用して、実施の努力をされてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 県要望の関係でございますけれども、これまで確かに津和野町として、また、私なりに、いろんな場面で県のほうには訴えてきたつもりではあるわけですが、議員御指摘のとおり、町村会として、また訴えていくということも、非常に声を大きくしていくという意味では、大事ではないかなというふうに受けとめてるところでもございまして、また、そうしたことも町村会なりで議題に出してまいりたいというふうに思っております。

それからまた、鹿足の土木協会等がございまして、そうした中で、県知事以下、副知事、土木部長ともいろんな、津和野町、それから吉賀町の土木事業等についてお願いをする経緯もありますので、そのタイミングに合わせても、そうした要望ができないかということも、今後の課題として検討してまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 議員おっしゃられることは個人的には非常にわかる問題でございます。

しかしながら、公共の税金を投資するという観点からいきますと、個人の財産を守ることに支出をしていくということに、なかなか大変な面があります。

そういう面で、急傾斜地崩壊対策事業の採択要項といたしましては、5戸という1つの集団、5戸あれば、それが公共性があるのかと言われますとちょっとなかなか難しい問題ですけど、一応、採択要項として5戸、その5戸というのが、家と家の距離がおおむね50メートル以内の5戸という採択要項となっております。

この、今、町内でここだけではございません。いろいろなところでお話を聞くんですが、やっぱりそういう要項に合致しないということになっております。

そうしますと、どうしても個人の財産をということになりますので、なかなか難しいところでありまして、今、町長が申しましたように県、国のほうへ緩和をできるように要望してまいっていくことが、まずそれから変えていくことが大事ではないかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） ちょっと、2つ目の一緒に質問すればよかったんですが、申しわけありません。

私の観点でいえば、個人の財産というよりは町民の命を守るということのほうが先ではないかと思っています。

次の、直地野広地内の件も同様であります、家の人や地域の人、訪問者また郵便局員や宅配業者などなどの人が誤って転落するおそれが十分過ぎるほどあります。特に、増水時の事故は大変な事態となります。

過去の事例を見ましても、増水時に川に流されておられる方の捜索には消防団、ほぼ、柿木でもありましたけれども、1週間程度か10日は出動し、大変なことになっております。

大きく言えば国民、そして県民、町民の減災と安全・安心のために、どちら側がガードパイプの設置がいいのかちょっとわかりませんが、堤防は国土交通省であります。

町民の命を守るということになれば、町でありますけれども、できれば、国交省と協議をされて設置される方向で検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 現況におきましては、まず、この件につきましては、ブロックの天端じゃなくて、その民地の部分をもう少し安全なように拡幅されることが、まず先ではないかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 民地の件につきましても、いろいろ人から聞いており、ちょっと難しい面があると聞いております。

できれば町の町役場の方が間に入ってもだめかもしれませんが、いい方向に持っていただくようお願いをいたします。

次に、町営バス格納庫についてであります。

日原地域の町営バスは、サンネット日原横の日原バスセンターに理想的な状態で6台が格納されております。津和野地域の町営バス6台の維持管理は、乗務員の安全と健康管理のためにも、高峯地内の廃社屋の町の借用、または、購入を考えられてはいかがでしょうか。

これから、1年、2年で終わるわけではなく、長い期間の町営バス運行となります。車両の長期使用のためにも、町有資器材置き場としても有効であります。

ぜひ、交渉されてはいかがでしょうか。また、その交渉してみる価値は十分あると思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町営バス格納庫に関します御質問について、お答えをさせていただきますと思います。

町営バスにつきましては、日原地域を1社、津和野地域を2社で運行しており、津和野の6台のバスは委託会社ごとに管理しております。

バスは町保有の車庫等に保管しておりますが、数台が車庫におさまっていない実態となっております。

このことから、昨年からは繰越事業となっております、バス車庫建設事業費で、鷗外記念館駐車場の一角に車庫建設を予定しております。

町営バスのほかにも、スクールバスや給食運搬用自動車、町保有バス等、町が運行を委託している車両は多く、一同に保管できる場所を確保できればと考えております。

議員御指摘の廃社屋等につきましては、以前よりお話はお聞きしておりますが、町営バス用としてだけでなく、他に、町が保有する車両の車庫や、備品の倉庫としての利活用が可能かを検討していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） これから、積雪期に入ります。2台は車庫に格納されておりますが、車庫幅は狭く、チェーンがけや屋根の除雪や、窓ガラスの凍結等の苦勞が目に見えます。

また、夏には直射日光での室内温度の上昇等で大変であります。

現在、森倉庫に車庫がありますけれども、これは傾いており、ことしの雪で倒壊するかもしれないとのことでありました。

町バス車庫建設が繰越事業となったことは、ある意味ではチャンスではないでしょうか。

昨日の一般質問の地域医療支援事業につきましての回答で、津和野共存病院近くに健康保険課、福祉課、地域包括センターのおさまるスペースがないとのことでありましたけれども、この廃社屋を借用または購入することで、勤労福祉センターに入っている社会福祉協議会が、この2階建て事務所に移転されると、現在、狭い駐車場を使っておられます社会福祉協議会も、すばらしく広い駐車場を使えます。

そして、ここを、飯南町の病院のすぐそばにありますとのことでありました保健福祉センターとして使用すれば、健康保険課等がここへ入れます。

そして、病院で受診された方の立ち寄り場所、またバスの待合場所としても使えるのではないかと考えております。

そして、共存病院の駐車場も、まだまだ、ここの社会福祉協議会の車両がたまっていると、かなり使えるようになると思います。広くなります。

そして、廃社屋には、ライフラインも、もう既にできております。車庫が2棟、大きな倉庫が1棟あります。スクールバスや町所有の車両等ほとんど収容できると思います。

この廃社屋の借用または購入は、一石五鳥にも六鳥にもなると思います。

早目の交渉をされてみてはいかがでしょうか。

なお、無責任なようですが、私は持ち主の方とは全く話はしておりませんことを申し添えておきます。

ただ、ずっと前からもったいない建物だなあとは思っておりました。ぜひ、検討をしてみられてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃられております場所につきましても、前々から検討の一部として考えておりました。

で、町営バスにつきましては、先ほど御指摘がありましたように、1社につきましては、老朽化した車庫の中におさめておるということ、それから、その隣には町の備品を入れた倉庫もあります。これも、崩壊に近いような状態というのを確認しております。

しかしながら、今、もう1社のほうの、先ほどもありましたようにチェーン装着のための車庫が必要ということで、昨年からの繰越事業によります車庫建設は、これは建てざるを得ないということで、森鷗外の駐車場の一角に建設を、今、予定しておるんですが、今からではちょっと雪には間に合わないかもしれないんですが、そういう状況であります。

それで、町長からの答弁もありましたように、町バスでいいますと、そういうふうに2社で確保しておるんですが、そのほかにも、いろんな、スクールバスからいろいろバスを保有しておりますが、それらが車庫におさまってない事実はございます。それらが、先ほどの物件が、一番理想的な物件であるかどうかを、タカオと一緒に協議しながら、このことは進めていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） ドライバー、乗務員ですね、また業者の方ともちょっと話をしましたけれども、皆さん、このほうが、もう理想的であると、例えばもし、故障、事故を起こしたときでも、一目瞭然、そこに何があるというのをすぐわかります。

繰越事業の車庫建設を建てねばならないというのもちょっと難しいかもしれないけれども、できればこちらへ回されたほうが、できればの話ですが、いいのではないかと考えております。その点は、回すことは、回すという意味はちょっといけないですが、転用することはできないのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 繰越事業は、設計費と建設の工事費のほうで予算計上しておりますので、こちらの物件を購入する場合には、購入費という予算になってきます。

で、交付金の性質上、今の車庫建設に充てるしかないとは思っておるんですが、こちらの物件につきましては、借地という形よりも、持ち主の方は購入を望まれておるといふふうに聞いておまして、そうなりますと、土地を含めた建物は相当な額に上ります。その関係がありまして、協議をした上での検討をする必要があるかと思っております。

○議員（13番 米澤 宥文君） 以上で質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で3時10分まで、3時10分まで休憩といたします。

午後2時55分休憩

午後3時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序12、14番、後山幸次君。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 通告をしておきました件について、逐次質問をしていきたいと思ひます。

まず、1点目、町営バスの運行についてお伺いをいたします。

木部、内美線のバス利用状況について、7月から11月までの月別乗客数の実態を把握をされていると思ひますが、これについてお尋ねをいたします。

また、この月で定員がオーバーした場合、乗客の安全のための基本的な対策をどのように検討されておりますか。

また、業者に対してどのような指導をされておりますか、お伺いをいたします。

毎日運行されるバスであります、日によって、日曜日とかは、曜日によっては大きな波があると思っております、特に、15日の年金支給日とか共存病院の整形外科の週2回の診療、診察日、こういったときには混雑が起これると思っております。

そういった中で、乗客の積み残しがあつたと、私のところにも苦情が来ておりますが、実態調査をされているのかお伺いをいたします。

また、今後どのように指導していくお考えであるのか、お尋ねをいたします。

3番目に、木部線のバスが来年1月には車検のようでありましたが、定員28人乗りのバスが18人分の座席しかないわけでありましたが、このバスはもう廃車されるのか、また28座席のあるようなバスであれば、デマンドバス1台分の乗客は可能であるわけでありまして、そういったときどのように考えておられます。

また、この際、365日この運行されております生活路線バスの、新車を購入の計画があるのか、それとも車検を受けて使用されるのか、どのような視点に立って考えておられるかをお伺いいたします。

なぜ、私がバスのことを言いますと、名古屋市交通局で市バス運行中に、空席がなく、乗客が立っていて、バスが揺れたはずみで乗客が転倒して頭部を負傷したと、そのときに本人と目撃者である方と2人で届け出られたようでありまして。翌日、警察が、運転手呼び出され、事情聴取をされたわけでございますが、そのあくる日、運転手が焼身自殺をされた、このようなことがあつたわけでございます。両親は裁判で争うと、いうふうな事件が起これたのがことしの10月7日の出来事でありまして。

このような事故や事件が津和野町の町営バスの運営上、決して起これてはならない事故であるというふうな考えで質問をしておりますのでよろしくお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは14番、後山議員の御質問にお答えをしまひたいと思ひます。

まず、町営バスの運行についてでございます。

町営バスの運行に関しましては、ことし4月より運行を開始しました木部線に、多くの方々が利用をされていることは議会の中でも報告をさせていただいております。

議員から報告を求められております7月から11月までの月別報告書による乗客数であります。座席数であります18席を越えた日が7月で6日、8月が3日、9月が6日、10月が4日、11月が11日となっており、11月の帰りの便でも1日あったと報告を受けております。

野中線につきましては、定員をオーバーした日はなかったと報告を受けております。

木部線で運行をしておりますバスの乗客定員は28名となっておりますので、定員オーバーした日はありませんでしたが、席に座れなかった乗客は、以前報告させていただいているときに比べると多くなっており、実態を見ますと早急な対処が必要であると感じております。

運行しております業者と実態調査を行っておりますが、乗客が18名を越えたとき、高齢な方の場合、立っていることがつらいため床に座り込む方もおられ、運転手の負担につながっていると聞いております。

乗客の積み残しがあるかどうかであります。木部線の乗客が18名を越えた場合、畑迫以降のバス停で待っておられる乗客に、後続の野中線への乗車をお願いしているそうでございますが、野中線で乗車ができなかったことはないと聞いております。

このような実態の抜本的な対策として、日原地域で運行しております町営バスは、乗客定員が28名で28席あり、木部線で使っているバスと交換ができれば立客をなくすことが可能となります。日原地域では、18席運用が可能な路線もあり、運行を委託している2社との協議が固まった段階で実施したいと考えております。2社協議は早急に進め、関係機関との調整を行った後、運行を開始したいと考えますが、当面3月末までを実証期間として運行し、問題がなければ新年度も実施できるよう検証してみたいと考えております。

よって、現在のところ新車の購入については考えていないという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 今、町長の御答弁いただきましたが、木部線では18名を越えた場合、野中線のバスを利用されるようではありますが、野中線のバスでは乗車できなかった方はいないというふうなことでありますが、野中線のバスの定員は何人乗りであるのか、それと、木部線バスで座席の定数オーバーが、私が調べた11月分ではありますが、まあ先ほど報告と変わってはおりませんが、11月の15日には26名、これは8人オーバーしております。また、24日には24人が乗っておられ6名がオーバーであります。これは定員じゃありません、座席のオーバーであるわけでございますが、そして2人オーバーされた日が6日、3人オーバーされた方が3日あります。積み残しはないというふうに思っておられるわけでございますが、私のところへ電話があったのは、乗られないからバスの利用はできなかったというふうに電話がありました。

執行部のほうで、住所、氏名、年齢、性別、言えといわれれば、私もここに記録しておりますんで申し上げますが、まあそこまでいって、その何をしようとは思いますが、今、町長の御答弁の中で日原地区の運行バスと木部線バスの交換ができれば早急に2社の協議をされ、実施期間も短縮され、このようなお答えであったと思いますが、そうしたことも早くやりまして、町民のそういった負託に答えていただきたい、やはり、木部線から出られるバス、患者方も大いに不安を持っておられますんで、ひとつ早急にこのバスの交換ができるのであれば検討していただきたい、このように思っております。

次に、SLの件であります、駅前に展示されている機関車の保存について、この機関車が昭和14年の3月25日大宮工場で製作された機関車であります。D51型194号蒸気機関車は、これは全国を走った蒸気機関車であります。昭和46年3月25日より山口線を走ったSLであるわけでございますが、49年11月に、国鉄より国民宿舎へ保存、展示、その後、駅前駐車場へ移設され、実に72年の雄姿であるわけであります。

これがまた、長年風雪にさらされて、腐食が進んでいるわけでございますが、雲南市がいろいろ、この、機関車を持っておられたわけでございますが、ここが解体の憂き目にあっております。こうしたことのないように、まあなぜ、こういうふうになったかという、これは腐食が激しく、アスベストが出たというんで、雲南市は解体をされております。そういったことのないように津和野町も屋根をその設置できないか、今、アクリル製のええ板があるわけでございますが、これを使ってアーチ型の屋根にすれば透明度もあれ、雨や雪からも腐食を防ぐことができるわけでございますが、こういった対策を観光の一助としてSLを保存できないか、このように思っております。

また、屋根の設置費についてであります、商工観光課には、温泉の入湯税が入っております。現在、580万ばかりの観光振興基金があるわけでございますが、この財源を有効な利用、活用方法として、こういった機関車の屋根の建築費として使用が可能であれば一般財源を圧迫することもない、このように思っておりますが、基金を利用して、ひとつ機関車の腐食防止のため屋根の建設をするお考えはないか、先ほどちょっと触れましたが、雲南市の木次町では、野外展示されておりました蒸気機関車C56の解体が350万円で議会で議決されております。そうしたとき、雲南市やら奥出雲町の旧国鉄のJR西日本OB約200名が、保存の方向で陳情された経緯があります。市のほうでは、アスベストやら腐食が大変ひどいということで、解体を余儀なくされておられますが、OB会では動輪だけでも屋内保存をというふうに市のほうへ要望をされておりますが、C56機関車といいましても動輪が6個あるわけでございますが、こういったものを保存するということになれば大変な費用もかかってくると思いますので、そうしたことも勘案して、ひとつどうか屋根の設置を検討していただきたい、このように思っておりますが、これに対してどのようなお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、D51型194号機関車の保存についての御質問に対して回答してまいりたいと思います。

駅前町営駐車場に静態保存されているSLの腐食対策についてであります。御指摘のように風雪や積雪による破損や腐食から守り、この貴重な資源を大切に保全するためには、状況調査も含め、必要な対策を早めに講じていかなければならないと考えております。

これまでの塗装による保護は、有効期間が約5年程度で、費用は約90万円となっております。SLの車体の長寿命化を図る上では、2重の対策を講ずるに越したことはありませんが、懸念事項として、屋根を設置した場合に写真撮影等のアングル選択に制約が起るため、もう少し各方面に御意見を伺ってみたいと考えております。

観光振興基金の活用につきましては、現在のところ、明確な活用方法を定めておりませんが、基本的には、将来的な新規施設整備や大規模修繕などの事業に備えることとし、当面は、入湯税全額を基金に積み立てたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 今、御答弁の中でも、写真撮影等のアングルの選択に制約が起るため、各方面に意見を伺ってみたいというふうな回答をいただきましたが、マニアが沿線でSLを撮影する場合には、もちろん電柱もあり、電線もありいろいろな障害物もあるわけでございます。カメラアングルを工夫して撮影をされるのがマニアであります。

この動かん機関車を、屋根を設置されても、マニアの方は工夫され撮影をされると私は思っております。

町長、各方面の意見を聞くということではありますが、仮にですね、商工会、観光協会、その他の方に意見を聞かれても結論が出るとは私は思っておりません。賛否両論はあると思っております。蒸気機関車は、町の財産であります。観光の一助になると判断されるのであれば、町が判断されてやられるべきと私は思いますが、これについて、もう一回町長、どう思っておられるか、どうでもいろいろ各方面で検討せんにやできんのか、町独自でやるような気はないのか、もう一回御答弁いただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） とりあえず、その最終的には、行政判断というものを求められるというふうにも思っておりますが、まずは一度、御意見を聞いてみたいということでもございます。

賛否両論ということであれば、またそういう中でいろんな御意見を参考にしながら行政判断もあるわけではありますが、仮にこれが1割賛成で、9割が反対意見だったということになりますと、やはりそうした意見も尊重していくということも考えられるのではないかなというふうにも思っているところでありまして、まずはそうした面で御意見を拝聴してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 何回も何回も言うよう……でも、しょうがないんですが、もう本当は早く町長、決断していただいて、どこへ相談したって、もうできる問題じゃないです。そねえな町長、言われるようにええ回答出てきません。

町のほうでこういったことをちゃっとされて、駅前の花壇でも道の駅のモニュメントでも、町がちゃっと決断されてやられてたじゃないですか。こういうふうに町長の御英断を仰ぎたい、このように思っておりますが、まあ答弁はいりません。

次に、ささつな自治体協議会についてお尋ねをいたします。

設立の経過と組織構成について、2番目に、現在進めているプロジェクトについて、3番目に、今後のプロジェクトについて、4番目に、町長の公務としての範囲をどのように考えておられるか、5番目に、ささつな自治体協議会の運営費についてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ささつな自治体協議会に関する御質問についてお答えをいたします。

御質問いただきました、ささつな自治体協議会設立の経過であります。平成の大合併を通して、津和野町のような小さな規模の自治体の数が激減し、過疎化等により衰退する地域の実情を発する声が弱まっている背景や、地域主権の進行により、地方自治体の主体性が厳しく問われていく先を見据え、これまでの枠組みにとらわれない同じ意識を持った自治体が連携し、諸課題の解決に当たっていくことの重要性を認め、私より年下の全国の町村の首長に呼びかけ、本年4月に全国若手首長の会を開催したのが始まりでございます。

その中で、共通する地域課題の解決、災害時などの相互支援体制の強化、同じプロジェクトの同時展開などを通じて、ふるさと運動として活動していくこと、そして、活動の結果をもとに、国に対して地域が持つ諸課題を発信し、支援いただくための政策実現に結びつけていくことなどを確認したところでございます。

その後、7月に「支える」と「つながる」の意味を込め、「ささつな自治体協議会」と名称を定め、この協議会が発足をしたところであります。

現在、北海道松前町、三重県菰野町、青森県西目屋村、石川県志賀町、栃木県益子町、和歌山県印南町と、津和野町の7町村にて組織しており、私が呼びかけ人でもありましたので会長に、松前町長と菰野町長に副会長をお願いしているところでございます。

近く、秋田県美郷町、富山県立山町、千葉県横芝光町も参加を予定しているところでございます。

なお、事務局としては、首都圏の大学生を取り込み、学生視点からの社会貢献プロジェクト等を通じて、少子高齢化や地方の衰退と過疎化など、地域の課題解決や地域振興事業に取り組んでおられるNPO団体WINPEACEと御縁をいただき、都会から見た地域課題解決のための事業提案や、都会と参加自治体を結ぶ仲介役としての機能を果たしていただいております。

次に、現在、協議会で進めておりますプロジェクトでございますが、1番目として、都会で働く人が地元に残した気がかりなことを解決をしてあげる活動であります「陸の燈台プロジェクト」、2番目として、町内各地域の食文化を研究し、それらをコラボレーションしたどんぶりを開発することで、地域に新しい食をつくる取り組みであります「来ら井プロジェクト」、3つ目として、不要になった各自治体のごみ収集車や救急車、公用車、学校の机やいす、事務机等をリスト化し、希望する被災自治体に送る「東日本大震災復興支援プロジェクト」を進めているところでございます。

このうち本町では、「陸の燈台プロジェクト」と「来ら井プロジェクト」について参画しております。

今後、予定するプロジェクトといたしましては、11番議員さんの御質問にもありました「イノベーション・フォー・ジャパンプロジェクト」や、詳細は、これから煮詰めることとなりますが、若者の出会い、婚活をテーマとした「紡ぐプロジェクト」などを予定しております。

また、参加自治体間による災害時の相互支援協定についても、今後、具体的な協議に入りたいと考えております。

町長の公務としての範囲についてのお尋ねでございますが、講演会活動等、みずからの選挙に関する活動を除き、津和野町のことを考えて活動するすべてが公務だと考えており、ささつな自治体協議会の取り組みも公務に資するものと認めております。

ささつな自治体協議会の運営費については、特に定めておらず、これまでのところ、事務局経費についてもNPO団体WINPEACEにて負担していただいております。

事業費については、事業ごとに参加自治体のほうで賄っており、今後もこうした形態にて運営されていくと考えておりますが、事務局経費や共同プロジェクト等については負担金を定め、運営をしていくことも視野に今後協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） ささつな自治体協議会について、「イ」であります。町長、設立の経過と組織構成を今、申されました。50歳以下の首長、若くして、若い町村長で、地域課題の解決、災害時の相互支援体制の強化といったようないろんなことを、これをふるさと運動としての活動の確認をする、このようなことが設立の目的であると説明をされたわけでございますが、そしてまた、組織構成は、「ささつな自治体協議会」という名称で、津和野の下森町長が会長で、副会長に北海道の松前町の前田一男町長、また、三重県の菰野町の石原正敬町長、そして4名の理事で、合計7名の町村長であると、そして、NPOのWINPEACEの理事長であります小島氏が事務局長で、合計8名の組織で構成をされて、いよいよ船出をされるわけではありますが、そこでお尋ねをいたしたいと思っております。

町長、あの、設立の目的である地域課題解決にいたしましても、人口が1,577人の青森県の西目屋村、ここが抱える問題と、4万1,000の三重県の菰野町で、26倍の人口差があるわけでございますが、こうしたこの財政や経済構造、懸案事項等の規模も大きな

格差があると思われるわけです。こういったことも踏まえ、合議制にもいろいろと懸念される問題があるというふうに思いますが、これについてどのように考えておられますか。

また、災害時の相互支援体制の強化であるというふうに申されましたが、北海道の松前町や、今言いました青森県の西目屋村でも、もしも仮に、ここで災害が起こったと想定して、相互支援体制がとれるのか、町長は東日本の災害現場を視察され、その教訓をこの、ささつな自治体6町村に対して、発揮できるとお考えでありますか。

他町村のことを申し上げますが、邑南町では、12月に北広島町と災害時の相互援助協定を締結をされております、邑南町は、これまでも広島県安芸高田、三次の両市とも協定を締結され、広島県側の3自治体すべて締結をされておるわけでありましたが、町長には、ささつな自治体の災害支援体制でなく、隣接県と災害時の相互応援協定の締結をされるお考えはないか、これについてお尋ねをいたします。

「ロ」であります、現在進めているプロジェクトの中で、陸の燈台プロジェクトとはふるさと運動をスローガンに掲げておられるようでございますが、これは、都会で働く人が地元に残した気がかりなことを解決する、例えば墓の掃除、庭の手入れ、これを1万円を負担すれば、作業に5,000円、そして地元の特産品を5,000円で送る、このようなシステムであります、私はこのようなプロジェクトを、もろ手を挙げて賛成するものではありません。

盆、正月に高速道を自動車でも4時間も5時間もかかって、その上、渋滞に巻かれながら、また、新幹線にいたしましても、150、180%の混雑であっても帰ってくるのがふるさとであるというふうに私は理解しております。

墓や家があるからこそ帰省するんじゃないですか、それがふるさとではないんですか、花火大会や盆踊りでも、帰省する人を歓迎するものではありませんか。

そういったことを考えたとき、1万円出して墓や庭の手入れを自治体が雇用創出と特産品の販売拡大をというふうに強調されますと、今、山陰両県で広がりつつあります一家の墓を廃止、供養を寺に一任する永代供養が広がっていると、お墓のシンボルを守る意識が薄れ、家族の責任とも言われている永代供養が山陰地方でも進んでおるわけであり、

津和野町も過疎化が進行するおそれがあるように私は思っております。私の考えが閉鎖的であるのかわかりませんが、この点について町長に御答弁をいただきたい。

そして、「ハ」であります、今度のプロジェクトであります。

町長、いろいろ50年後の日本、想像してみ、期間限定付で大学生を地方自治体の町村付と町長付というポジションに一、二年間の期間を限定で就任させるというふうなプログラムを持っておられますが、この場合、町長、東京で、24日に12名、25日に12名ですが、28日に16名、計40名というふうなことを申されておりますが、その中から2名程度選任し、津和野の活性化に取り組んでいく、これが町長の考えておられるプロジェクトであるわけであり、また、町長は地域活性化を重点に地域がやり残してきた当たり前のことは一つずつ実践し、地域全体を抱えるマイナスの要素をゼロにして、プラスに転じて

いく、町長1人でできることには限りがあると、津和野町を本質的に変えていくには、町長とともにビジョンを掲げて周りを動かす熱意を持ったどんな困難にも主体的に取り組める若者の力が必要で、私と一緒にこの町を変えていくというポストを用意しておりますというふうに申されておりますが、町長、私はこのことを聞いて、この津和野の町民に対して大変不愉快な言葉であるというふうに私は思っております。

全く津和野の町民を信用されておられないというふうに私は思っております。

町長の町政に対する教示には、少しは私は理解をしているつもりでございますが、町長、平成23年度の施政方針でも、職員の人材育成について、いろいろ基本方針のコンセプトがあると、質の高い行政サービスの提供、住民福祉の向上、実現に向かって各種研修会等の積極的な参加を促して、引き続き、人事評価者研修会を実施する、このような管理職を対象とした能力評価等、いろいろ申されております。

これが23年度の町長の施政方針であったわけでございますが、このようにして人材育成基本方針のコンセプトを打ち出されたわけでありましたが、これは机上の空論であったのか、当町の改革が順調にできない、実践できないという観点から、外部からの人事構成を進めることがコンセプトであるのか、これについてお伺いをしたい、町長の職員に対する信頼度がどの程度でありますか、11月5日の教育長の任期は突然きたわけではありません。下森町長が就任されたときから、既にわかっている人事であります。教育長の空席が新聞でいろいろ報道されました。島根、鳥取両県でも、教育長の空席の市町村はないと、このように報道をされております。

これをどのように町長、受けとめておられますか。町長の、ささつな自治体協議会の必要性は、私も理解はしたい、このように思っておりますが、その前に津和野町の執行体制の確立、これが先ではないのですか。

今の町長は、「騎虎の勢い」であります。中国の言葉に「君、臣を見ること塵芥のごとくなれば、すなわち、臣、君を見ること怨讐のごとし」。このような中国の言葉がありますが、この、ことわざどおりに町長が向かっていかれるのを私は懸念するわけであります。

そういったことから、イノベーション・フォー・ジャパン、町長からのメッセージということですが、外部よりの人事構成についてどのように考えておられるかお伺いをいたします。

また、町長の公務としての範囲をお尋ねいたしますが、ささつな自治体協議会の活動は、本年4月より始動し、7月には名称を決定され、組織も構成されたわけでございます。

下森町長が会長に就任され、活動が始まったわけですが、そうしたことで11月の3日、4日、5日と栃木県の益子町のほうへ訪問をされております。

そういったことが、我々議会には11月18日に全協で説明をされた、初めて町長がこのような会を結成され、会長になられたということを知ったわけですが、町長、公務ということであれば、職員には町長の活動の状況について周知徹底をされておりますか。

会の結成をされたとき、4月から既に動かれて、7月にこの会を結成されておるわけですが、町長の直属の部下でありますここにおられる庁議のメンバーに相談されての行動であったのか伺いをいたします。

そして、「ホ」であります、ささつな自治体運営費についてであります、会の運営については、特に定めはないと、事務局経費はNPOの団体のWINPEACEが負担しているようではありますが、全国の50歳以下の若い町長が集まって会を運営していくのに会費はNPO団体、今後もこうした形で運営をされるといくという考えであります、このように町長答弁されておりますが、会の運営も他力本願で行うということではなく、会を継続していくのであれば、会の運営費について、町長、捻出されるべきじゃあないですか。これについて、大体どのぐらい年間の運営費がいるのか、およその金額は出されていると思いますが、それについてお尋ねをいたします。

また、陸の燈台プロジェクトであります、既にこれは営業課で活動されております。推進委員会のリーダーとして、営業課の課長補佐が就任しておるわけではありますが、本年度も予算で16万円の旅費は計上されております。これは、町長と一緒に会に出席をされたその経費であるのか、また、この会はどこで開催されるのか、開催の場所、それで行かれた会議の回数をどのぐらい行っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お一つ一つお答えをしてみたいと思います。

まず最初に1,500人の町から4万人の町、参加自治体の人口の規模でありますけれども、まあそうした格差がある中で、同じ課題というようなものが共有できて、そして事業が展開できるのかと、そうした御質問であったかというふうに思っておりますけれども、御指摘のとおり、一番小さい自治体で1,500人、からまあ、津和野で8,500人、その後、1万人、2万人、そして4万人、大きいところで4万人、まあそういう、自治体に人口の差があるということでありまして、基本的にはそれが格差というべきかどうかということがあります。

大きな市であれば、今回、市のほうには呼びかけをしておらないわけではありますが、やはり考え方も少し違いますし、人口規模もさらに大きくなると、まあそういう状況の中で町村に絞って、こうして御案内をしてきたというところがあります。

1,500と4万人、突き詰めれば、考え方等も違って来るかもしれませんが、しかし、同じ、それぞれの県の町、村でありまして、基本的にはいろんな同じ悩みや地域課題等も持っているということでありまして。

そして、この、ささつな自治体っていうのは、まずは自分たちの地域の課題を解決をしていこうじゃないかと、そしてそれに向けて共同で取り組んだり、あるいは知恵を出し合ったり、そうしたことをしながら、お互いの町がそれぞれよくなっていくように、まさにふるさと運動という言葉で位置づけておりますけれども、そうしたことを進めていこうということでありまして、そういう中に、まさに多少の違いはあるからこそ、いろんな発想が生まれ

てきて、お互いが切磋琢磨であったり、連携、相乗効果につながっていくというふうに、この自治体協議会を考えているところでございます。

特に、この自治体協議会の中で、いろんな活動を企画をしております。

ただ、それは必ず参加自治体が全員が参加をすると、そういうスタンスではございません。それぞれの事業について、それぞれの自治体が自分たちの地域の実情をかんがみながら、その改善につながると思えば、その事業には乗る、乗らないと思えば、他の自治体の事業を見守るというようなスタンスで望んでいこうというふうに考えているところであります。

今後、先ほど申し上げました、後また、御説明いたしますが、イノベーション・フォー・ジャパンとは、津和野でも取り組んでいこうという話でありますけれども、紡ぐというような、婚活の結婚に関する事業も計画がされているところであります。

津和野については、しばらく静観をしていこうというふうにも思っておりますが、これは北海道の松前町さんが積極的に取り組まれる事業でもあります。

ただ、この結婚、あるいは婚活ということについては、今でも一般質問で複数の議員さんからこの必要性というものを言われてきております。

まあ町も余りしっかり積極的な発言もできてこなかったわけではありますが、こうした松前町の事業の実施結果、そうしたものも見ながら、また、津和野町でも取り組むべきということになりましたら、ぜひ、この津和野町の婚活のほうにも繋げていきたいと、まあそういう事例のスタンスであります。

そうしたことをいろいろと、この、ささつな自治体協議会で続けていきたい。あくまでも津和野のためにやる、この、参加をする協議会であります。

それから次に、災害支援体制の問題であります。

当然、今後、そうして邑南町さん等もされているような、こう、県境を越えて、また、その山の頂上を越えるというそういう協定の結び方は確かに必要であろうというふうに思っております。

例えば、今回の東日本大震災は、非常にその大きな範囲で被害が起きましたので、近隣同士で協定を結んでおっても、近隣自体全員がすべてが被害を受けていて、支援をし合うというような環境になかったとそういうことでありまして、山田町、訪問した山田町あたりは、全国のたまたま御縁がある町から支援に入ってきてくださったり、物資やお金の支援があって非常に助かったということでもあります。

近隣というのは、どこの範囲まで考えるかということもありますが、まあ、議員御指摘のとおり、今後はそうしたことも念頭に置かなければならないと思っております。やはり大きな災害、あつてはなりませんけれども、それを想定したときに、やはりできるだけ離れたところと結んでおく、いろんな保険をかけておくということが必要ではないかという考え方です。

ですから、例えば、松前で大きな災害が起きたときに、津和野から行くのは無理であります。しかし、津和野に起きたときには、近畿の、そうした菰野町であったり、印南町であ

ったり、そうしたところからはいろんな支援もお願いができる、そういう、こう、いろんなネットワークを結んでいこうということでもあります。

ちなみに、この災害支援協定等につきましては、森鷗外を御縁に、現在、文京区さんとの交流も始まろうとしておりますので、文京区さん、これはまた大都市という意味で、非常にまた一つの違った意味での支援体制が組めると思っておりますが、そうしたところも進めていきたいと考えているところであります。

それから、陸の燈台プロジェクト、この関係については、担当課長のほうからまた御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、イノベーション・フォー・ジャパンでありますけれども、まあ、これはいろんなその津和野町の地域課題を解決するために、この若い、また都会の視点というものも取り入れていこうというのがこの事業の趣旨であります。

少し御質問お聞きしております、大変残念だなというふうに感じましたのは、決してそこだけを私は見ているわけではありまして、9割、あるいは9割5分、99%は地元の方々を見て、見ているというのは失礼かもしれませんが、ともに進んでいきたいという気持ちは変わりがないわけでありまして。

例えば、観光をとりましても、観光振興計画も、現在、町民の方々に参画をいただいて一緒に計画を策定をしております。

あるいは、そのほかにも伝統文化を活用した保存活用計画、これからまた進んでまいります。これについても、町民の方々の御理解もいただかなきゃなりません。

さらには、まちなか再生事業、これも9月の補正予算でお認めをいただいて進んでおるわけでありましてけれども、これも多くの観光関連を含め、町民の方々に参画をいただいて、一緒にこの、どう取り組んでいくかというのを話し合いをしている、そういうところでもあります。

それにあわせて、職員についても、当然、該当する商工観光課の職員は、当然でありますけれども、そこに教育委員会から、あるいは営業課、あるいは地域振興課、そうしたものから加わって、そしてプロジェクトをつくって、この津和野のまちなか再生を中心とした今後、観光も生かしていく、そういう取り組みもしていく、そういう土台があって、その土台に少し、そこに若い都会の視点というものも入れていこうじゃあないか、そして、まあ例えば、町中の空き家にどう若い人たちが生かしていこうとするのか、そういうアイデアも入れていきたい、あるいは、場合によっては津和野高校の支援のほうにいろいろお願いすることもあるかもしれません。

そういうような形でございます、決して、その、若い人だろう、都会の方々だけを私自身が向いているということではありませぬので、そこは何とぞ御理解をいただきたい。本当に95%、まあもっといってもいい、99%いってもいいぐらいでございますけれども、そういう中でのこのイノベーション・フォー・ジャパン事業でありますので、まあ、ちょっとほんと寂しい思いで聞いておりましたが、私は絶対に外ばかりを見ているわけではあり

ませんので、何とぞその点については御理解をいただきたい、ちなみに私の活動そのものも99%は町内に向いているつもりであります。毎日朝から夜まで、そして土曜、日曜、町政座談会、各種行事、総会、地域集落のそうした活動、できるだけ出かけていっております、その残されたわずかの1%、2%の力を、この、ささつな自治体協議会、あるいはイノベーション・フォー・ジャパンにも、また東京での公務を利用して、そして時間もつくって進めているということでありますので、この点については、何とぞ信頼をしてぜひいただきたいと、そういうことを切にお願いをしたいと思っております。

それから、公務の問題でございます。

公務ということでありまして、これについては、基本的にはこのささつな自治会協議会、公務として当然やっていきたいというふうに思っております。

そして、全職員に徹底されているかということでありまして、まあ、徹底されているかという意味においては、まだまだその辺は私自身の反省もしていかなきゃならないというふうにも思っております。

ただ、いろんな事業を新しく組み立てていく上で、すべてを庁議にかけて諮ってやっていくということは、これまでもしておりません。例えば、今年度の予算も農業関係、林業関係、また新たな取り組みというのをやっておりますし、また、途中からも、例えば救急キットの取り組み、そうしたものも始めているわけでありまして、それはあくまでも担当課の判断も尊重しながら、またそれ上、副町長あるいは私ども、私の決裁、そういう段階を踏みながら新しい事業にも取り組んでおるわけでありまして、それを新しく取り組むのにすべてを定規ではかってきたということでもございません。ただ、まあ御指摘のように、やっていくことについて、できるだけ全職員に徹底をしていくということは大切なことでもあるかというふうにも受けとめておるところでありまして、また、今後の反省課題として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、教育長の人事のことにもございました。

これについては、非常に私としては言いたいことの、人事にかかわることでもありますので、ここに立っても本当に言いたいことの10%も言えないと、まあ我慢して、まあ言えないという状況でもあります。

ただ、こういうことをいうとまた誤解を受けるかもしれませんが、県内では、現在のところ、そうして空白になっているということはないわけでありまして、全国にはそうした事例もあるという状況でございます。

ただ、まあ当然こうした事態が正常であるとは思っておりませんが、私なりに津和野の教育のことを考えて、そして、自分のまた残された、また任期もある、そういう中でしっかりとまたこの人事も、私の任命責任の中でやっていきたいという思いで現在進めているところでございます。

この点については、大変皆さまには御心配をおかけしております。また、本当に人事の問題なので、本当になかなか言うことができませんので、逆にそれが、御不満、御心配等に拍

車をかけている、そういう実態でもあろうかと思えますけれども、現段階では、できるだけ早く提案をさせていただきたいと思っておりますので御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、会の運営費の関係でございます。

この辺につきましても、まあ実際のところ、会場代も、ちよだプラットというところを中心にやっております。これは、半分公共的な施設でもありまして、例えば、邑南町さんとか、海士町さんは、あそこに東京事務所を構えていらっしゃいます。

で、NPOのこのWINPEACEさんもそこに事務所を借りていらっしゃいまして、そこで会議を大半が行っているというような状況でございます。

それから、まあ資料代というところでもありますが、まあこれはNPO団体ということで、ほかから資金を持ってこられて、そういう公共的な活動をされている、公共的な活動っていうのは、まさに我々の支援をしながら地域活動を応援するというのが公共的な、WINPEACEさんにも目的になるわけでありますが、そうした中で現在、捻出されております。

まあ、いつまでも甘えておっていいのかどうかというのは、確かに議員の議指摘のとおりでもありますので、今後、またしっかり早急に検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

最後にもう一つだけ少し、イノベーション・フォー・ジャパンで、言い忘れましたので、こちらについて、今回、若い人を呼んでくるということでありまして、できれば国の総務省が推進しております、地域おこし協力隊、あるいは集落支援員制度、こうしたものを使って、町財政、負担がかからない方法をとっていきたいというふうに考えております。

実は、この地域おこし協力隊、集落支援員制度、総務省がやっておるわけでありますが、県内でこれをまだ活用してない町村というのは、うちと西ノ島町だけということにもなります。

まあ、その活用するせないは、当然、自治体の判断でありますから、してこなかったことがいけないというふうには言い切れないわけでありますが、ただ、やはり、人口減少11.4%ということを考えてときに、やはり何となくこう、津和野町にそうした理由べきものがあるいはあったということも考えられるのではないだろうか、美郷町であれば、もう17名ぐらいの方々がこの制度を使って、県内でも本当積極的に使っているということがあります。まあ、おくれればせながらかもしれませんが、津和野町もこうした制度を使いながら、地域活性化にもつながって向けていこうと、そういう意欲の取り組みでもありますので御理解をいただきたいというふうに思っております。

大変、長々しゃべりまして恐縮ではありますが、とりあえずの答えとさせていただきますと思います。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 御質問の中の、陸の燈台プロジェクトの関係でございますけれども、まあ若干、経過なり内容につきましては、議員さんのほうから御説明があったとおり

でございますけども、まあ当町の場合は、墓掃除ということで、今、議会実施をしたところでございます。

まあ、あのよその、この同じ会員の中で言いますと、松前町などでは、雪おろし等も考えているようなことでございまして、まあ、いろんな持っていき方があろうかと思えます。まあ、うちがやっておりますこの墓掃除というのは、これをやるから都会から帰ってこなくなるというのも、そりゃ確かにあるかもしれませんが、帰りたくてもまあ帰れないという方も実際おられるのではないかなと思っておりますし、やはり、墓を思う気持ち、まあ、それはやはり田舎というのを大事にする気持ちにもつながるわけでございまして……

○議員（14番 後山 幸次君） 会議はどこでやるのかな。

○営業課長（大庭 郁夫君） 会議の分ですか。

○議員（14番 後山 幸次君） 会議の回数は。

○営業課長（大庭 郁夫君） 分かりました。それでは会議は、これは、東京と益子町で1回ずつそれぞれやったものでございます。

○議員（14番 後山 幸次君） 会議の回数は。

○営業課長（大庭 郁夫君） 会議は2回でございます。このささつなでは。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） あんまり、じょうに聞いても時間がありませんので、雪害、除雪対策について、時間のある限り御答弁いただきたい。

県東部でも、昨年豪雪で大変渋滞が起こっておりますが、本年度は、凍結防止剤散布は部分的に行って、全面散布するというふうな方針が出ておるようでございますが、除雪会議で、課題はどのようなことがあったのか、県道の生活路線の対策は万全であるのか、または豪雪の場合、県土木事務所からの応援体制はどのようになっておりますか。

そして、2番目に丸山橋のところは、大変勾配が急なんで、豪雪時、凍結防止剤を散布、今まではされて、個人がですよ、されておりますが、ここに凍結防止剤散布を、業者に委託されるような考えはないか、まあ除雪をとというのも町道じゃけえ大変難しいとは思いますが、せめて凍結防止剤の散布ぐらひはこの丸山橋に、というのは、医療バスがここへ来ますので、特に事故があっちゃありませんので、それについてどのように考えておられるかお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、除雪対策につきましてお答えをさせていただきます。

先月末に、津和野土木事業所主催の除雪会議が開催され、今シーズンの除雪対応について協議されたところでございます。

その中で、今シーズンより県有車による町道除雪の応援をしていただくことができることとなりました。

現段階では、町道4路線、森野坂線、駅前線、唐人屋線、福谷線を計画し、作業がより円滑にできることを期待しているところでございます。

また、従来より、冬季には凍結防止剤を必要と思われる町道に事前配布し、通行時に必要とされる方によって散布していただいているところがございます。除雪におきましても、市街地においては実施していない状況でございます。丸山橋におきましても、同様の対応を行ってきたとことであり、何かと御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 以上で、一般質問を終わります。ちょうどだよ。ちょうどぴったし。

○議長（滝元 三郎君） 以上で14番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後4時10分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成23年 第8回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成23年12月14日（水曜日）

議事日程（第4号）

平成 23 年 12 月 14 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 123 号議案 津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 124 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 4 町長提出第 125 号議案 津和野町埋蔵文化財資料室の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 126 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 6 町長提出第 127 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 町長提出第 128 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 町長提出第 129 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 町長提出第 130 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 町長提出第 131 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 町長提出第 132 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 町長提出第 133 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 町長提出第 134 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 町長提出第 135 号議案 鹿足郡事務組合理約の一部変更について
- 日程第 15 発議第 6 号 A P E C での T P P 交渉参加表明に抗議する意見書（案）の提出について
- 日程第 16 発議第 7 号 原子力発電所の警備に関する意見書（案）の提出について
- 日程第 17 発議第 8 号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書（案）の提出について
- 日程第 18 発議第 9 号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 19 経常常任委員会の請願審査報告について（側溝整備に関する請願書）
- 日程第 20 総務常任委員会の所管事務調査中間報告について
- 日程第 21 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 123 号議案 津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負
変更契約の締結について

日程第 3 町長提出第 124 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条
例の一部改正について

日程第 4 町長提出第 125 号議案 津和野町埋蔵文化財資料室の設置及び管理に関する
条例の制定について

日程第 5 町長提出第 126 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 6 町長提出第 127 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予
算（第 3 号）

日程第 7 町長提出第 128 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第
3 号）

日程第 8 町長提出第 129 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 2 号）

日程第 9 町長提出第 130 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予
算（第 3 号）

日程第 10 町長提出第 131 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）

日程第 11 町長提出第 132 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第
1 号）

日程第 12 町長提出第 133 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予
算（第 2 号）

日程第 13 町長提出第 134 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3
号）

日程第 14 町長提出第 135 号議案 鹿足郡事務組合同規約の一部変更について

日程第 15 発議第 6 号 A P E C での T P P 交渉参加表明に抗議する意見書（案）の提
出について

日程第 16 発議第 7 号 原子力発電所の警備に関する意見書（案）の提出について

日程第 17 発議第 8 号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書（案）の提出につ
いて

日程第 18 発議第 9 号 議員定数等調査特別委員会設置に関する決議について

日程第 19 経常常任委員会の請願審査報告について（側溝整備に関する請願書）

日程第 20 総務常任委員会の所管事務調査中間報告について

日程第 21 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（16名）

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宕文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長職務代行者	世良 清美君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長 ...	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	長嶺 清見君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
会計管理者	山本 典伸君		

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちにこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、14 番、後山幸次君、15 番、沖田守君を指名いたします。

日程第 2. 議案第 123 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 2、議案第 123 号津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12 番。

○議員（12 番 小松 洋司君） 先般の説明の中で、倉庫の基礎工事部分の変更ということやったんですが、基礎というのは大事なところなんですが、それがなぜ、この変更の中で出てきたのか御説明願います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 倉庫の基礎部分でありますけれども、この倉庫につきましては、現在、改修を予定をしておりますトイレのところ、現状はトイレと、今度増設します倉庫部分が、いわゆるトイレに変わるような形で設計しております。その倉庫の部分の中にあります機材について、別の場所に移転をしないといけないというところで、新しく設ける部分の倉庫部分の基礎をつくるというような形になっております。

○議長（滝元 三郎君） 12 番。

○議員（12 番 小松 洋司君） そうしますと、この倉庫というのは全然別個のところの倉庫を補強、この工事で、余りでやるちゅうことですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 建物の横に倉庫をつくって、そこへ物を持っていくという形を考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10 番。

○議員（10 番 河田 隆資君） その倉庫というのは、もう常設として考えていいんですね。仮設の倉庫にしては余りにも高過ぎますけども。

基本的には、正面の入り口が昔は倉庫であったわけですね。そしてその左側、真正面から見ますと左側にトイレがあった。トイレをつぶして、そこを倉庫にしたいというお考えなんですね。反対——だから、それ以外のその倉庫の部分を、基礎をつくって倉庫を建てるということで理解していいのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 一応、私の説明が足らんとするんですが、今あるトイレをもうちょっと広げる形を考えております。現在使っておる倉庫の部分をトイレに改修をするということで、現在使っておる倉庫が使えなくなります。でも、体育機材とかがどう

しても収納が必要になりますので、同施設内でその倉庫を築くというのはなかなか困難な部分がありますので、どうしてもその倉庫にかわる物が必要だということで、隣のすぐへりの敷地にその倉庫をつくるということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 私も子供が育つときに、中でいろいろ行事をやったことがあります。

体育館内で使用する道具と運動会等々で校庭で使用する物、校庭で使用する物は体育館の後ろの倉庫といいますか、舞台の下、そこに入ってたと思いますが、外につくると、体育館内で使用する物の、当然通路とか、ボール等々は箱の中に入れておまして、それをころがついて、それを体育館内に押し出したり等々の作業があると思いますが、そういうふうな部分も加味された設計なんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 今、つぶそうとしておる倉庫につきましては、校庭で主に使う物を収納しておるスペースであります。そのところの物を出しますので、主に校庭で使う物を集中して管理するための倉庫につくろうというふうに計画をしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） それではお尋ねいたしますが、今回の変更は、耐震補強工事の変更ということになしに、改修工事のほうの変更であるように思っておりますが、この中で屋根の塗装があるというふうに、この間たしか説明されたと思いますが、それと、今、機材倉庫の基礎工事、それから便所の変更、そういうことの変更であろうと思いますが、これだけの大きい金額を変更されるんでありますが、当初設計で、なぜこれが入ってこなかったんか。今、工事に入って、耐震補強工事に入ってからわかった事案じゃないわけですね。当初からわかっておったはずですが、それがなぜ、今の時点でこういう変更をされるのか、なぜ当初設計でこれを組んでおかれなかったのか。

その点と、屋根はどのぐらいの面積で、何回塗りであるのか。今から屋根や何かは気候の条件もありますので、塗装というても大変であろうと思いますが、何回塗りをされるおつもりでありますか。これは塗膜厚検査や何かがありますけえ、これは監理者がやろうと思いますが。

3番目に、今、倉庫の問題であります、面積をどのぐらいのものにされるのか、外へ建てられるのであれば、木造かプレハブか、どういう物をつくれるのか。

また、当然便所の改修をされるようではありますが、これは公共下水道へ接続されると思いますが、中島通りが今完成しておりますので、あっちに出されるのか。

そして、もう一つ、今回の変更された金額に対して、設計監理委託料の変更はあるのか。ないとすれば、変更に対しての設計監理委託料ですよ。ないとすれば、どういう理由でそのほうは含まれなかったのか。それについて、お答えいただきたい。じょうに言ったのわかりますか。（笑声）

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） まず、当初設計にこれだけの金額がなぜ入ってなかったかということでありまして、一番最初の設計をやる時には屋根も塗装をやる計画で設計を組みました。実際組んでみましたけれども、予算の枠というのがどうしてもおさまりませんで、最終的に入札をかける段になると、その設計では予算枠をオーバーしております。それではどこを削るかということで、削った一番でかいところは屋根の塗装だったというところでございます。

屋根につきまして、すぐ今、雨漏りが生じるというわけではございません、現実のところ。ですが、この機会を逃してやりますと、どちらにしても数年後には屋根の塗り直しが必要になってくるというふうに思っております、この機会をやりますと工事的にも安くつきまですし、一緒にリニューアルができるということで、当初の設計では組んでおりました。ですが、予算の枠でどうしても削らないとやれないということで、入札の段では落としたという形で、今回入札の差額が出ておりますので、追加をお願いをしたいということでありまして。

それから、屋根の塗りの回数でありますけれども、今、ちょっと資料として手持ちではありません。

それから、面積につきましては、建物の面積は806平米であります、屋根の面積としての数値をこの設計書の控えの中では把握しておりませんので、また後日お伝えをしたいというふうに思います。

それから、下水道のつなぎ場所ですけれども、これは中島通りのほうへ向けるように計画をしております。

それと、変更設計に当たっての設計者への変更額であります、これは一応変更をしないをお願いをするということをお願いをしております。理由につきましては、予算的に厳しい部分があるということと、この設計自体で大きく監理に変更が生じないということを理由にしております。

倉庫につきましては、プレハブであります。プレハブでありますけれども、永久、まあ、ある程度長期間で管理ができるような形を考えております。

倉庫の面積について、ちょっと、一式でこの設計書には出ておるので、またお伝えをしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 今度の変更は、当初では予算のほうでいろいろあるので、入札差金もあったということでこのようにされたようではありますが、結局、当初予算のときに組んで、入札減があったはずなんです、初めからこれだけ物を組んでおかれて、当初の予算に、枠に入らなかったというんであります、これが今、着工されて1カ月半しかたってません。そうすると、これだけの金額を、増額された金額はどっから出てくるのか。さっき言われました入札差金だけじゃ、とてもこれだけの金額は出んと思うんですね。そういったところは、どういうふうなお考えなのか、予算的なことを。

それと、今、設計料のことでありますが、これはたしか大建測量ですか、大建コンサルですか、これがやっと思いますが、これ、増額分の843万1,500円のその監理料も、設計料も要らないというふうなことでありますが、ちょっとおかしいんじゃないでしょうかね。

たとえどんな物を建てても、設計料と現場監理委託料ちゅうのは入ってくると思うんです。設計料にしても大したものじゃないからいいというと言われるなら、設計者がですよ。それはいいんですが、監理委託料というのは絶対なけんにやならんものであるというふうに私は思うんですが。その部分について、業者が好意的に、それはいいというふうに言われたのかどうか。町のほうで、金がないけえ、それだけもう設計料のほうはというふうなお話をされての上で、これを変更、設計料のほうの変更をされなかったのか。大建さんのほうはそのことは十分承知して、今後の、今、増額分の工事についての監理監督はするということで確約はとっておられるんですね。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 一応、この変更が生じるということで、工程会議のところで協議をした中で、変更設計に伴う設計料についてはいかがいたしましょうかという協議はかけております。

その席で、一応、監理の部分で極端な増には、監理負担にはならないので、このままでよろしいということで確約はいただいております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） この工事請負変更契約がして、その中に、1の欄に「設計を別冊仕様書及び図面のとおり変更する」というものが書いてあります。今までいろんな変更契約を、下水道工事変更契約がありましたが、今回はこの部分を変更したのでこれだけの金額になったというのが別冊で仕様書に、このような提案のときに資料といって提出されとるわけです。

そしたら、今回は、今、物置きをどうのこうの言うても、現場を知らない者には何を言うてるんかわからん。どのような形でどのような変更なったのかわからんていうて。そうした中において、わかりやすく議会に説明されるには、やはりここに書いてあるように、別紙のとおり変更するちゅうことで図面等について書類があるんだから、それを出すのが当たり前じゃないかと。そうした中で説明したら一番皆さん聞いてわかるんですけども、それを出されなかったというのはどういうことですか。わからないんです、実際、現場の詳しくない人は、何ぼあなたが言ったとしても。それを、なして持ってこんかったのか、まず聞きたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 今、図面をお示ししなかったということは、大変、私どもの不手際だったというふうに反省をしております。

変更契約を結ぶに当たっては、当然、設計書なり、図面というものが生じるわけでありませぬけれども、せめて平面図、あるいは配置図等の添付をすべきだったなというふうに反省をしております。

時間をいただければ、取り寄せてお配りをしたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの倉庫のほうの変更をされてちゅうのは、こういう、この部分をこのように変更されたというのを書面でもって提出していただきたい。図面をもって。お願いいたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） すぐ出せますか。

暫時休憩といたします。

○議員（9番 斎藤 和巳君） いや、いいです。暫時休憩しなくても、途中でその資料届きましたちゅう形で。時間がもったいないので、そのようにやっていただけたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） いや、次に、採決まで進めませんので。ちょっと確認をします。しばらくお待ちください。

暫時休憩といたします。

午前9時20分休憩

.....
午前9時40分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

お諮りをいたします。ただいまの件、資料の添付に若干時間がかかるようでございますので、この件につきましては一時保留として、次の日程に移りたいというふうに思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。それでは、次に移ります。

----- . ----- . -----
日程第3. 議案第124号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3でございます。日程第3、議案第124号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 森鷗外記念館の館長を、新しく非常勤の給与、報酬を支払ってということですが、今まで教育長なりが兼務でできていたものを、なぜこの時期に突然こういう形でポストを離れるのかなということに、私は疑問を感じておるんですけども。一般的に考えて、こういう役職をつくるっていうのは、年度初めとか、当初予算から行うべきじゃないかなというふうにも考えるんですが。

それから、もう一つ、9月に22年度の決算を審査しました。その折にも、各事業や施設についての報告を受けました。評価や課題というところで、森鷗外記念館については、学芸

員が不在で研究施設としてはなかなか意味をなしていないような意見もありましたけれども、館長が不在だから、不在というか、館長を置くべきだとか、そういう意見も全くなかったのに、なぜ今こういう提案があるのかなということをお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 森鷗外記念館の館長につきましてですが、議員さん言われますとおり、12月の5日までは教育長が兼ねるといって館長を兼務という形でやっております。

この時期になぜかという、一つの、一番の大きな要因は、森鷗外記念館の位置づけが、さらに来年の4月以降、文京区のほうでも新しく記念館がオープンをいたします。来年度の中学校の教科書にも、森鷗外が再び数力所で復活をするというような形にもなっておりますし、150周年の記念の年というような位置づけもあります。

かねてから、実は館長にぜひ山崎先生——ずっと森鷗外記念館に携わっていただいておりますけれども、館長をお願いをしたいという気持ちは持っておりました。ですが、山崎先生は、御存じのとおり跡見学園の理事長をされておられまして、さらに中学校、高等学校の校長も兼務をされております。そういった多忙の身で、なかなかそれをお願いするという機会に恵まれておりませんでした。

本来、今、教育長が不在という位置づけで、通常であれば新しい教育長がその兼務をする形になると思われそうですが、聞くところによると、山崎先生のほうが、来年の4月以降は中学校、高校の校長の職を一応やめられるというふうにお伺いをいたしました。若干余裕ができるようにお伺いをしておりまして、11月に2度ばかり津和野町においでをいただく機会がありまして、若干そこの辺のところを打診というか、それとなく御意向を、できるかどうかということをお聞きをして、できそうだというような雰囲気をお願いしたので、今回こういう形で、案ということで出させていただきました。

御存じのように、森鷗外研究では、日本で一番の権威者でもあります。森家の信頼も厚く、森家から御寄託をいただいております多くの資料も、山崎先生のお口添えでいただいたような経緯もあつたりして、非常に津和野町としては山崎先生にいろいろな面でお世話になってきております。

今後、文京区でもあつて森鷗外記念館ができるということでもありますと、さらに森鷗外研究に弾みが出てくるのではないかと思います。津和野町としても、今、議員さん言われましたように、鷗外記念館自体に学芸員が不在というような体制でもあります。研究施設として強化をするには、やはり専門的な知識、経験等が必要ではないかというふうに思っております。山崎先生がその館長の任を引き受けていただくことで、体制もさらに充実をさせていかないとはいけませんし、鷗外記念館の位置づけも高まってくるのではないかというような考えのもとで、こうやって条例の改正案を出させていただいたところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 山崎先生という、本当、鷗外のいろいろな研究に関してよくわかっていらっしゃる方が来られるというのが、学芸員不在の穴を埋めるというような考えもおありなのかもしれませんが、やはり、今までなかったポストに、年額にして120万、またつくということに関して、やっぱり町民の方々が納得できる形でないといけないと思うんですが、月にどれぐらい出勤をするというような形で、この9万5,100円という査定になっているのかということ。郷土館長なんかは年額でなってますけども、安野光雅美術館長も9万5,100円。大体これは、安野光雅美術館も合わせて、月にどれぐらいの出勤を予定しておられるのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 出勤という形は、先生方どちらもですが、関東のほうにおられますので、出勤をしていただくということになると、そう再々来ていただくということにはなりません。

今思っておりますのは、2カ月に1回程度来町していただいて、細かい指示等はいただきたいというふうには思っております。

今、幸い、メール等、通常の文章等は非常に行き来がしやすい状況でありますので、そういったところでの指示、御指導等はいただくことは頻繁にあることと思っておりますけれども、実際に足を、津和野のほうまで来ていただくようなことは2カ月に1回ぐらいを想定しております。

○議長（滝元 三郎君） 1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） その2カ月に1度来られても、月額で9万5,100円を払うほどの、120万年額で支払うだけの効果があるというか、それが町にとってどうしても必要だと思われて、この条例改正を提案されているんだと思いますけども、その点、町長はどうお考えですか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど、教育長職務代行者から申し上げたことと多少重項するかもしれませんがけれども、今回、この森鷗外記念館の非常勤としてお迎えをしたいという理由は、やはり、大きくはこの文京区のほうに同様の記念館が建設をされるということが、まず第1の要因であります。

基本的に文京区さんとは、今、良好な関係を保っております、そういう意味ではいろいろな文化交流、経済交流、そうしたものを続けていこうと、発展させていこうということで話し合いをしているわけではありますが、一方で、この森鷗外関係の資料、どういうふうにお互いが連携をし合いながら保存、管理をしていくかということは問題になってまいりまして、時にライバル関係にもなり得る記念館でもあるということでございます。

現在、津和野町のこうした森鷗外記念館の資料も、森家のほうからお預かりをしている物がいろいろあるわけがあります。そうした中で、ここ、この記念館、東京のほうにも、文京区にもできるということの中、やはり、津和野町の記念館というものが、現在お借りしてい

る資料、そうした物をしっかり保管をし、また研究をしている、そういうことを裏づけていかなければならないということでありまして、そのためには、文芸学芸員がいないという、これまで弱点もあったわけでありまして、学芸員1人を雇用するわけにはいきませんので、こうして館長を、体制を增強して、そして現在携わっている職員にしっかり御指導をいただく中で、この森鷗外研究を記念館を通して深めていきたいというのが今回の大きな理由であります。

もともと、これも先ほど申しましたが、山崎先生にはお願いをしたいということを経年、町として持っておったわけでありまして、先生がお忙しい身であるということ、これまでかなわなかったものでありますけれども、今回、少し御身分が、これまでよりは軽くなれるということ、軽くなれるというのはちょっと失礼、表現がいけないかもしれませんが、お時間がとれるという御身分にもなれるということ、このタイミングに合わせて、ぜひともお願いをしたいということで、今回のことになっているわけでありまして。

当然、先ほども申しましたように、津和野に来られる回数というのは、そういう意味では多いとは言えないかもしれませんが、やはり、東京におられまして、この森家の末裔は東京にお住まいでありまして、大変そういう関係も持っておられます。さらには、この山崎先生は文京区の森鷗外記念館の建設、あるいは運営にも携わられる先生でありまして、そうした面から、この文京区の森鷗外記念館とも、津和野とのいい意味での連携も図っていけるだろうと。そういう状況であります。

今回150周年を迎えて、さらに、やはり森鷗外というのは、全国に名の知れ渡っている、大変、郷土の誇れる財産でありますので、今後、さらに観光や文化、さまざまに発展をさせていくためにも、ここでしっかり、このタイミングで強化を図りたい。そういう理由から、このたび、こうしたお願いをさせていただいてという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 教育長が決まってないから、今まで教育長が館長でしたよね。だから、教育長が決まってないからという形のことを今ちょっと言われたんですけど、そしたら新教育長が就任されたら、それまでという感じで受け取ってもいいのかということ、まず1点ですね。まず1点。

それから、今、文京区での働きを期待してるということ、特に山崎先生という個人名が非常にクローズアップされてるんですけども、そうすると、山崎先生でなくなったら、当然これはもう一回見直されるということかということが、2点目。

3点目は、津和野のほうですけども、たしか副館長がおられると思うんですけども、その副館長の位置づけはどうなるのか。ここに9万5,000円ということが発生するということは、特に、今の山崎先生は東京のほうに力を特に、特にですよ、置かれるということは、津和野のほうで力を入れておられる副館長に対しての報酬というものは発生するのかもしれないのか、これが3点目。

それと、もう一つは、今、学芸員の位置づけですけれども、学芸員を考慮しておられるのかおられないのか、これは館長と副館長が学芸員の役割という形ですうっといくのか。それとも学芸員ができたなら、その職というのは、今の、この報酬というものはそちらのほうへ振りかえられるのか。

以上、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） まず、教育長が新たに決まったらどうなるかということですが、直接この人事と教育長とは絡むものではありません。たまたまのタイミングのきっかけになっただけのことでありまして、教育長が新たに決まりましても、山崎先生に引き受けていただける限りはやっていただきたいというふうに考えております。

それから、副館長の位置づけでありますけれども、副館長は、今現在は教育委員会の、実名を上げますと斎藤補佐が副館長という形になっております。ですので、報酬自体は発生しませんし、今後もその体制で、人事異動がない限りはやる予定でおります。

それから、学芸のことではありますが、教育委員会としてはできるだけ学芸員が欲しいというふうに思っております。今後の体制の充実も兼ねて、今の職員がいけないというわけではないんですけれども、学芸がおるにこしたことはないというふうに思っておりますので、委員会としては、今後も学芸員の設置を希望はしていきたいというふうには思っております。

山崎先生でなくなったらどうかということではありますが、山崎先生が何年お引き受けをいただけるかというのはちょっとわかりませんが、その時点で検討するしかないかなというふうに思っております。山崎先生にかわるお方が見つければ、またその方をお願いすることがあるかもしれませんが、当面はまだそこは想定をしておりませんのでわかりません。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 山崎先生の件ですが、今回の目的は山崎先生と太いパイプを持つことによって、文京区で立ち上がる鷗外記念館との連携を密にしたい。その目的は、森鷗外自身が、我々はよく知ってますけれども、教科書からも外れ、非常にその知名度が落ちてると。そういうことによって、それを教科書にも載り、密にすることによって、津和野の入館者等々をふやしていく手だてとして、そういうふうに協力を得たいというのが主目的なんですね。それをまず一つ、確認をしたいことと。

もう一つは、安野光雅館にも館長がおられます。町民の方々との、いろんなクレーム等を聞いておりますと、例えば、1年間を通じていろんな展示のスケジュールをつくるわけですけれども、その中に町民の声がなかなか伝わっていかない。と申しますのも、桑原史成館等々も含めまして、空き部屋を利用させていただけないだろうかという声が随分あります。と申しますのも、津和野の中にもいろいろな同好会がありまして、写真の好きな方、絵画の好きな方、そういう人たちが、どっか発表をしたいんだと。

例えば、石正美術館なんか行ってみますと、石本正さんの発表する場所ではあります。そして、入り口左側の廊下には、これは地元の愛好者のために開放をしております。そして、愛好者の展示をすることによって、両方とも相乗効果が上がってるというふうに私は見ておりますけども、そういった点を、あそこの空き部屋があるはずだけでも貸していただけないだろうかというのを二、三回言ったときに、館長さんに聞いてみないとわかりませんというのが、ずっと続いておりました。それを利用したいという方にお伝えをすると、だれの税金で建てられたんだと。私たち、そのために苦しんで、サービスの低下まで及びながらやってる。そういったところはもう少し考慮に入れていただきたいというのが、皆様の意見であります。

それが、また再び同じことを繰り返し、まあ、鷗外記念館の場合には2階の会議室かロビーの活用というふうになると思いますが、そういった点を、少し考慮に入れてやっていただけないかということが言えるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 文京区とのつながりについてであります。これについては、町長の答弁、今ありますように、山崎先生をいわゆるパイプとして、より密接な関係を築けるといふふうにも思っておりますし、逆に、ライバル関係にもなるということで、相乗効果につながるのではないかというふうに思っております。ひいては、他のステータスが上がることも期待をしておりますし、入館者、津和野町に鷗外関係で来町していただける方がふえていただくことも期待をしております。

館の使用についてでありますけれども、鷗外記念館のほうでどういった展示をやりたいという、民間の、町民の方から御意見をいただいとすることは、まだお伺いしてませんが、館の利用については、2階の会議室等は今までも、ものに希望がある場合には貸し出しもしておりますので、特別展とかで使用する日程等がない限りには、それは使用は可能だろうというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 濟いませぬ、ちょっと確認もあるんですけども、鷗外記念館の副館長は松島先生は違ったんですか。その辺がまず1点。

それともう一つ、新教育長、教育長というのが、この記念館の館長になるのかなと。今、前段の議員言われた、物事の判断をするときには、山崎先生がもしなられるとしたら山崎先生に判断を仰ぐのか、最高責任者ですね。このあたりの関係はどうなんでしょう。2点ほど。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） まず、判断のことですけれども、館長、館の運営については当然館長が責任を持つような形にはなると思いますが。かといって、教育委員会、私にしる、教育長にしる、全くタッチをしないというわけにはいきませぬので、最終的な経営の責任は教育長なりになるという形になると思えます。組織の構造というものが、館長の束ねの形で教育委員会がありますので、最終の責任は教育長のほうになると思えます。

館の運営についても、館独自でももちろんやる内容もありましょうし、外に向けての行事等であれば、当然教育委員会のほうにも相談をいただいて、運営をしていくような形になってくると思います。

それから、副館長につきましては、今は、先ほど答弁したとおり斎藤補佐がやっております。松島先生は特に、鷗外記念館の分で言いますと、記念館協議会の副会長をやっていただいております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 基本的に私、山崎先生の講演なんかは再々聞いておりますので、その人物像というのは非常によくわかっておりますし、東京のほうで活躍されることを期待は非常にいたします。

報酬が出るということは、それなりの、また違った意味での活躍を、特に教育委員会からは要請をかけていただきたいと思いますと思っております。

先ほど言われました、これは山崎先生だからということで私は思っております。ていうのは、これが充て職的になって、また違った人がなったときに、山崎先生のかわりにだれか入れといてというようなパターンには絶対ならんようにと。そうしないと、私が今賛成する意味がなくなりますので、ですから、単なる費用の持ち出しということにつながりますので、そのあたりは重々心して次のときにぜひやっていただきたいと思いますと思ひまして、賛成の論とします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第124号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第125号津和野町埋蔵文化財資料室の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） ここに、具体的にどういう物を持っていかれるかということ、どこの物のどういう物をここへ設置されるか。まあ、中身ですよ。中身をちょっと知りたいなと思うんですけど、ちょっと教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） ここに持ってきます物は、過去埋蔵で発掘をした、発掘の遺物の資料、そして、堀家の文書を主に持っていこうというふうに思っております。

既に予算を議決していただいております書棚等を買そろえまして、中のほうへ設置しております。そこへ文書については整理をさせていただいて、遺物については、1階の、施設と言えば駐車スペースになっておったわけですが、駐車場のスペースのところへ、遺物については棚で保管をするような形を考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の物ですけども、どこにある物を移転されるか、要するに、それをちょっと教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 物は、もともとありましたのは、鷗外記念館のほうで埋蔵が整理をしておった部分であります。保管自体は青野山荘の跡に置いてあったと思います。各所に散らばして置いてありましたけれども、1カ所のところへ持っていくと。

それから、堀家の文書については、当然堀家の倉庫の、倉庫ちゅうか、蔵の中にあつた物をこちらのほうへ移動をしております。

発掘場所ですか。発掘場所のことですか。

○議員（5番 道信 俊昭君） いえ、前の。どこにあつた物を（ ）。

○教育長職務代行者（世良 清美君） それなら（ ）のところです。

○議員（5番 道信 俊昭君） （ ）はない。

○教育長職務代行者（世良 清美君） それは、ないです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第125号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第125号津和野町埋蔵文化財資料室の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

それではここで、後ろの時計で10時25分まで休憩といたします。

午前10時13分休憩

午前10時25分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5. 議案第126号

○議長（滝元 三郎君） 続きますは、日程第5、議案第126号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 歳入のほうで、15ページの土木費県補助金で地域調査事業費補助金というのは、減額の1,500万円出ておりますけども、これは確定したというふうに言われているんですが、説明がありましたけども、今、地積調査というのは随分時間をかけてやっていますので、本当に毎年少しずつでも進めていかなければならないと思うんですけど、どうしてこのように1,500万円もの減額になったのかということをお説明ください。

それから、歳出で23ページです。民生費の一番下の児童福祉施設費のところの賃金で、520万7,000円の賃金で、これ説明のときに産休代替とありましたけども、次のページの5番、児童館施設費のところの賃金が減額184万5,000円となってるので、これは私の想像したところなんですけど、この児童館のどなたかが産休に入られるのでその代替者が来られるということかなと思いますが、それにしても金額的には520万円もありますので、これは何人か人数が1人じゃないんだろうなというふうに思いますが、その辺を詳しく、どこに何人臨時の方が入られるのか、職種も保育士さんなのかどうか、その辺を御答弁ください。

それから31ページ、土木費の住宅管理費ですが、需用費のところの修繕料が291万1,000円となっておりますが、これはどこの住宅のどのような修繕なのかということをお知らせください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 15ページの土木費県補助金でございますが、この減額でございますが、これは、国よりの県に対する補助金がマイナスシーリングを受けております。それを受けまして、各町村の補助金にも影響してまいったということでございます。

それから、31ページの住宅管理費でございますが、291万1,000円を1カ所のところに支出ということではございません。私どもが管理しております住宅についてそれぞれ修繕が要りますので、そのトータルということでお考えいただければありがたいと思いますが、特にひどいのは山根団地、それから清水団地の下水管が埋設してあるんですが、どうも地盤が悪いようでその下水管が一部分埋没等をいたしまして、流れが悪くなって年に数回下水が詰まったという事態が発生しております。この下水管を新たに修繕いたしまして、そういうトラブルを解消しようと考えております。これが両方合わせまして大方130万円程度の、大きいところではこういう支出になっております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） それでは、23ページの児童福祉施設費の賃金520万7,000円につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

その前に24ページの児童館費の賃金を184万5,000円減額しておるわけですが、実は当初予算では児童館のほうへ産休代替の賃金を計上しておりました。その後、4月に日原保育園のほうへ異動がありましたので、今回賃金として産休代替分を1人分は計上しております。あと2名につきましては、臨時職員を雇用しておるわけですが、1人の臨時職員については特別支援が必要な園児がおりましてその過配分が1名、それと援助保育等で不足しておる職員、臨時職員1名の2名を計上しております。

○議長（滝元 三郎君） 竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 臨時保育士の2名はどここの保育園でしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 失礼しました。日原保育園でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 1点ほどお聞きしますが、27ページの農業振興費の中で、負担金補助金の中で減額が900何万円ありますが、この減額について説明をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、27ページの農業振興費の補助金の減額の理由について御説明をさせていただきます。

農業機械設備導入及び更新費補助金というふうなことです。324万6,000円の減額となっておりますのでございますが、当初このお金は国の経営体育成支援事業というものがございまして。そのタイプが融資主体型事業というものでございまして。当初の計画では、町内に農業法人が1法人設立を予定するというふうなことと、認定農業者が1名と1団体を予定をしておりまして国のほうへ申請をしておりました。

その後、法人の設立がなかなか難しいというふうな状況になりまして、来年度以降で考えたいというふうな状況になりましたので、変更申請を行いまして法人分を落とす、そして認定農業者の1名の方も国の補助採択基準というものがございまして、法人ができないということになると、採択の点数が足りないというふうなことになりました。で、残りあと1つ認定農業者の団体でございしますが、それは事業の採択になるということで、当初3件の申請でございましたが、1件の申請に変更したというふうなことでございます。

それに伴いまして、認定農業者の関係で6分の1優遇措置をつけておりまして、個人の関係で302万9,000円、そして団体の関係はこれは採択がありましたが、入札の減というふうなものがございまして21万7,000円の減ということで、合わせまして324万6,000円の減というふうになっておるところでございます。

それから、島根の元気な里づくり事業というものでございしますが、県単の事業でございまして、当初3団体が申請をしておりました。で、1団体は今年度実施をするというふうなことでございましたが、2団体が一応当初計画から落としまして変更の申請をしたところでございます。1つの団体が事業を実施することが困難と、県の事業採択基準になかなか合わない、個人でできればしたいというふうなお話もございまして、この関係で613万7,000円の減、そしてもう1団体のほうですが、国の補助事業の採択を受けたというふうなことで、県単の事業を一応やめたいというふうな申し出がございまして、30万円の減というふうなことになりまして、合計643万7,000円の減というふうなことで計上しておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 20ページの国際交流費、津和野高校国際交流補助金なんです、高校生5名、教員1名、職員1名を派遣するということなんです、職員はどの職員が派遣されることになるのかをお聞かせください。それと高校生5名津和野高校から派遣するということなんです、これは教育委員会において審査するという内容だったと思うんですけども、採用する基準というようなものがあればお聞かせ願いたいと思います。

それと26ページ、ちょっとこれわからなかったんですが、労働諸費修繕料13万8,000円上がっていますが、労働諸費というのはどういったものなのかお願いいたします。

それと31ページ、道路維持費、重機購入費693万円、現場の重機を購入するという御説明だったんですが、こちらを詳しくお願いいたします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 20ページの国際交流の派遣の関係でございすけども、職員はだれが行くのかということでございすけども、高校生5名と、学校の子供たちが行きますので先生が1名、それから行政から1名ということでございすけども、だれというまだ確定までは至っておりせんけどもというような状況です。1名は随行として当然区長のほうの

訪問とか、公式訪問等とかございますので、行政側からも1名ということで、まだだれという決断までは私のほうにはいただいておりますが、1名と人数的なもので今回は出させてもらっております。

それから、高校生の選考の基準につきましては、高校のほうで選考していただくということでお願いをしております。高校の支援係のほうに、私どもは今回の予算からしますと、高校生の派遣が主でございますので、教育費のほうにという話もちょっとあったりはしたんですけど、業務的には支援係のほうでやっていただいて、国際交流に関連することですんで、うちのほうで組ませていただいたということでございます。（「聞こえませんか」と呼ぶ者あり）聞こえませんか。ですから、基準というか、それは作文になるかどうか、ちょっとその辺までは私も確認してはおりませんが、高校生の訪問に当たってのいろいろ自分たちが勉強したいこととか、そういったものも含めたものになるのではないかなと、ちょっとその辺については詳しくは今、（「高校が」と呼ぶ者あり）高校の先生に判断をしていただくというふうには聞いておりますけども、（発言する者あり）（「ちょっと途中でやめてください。手を挙げて言ってください」「済みません」と呼ぶ者あり）高校のほうへお任せはしてあるというふうにも今、聞いております。大変申しわけございません。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 31ページの備品購入費でございます。御提案のときにも申しましたが、日原側の道路維持の走っておりますダンプが限界に近づいてきておりますので、このたび新規に排土板、除雪機能を備えたダンプの購入費でございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 労働諸費についてでございますが、これに関する費用は雇用促進住宅に関する部分でございます。経過を少し説明させていただきますが、建設当時にあそこは、いわゆる水稲の耕作地でございます。そこへ向けて当時の雇用促進事業団が建設をするということで、津和野町としましても、旧津和野町としましても地元としての建設への支援ということで、当然ですが、農業用水の水利等がなくなってくるということで、津和野川から農業用水をポンプアップするという施設がございます。その電源を供給いたします木製の木柱ですが、これが腐食が進みまして危険だということで、今回その木製のポールを建てかえるということでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 済みません、19ページ飛ばしてしまいました。19ページの学生インターンシップ受け入れ事業補助金なんですけど、企画費の20万円、10名分ということなんですけども、これは学生を10名津和野町に派遣する事業だと思うんですけども、この中身、10万円の中身と、それとこの受け入れ事業補助金で2日間滞在すると思うんですけど、その際に事業が研修などが行われると思うんですけど、そういった費用というのはここには含まれていないと思います。それはまた別の補正で上がるのかどうかと、28ペ

ージ商工振興費、まちなか再生推進協議会委員報酬、こちらの協議会委員の内訳を教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 19ページのインターンシップにかかる受け入れ事業の補助金でございますけども、これにつきましては学生10名ぐらい見込どるわけでございます。そういった中で、彼らがこちらへ来る運賃の助成ということで、1名当たり2万円ということで予定をしております。それから、こちらで研修するに当たっての経費でございますけども、これは町の一般質問等でも出ました中で御説明いたしましたように、いろんな課題が考えられると思いますけども、そういったことなり現場を見ていただくということでございますので、特別予算を組まない範囲でいろんな、行政側からの説明というか、現場を見ていただいたりとか、そういったことになろうかと思っておりますので、特別今、予算を組むことは考えておりません。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 商工振興費の報酬でございますが、これにつきましてはこれから具体的に、いわゆる町屋再生事業ということで進めてまいるわけですが、これにつきましては一応いろんな形で主に観光面も含めてですが、利用を推進していくということで、主には今後受け皿の組織をどうするのか、あるいは運営体制についてもそうでございますが、町内には関係するいろんな個人の事業者さん、あるいは団体もかかわってまいります。そういったような各、大きく言えば利害関係にも結びついてくる部分もあろうかと思っておりますが、そういったようなことも含めて御論議をいただく、あるいは事業展開になったときに当然ハード的な整備も起こってきますけれども、そういったときの対象物件を最終的に絞り込む、そういうふうな審議をお願いしたいということでございます。

委員さんにつきましては、今のところマックスで12人程度想定をいたしておるところでございます。3回ということで考えております。内訳につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、主には、町内のそういうふうな関係する組織あるいは団体から御審議をいただきたいという方が大半になろうと思っておりますが、一部はそういうふうなコンサル業務的な、いわゆる市場調査でありますとか、先進事例等を把握している、いわゆる学識経験として二、三名程度は、町外からのそういうふうな知識が持たれている方にも一部はお願いをしたいと思っておりますけれども、基本的には、そういうふうな津和野町内からの関係される方をお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今のインターンシップのことについての関連ですけども、まず補助金の20万円の相手先というのを、ちょっときちんとした相手先を教えてください。個人に対して補助するのか、それともウインピース、NPOウインピースなのか、ウインピースLLPなのか、あるいはここに運営委員会、これ独自にInnovation For Japan運営委員会なのか、この相手先を教えてください。その中でこれ

は私が個人でインターネットで調べていったときに、NPOウインピースというのがどうも見つからないということで、それでNPOの検索をかけてみたんですけども、これも該当するものがゼロ件ということが出てきて、本当にあるんかいなというような、ちょっとこれは個人的に調べたんでよくわからないんで、このあたりのことです、2点目。

それと20万円の、1人当たりがこれでいくと2万円になるわけですけども、東京からですとこれでは足りないし、あと食事とか何とかもあるんですけども、その不足分というのは一体だれが見るのか、具体的にはその主催団体が見るのか、あるいは個人で出してくるのかということになると思うんですけど、それを教えてください。大体1人どのぐらいかかるのかなというのわかれば教えてください。

それともう一つ最後にですけども、この前の答弁の中にありまして、こちらで地元の方々との交流も行っていただくと言われてはいますが、当然議会とも交流をするということが入ってるとされるんですけども、私たちはまちづくりのためにやっているわけですから当然だろうと思うんですけども、確認としてお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） それではインターンシップの関係でございますけども、まず1点目の候補先でございますけども、これはささつな自治体協議会の事業プロジェクトちゅうのでやることになりますので、そちらへということになろうかと思えます。そこへ一括補助金交付金というふうには考えております。それから、この協議会の事務局をしておりますウインピースさん、LLPとNPOの2つの団体がありますが、その分のNPOのほうがかちょっと検索にかからなかったということでございますけども、ちょっと確認さしてもらいましたら、ちょうど今、メンテナンス中というか、ちょっとダウンしている状況というふうにも聞いております。それで、前にそこの登記の関係等もちょっといただいております。法人の設立は平成14年の11月7日ということで、主たる事務所というのは栃木県の宇都宮市ということで登録をされております。ですから、いろんな活動は当然前からやっている団体でございます。そういったことにおいては、たまたま見られたときがダウンしている状態、私もちょっと見ましたけども、確かにNPOのほうは今出てきません。そういったことで団体とすれば、きちっと活動されている団体というふうに判断をしております。

それから、経費の関係ですが、総経費幾らという、こちらへ来られるのが飛行機の利用という中で大体2万円は片道ですけどもということで、総経費の計算をしたものではございませんけども、約、飛行機の運賃の考えた中で半額、片便ということで2万円という算定をしております。残りの負担というのは確認はしてはおりませんが、学生がみずからがそういうようなものへ取り組みたいということですので、この学生の負担というふうに考えられるというふうに思います。

それから、議会なりこちらへ来た場合の、いろんな地域の現状等を学んでいただくということでございます。いろんな問題というか、学生は学生なりにこういったことに取り組みた

いというのもございますので、その内容にもよろうかと思えますけども、議員さんとの交流ということでございますけども、まだそこまで細かいとこまでは、どういう、それぞれの今から要望書というか、こちらへ来たいという意味での皆さんが書類を出されますので、そういったものを見ながら、どういった交流がいいのかというのは判断をしてみたいと思えますが、議会とのどうこうということも一つの何とすれば、そういった研修という意味では必要であれば、そういったことも考えてみたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 不足分の件、まず不足分の件ですけども、食事なんか入ってませんので結構なると思うんですよ、2泊3日だと。これが後からちょろちょろと町のほうから出たりとかということはないですねということの、これ個人負担ですねということの確認ですけども、これをしていただきたいと。

それともう一つ、最後の議会とのということは、これは当然この中から次の人間が決まってくるわけですし、そうするといわゆる、本体が動き出すときに我々が何も知らない相手、「あっ、こういうすごい学生なのか」なのか、「えーこんなの」と、なのか、この判断基準がないような形で、次の予算が出てくるということはちょっと考えられないことですので、議会の選択肢の一つじゃ困る、ふうに思っていますので、これは必ず議会、我々はその人物との交流をちょっとしておかなければならないと思っておりますので、これはぜひ入れておいてください。これはお願いになりますね。入れられますねということで。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 経費の関係でございますけども、滞在に当たったの経費、できるだけ安くとは思いますが、ああやってシルク交流館もできましたので、そういったところを利用して、できるだけ安くということでは考えていると思っております。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 道信議員からの要請でございますけども、議会の皆さんの御意向に沿って対応したいというふうに思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 少し時間をちょうだいして二、三質問したいと思えますが、20ページには定住対策費で若者定住促進対策奨励金が102万5,000円予算化しておられますけども、これの内訳をよろしくお願ひします。この資料いただいた補正予算の資料の中には、104万5,000円の返還金も一部あるようでございますが、その若者定住に対する奨励金を出すほうと返るほうと、その実態を少しお聞かせいただきたいと思えます。

それから続いて、生活バス対策で委託料で、設計監理業務委託料ということで、直地の停留所を立てられる、そのための設計監理と工事請負費で予算がなされておりますが、地元負担が25万円ばかり必要になっているということでありまして、この辺について詳細を少しお聞かせいただきたい。そして、場所ほどの周りに立てるのかをお聞かせいただきたいと

思います。それとあわせて、その下に負担金補助金及び交付金で路線維持合理化促進補助金というような形で21万6,000円、この補助金の性質を少しお聞かせいただきたいと思います。

それから、23ページの保育所の運営委託料ということで、幼花園に園児がふえたということで1,863万7,000円の運営委託料が予算化されておられますが、これの財源内訳を見ますと、国なり県なりの交付金等がありますが、園児が何人であると町村負担が幾らかかるのかお聞かせいただきたいと思います。

それと31ページに、土木費の道路維持費に工事請負費がありますが、説明資料にもありますように、農道2路線の舗装ということもその工事費の中に含まれておりますが、国の自己負担部分20%、44万円も負担金として歳入を見ておられますが、この農道は地元からの要請で舗装ということになったのかと思いますが、各地域でそれぞれ地元の要望で、地元負担を賄えば要望としてすぐ舗装等が今後ともできるのかどうか。そして、とりあえずは農道2路線というのはどこの路線をいうとるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それと36ページの森鷗外記念館費の中に、負担金補助金、島根ふるさとフェア出店ブース負担金30万円が予算化されておられますが、この場所と時期と、どのような計画をしておられるかお聞かせをいただきたいと思います。

あと歳入のほうで、一つほどちょっと参考までにお聞かせいただきたいと思いますけども、このたび土木債、町債のほうで道路橋梁整備事業ということで、過疎債を2,870万円ですか、を合併特例債ということで一般単独事業債のほうへ振りかえるというか、そういう形にしておられますが、この町債の合併特例債にかえることによるメリット、財政的に今後のことについて何かメリットがあるのか、これは行政的な指導なのか、その辺を少しお聞かせをいただいたらと思います。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） それでは、若者定住促進対策奨励金について御説明します。

まず、現在までの実績であります。ふるさと就労3件、I・Uターンが11件、転入が11件、鯉・恋祝い金が6件、出産祝い金が4件ございます。で、来年の3月末までにあと追加で、これは予想なんです。I・Uターンが6件、転入が6件、鯉・恋が2件、出産が3件等々の追加が予想されますので、今回その現予算の追加として102万5,000円を計上させていただきました。それから、現在までに5年以内に転出等をされて返還されたお金であります。この予算計上時点では104万6,000円でしたが、現在119万円ほど返還を受けておまして、ふるさと就労で5万円、I・Uターンで84万円、転入で25万円、鯉・恋祝い金で5万円の返還を受けております。

それから、生活バス対策費の委託料及び工事請負費に関しましては、これは直地の、こちらから津和野へ向かうときの左手のバス停の場所にバスの待合所を建設するというので、

地元のほうから要望がありまして、それを建設するための経費として計上しております。設計費のほうですが、これが、工事自体がH鋼を使った立ち上げ式の待合所の基礎をつくらなければならないということで、構造計算等を専門家に計算委託しなければならないということで73万5,000円の委託料が含まれております。

それから、工事請負費なんですけど、実はこの予算計上までにはブロック積みで、田んぼを含めてブロック積みで立ち上げようということで、設計のほうをしてみたんですけど、実際には田んぼの部分が使用できないということでH鋼での構造になるんですけど、それもほぼ同じくらいの金額がかかるであろうということで、この工事請負費を計上しております。ただ実際には、田んぼのほうからの工事も可能ということがありましたので若干、この辺は入札をすれば減額されるものになるかと思っております。

それから、地元負担金の25万円ではありますが、これは町のほうには何の条例事項はございません。町営バスの路線に対する待合所の建設に関しましては、条例を制定しましたけども、それとはまた、これには適用するものではないので、これは地元のほうに要請したもんになるから、これぐらい地元が負担しますという数字がこの25万円ということになっております。

それから、路線維持合理化促進補助金ではありますが、これは追加分といいますか、廃止代替バス路線につきまして補助金がこれほど必要になってきたと、代替バスでありますから、六日市交通、それから石見交通等に対する補助金の上乗せ分ということであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 23ページの保育所運営委託料1,863万7,000円でございますが、この中には幼花園の關係の委託料1,131万9,000円、それともう一つ、町外保育所の措置の委託料が731万7,000円、それが含まれております。

幼花園につきましては、園児が14名増員になっておりまして、それに伴う委託料の増でございます。それと町外保育所の措置委託料については、1名増になっておるんですけど、平均単価がそうしたことによって上がったということがあって、それに伴う増額でございます。それで、国、県の補助がそれぞれあるわけですが、町の一般財源部分は748万2,000円でございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、ページ31の道路維持費の工事請負費の中の農道舗装についてでございます。

この場所でございますが、上横道、相撲ヶ原、100メートルと140メートルでございます。これは、町条例の中で農道舗装の負担金条例がございます。もちろん負担金条例がある反面、申請書もあります。地元よりそういう申請書が提示されております。

議員御指摘のように、申請したら皆できるのかということもありますが、それは財政状況等々の相談しながら、財政の許せる限り地元からの申請、もちろん地元負担金も含んだ中で

の申請でございますので、なるべく実施できるようには考えておりますが、財政状況との兼ね合いということもありますので、その辺のところ御理解いただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 36ページの鷗外記念館の負担金のことですが、島根ふるさとフェアの出展ブースの負担金ということで、これは毎年広島で開催をされます都道府県駅伝のときに、島根県が各市町村ごとに出展ブースを設けて出品をしております。そこへ参加をするということでもあります。

展示内容につきましては、まだ最終的な詳細は決まっておりますけれども、一応展示パネル的なものを基本として、あと津和野町の観光パンフ等も携えていきたいというふうに思っております。

また、詳しい詳細については、今後まだ詰めていく予定であります。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、17ページの地方債の関係でございますが、今年度、過疎債が島根県配分がかなり少なくなってございまして、現在11%の減額を各市町村受けてます。

その中で、最初は当初申請しかことは認められないということでしたが、9月補正で看護師住宅を計上さしていただきました。それで、その看護師住宅を少しでも有利な財源を使いたいということで、県と協議いたしまして、それじゃあ当初の道路部分を交付税の算入率が同じですので、その部分だけは合併特例債で見ましょと、看護師住宅の一般会計の出資分を過疎債で、それじゃあ振りかえてもいいですよという了解をいただきましたので、今回、振りかえさしていただいております。

なお、二、三日前ではございますが、また今の11%を取り払おうという情報も今のところ入ってはおります。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 先ほどの若者定住促進の関係で、関連で御質問申し上げます。

返還金で、現在110万9,000円ですか、返還がきているということで金額があったんですが、件数をちょっと一応、何件ずつかということをお教えください。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 総額の資料しかございまして、件数のほうはわかりませんが、例えば鯉・恋祝い金であれば、たしか2万5,000円が1件だと思いますので、2件分の返還を受けておると、あとにつきましては、ちょっと件数まで持ち合わせておりません。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） はい、わかりました。

ことほどさようにこう返還金が多いということになれば、私はこの制度そのものが既に、制度疲労というような状況になってるんじゃないかと思います。

本年度の行政評価制度、これの評価の対象事業にも上がっておりますので、十分、この評価を検証されまして、このものを継続するのか、あるいは縮小するのか。また、現金給付を取りやめ、例えば3年ぐらい定住していただければ、そこで3万円程度の、今回やっている商品券等を渡して、その後転出されてもそれはいいとか、そういったもろもろの検証をとにかくここでやっていただきたいと思います。

これについては、町民の方からもいろいろ一体これどうなっておるのかというような声を私も聞いておりますので、ぜひとも、行政評価制度において十分な検討をお願いしたいと思います。これは返答要りません。

○議長（滝元 三郎君） 質疑の時間でございますから、質疑をしてください。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 1件ほど、確認のために聞きます。

先ほどの児童福祉費の中で、委託料の中で、幼稚園の児童が14名増して1,130数万円というお聞きしてました。そして、町外保育に対して1名分で731万円というような御説明だったと思います。

今から補正を組んで12月に言われて、何カ月分の731万円なんかちゅうのはわからないんですけども、当初からというんなら、1人出すけえ1人分の賃金をくださいというのはわかって、1人この職員というのは外見上がかかりますのわかるんですけども、1名分に対して何カ月分の委託料なのか、片方は8日に対して14名で1,100万円、片方は1名で731万円。どうしても、この分の理屈が合わない。

逆に、津和野の場合に、よそからの逆の場合、そんなときにはそれだけの金額、津和野町ももらっているのかどうか。どうも数字の兼ね合いが、どうしても金額的に見て納得できない。基礎単価が違うから上がったという答弁でしたけれども、どのように上がってこんな高額な町外保育に対して、予算を計上しなくてはならないかというのが、この数字だけで言われますと、とてもじゃない納得できる数字じゃないように気がするんですけど、その点詳しく教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 平均単価というのは、当初からの状況含めてやるわけですが、乳幼児がふえておるといふような状況があります。

それがふえたことが一つ、平均単価を上げてきたわけですが、当初は計算的には1人当たり7万6,000円で計算をしてたんですが、実際にはそれが平均単価が10万1,000円になったということで、当初からの算定変えという形になりますんで、そうした形でそれだけの額がふえてきましたんで、最終的に、これだけの不足が生じる形になるということになります。

それとまだ、この保育料等については、また3月に算定がえみたいながありますんで、もう1回補正をお願いする機会があろうかと思うんですが、一応、1年の今までの状況等も見ながら予算を組んでおりますが、そうした形で変更になるということで補正予算をお願いすることになると考えます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 全くわからないんですけども、その7万円が10万円になったというので、1人単価の分の3万円上がるというのはわかるんですよ。

そうして、731万円という数字の根拠が、何名分が4月からさかのぼって上がるのか、いつからそれがなって上がるのか、そこがわからないんです。

補正予算ですので、これは、私としては今回この11月か10月か知りませんが、それを町外保育に出さなくちゃなくなったというので、それを相手の保育所に出すものと、そのように解釈したんですけど、どうも聞いてみるとそうじゃあないと。

その1名分というのは何なのかということになってくるわけ。そんなら最初、参事が答えた1名分というのは、全く関係ないちゅうことになってくるわけですね、先ほどのあれでは。7万円が10万円になって、そのトータルがこれだけなつちゅうような説明なんですけども、そこがちょっとわからないんです。

そやけど、731万円ちゅう数字の根拠はこうこうで、何カ月分でこうのこうのつていうたらわかるんですよ。今の説明では、3万円ほど1人上がったちゅうんじゃけえ、じゃけえ何人分なのかちゅうのが全くわからない。

ちょっと詳しくやってください。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 当初予算を組むときには、概算で、概算というか予想を立てて組んでいくわけですが、その中には、例えば乳幼児の数であるとか、そうした形も含めてはおるんですが、少し当初予算の編成のときの数と少し違ってたということで、実際には乳幼児の数が全体的にふえたということで、全体では1名増ではあるんですが、乳幼児に対しての措置といいますか、それについては単価が高いわけですが、そういう人の数、園児の数がふえたということで、ちょっと全体の人数が、ちょっと時間をいただければ調べて報告させていただきますが、今、その資料を用意しておりませんので、全体のそうした単価をしかえてみて730万円ばかりの不足が生じるという形になります。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。よろしいですか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 手えとるわけにいきませんのでおきますけども、実際に当初予算で、せめて当初予算のときに乳児医療のものが何名分ぐらいは当初予算組んどつたんじゃというて、その中で割合が3万ほど上がったから、もし100名分組んどつたら300万円要るんじゃと、それで1名ふえたけえ、今度の分でまたふえたから330万円要るんじゃというんならわかるんですけども、当初が何人で基礎計算したかわからんものに対し

て、731万円という基礎を出したのが説明できんようなことじゃちょっと調子が悪いような気がするんですけども。

内容的にはふえて基礎単価が上がったということですね。そうして、幼稚園に対しては入園費用じゃなくて、そのまま14名、1,100万円ほど追加で今回委託料を払うということですね。わかりました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 3点ほど質問します。

18ページの一般管理費で、旅費が89万円上がっております。これの説明をお願いします。

それから、20ページの国際交流費の津和野高校国際交流のほうですけれども、先ほどからもありますし、きのうの一般質問を聞いておりますと、どちらかという国際交流という名前もですけれども、津和野高校の魅力化とか支援とかいう形の色合いが強いんじゃないかなと感じます。

県からも中山間地域高校魅力化の補助や、あと町としても支援室へ200万円という予算をつけておるんですけれども、これが教育費とかではなくて、ここの部分でだけ上がるってということについてちょっと説明をお願いします。

それから、35ページの文化財保護費の負担金で、伝統文化団体に50万円、これが鷺舞のNHK出演の補助ということですが、ちょっとこの詳しい説明をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、一般管理費の旅費でございますが、89万円の内訳は、町長が10月、11月出張されてます。その未払いが既にもう21万円あります。それと来年、あと3カ月、町長、副町長の旅費部分と職員の旅費部分を今回組まさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 国際交流、営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 津和野高校といいますか、訪問団の関係でございますけれども、確かに議員さんの言われるように、今回、人数からいいますと学校関係が多いということではありますけれども、内容的、従来の中学生交流とはまた違った部分があるということで、それを。

それと先ほど言いましたように、行政の部門も職員が同行することもございますので、予算とすればそういった意味合いもあって、この国際交流費のほうに回していただいたというようなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 文化財保護費の鷺舞へのNHKホールの補助金でありますけれども、これはNHKホールのほうで鷺舞神事を行うに当たっての、NHKのほうから一応およそ200万円程度の補助金が鷺舞保存会のほうへ出演料としております。

実際、参加される予定の方が一応25名程度というふうに聞いておりますが、NHKのほうからは20名ということでの予算が組んでおられるようでして、あと5名分について、町のほうで補助金を出して出演をしていただくというような形を考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 19ページの先ほどもちょっと学生インターンシップ受け入れ事業のことで質問がございましたが、このことについて少しよくわからないので、説明をしていただきたいと思いますが、いわゆるそのイノベーション・ジャパンのことと、学生インターンシップ受け入れ事業というのはどういうつながりなのか、全く関係がないのか、このイノベーション・ジャパンの説明を若干受けていますが、少しよくわからない。

それで、そのことについて、これは簡単に言うと事業主体はどこなのかということと、このインターンシップ受け入れ事業というのは単独の事業なのか、これもよくわかりませんので、ちょっと私の理解が不足しておるんだと思いますが、その辺のことを少し関連づけて説明をしてください。

それから、先ほどもウインピースのちょっとこととございましたけども、このウインピースも私も調べましたが、少しよくわからないんですが、これの今、発足あるいは所在地等が説明ございましたけども、これは要するに、このウインピースの運営費というのはどういふぐあいになっているのか、わかりますればお伝えください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） この19ページの学生インターンシップの受け入れ事業の関係でございますけども、これは事業名がこういうインターンシップということで、補助金の名前をつけておりますけども、前回、全員協議会で御説明さしていただきました事業でもって実施するものでございまして、その関連の今年度分に係る事業というふうなことでございまして、補助金も先ほど言いましたような、ささつな自治体協議会の補助金となるものでございますので、事業主体もささつな自治体協議会ということでございます。

それから、ウインピースの関係でございますけども、これの活動のこととでございますが、ちょっと余り詳しいことまで私もちょっと資料めくってみないとわからない部分もございますけども、いろんな社会貢献活動といいますか、でもって、社会人を中心とした多分野にわたる社会貢献プロジェクトということで、そういった事業を推進するというところでございまして、いろんな民間の企業等が行っている支援事業等がございますけども、そういったものもうまく活用しながら事業運営も行っているというふうに理解をしております。

ちょっと十分な説明にならないかと思いますが、事業とすればそういったものを経費でもってやっているというふうに聞いております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ちょっと私も全くわかりませんが、今のささつなのもの、いわゆる協議会が事業主体ということで、そこへ補助金を出すという御説明でしたが、そうしますと、今のささつなの協議会の事務局はウインピースということになってますね。それ

の事務局がウインピースなのに、ウインピースの内容がわからないというのはいかがなものかと思うんですが、当然、NPOといえども運営費が要るわけでございます。

したがって、そこは何からのものが、何がしかのものがあって運営されておるといぐあいに思うわけですが、その辺のことはお調べになっていないということになるわけですか。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 大変申しわけございません。

資料的にはいただいておりますが、私はその辺ちょっと勉強不足でございまして、当然いろんな経費は、先ほど言いましたような企業等の活動からやっているというふうには、やっている程度での私が今認識しか持っておりませんので、そういう回答をさせていただいたところでございます。

大変申しわけございません。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変申しわけございません。

営業課、担当課の担当職員と課長とで、少しまだ、しっかりコミュニケーションが足りてないという状況の中でのそうした回答になっておるかと思っております、これについては申しわけなく思っております。

今、審議の場でもありますので、私のほうからNPO、このウインピースについて、私のほうで知り得る限りのことを御説明させていただきたいと思っておりますけれども、このNPOウインピース理事長は、きのうも一般質問の中でお名前が出ましたが、小島さんという方で、この方は津和野の御出身の方でございます。そして、大手企業の役員をいつときされておりました、現在は役員を退職をされて、生涯をもうボランティアでささげていきたいという志を持って、このウインピースを平成、先ほど14年ということでありましたか、設立をされたということでもあります。

どういうボランティアでやっていくかということではありますが、学生さんを巻き込んで、そして学生さんとともに、若い人を育てながら社会貢献活動をしていこうと、そういうのがこのウインピースの大きな目的でございます。

立教大学を卒業した20代、ちょっと正確な年齢は忘れちゃったけれども、その方を一つ事務局として中心にやっております、そして、現役の早稲田、慶応、東京大学、国際基督教大学、明治大学、そうした学生さんとともにいろんな貢献活動をされてきたということでもあります。

具体的には、長野県の白馬村というところがありまして、あそこの民宿を再生させながら、白馬村へ首都圏の若い人を呼んでこようという、これまでプロジェクトをされておられます。そういったことをやられたり、それから去年は会津のほうの関係で、会津のまちづくりに携わってこられました。そういうまた冊子なんかもつくっておられるという活動も続けてきておられます。

津和野町とのかかわりは、昨年フランスのグラウンゼ・コルセオを呼ばしていただきましたけれども、あちらもこのNPOさんの、ウインピースさんの直接にはかかわっておられません、紹介等いただいてこのグラウンゼ・コルセオを去年、津和野にも招いてきたということでもあります。

本年も、実はグラウンゼ・コルセオやりたかったわけではありますが、ああして原発の関係があって派遣ができないと、日本のほうへということで、今年度は残念ながら中止をさせていただいたということでもあります、昨年のそうしたグラウンゼ・コルセオを中心にしたおつき合いもありまして、ウインピースさんとしての町とのつながりも少しできてきたということから、ことしは信頼感を持ってこのささつな自治体協議会で発展をさせていただいてるという状況あります。

それから、ウインピースさんの事務局的な経費というものでありますが、これは先ほど申し上げました理事長からの寄附が中心になっておるだろうということでございます。

そのほか、同じく企業の方々をスポンサーに持っておられますので、そうした方々からの寄附金等でNPOウインピースさんの活動経費を賄っておられると、そういうふうに認識をしているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） そうしますと、今ウインピースの概要と申しますか、そういったものが御説明になりましたけれども、そのいわゆる構成員とか今のスポンサーの数々の方が恐らくおられると思いますが、そのいわゆる構成員みたいなものちゃんと書いたものがあるんだろうというぐあいには思うんですが、私が調べたところ、ちょっとわかりませんのでお尋ねしておるわけですが、わかりますれば、後で結構ですが、資料がありますればお願いをしたいというぐあいに思います。

それから、もう一つ先ほどもちょっとお尋ねしましたが、町長が外に発信されております、いわゆる Innovation For Japanでございますけれども、その Innovation For Japanのこれを、そのこと自体がよく私にはのみ込めないんですが、いわゆる発信のことなのか、いわゆる Innovation For Japanというのは、つまり事業名なのか、そういうようなことの説明がございませんのでよくわかりませんが、その中にこの学生インターンシップ受け入れ事業というのが、いわゆる位置づけられているのか、その辺のことがよくわかりません。

イノベーション・ジャパンというのは、事業主体はささつななのか、それとも津和野町なのか、その辺のことを少し御説明ください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） Innovation For Japanの事業につきましては、ささつな自治体協議会のほうが事業として持ち合わせておりまして、そのプロジェクトを持っておりまして、それを今回、当町がそのプログラムにのっとって事業を実施する

ということでございますので、こちらでやる場合は当然町が実施主体でもってやっていく、そういうものではやることになろうかと思えます。

それで、今回、受け入れにつきましても、そのプログラムにのった今年度事業の中で行うものであるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） Innovation For Japanというのはこの事業になりますけれども、これの少し内容について御簡単にお話をさせていただきたいと思えますけれども、基本的には津和野町のいろんな地域課題に首都圏の若い方々の知恵を発想を取り入れていこうという目的でもあるわけであります。

こう言うと、またちょっと誤解を生んでもいけないわけですが、津和野町の場合は、特に観光というようなものもございますので、現在、町民の皆様あるいは役場の課が連携を合って観光振興計画ですとか、あるいは伝統文化を活用したそうした保存活用計画、さらにはまちなか再生事業、きょうも少し予算提案さしていただいておりますけれども、こうした事業に取り組んでまいりましたし、これからも、これから取り組んでまいりまして、町なかの空き家等を活用した、あるいは魅力アップ事業というものへ進んでいくという状況であります。

当然、町民の皆さんにもこれからしっかり参画をいただく、また役場もしっかりかかわって、またコンサルさんを入れながら進めていく予定でありますけれども、そこに少し若い方々の都市部から見た、そして若者からも視点も取り入れていきたいというのが、今回、受け入れたいという大きな目的でもございます。

といたしますのも、二、三年前でありましたか、津和野の観光の課題ということで、リクルートさんでしたか、じゃらんさんでしたか、ちょっと忘れてしまいましたが、調査をしていただきました。そのときに、「滞在時間が少ない」、「宿泊者が少ない」、それともう一つ今後の観光も見渡したときに、やはり、「若い人の認知度が非常に低い」、これは津和野の課題だという、そういう課題も出ておりますので、そうした課題を解決するためにも、一度こうした若い首都圏から住んでおられる方々の視点というものも入れていきたい、そういう思い、これが大きな軸になっていくかと思っておりますが、そういう中でこのインターシップを受け入れていこうということで、考えているということであります。

当然、学生さんにとってもメリットがあるものでないといけないわけでありまして、町だけの都合でということにもならないかと思っております。

実は、学生さんにとって現在、大変就職難の時代でありまして、いわゆる昔であれば一流企業で、一流大学を卒業したら一流企業へそのまま入れるような時代ではなくなってきたということでもあります。そういう中で学生さんたちも、ただ大学を卒業しただけではいい企業にも入れないということから、彼ら自身も一つキャリアアップを大学時代にしていかなければならないというニーズもあるということであります。

そういう中、大学普通4年間でありますが、1年か2年、休学をしていただいて、そしてこういう地域ヘイターンシップで入って地域にかかわる活動をしていく、そういうキャリアが今度卒業したときの就職の有利になるということもあるということでありまして、そういう仕組みをこの日本の中に新しい取り組みとしてつくっていききたいという、そういう試みも今回あると。

実はこの取り組みというのはアメリカではもう既に進んでおりまして、ティーチ・フォー・アメリカという制度の中で、こうしたシステムが進んできているということでありまして。これを日本で初めてやるという、ふろしきがちょっと大き過ぎるかもしれませんが、そうした先進事例をもしつくることができたならば、それはそれとして津和野の非常に重要な情報発信にもつながっていく、津和野のすばらしさというか、津和野の魅力というものが一気にそういうふうを広げていける可能性も持っているということで、取り組みをしてみようという意欲を持った挑戦であるということです。

もう一方で、学生さん、当然そういう就職ということも念頭にあるわけではありますが、反面は津和野に携わっていただいて、そして津和野で過ごしていただいて、まちづくり活動や起業そうしたものを一緒に取り組んでいただくことによって、津和野へのIターン、そういうものにも反面はつなげていきたいという、我々にとってはねらいも持ちながらこの事業を進めていこうと、そういう企画のものでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） NPOウインピースの定款、登記、これは後でちょっと個人的にもらおうかなと思ってたんですけど、今見たら出たんで、登記に目的とか何とかも役員構成も全部書いてあると思うんで、ぜひそれをコピーして、わーっと配ってもらえりゃ、趣旨がよくわかると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） あのような要望がございまして。議会として要望したいと思っておりますが、よろしゅうございましてか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ほどその旨の資料をお願いをいたします。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今じゃないんですか。

○議長（滝元 三郎君） 今すぐ出ますか。

○議員（5番 道信 俊昭君） 1枚でしょ。コピー1枚。

○議長（滝元 三郎君） どうでしょう。定款とか。

○議員（5番 道信 俊昭君） いやいや、今問題になったのが役員構成とか、目的、会を知りたいということなんで、その必要な分だけ。

○議長（滝元 三郎君） 5番、ちょっと言うてください。5番、道信君。どこまで要るんですか。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今、問題となったのがこのウインピース、NPOウインピースの目的ですね。今、役員構成がわかれば、そこはそれが出るところでいいです。

○議長（滝元 三郎君） お諮りをいたしますが、そこまで、皆さん必要だというふうなことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） よろしいですね。

○議員（２番 村上 英喜君） 議長。

○議長（滝元 三郎君） はい、どうぞ。

○議員（２番 村上 英喜君） 先ほど町長が詳しく説明されたし、青木議員も後でそういった資料を出してほしいという御意見がありましたので、私は後でいいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかに、ありますか。７番、三浦君。

○議員（７番 三浦 英治君） ２点ほどお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） いや、質疑ですか。ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。

今の資料の件でございます。ちょっと、暫時休憩いたします。

午前 11 時 45 分休憩

.....
〔休憩中資料配付〕

.....
午前 11 時 55 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。質疑はありますか。７番、三浦君。

○議員（７番 三浦 英治君） ２点ほどお聞きします。

２０ページの道の駅管理費のなごみの里、修繕工事負担金 76万8,000円、これについての説明と、３２ページ、消防費の中の災害対策費の修繕料、青原公民館前のやぐらのことについて、ちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 道の駅管理費の負担金補助及び交付金であります。なごみの里の温泉ロビーの空調が 40万9,500円、それから灯油ボイラーの修繕が 20万5,000円、それから合併浄化槽の滅菌器の交換で 15万3,000円ばかりの要求が出されておまして、その予算でございます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） ３２ページの災害対策費の修繕料でございますが、青原公民館前にやぐらがあります。あれがかなり腐食しておまして、補強も簡単なもので、いつ倒れるかわかりませんので、今回それを撤去したいと思います。

その上にラッパがついているんですけど、そのラッパにつきましては、向かい側の詰所のほうへつけて対応していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございませんか。１２番、小松君。

○議員（１２番 小松 洋司君） １点ほど確認さしてください。

３６ページの森鷗外記念館の負担金補助のところですが、先ほど代行者は都道府県駅伝で、そこでブースだと、こうおっしゃいましたけども、都道府県駅伝が行われる日に開催される広島アリーナでのそのブースじゃないんでしょうか、その点。

それと、そうするとなぜこの森鷗外記念館費でそこへ組み込まれたのかをお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 私の言葉足らずで、お伝えが十分いってないと思いますが、今、議員さん言われたとおりでありまして、駅伝のときに開催されます島根ふるさとフェア、その会場で開催をしたいというふうに思っております。

これは、１５０周年記念の事業として出るということで、鷗外記念館のほうの予算に組み込んでおります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。１０番、河田隆資君。

○議員（１０番 河田 隆資君） ２８ページ商工費の中で、２点ほどお伺いをいたします。

まず１点目は、商工振興費の報償費であります。まちなか再生推進協議会なるものを新たに立ち上げての報償費の補正であります。どういうことを目的としたその協議会を立ち上げられるのか、少し詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 発言の途中ではありますが、チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩といたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 0 時 01 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。どうぞ。

○議員（１０番 河田 隆資君） ２点目でございますが、負担金補助の項目で空き店舗活用支援事業補助金 21 万 5,000 円ありますが、これは資料によりますと、店舗改修の費用及びその家賃の補助とあります。

その補助対象はどこであるのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まちなか再生の推進協議会関係でございますが、御承知のように 9 月の補正予算のところ、まずは再生総合プロデュース事業ということで、計画策定費の予算を議決をいただいたところでございます。

そのときに説明が詳しく、このまちなか再生事業そのものの御説明をする機会がございませんでしたものですから、少しちょっとそこらあたりから触れていかなければならないのかとは思いますが、ああして、津和野地域、日原地域限らず、特に中心市街地あたりでの商業施設あるいは旅館さん、それから古くからの伝統的な町屋、そういったような昔からの歴史・文化を反映したような非常に貴重な民間の建物も含めて、空き家になっている状況、

あるいは非常にその保全が難しい状況が生まれております。そういったようなものも含めて、観光なり町内の経済活動へのマイナス要因ということは、御承知のことと思います。

そういった中で、津和野の一つの観光資源としての新たな磨きをかけて、いわゆるその滞在型への転換できる一つの資源として、こういったような状況を解決しながら、新たな資源として掘り起こしがしたいというような、まずは基本的な考え方でございます。

これにつきましては、行政側の発案というより、むしろ、そういったような状況を危惧いたしました、主に町の観光協会のお若い方の皆さんを中心に、何とかそういうふうな解決ができるシステムあるいは補助制度を含めて、何とかないだろうかというようなことがございまして、まずは、そういうふうな状況からどんなその再生ができるかということで、現在、まちなか再生総合プロデュース事業ということで計画策定を取り組んでおるところでございます。

これにつきましては、そういうふうな方向性でどのような物件を活用して、どんな形態ができるかということで計画を策定してまいります。

例えば、先ほど申しましたような趣旨でいきますと、いわゆる体験型の宿泊施設、あるいは地産地消をいたしましたような町屋としてのレストランといたしますか、そういうふうな食も楽しめる施設あるいは石見神楽、そういったような伝統芸能、郷土芸能そういったものあるいは紙すき、広く言うと紙すきなんかもそうだと思うんですが、地域の伝統工芸なんかの体験とか体感をできるような、そういうふうな施設を何とか磨きをかけて新たな資源としてできないだろうかというようなことで、これから取り組んでまいります。

したがいまして、当然ですが、いわゆる個人の皆さんの財産をもって、そういうふうな新たな資源化を図っていこうということでございますので、当然でありますけれども、補助事業あるいは町費をもって事業執行していきますと、所有権の問題が発生してまいります。

そこらあたりも、きちんと公平性あるいは将来にわたっての、町としてのきちんとした権利関係も含めて担保していかなきゃいけない、そういうふうな仕組みも一つつくっていこうということでございます。

説明が長くなりまして申しわけございません。そこで、この推進協議会でございますが、先ほど言いましたような関係で、一つの例を申し上げますと、例えば宿泊の施設をつくるということになると、現在は、町内には旅館組合さんがありまして、既にそういうふうなことをされてると、そこへ向けて、いわゆる旅館業法的に一つの事業者としてじゃないような非営利的な部分で乗り出したとしても、いろんな意味でその利害関係の調整も要るだろうと、あるいは逆に本業の旅館さんとそういうふうな新たな母体が何かうまく連携をできないだろうか、そういうことで有機的にお互いに経費の節減である、あるいはお客さんに対して満足度を高める、そういうこともできないだろうかというようなことも一つございます。

それから、先ほど言いましたような伝統的な技術なり、そういうふうなことも御指導いただいて、何とかかかわっていきたいというようなことで、さまざまな分野からこの協議会には参加をしていただきたいというふうな御説明をさせていただいたところでございます。

それから、最後になります。これにつきましては、既に教育委員会の所管で町の歴史文化基本構想、こういったものも策定をしております。それから続いて、歴史的風致維持向上計画ということも相まって、そういうふうないわゆる町の中にありますような古い伝統的な資源、これは家屋が中心になろうかと思いますが、そういったものをきちんと集約をして、さらには磨き上げていこうということで、やっておるところでございます。そういうふうな団体の方にも参画をいただきたい。

もちろん、町のほうも今言いましたように、商工観光課も含め教育委員会、それから建設課等関係のセクションも横断的に、いわゆる事務局的なことで下支えをしていこうというふうなことでございます。

少し長くなりましたが、詳しくということでございますので、詳しくなつたかどうかわかりませんが、以上が1点目でございます。

それから2点目につきましては、これは島根県の10分の10の県単独事業でございます。「空き店舗の活用支援」ということで、県のほうで9月の補正予算で追加が認められたということで、実は町のほうもPRを受けたとございまして、たまたま、商工会等を経由して実はこういう話があるということで、今回、計上をお願いをしたところでございますが、場所については津和野の駅通りに、現在休業というんでしょうか、廃業というんでしょうか、使われていない飲食店がございまして、そこを活用して新たな御商売といいますか、飲食店を別の方がやりたいというふうなことでございまして、これが島根県のこの事業の採択要件に適用しているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 簡単なほうから質問しますけども、先ほど減額の提案がなされた農林課の600万円、実名を上げますと石見路さんを改修して、津和野の方が営業するというふうなのが、当初にはありましたけども、それを減額した、同じ方がそこを別の県の10分の10のその予算でもって開業するという理解をしていいのかどうか。

それともう一つは、まちなか再生の部分、私がいろいろ人づてに聞いた情報と少し違うなというのが、本来、京都に商工会を中心に見に行つて、京都の町屋が再生をされたということ報告を、私、個人的に受けたことがあります。

そして、その京都のコンサルタントとのパイプのもとに、町屋再生ということ商工会のほうでは考えられておりましたけども、小さな津和野と京都では随分違うんだという意識を私は危惧しながらお話をお伺いしたんですけども、例えば、今、課長が申されましたように、当然、なごみの里での宿泊施設のときにもありましたように、津和野町で今、現在頑張っておられる方々の感情を逆なですするという面も、当然入ってくるかと思っておりますが、そういった方々への周知徹底、理解を深めていくというのが大原則だと思っておりますが、今、先ほどのお話ですと観光協会から声が上がったといいます。それで間違いがないんでしょうかということ。

それとあとは、もう既に津和野町に町外から出て営業を近年されたというお店が大分方面から1名、嘉年のほうからも1名、広島から1名おられます。そういった方々が、自分の力で開業している。開業費もすべて何もかもよそからもらって、そして出ていくんだったら、その方たちが、その家をほって新しいまた魅力のあるところへ場所を移りたいとかいうことも、可能性としたらあるわけですね。

そういったもろもろの諸問題をこの中で解決をし、次の段階へ進むまでのあくまでも話であるというふうに理解をしていいのか、もう次の段階には進むんだということまで理解をしろというのか、その辺を一度確認をさせていただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 1点目でございますが、農業振興費からの関連かということでございますが、現場的に言うと、そうなることございまして、乗りかえとえば乗りかえになりますけれども、ただ、補助金の採択要件的には、今回、お願いをしておる部分については、改修費が4分の1、それから、家賃が3分の1という採択要件でございまして、これを合わせても年間150万円のもう頭打ちですよということございまして、現在、あらかたの見積もりをいただいておりますが、改修費については70万円掛ける4分の1、それから家賃につきましては、これちょっといいのかわからないんですが、逆算していただきますと出るかと思いますが、それぐらいですので、農業振興費のときに採択要件としてあったそのものがこちらへ、いわゆる横滑りということではございませぬので御理解をいただきたいと思ひますし、ちょっと我々もそこらあたりが、役場の内部としてのちょっと連携がなされてなかって、私もちょっと今、初めて聞いたような話で、ちょっとそのあたりは今後もう少し連携を密にしなきゃいけないと思ひます。

それから、町屋の関係でございますが、これにつきましては京都の町屋をということですが、これにつきましてはあくまでも京都ではそういうふうな、例えば1泊10数万円もするような実態もあるようございまして、おっしゃいますようにあくまでもここは津和野でございますので、そういったような京都にはない体験、そういうことも含めて考えておりますし、このコンサルティングを受けております業者にしても、例えば私の知り得る限りでは、奈良県のほうの一つの町の中の町屋を再生して、レストランをしておると、あるいは四国の、これはほんとちょっと言い方が悪いんですが、山の中の一軒家の農家をやっぱりそういうふうな再生をしてということですので、100%京都をいわゆる模倣といいますか、京都風の展開をということではございませぬ。あくまでも先ほど申し上げましたような、津和野町として、どういうふうな資源ができるのかという、あくまでもそういう前提に立ったものでございます。

そこで、関係者への周知徹底ということでございます。当然、そういうことが起きてきますので、まずはその受け皿となるべき組織というのをどういうふうに位置づけるのかというところから、まず始まってくるんだらうと思ひます。

したがって、おっしゃいますように新規創業の中で、全く支援も受けられない方と、それからじゃあこういうふうな制度を使えばかなりいいじゃないかというような、当然、そういったような声も出てくると思います。

したがって、あくまでもこれは現在想定をいたしておりますのは、観光協会あたりで、観光協会そのものが事業主体になるか、あるいは観光協会が関係した非営利組織のような母体をもって運営をすると、そうすると当然、収益性を基本的には求めていかないということでございまして、例えば、町屋の中に泊まるだけ泊まると、それから、食事については旅館さんあるいは民宿さん、飲食店さん、そこから朝御飯なり晩御飯なりは、そちらのほうからつくっていただく、あるいは部屋の掃除といいますか、そういうこともいろんなつながりができてくるということで、現在想定しておりますのはそういうふうな、いわゆる自己完結型で何が何でも収益性を目指していくんだということよりは、むしろ町全体として新たなそういうふうな仕組みをつくっていかなくちゃいけないということで、それをやることによって既存の御商売をされておる方がいたんでは、総体としていわゆる元も子もないということでございますので、あらゆる関係される皆さんから御意見を伺って次に進むということで、この推進会議を計画をしております。

したがって、最終的にこの物件をどういう形で幾らかけてリニューアルをして、展開をすると、さらにそこを運営をする組織というのはこういう組織ですよというところまで、この推進協議会で詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） どうしても、あそこの Innovation For Japan とくにひっかかるんですけども、私の切り口というか、考え方は、どうもこれがずーっと進んでいっても、今までまちづくりのために我々が一体何をしてきたのか。そして、役場の方々が一体何をしてきたのかということが、何か否定されるというような感じがどうしてもぬぐえないと。

まちづくりに関したら、もう出尽くしてるっていう、アイデアはですよ、出尽くしてるというのが私の感想なんです。それで後は、その出尽くしているところを具体的に分けていっていかにしてするかということだけじゃないかなという気がしております。

これは、個人の感想ですんで、ですから、一番最初のこのしょっぱなから、ここで賛成しておいて、後で反対するというようなことはちょっと私としてもできないので、申しわけないとは思んですけども、どうもこのイメージとして最終的なところまで考えたら、ここにたった20万円のことではあるんですけども、ひっかかってくるなということがありますので、決して声高々と反対という意味じゃないんですけども、ここで反対しておかないと後でということも、私自身ありますんで、反対ということにしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 賛成の立場で申し上げます。

このたびのInnovation For Japan事業というのは、ことしの11月ぐらいから話が上がりまして、インターネット上を通じて津和野町民以外の方々から情報が知れ渡り、そしてこの議会においても全員協議会、この今定例会においても説明されておりますが、依然としてこのInnovation For Japanという中身が全く示されていない。

今後、テーマを詰めていくという中で、恐らく平成24年度当初予算において、この本事業の説明があるかと思いますが、この受け入れのインターンシップが始まる時点で、また町長を囲む会が開催されていた時点で、Innovation For Japanという事業は進行しております。

そして、当初予算においてこれが否決された場合、インターンシップまで呼んでおいて、そして本事業では否決になりました。来れませんということにもなりかねない。

そういった中において、この本事業がどのようなものであるかはもう既に示されなければ、我々議会としては賛成の立場なのか反対の立場なのか決めづらいところがあると思います。

執行部においては、こういった事業を行うのであれば、事前に予測されるテーマ、大まかに先進事例ですとか、こういったことを行うといったまちづくりや観光やといった大まかなことではなく、細部にわたってどういう事業が展開されるかを示すべきではないかと思っております。

また、ベルリンに津和野高校5名を派遣されるということですが、昨日の一般質問でも申し上げたように、私は高校生ではなく中学生、もしくは職員、もしくは経済団体等関連ある方々をベルリンに派遣するべきだと思いますが、校長先生の思い、また、このベルリンに派遣するという姉妹都市縁組であるベルリン市との関係もございますので、本日は不本意ながらではありますけれども、賛成とさせていただきますことを心強く言っておきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第126号平成23年度津和野町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で午後 1 時 20 分まで休憩いたします。

午後 0 時 24 分休憩

午後 1 時 20 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 6. 議案第 127 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 6、議案第 127 号平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 127 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第 127 号平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 128 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 7、議案第 128 号平成 23 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10 番、河田隆資君。

○議員（10 番 河田 隆資君） 9 ページ、居宅介護住宅の改修費が上げられておりますけれども、これは何軒分でどのような改修なのか、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） まことに申しわけありませんが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、軒数はちょっとわかりませんが、今年度かなり軒数が申請が多くなると、ので増額させていただきます。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第128号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第128号平成23年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第129号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第129号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第129号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第129号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第130号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第130号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第130号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第130号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第131号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第131号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 6ページの施設整備費の委託料850万と減額部分150万の少し説明をお願いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） まず長寿命化計画策定業務、これは日原にございます処理場の長寿命化計画ということ、本年度と来年度2カ年によって策定するという事で計上をさせていただいたものでございますが、入札前に当たります実施設計を組んだ段階で、当初要望しておりました予算化した分よりも割と安くはできるという結論が出ましたので、まだ入札前ではございますが190万円ほど減額をするものでございます。

それから下水道詳細設計業務委託、これについては今年度も既に一部を測量設計ということで出しておりますが、ああして当該年度の設計をしますと、どうしても発注がおくれるということで来年度に向けて早期に工事に着手するためには、前の年に設計を済ましておくと、設計といっても金額を入れるのではなくて、数量等の絵図面をつくることですが、そのことを先行でしとく方がスムーズに進むということもございまして、今年度のうちに町田付近までもふやして設計をしておくということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第131号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第131号平成23年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第132号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、議案第132号平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第132号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第132号平成23年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第133号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、議案第133号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 御説明ですと、8ページの諸支出金の件であります、カメラ使用が全然なされていないがために返しなさい、というような御説明であったと思いますが、これはどこの、私が思い当たるとすれば、津和野庁舎の後ろのスタジオかなとは思いますが、これもどこのカメラですか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 津和野地域の平成18年度地域イントラネット施設整備事業という事業でやった、地区の集会所に置いたコンピューターにつけたカメラであります。

このカメラを最初から設置するような計画をしたんですが、これを補助対象としてはテレビ会議システムという位置づけに位置づけられてしまいまして、その事業を取り入れてカメラを設置すれば週に1度は使ってないといけない、というふうな国の指針があります。

到底、それは各集会所で週1度以上の使用頻度は考えられませんので、昨年ですが、補助金返還をさせていただきますということで昨年度予算化したんですが、その請求がなく、今年度、また計上し直したというものでございます。

それから、数につきましては、41カ所の41個のカメラとスピーカーマイクというのがセットになっておりまして、1施設当たりで換算しますと約1万8,000円程度のものがあります。その41カ所分が対象になっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の件でございますが、補助金返還分のことはよくわかりますが、他に残った、いわゆるパソコン本体のこの関係する、いわゆる目的外使用、その辺のこの補助金返還の関係はないのかなのか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） その41カ所につきましては、コンピューターも入っておりますが、コンピューターは週1回以上という規定がございません。ですから、今の使用頻度で返せ、というおとがめは受けておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第133号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第133号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第134号

○議長（滝元 三郎君） 日程第13、議案第134号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 国のほうというか、補助金が316万7,000円いただけるということでございますが、この地域医療再生計画補助金というものは、こっちの事業主体であるほうから計画を出せば出されただけのもの、それが100%補助としてもらえるものなのか、計画がどのようなもので出すことによって、これだけのものが、例えばクラ-

クとか志望医師の云々とかいうようなことで説明はありましたが、その辺の補助率というか、補助金の額の率等々についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 地域再生計画補助金の率ということではありますが、全額ではありませんが、申請すれば全額認めるかということですが、全額というわけにはいきません。

今回、その率がどうであるかということですが、これ、物によってちょっと違うと思いますので、現在、その辺の率は手元に資料がないんですが、もし必要であれば、また調べてお知らせしたいと思いますが。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） テレビ等の報道で、島根県の議会の中での今回の補正予算の中で、何か地域に医療の関係で何億円かの基金のようなものが国からおりたとか、そういうような概略ですけども内容はよくわかりませんが、そういうものが報道された中で、今回、医師・看護師住宅等の住宅の建設に係る部分でも、新たに何か補助でも、資本的な支出の中に補助でも、いただけるものがあるのかどうか、そんなこともちょっと聞いてみたんですけども、先ほどの課長の答弁では、この補助金の内訳が、申請すればどれだけか、というようなことははっきりわからないようなことだったのでございましたので、後ほど結構でございますので資料をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、今の看護師なり、医療従事者の等々の住宅建設に係る新たな補助金というようなものは、こういう計画を出せばもらえる、というような性格のものではないでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今回の医療従事者の住宅建設については、合併、それから病院事業債で対応することになりますが、今後、予定では、今の既存の住宅も改修が今から発生しますので、その辺は地域再生計画の補助金を活用したい、という考えではありません。

まだほかにも、例えば病院の電子カルテ化というようなことも、この地域再生計画の補助金を充てたい、というふうに考えて今おるところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第134号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第134号平成23年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第135号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第135号鹿足郡事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第135号鹿足郡事務組合格約の一部変更についてでございますが、地方自治法第290条の規定によりまして、鹿足郡事務組合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、同組合格約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳しくは、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第135号 鹿足郡事務組合格約の一部変更について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第135号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第135号鹿足郡事務組合格約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 発議第6号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第15、発議第6号APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきましては、提案理由の説明を求めます。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 初めに語句の訂正をお願いしたいと思います。文章の上から2行目の「各国と協議に入る」の「きょうぎ」の字が間違っておりました。（笑声）それと、下から5行目の「交渉参加表明に断固抗議するものである」の「こうぎ」という字が違っておまして、まことに申しわけありません。訂正してください。

これは、APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書案です。

昨年12月定例議会において、TPP交渉参加反対に関する意見書を当議会は採択しました。

野田総理は11月のAPEC首脳会議において「TPP交渉参加に向けて各国と協議に入る」と述べ、事実上の交渉参加を表明しました。拙速としか言いようがありません。政府のTPP交渉参加表明に断固抗議するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） さっき訂正のあったところ、終わりから5行目のところでは「断固抗議するものである」というふうにしてあるんですが、その後「今後政府は、TPPに対する国民的議論が熟すよう、交渉で得られた必要な情報は、速やかに明らかにし、TPPの利点となる点、国益上の危機をわかりやすく国民に説明するよう強く求める」というふうにありますので、抗議はするけども参加することを認める、ということなんでしょうか。その点を質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） それはない、と私は思っております。（笑声）

マスコミのほうではメリット、デメリットさまざまな言葉が出ておりますけども、政府として「これは」という、国民のコンセンサスといいますか、議論が全然なされてないような気がします。あくまでも、断固抗議するものであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） この意見書に賛成をするものではありませんが、前段、議員から質問が出た、要するに、この文面の中で、今、竹内議員が指摘をした「今後政府はT

PP……」とこういう文面の中で断固抗議をするという意見書の採択、あるいはきょう、この意見書の内容、断固反対はする、抗議はすると、こう言いながら、内閣総理大臣はみずからの意志で、あるいは政府の一部の意見というふうにとらえてもいいのかもわかりませんが、交渉に入ると、交渉に入ったら、この意見書からいうと、国民的議論が熟しておらないんだから、交渉に入ったら、その情報を速やかに明らかにするように、こういうことになる文面が非常にあいまいになってしまうと、こういうことでありますから、この意見書採択に大いに賛成をいたしますが、提出する前に提出者数名の方は、もう少し、ここの文面をきちっと整理をして、そして提出をしてほしいということをつけ加えて、賛成の意見といたします。（「今の中身に入り過ぎちよりゃせん」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私も政府の進む方向に対しては反対でありますので、この意見書に賛成ではあるんですけども、終わりの3行はどうも気にかかります。

やっぱり、認めるというふうにしかな受け取れないんです、この文面が。この文面を何とかちょっと変えることはできないんでしょうか。わかりやすく、政府はTPPに対する国民的議論が熟しようというような、そこの辺を見ますと、もうTPPについて理解を得るようにと、というような感じに受け取れますので、何かちょっとこう変えていただくと、またより賛成の気持ちが強くなるんですけども、いかかでしょうか。（笑声）

賛成は賛成なんですけど、済いません。

○議長（滝元 三郎君） 既に討論に入っておりますので、訂正云々はできません。

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 賛成ですよ。（「賛成でも（ ）……」「発言に戻るのは（ ）……」と呼ぶ者あり）いや、もうだめです。（「だめなら反対します（ ）」と呼ぶ者あり）はい。

起立多数であります。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）はい、何ですか。（「発言を求めます」と呼ぶ者あり）ええか、まあ。はい、どうぞ、15番、沖田君。

議事進行ですね。

○議員（１５番 沖田 守君） はい。質疑を打ち切ったと。そして討論に入ったと。討論には、質疑の中で意見書の内容変更を求めなければ受け付けないと、こういう議長の立場であります。大いにＴＰＰ参加は断固反対するという決意表明、あるいは今日のこの抗議する意見書、これに賛同するものであっても、中身的に訂正ができないということになると非常に問題がある。したがって、質疑を打ち切ったんだから中身の変更ができないということについて、私は、異論があるわけだから、この意見書の採択に賛成をようしなかった。

ちょっと議員の皆さんにも問うてもらいたいと思いますが、その配慮ができないというのは何を理由に、そのように議長が判断されるのか、そこをはっきりしてもらいたい。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 既に、質疑は終結をしておりますので、質疑が終結するまでに、その中身について疑念がある、疑問があるということであれば、その時点で修正案を提出をしていただいて、その採択を、その承認といいますか、採決をしていただくと、そういう形ですれば、修正案という形で提案ができるわけですから、既に、もう質疑が終結した段階で、それはできないというふうになると考えますので採択に移るということになろうかと思えます。（発言する者あり）はい、１５番、沖田君。

○議員（１５番 沖田 守君） 今、議長の採決だから、それに従いますが、例えば意見書の中で、前段、三浦議員の発議でありますから、この字句の修正があった、そして質疑が終わって討論が終わって、これを可決した、その後に誤字、その他が発生したときには、誤字のまま提出するんですか。そういうばかなことは私はまずないと思うんですが。

そこら辺も考慮して、議長は判断をしないと、せっかく津和野町議会が、この意見書の採択をするのに、まことにみっともない、こういうことになるというおそれもあるということです。慎重審議、よくお考えいただいて議長判断というものを、そこで発揮しないとだめだと、こういうことを申し上げたい。

○議長（滝元 三郎君） 私は、単純な誤字脱字あたりはある可能性もあろうかと思えます。そういう場合は、修正をせざるを得ません。するべきであろうというふうに思いますが、やっぱり中身の趣旨が変わるような文面を変更するということは、既に採択をした後には、ちょっと不可能かなというふうに考えますので、御理解をいただきたいと。もしあれば、質疑の段階で、先ほど申し上げましたように、修正案という形で出していただきたいと、いうふうに思います。

それでは、発議第６号ＡＰＥＣでのＴＰＰ交渉参加表明に抗議する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決をされました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第１６．発議第７号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第１６、発議第７号原子力発電所の警備に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきまして、提案理由の説明を求めます。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 原子力発電所の警備に関する意見書（案）の提出についてです。

今回の福島第一原子力発電所の事故は、国際社会に大きな衝撃を与えました。原発の安全対策は自然災害のみならず、テロ対策も重要であることは言うまでもありません。日本の原発の警備体制は、警察の原子力関連施設警戒隊と民間の警備会社によるものです。外国では、日本とスウェーデンを除き、民間の警備会社が警備を担当するとしても、武装しているのが通常です。国会及び政府に対し、下記事項について早急に検討し、実現できるものは早急に実現するよう強く求めるものです。

よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） この中で、原子力発電のテロに対する対策というのは大変重要であるとは思いますが、4番のところに「警察、自衛隊と周辺自治体を加えた防護訓練を実施すること」というふうにあります。具体的にどのようなことを想定されているのか、御存じでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 今回、地震があつて原発がメルトダウンしたということで、日本の危機対応能力がすごく問われていると思います。有事の際には今、原子力発電所は自衛隊によって、重要防護施設に指定されております。有事が発生する危険性が高くなった場合は、内閣総理大臣の命令により自衛隊が出動し、警備に当たることになっておりますが、その一たびなつたときの防護訓練は今、放射能が出たからという部分での警戒。テロにかかわる部分のは想定に入っておりません。そこまで拡大した中での防御訓練は必要だと思えます。

このぐらいでいいでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 項目の中の2番目「自衛隊の任務に原発施設等の警護……」というのがありますが「原発施設等」の「等」は、ほかに何を指しているのか。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 今、テロという部分で言いますと、1項目めにあります成田国際空港警備隊の大きいところと言うと、主要、国と言う大きいところ。今、原発のほうにばかり頭にいておりますけども、防御という部分では、日本は余りにも貧弱なといえますか、民間の、例えば、この福島第一原子力発電所は、日本原子力防護システム株式会社という民間の、筆頭株主がセコムであるわけなんですけども、そこに本警戒程度のことしか、防御システムといえますか、例えばカメラ等を置いて監視するというような形が現状です。

余り新聞とかに出ておりませんが、一般人がキノコ取りで中に入ってきたとか、そういうことが結構あるようなんですけども、そういう中でテロに対してどこまで通用するか疑問な部分が多々あります。

そういった意味で「守る」という部分のことであると、私は思っております。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 全然わかりません。（笑声）

「原発施設等」の「等」とは具体的にどういう施設を指しているのか、具体的に説明ください。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 申しわけありません。

原子力発電所以外にも原子力にかかわる施設があります。最終処分場の関係から、（発言する者あり）原子力最終処分場……。 （「原子力処分場か」と呼ぶ者あり）原子力発電施設ですね。そのことです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、下の1番の「成田国際空港警備隊を参考に」とありますが、この警備隊が原子力発電所の警備に有効になるのかどうか。

それと、4点目の「周辺自治体を加えた防護訓練」ということですが、まだ島根県内においても訓練どころか「避難する場所を定めるのが優先」という知事の発言も出ておまして、また原子力発電所のみならず、火力発電所ですとか、いわゆる発電施設、攻撃された場合にはすべて電気がストップしてしましまして、その原子力発電所だけに警備をするというのはどうかなと思うんですけども、この「周辺自治体を加えた防護訓練」、1番の「成田国際空港警備隊を参考に」という、なぜ参考にするのか。

それと、「周辺自治体を加えた防護訓練」というのがテロ対策に、どういうふうに行われるのか、ていうのをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） まず、「成田国際空港警備隊を参考に」という部分がありますが、これが今、警察の原子力関連施設警戒隊という部分が当たっているわけなんですけども、それ以上に今、ワールドカップがあったときだったと思うんですが、この成田国際空港警備隊、これが機動隊、銃器対策部隊より選抜されているわけなんですけども、今の警察機構でも自衛隊より弱いというか、ちょっと説明になりませんか。（笑声）私も見たわけではないので言えませんし、今回、これを意見書を出す上でちょっと調べたりもしたんですけども、今現在の警備とか、ただ正直言って今の警備体制もよくわかりませんでした。また、わかるような警備体制では、とても守られるわけがないとも感じました。

だから、今ある以上の警備力を備えなければならないと、いうことを出しております。

それと、この防護訓練ですけれども、当然、先ほど言われたように、まだ今回の原子力発電の事故にかかわる部分が日本が、とてもそこも想定してなかったからパニックに陥っているわけで、まさに今からも早い段階からそこまで想定した、テロまで想定したものをつくっておかなければならないための、当然、意見書が出てくれば、当然それだけの防御訓練をしていかないと住民は守れなくなるわけなんで、それを求めるわけですから、今あるわけじゃないんだから、そこは御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宏文君） 1番の「原発等警備隊」は、これは常備でありましょうか。それとも何かあったときに駆けつける非常備か。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 常備です。それだけの体制をつくるべきだということです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 自衛隊員の立場から考えたときに、私、自衛隊に入ったことないんで、これ多分、三浦議員が元自衛隊員だったというところの強い意識であろうと思うんですけども、これですと任務がふえていくわけなんですけども、こういう場合、自衛隊員からしてみたときの意識っていうのは、どういうふうに、あくまでも想定になる、個人的にしか、当然、答えられないということは十分わかるんですけども、自衛隊員が、これを例えば改正されたということになったときの意識は、どういうふうになると想定されます——ちょっと難しい質問ではあるんですけど、ちょっと心情をお聞きしたいなと、思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 自衛隊を離れて30年になるわけなんですけども、当時、私、北海道におりました。当時、30年前はまだソ連も元気でしたんで（笑声）仮想敵国としてのソ連、北朝鮮、中国というものが当時想定されておりました。当時は、北海道が装備とも、人員とも常に充実してましたし、国としても力を注いでおりました。意識も高く、たまたま私がいたところが防大を出た一番若い、全国の若い師団長、一番若い連隊長、一番若い中隊長と、いうことで2年おったわけなんですけども、与えられたものに対してはするというのは、これはもう自衛隊に限らず、消防でもすべてそうだと、私は思っております。

当然、自衛隊の場合、今、仮想敵国が中国にかわってきたので軍備、軍備といいますか資力も南の方に新たな隊がつくられ、北海道を削ってちゅう形になっておりますけども、与えられたことに関しては、その使命は全うするという思いはいまだに変わってないと思いますし、当然個々の隊員にはいろいろな思いがあるかと思いますが、特に最近ではPKO、いろんな部分で外国に出る中で世界の、自衛隊は軍隊ではありませんけども規律等は、自衛隊が世界で一番じゃないかなというふうに、私自身も思っておりますし、そのようにも聞いております。新たなものができて負担になるとか、どうこうとか、いう意識はないと思います。守るためには進んで行くと思っております。

答えになったかわかりませんが、以上です。

○議長（滝元 三郎君） 質疑は、意見書に直接関係するのでお願いをいたしたいというふうに思います。（笑声）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は、テロ行為は絶対に認められない、非人道的なものであるので認められないということは前提の上で、この意見書に反対をしたいんですが、3つの理由で反対をいたします。

まず一つは、今、原発は、実際8割は停止しております。これから国民の世論を高めていって全部廃炉にするという方向に行くべきだと思っております。ですから、テロ対策に向けての自衛隊法を変えるということには、必要はないんじゃないかなというふうに思います。

2つ目ですが、自衛隊と警察または海上保安庁等は、設立の意味というんですか、目的というんですか、そういうものが全く違っておりますし、自衛隊と警察や海上保安庁が連携して共同の訓練を行ったりというようなことは、やるべきではないと思います。その理由についてはまたもう1項目のところで言いますけど、で、テロ対策としての防護なら警察とか海上保安庁そういうものの能力を高めていって、徹底した防護をすべきだというふうに思います。

それから、3項目めですけども、テロ集団が一番ねらうのは、やはりアメリカがかかわるところを一番ねらっていると。それと今、アフガニスタンとかそれから中東のほうで、いろいろテロが起こったりしておりますけども、それはその意見の反対の集団に対してのテロが行われているんですけど、日本に限って見れば、やはりアメリカと一緒に行動して自衛隊が共同の訓練をしたりすること、そのことがテロ集団を刺激し、かえってテロが行われる可能性が強まると思います。

ですので、今、自衛隊が日本全国あちこちで警察とかそれから海上保安庁等と一緒にその訓練等を行っていくような、そういう行動が見られると、やはりそれはほんとにテロ集団がねらう大きな目的を、というか理由をつくってしまうことになると思いますので、防護のためなら私は自衛隊法を改正することじゃなくてやはり警察あるいは海上保安庁の機能を高めるべきだというふうに考えますので、自衛隊法を変えてまでということに対するという、この意見書に対しては反対であります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 反対の立場で意見を述べたいと思います。

まず1番に、自衛隊法を改正ということですが、警備そのものは基本的には警察の業務で現在はなっているというぐあいに思います。

それから、もう一つの観点ですが、今現在の原発施設そのものは、いわゆる企業でございます。国の施設でもないわけであります。基本的には民間の企業ということになります。そういうぐあいになりますれば、当然危険の分は、前段で御説明ございましたように、そういうような危険な場合には、内閣総理大臣の使命でもって命令し、自衛隊が派遣をするということは今、現法でもできるわけでございます。

さっき申し上げましたように、一企業を一つの、今、三浦さんの説明では自衛隊は軍隊ではないという説明でございましたが、私は軍隊だと思っております。それが一企業を守ることになりますと、そうすると民間の企業をそれらが守ると、ような自衛隊法の改正になるわけでありますから、そういった意味では若干問題があるというぐあいに思っております。

それから、先ほどもちょっと質疑の中でございましたが、いわゆる成田国際空港警備隊を参考に、というようなことでございましたが、これらと基本的には、この今おっしゃられるテロ対策に伴う原発施設の警護というのは若干私は違うと、いうぐあいに認識しとるところでございます。

そういった意味で、今、自衛隊法を改正してまで、この原発に自衛隊が直接警備を行うという意見書については、反対でございます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第7号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） （「2、4、6、8、反対多数か。待てよ。2、4、6、7……待てよ。わからん」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。（「2、4、6、8、2、4、6、7、賛成8、反対7……多数じゃ。賛成8、反対7。ほやけ、賛成多数じゃね。多数じゃね。8対7」と呼ぶ者あり）

お待たせをいたしました。起立多数であります。したがって、発議第7号原子力発電所の警備に関する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第17. 発議第8号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第17、発議第8号サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきまして、提案理由の説明を求めます。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 今回の12月議会において、同僚議員の一般質問の中にもありました、サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書（案）です。

サイバー攻撃は、国際法で禁止されております。10月25日付朝日新聞が報じた、衆議院へのサイバー攻撃は、最初に感染した衆議院議員のパソコンは、強制的に中国国内のサーバーに接続させられ、ほかのパソコンへの侵入を促す不正なソフトをダウンロードさせられていたようです。このサイバー空間で、中国がアメリカ政府を初めとして西側諸国の政府、また技術力を持つ企業を標的にしているというのが一般的な認識だと思っております。ネットで情報を盗む行為の4分の1強は中国からのものと言われております。

よって、政府及び国会に対して、下記の事項について積極的に実現を図り、サイバー攻撃に対する国民の安心・安全を守るよう強く求めるものです。

よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、発議第8号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発議第8号サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第18. 発議第9号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、発議第9号議員定数等調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本議案につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきまして、提案理由の説明を求めます。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） それでは、発議9号に対して説明させていただきます。

この津和野町の人口にいたしましても、人口率が11.4%と高い水準になってきております。また、シミュレーションで見ますと、2020年には6,000人台になるのではないかと、というような数字があらわされております。

そうした中におきまして、我々、今現在の議員の任期もあと2年数カ月であるわけがございます。そうした中の社会情勢等いろいろかんがみまして、議員定数というのは一回審議しなくてはいけないだろうというような思いで今回議会運営委員会におきましてどうでしょうかというような形のものも提案させていただきました。その中におきまして、お手元の資料のように多数の方々がその提案に対して賛同いただいとるわけがございます。そのような思いの中から今後議員定数等についていろんな形のもので審議し、それを今度の改選時等に対して役立てればというような思いがありまして、発議したものでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私も議運のメンバーであり、議運でこのことは話し合われたんですけど、そのときも理由は申し上げましたが、反対の立場で討論いたします。

議員の、現議員に、現在の議会のこの議員については、議員定数改正されて選挙されたばかりで、今、それが続いておりますが、それでまた、さらにすぐ議員定数を変えること、必要がないと思いますので、特別委員会を設置する必要はないと思っております。私は今の議員よりも、さらにその定数を減らすということも反対ですので、今から議論されるということになると、これ、減らすか現状でいくかという議論になると思いますから、私は、議員定数削減については反対ですから議論する必要はないと思います。ですので、特別委員会設置については、反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 議員の定数につきましては町民の方からもいろんなお声を聞いております。

人口に対して議員の定数、また定数のみならず、今の議会の内容について、いろいろなものをさまざまな角度から現在の町として、またいろいろなものを参考にしながら検討をしていくということには大変意義があるものだと考えております。この中で、決して今、減らせとか、ふやせとか、現状でとか、そういう話ではなく、今から、この町の現状に照らしてどのようにしていくかということを検討していくということは、大変大切なことだと思いますので、この件につきまして、賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第9号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発議第9号議員定数等調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

特別委員会の正・副委員長の選任をお願いをいたしたいと思います。

これより暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時33分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続いて本会議を再開いたします。

先ほど、休憩中に特別委員会の正副委員長を選任をいただきました。委員長に沖田守君、副委員長に板垣敬司君がそれぞれ選任されましたので、御報告をいたします。

それではここで、選任されました委員長よりごあいさつを受けたいと思います。15番、沖田守君。

○議員（15番 沖田 守君） 15番、沖田守であります。特命を受けましたので引き受けをいたしますが、私は元来、前回のこの議員定数特別委員会では、記憶で3名であったと思いますが、当時18名を12名というような提案もした一人でもありますので、現下の状況を考えるとこの特別委員会は非常に大事な委員会であると、このように認識をいたします。で、これは私の個人的な見解であります。本来であれば、議長が議員定数削減についてと言って有識者に諮問をかけて、その答申をかけるぐらいの気構えがなければならぬというのが私の見解であります。せっかく議会でも論議をしようということですので、不肖、まとまるかまとまらんか、どうなるかは一切わかりませんが、役を務めたいと、このように存じます。

以上であります。

日程第19. 経済常任委員会の請願審査報告について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第19、経済常任委員会の請願審査報告について、側溝整備に関する請願書についてを議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。2番、村上委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは、経済常任委員会請願審査報告をいたします。

平成23年第6回9月定例会において付託された請願を審査した結果、次のとおり決したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、第3号、付託年月日、平成23年10月6日、件名、側溝整備に関する請願書、審査結果、採択。

委員会の意見、別紙であります。1、審査事件、側溝整備に関する請願、本請願は、後田、橋北地区うちの5路線の側溝が古く、側壁、側板の損傷や道路幅員が狭いことによる離合困難の解消のための側溝整備改良工事をしていただきたいとの趣旨で提出されたものである。2、審査年月日及び出席者、審査日、平成23年11月7日月曜日午前9時より、出席者、経済常任委員会5名及び議長、伊藤建設課長。3、審査方法、机上審査及び現地調査。4、審査結果、殿町官場丁線、万丁線、戎天神線、今市鍛冶屋町線、板割町線の側溝は、現地調査を実施したところ、傾きやひび割れによる損傷が多く見られた。この地区には病院や工場の駐車場等があり交通量も多く、車の離合時の安全確保のため、また、側溝の面している建物や道路への侵食を防ぐためにも、側溝整備が求められる。殿町官場丁線の側溝では、「かんば」と呼ぶ者あり）済みません、殿町官場丁の側溝では、底の側面のコンクリートが打ってない場所もあり、家の道路に面する側壁に侵食が見られるため、特に早急な整備が求められる。その他の側溝は、年次計画にて改良が急がれる場所から順次行うべきである。

以上、本委員会は全員賛成で本請願を採択すべきと決した。津和野町議会議長滝元三郎様、経済常任委員会委員長村上英喜。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、本請願について質疑に入ります。質疑はありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 1点ほど聞きます。

5路線というのは、先ほどの報告書の中に載ってわかりました。今回、請願審査ん中에서도ろもろ書いておる、直さなくては行けないと、傾き、ひび割れ等があるというような報告をされております。総延長的に何メートルぐらいが整備が早急に望まれるという、長さ的なものが、もし調査しておられればお知らせ願いたいと思います。（発言する者あり）（「ええと議長」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） この殿町線は、議員もよく御存じだと思いますが、距離も長くて5路線が交わっているということで、正確な距離については調査しております。（「（ ）」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） はい。（「とりあえずの」と呼ぶ者あり）ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 新町線では、妙寿寺の前等2カ所ほど石垣が残したままに、溝がそのままに残っておりますけれども、そのようなことも検討されたんでしょうか。（「いいえ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） その件についても、調査はしていません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。本請願は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、側溝整備に関する請願書については、委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

日程第20. 総務常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長（滝元 三郎君） 日程第20、総務常任委員会の所管事務調査中間報告についてを議題といたします。

総務常任委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、総務常任委員会の中間報告を受けることに決定をいたしました。

委員長の発言を許します。3番、総務常任委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 総務常任委員会所管事務調査中間報告書。平成23年第6回9月定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第47条第2項の規定に基づき、別紙のとおり中間報告をいたします。

1、調査事件、津和野町の防災対策の現状について。2、調査の目的、地震、豪雨等の自然災害が多発している中、当町における防災体制や緊急避難場所等の調査を行い、避難対策や防災意識の向上を図り、議会活動に資するため。3、調査の経過、第1回、日時、平成23年11月21日月曜日午前9時から、場所、津和野町役場日原第2庁舎委員会室及び現地、出席者、総務常任委員4名、滝元議長、総務財政課より島田課長、楠主任主事、欠席者、道信委員。地域防災計画に示されている避難場所の現地調査。第2回、日時、平成23年11月24日木曜日午前9時から、場所、津和野町役場日原第2庁舎委員会室及び現地、出席者、総務常任委員4名、滝元議長、総務財政課より土井課長補佐、楠主任主事、欠席者、道信委員、地域防災計画に示されている避難場所の現地調査及び聞き取りによる机上調査。4、調査中間報告、地域防災計画に示されている避難場所、日原地域45カ所、津和野地域71カ所、すべての現地確認をいたしました。

別添資料のとおり、河川に隣接した場所で平家建ての施設、急傾斜地崩壊危険区域にあるもの、さらに側溝等危険が予測されるものや一般住宅より低地にあるもの等の箇所が相当

数見られる。また、地理的に見て避難者確認等の上から、避難場所の集約化を図ることが適切と思われる箇所も見られる。山間部の避難場所においては適切な場所はほとんどなく、一定の連続雨量に達したとき、安全な避難場所へ早目の移動が必要である。CATVデータ放送で掲載されている避難場所については、自然災害に対する地域防災計画上の避難場所と、国民保護上の避難場所が混在している。また、風水害と地震では想定される避難場所が異なるため、区分しておく必要がある。避難所については、近年、予想をはるかに超える豪雨災害等が発生していることもあり、一時避難所と、町が開設する指定避難所の区分けの作業中である。今後、土砂災害を想定した内容を盛り込んだハザードマップを、年度内をめどに配布できるよう準備を進めている。避難場所の指定については、地元からの要望に対して所有者の理解が得られるなどの条件が整えば、指定または削除に向けて随時取り組んでいる。災害時における情報伝達手段については、CATV、告知端末、屋外ラッパを含む、を活用している。今後は、情報伝達手段の多様化への取り組みとして、コミュニティーFMを整備することも検討している。

以上、津和野町防災計画資料による避難場所について、現地及び机上調査を行った結果、防災計画の各内容や町民の自主防災組織の実態調査も必要であることから、継続調査とすることに決した。平成23年12月14日、津和野町議会議長滝元三郎様、総務常任委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第21. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第21、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。8番、青木委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） それでは報告をいたします。文教民生常任委員会所管事務調査報告書。平成23年第6回9月定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、別紙のとおり報告いたします。

1、調査事件、津和野町の福祉行政について。2、調査の目的、津和野町における福祉行政の現況を把握することにより、広範囲にわたる福祉対策に向けての判断資料に資するため。3、調査の経過、第1回、日時、平成23年10月13日木午前9時30分より、場所、津和野町民センター研修室、出席者、文教民生常任委員会委員5名、右田福祉事務所長、和

田次長、赤松次長、聞き取り調査による机上調査。第2回、日時、平成23年11月10日木曜午後1時30分より、場所、津和野町民センター会議室、出席者、文教民生常任委員会委員5名、右田福祉事務所長、和田次長、村田次長、聞き取りによる机上調査。4、調査の概要、津和野町社会福祉行政の現状について、(1)津和野町福祉事務所について、福祉事務所は、社会福祉法第14条に規定されているもので、福祉6法、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関である。都道府県及び市は設置義務があるが、町村は任意とされている。本町は、平成20年4月1日より島根県からの移譲を受けている。(2)福祉事務の設置状況、箇所数は都道府県で214、市で992、町村で38、計1,244。参考として、福祉事務所設置町村数は、奈良県1、大阪府1、三重県1、岡山県3、広島県8、鳥取県9、鹿児島県2、島根県13。(3)主たる調査の対象行政、業務の内容については、事務報告書並びに決算審査資料によって既に報告されているところである。ここでは、特に問題と思われる児童福祉法に関する業務と、生活保護法に関する業務を中心に調査をした。①延長保育と学童保育について、近年、生活環境の変化に伴い延長保育及び学童保育のニーズが高まっており、それに対応するための要員が十分でなく、そのほとんどは臨時職員で対応している。したがって、それに伴い時間外勤務も増加している。保育基準については、ゼロ歳児が3人に1人、1から2歳児が6人に1人、3歳児が20人に1人、4歳から5歳児が30人に1人となっております。延長保育数と学童保育数及びパート保育士数を見ますと、木部保育園で学童保育数が15、パートの保育士が1、畑迫保育園で延長保育3、学童保育数が40、パート保育士が2名、直地で0、29、2、日原保育園で6、0、4、青原保育園で3、237、3、計、延長保育数が12、学童保育数、延べ人数ですが321人、パート保育士は総計で12人でございます。保育士の勤務実態、基本的には8時30分から17時15分であるが、パート保育士を含めたローテーションがそれぞれの保育所において組まれており、延長保育等に対応するため、7時から17時の時間帯の中で、7時間45分の勤務時間を選択をしている。放課後児童クラブの設置、児童福祉法第21条の規定に基づく放課後健全育成事業の一環として位置づけられているもので、保育園及び児童館で実施されている津和野町学童保育事業とともに、いわゆる学童保育として津和野小学校と日原小学校に設置されている。利用者はそれぞれ8人と11人である。平成19年度から、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業とあわせて、放課後子どもプランとして取り組まれている。②要保護児童対策について、この対策については、津和野町要保護児童対策地域協議会によって対応されているが、要保護児童に関する情報の共有には限界があり、それぞれの関係機関の努力に負うところが多い。対象保護者数は約30人である。③生活保護行政の現状について、平成20年4月、福祉事務所開設以後、生活に困窮する住民に対する支援と生活保護を行っている。生活保護上の現業については、2名で担当している。生活保護の基準、厚生労働大臣が地域の生活様式や物価等を考慮して、市町村単位で6段階に分けられている。本町は3級の2の基準額表で

算定されている。適用に当たっては、無差別平等の原則、補足性の原則、申請保護の原則、世帯単位の原則の4つの原則に基づいている。生活保護の現状、近年、全体として保護世帯数は減少の傾向にあるが、景気の低迷による働く場の不足から、生活相談があらわれている。平成23年3月31日現在の被保護世帯数60、被保護人員77人で、扶助費は1億1,558万5,681円が出されている。保護を受けてる者と受けてない者との均衡が保たれないような事例が出てきている。都会地域で取りざたされているビジネス的な申請は今のところない。ケースワーカーとして2名が担当しているが、被保護者との距離が近いことでの業務の困難性がうかがえる。また、精神的な負担も大きい。(4)その他の問題点について、相談業務は多岐にわたり、特に夜間の対応も多く精神的な負担も大きい。雇用形態による賃金格差があり、現場を担当する業務では不満がくすぶっている。民生児童委員に対する情報の提供は、基本的には年1回の住民基本台帳上のものでタイムリーな提供になっていない。民生児童委員組織の活動は、地域的に異なっており、組織に対する指導力が発揮されていない。5、調査意見、福祉事務所の業務は、関係機関との連携が必須である。したがって、情報の提供や指導力の発揮とともに、この関係機関との連携が強く求められる。生活保護について、申請手続や相談に関する事項等、住民への周知を徹底する必要がある。学童保育は、地域で体制が異なっており、子供の居場所づくりについての基本的な議論が必要である。保育園における人員配置や雇用形態についての検討が急がれる。福祉事務所の業務は、性格的に精神的な負担の多いものであり、職員のメンタルヘルスの十分な対策が求められる。生活保護にかかわる職員の計画的な養成と配置が望まれる。今後の保育園のあり方については、民営化も視野に入れた検討が必要である。平成23年12月14日、津和野町議会議長滝元三郎様、文教民生常任委員会委員長青木克弥。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 1点、お聞かせいただきたいと思いますが、延長保育と学童保育のところで、青原保育園の学童保育数は他の保育園に比べて237人、延べ日数、延べ人数というところでも掲げてありますが、青原の保育園は特にその周辺の保護者の方の強い思いなのか、これはあれですか、平日の放課後なのか、長期春休みとか夏休み、冬休み、そういったところもあるのではないかと思います、その辺について最後のところの委員長所見にもありますが、子供の居場所づくりについて基本的な議論が必要というようなことで注釈しておられますが、この辺について調査されておられればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） 青原保育園が、特にこの中で延べ日数、延べの人数が多いというのは、地理的な条件が一番大きいというぐあいに伺いました。つまり、津和野町から益田のほうへ保護者が出かけられまして、帰られます。そういったとこに学童保育

の子を預けるということが一番大きな要因だというぐあいに言われておりまして、それから、夏休み、春休みというようなことも質問にございましたが、それを含めた延べ人数であります。

それから、子供の居場所づくりについての基本的な議論というのは、放課後児童クラブのところにも若干述べましたが、これは文部省の所管の、いわゆる推進事業と福祉法によるものと、これ混在をいたしております、そういった意味で、現在は津和野町の場合は学童保育が津和野町——ここでも述べておりますし、津和野小学校と日原小学校に2つ設置されてございますが、他のところは保育園がかわってやっております。この保育園がやっているので、いわゆる福祉法上のものがございます。したがって、基本的な、どっちが、今の学童保育が正しいのか、そういった議論が基本的には必要だという意味でございます。現在も、文部科学省の所管のものと福祉がその上に乗っかっておりまして、いわゆる子どもプランというプランが現在では進行中でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 福祉行政ということで、さまざまな、多岐にわたる行政があるわけなんです、最終的には人と人とのかかわりのある一番重要な場所だと思います。職員のメンタルヘルスの十分な対策が求められるという委員長報告ですが、また生活保護のかかわる職員の計画的な養成、これは生活保護のみならず、要保護児童に対する職員にもそうですし、さまざまな福祉分野に関してはすべて養成、今後、いろんなキャリアをつけていかないといけないと思うんですが、そういった研修などに参加されているといった調査はされておられますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 青木委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） 今の福祉行政そのものが、いわゆるメンタルな部分が突起しているわけではありませんが、今、議員御指摘のように、いわゆる生活保護行政、いわゆる現業の部分でございますが、これにはいろいろな外に出されない情報、そういったものを抱えなければなりません。いわゆるケースワーカーの場合でございますが、そういったものを含めて、大変にそれが長く続くと非常に精神的に負担がかかってくる。現在も、本町の場合には1名の長期休暇を出された方がいらっしゃいますが、それがそのとおりだというわけではありませんけども、そういうことが当然出てくると。特に、福祉の問題につきましても生活保護だけではなくて、いわゆる介護の問題につきましても、それから社会福祉協議会がやっております居宅サービスにいたしましても、なかなか表に出されない情報というのが、その現場にかかわる職員にかかった、そういう意味でございます。したがって、このメンタルなものをどう保護し、あるいはその大きな職責から、どういいますか、守っていくかといった部分は、これは町全体の問題になりますし、したがって、意見のところにも書いてございますように、生活保護だけではなくても、そういうふうなメンタルにかかわる負担の大きい職種については、計画的な養成といったものが非常に大事になってくるということだと思います。

それから、研修につきましては、今も本町の場合も定期的にそのような研修を受けておりますし、それから上部団体であります県あるいは国のほうにも派遣しながら、逐次マンツーマンでも指導を受けているということを聞いてございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 3ページの（4）で、その他の問題点の中の2番目に書いてあります雇用体系による格差があるということで、不満がくすぶっているという報告がありますが、これは調査の中で職員からの意見があったのかどうか、どこからこういった不満があるという調査をしたのか、お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 青木委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） これは、具体的には保育園関係の雇用形態でございます。この雇用形態の中には、いわゆる臨時職員と嘱託職員、それから正職員がおります。その中で、現業部分では延長保育等々がかかわってまいりますのと、それぞれその形態の時間の中に、同じ業務を、正職員であろうと臨時であろうと嘱託であろうとやらなければなりません。が、同じ職務というぐあいには言いながらも、賃金は変わっておりますから、当然そのような不満が出るわけだというぐあいに思います。ただ、雇用形態が違うのは、そのことについて自分が差異を受けておるわけですから、当然理論的には賃金の納得のもとにその職務を遂行するわけですが、ただ現実はなかなか、同じ業務をやっとなのに何で私はそんなに安いのと、こういうことが出ると。この調査は、今の職員間の、いわゆる統括している福祉事務所の職員と、それから現場の職員と、いろいろな話の中、あるいは雑談の中でもそういうものがうかがわれるということを聞いたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 1点お聞かせ願いたいと思います。福祉事務所は町村においては任意で設置できるということで、全国の設置数を見ましても町村が38ということで、私はえっと思ったんですが、1府7県での設置だけというようになってます。本町においては、20年の4月の1日にこの福祉事務所を設置されて、今日まで来とるわけですが、このたび調査を行われた結果、本町においては福祉事務所を設置したおかげで、もろもろ、いろいろ問題点はここに提議はしてありますが、いわゆる一層進んだとお考えか、それともやや時期尚早だったかなとお考えか、お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 青木委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） 今の点については、委員長がみずから時期尚早だったかどうかだったか、その判断を述べるわけにはまいりませんが、現況を調査しておるわけですので、現況について私が移管を受けたときに、他の町村、あるいは全国でどの程度かなということも含めて調べた結果、この結果、数字で見られたらわかるように、町村では島根県が特出で大きかったということでございます。したがって、この点については今後の、今の成果あるいは問題点等を整理しながら慎重に審査しなければならないというぐあいに

は思っておりますけれども、現行法上の問題では、設置必至、いわゆる必置義務というのがありますが、そういうものにはなっていないということであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第 2 2. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第 2 2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付いたしました、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第 2. 議案第 1 2 3 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、先ほど保留としておりました日程第 2、津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部。執行部、特に説明がございませうか。教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 大変御迷惑をかけて、申しわけなく思っております。

お手元のほうにお配りした図面をもとに、また、先ほど回答がまだ保留になっていた部分も含めて御説明をさしていただけたらと思います。

1 枚目の資料が、配置図であります。倉庫の設置場所として真ん中上部のところに雲形で文字を囲ってありますけれども、あの四角の位置のところに倉庫を設置する予定であります。面積につきましては 3 1. 1 4 平米であります。1 枚めくっていただきまして平面図のほうであります。大きな、工事費のウエートを占めます屋根の面積であります。右側の上部の図面のところが屋根の位置になります。その真ん中あたりに雲形で囲ってあります面積が、塗装の面積となります。屋根面積で 7 8 6. 6 平米、下屋根が 9 0. 0 平米という面積になります。それから、屋根の塗りですが、これは 2 回塗りを行う予定であります。あと、変更点につきましては、小さいもので左の下の図面のところで、それぞれ雲形で囲ってありますものについて修繕等が入っております。

それから、予算の関係であります、予算につきましては、当初の設計の金額に明許繰り越しをしておる工事予算と合わせまして工事の予算額としております。全体が明許繰り越しの工事でありますので、その予算の枠の中で変更を行うということでもあります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） それでは質疑を続けます。質疑がございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 1枚目の配置図のほうでございますが、これ見ますと、ここに明らかに倉庫増設工事と書いてございます。表記してございます。それで、網がかかった、要するにべた網のところが今回の工事対象建物ですと、こうなっておって、明らかに場所が、そこが別な場所になっておるので、私が心配するのは、今も説明がございましたが、繰越事業で安全・安心な学校をつくる交付金事業にすべてが、これ包括されるのか、要は会検でも通るのかということを心配するのですが、どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 工事費全体のうちの補助金部分が、正確な数字を、ですか、3,300万円か——違うね、3,176万2,000円ですか、補助金部分についてはそうなっておりますので、工事全体の起債部分につきましては、補助金該当ならない部分の工事も含めて計上しておりますので、その部分の費用の中で消化ができるように判断をしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑ありますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 一般競争入札を取り入れての入札の結果、本年23年の9月の30日に入札が施行されて、そして工事が始まったと、こういうことではありますが、そこで入札は町内の業者に限ると、このようなことが定められて説明もちょうだいしております。そこまでは非常に結構だと思うんですが、要は、元請、下請の関係が、前回教育長の説明の折に若干注文をつけておりますが、答えられる範囲内で結構でありますので、町内業者がどの程度の割合で施工にかかわるとかをお尋ねをしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長職務代行者。

○教育長職務代行者（世良 清美君） 今回の工事につきましてはの下請業者の割合であります、実際に下請業者として工事執行を行っておりますのが19業者、対象の業務によってあります。そのうち5つのものについて、町内の業者を指定をして下請を行っておるといふうに聞いております。

ちなみに、残りの12業者につきましては益田が本拠地になってます。それから、1業者については浜田市が本拠地、で、もう1業者につきましては広島県の呉市が本拠地になっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第123号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第123号津和野小学校屋内運動場耐震補強及び改修工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。以上をもちまして会議を閉じます。平成23年第8回津和野町議会定例会を閉会をいたします。お疲れでございました。

午後3時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員